

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月11日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
11. 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （平成30年度志布志市一般会計補正予算（第3号））	20
12. 日程第6 議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
13. 日程第7 議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について	25
14. 日程第8 議案第54号 土地改良事業の変更について	28
15. 日程第9 議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	29
16. 日程第10 議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	32
17. 日程第11 議案第57号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	33
18. 日程第12 議案第58号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	34
19. 日程第13 議案第59号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	34
20. 日程第14 議案第60号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	35
21. 日程第15 議案第61号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第2号）	36
22. 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37
23. 散 会	38
第2号（9月12日）	
1. 議事日程	39

2. 出席議員氏名	40
3. 欠席議員氏名	40
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	40
5. 議会事務局職員出席者	40
6. 開 議	41
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	41
8. 日程第2 一般質問	41
小野 広嗣	46
野村 広志	64
小辻 一海	81
岩根 賢二	99
9. 散 会	112

第3号（9月14日）

1. 議事日程	113
2. 出席議員氏名	114
3. 欠席議員氏名	114
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	114
5. 議会事務局職員出席者	114
6. 開 議	115
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	115
8. 日程第2 一般質問	115
尖 信一	115
丸山 一	132
南 利尋	144
久井 仁貴	159
9. 散 会	180

第4号（9月18日）

1. 議事日程	181
2. 出席議員氏名	182
3. 欠席議員氏名	182
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	182
5. 議会事務局職員出席者	182
6. 開 議	183

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	183
8. 日程第2	一般質問	183
	平野 栄作	183
	八代 誠	202
	持留 忠義	212
	鶴迫 京子	220
9. 散会		237

第5号（9月19日）

1. 議事日程	238	
2. 出席議員氏名	239	
3. 欠席議員氏名	239	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	239	
5. 議会事務局職員出席者	239	
6. 開議	240	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	240
8. 日程第2	一般質問	240
	小園 義行	240
9. 散会	260	

第6号（9月28日）

1. 議事日程	261	
2. 出席議員氏名	262	
3. 欠席議員氏名	262	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	262	
5. 議会事務局職員出席者	262	
6. 開議	263	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	263
8. 日程第2	議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	263
9. 日程第3	議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について	264
10. 日程第4	議案第54号 土地改良事業の変更について	265
11. 日程第5	議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	267
12. 日程第6	議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	276

13. 日程第7	議案第57号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	277
14. 日程第8	議案第58号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)	278
15. 日程第9	議案第59号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号) ..	279
16. 日程第10	議案第60号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)	280
17. 日程第11	議案第61号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第2号)	281
18. 日程第12	議案第62号	工事請負契約の締結について	282
19. 日程第13	報告第2号	平成29年度志布志市健全化判断比率について	284
20. 日程第14	報告第3号	平成29年度志布志市資金不足比率について	284
21. 日程第15	認定第1号	平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	285
22. 日程第16	認定第2号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	288
23. 日程第17	認定第3号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	288
24. 日程第18	認定第4号	平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	288
25. 日程第19	認定第5号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	288
26. 日程第20	認定第6号	平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	288
27. 日程第21	認定第7号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	288
28. 日程第22	認定第8号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	288
29. 日程第23	認定第9号	平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について ..	288
30. 日程第24	議案第63号	平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について	293
31. 日程第25	議員派遣の決定	294
32. 日程第26	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	294
33. 閉会		294

平成30年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月11日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程
12日	水	本会議	一般質問
13日	木	休 会	
14日	金	本会議	一般質問
15日	土	休 会	
16日	日	休 会	
17日	月	休 会	敬老の日
18日	火	本会議	一般質問
19日	水	本会議	一般質問（午後）
20日	木	委員会	常任委員会
21日	金	休 会	
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	秋分の日
24日	月	休 会	振替休日
25日	火	休 会	
26日	水	休 会	
27日	木	休 会	
28日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 平成29年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて
議案第52号	志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号	志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	土地改良事業の変更について
議案第55号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第56号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第58号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第61号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	工事請負契約の締結について
議案第63号	平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
認定第1号	平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
報告第2号	平成29年度志布志市健全化判断比率について
報告第3号	平成29年度志布志市資金不足比率について

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 防災・減災対策について	<p>(1) 昨年の9月定例会において、九州北部豪雨災害を受け、我が地域での認識と対応について質問し、提案等も行ったが、その後の取り組みと今回の平成30年7月豪雨災害を受けての本市の今後の防災・減災対策の在り方について問う。</p> <p>(2) 大阪北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、文部科学省は「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」を依頼している。本市での学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保について問う。</p>	市長 教育長
	2 バイオガスプラントの活用について	<p>(1) 北海道の鹿追町では、国内最大の家畜ふん尿処理施設が稼動しており、そこから製造されるエネルギーの一日の発電量は、一般家庭450戸分の電気使用量に相当する。バイオガスを化石燃料の代替として使用することでCO₂をはじめとする温室効果ガスが削減され、処理過程で生産される消化液は環境にやさしい高品質の有機質肥料となり、還元されている。家畜ふん尿の悪臭対策や環境の改善も図られ、余剰熱は売電の他、新たな事業にも結び付いており、地域経済の活性化、新たな雇用を創出し、見事な循環型社会を形成している。本市でもこういった取り組みを参考にしながら、畜産基地としての本市特有のバイオガスプラントの活用に取り組む考えはないか問う。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野広嗣	3 中心市街地の活性化について	(1) 中心市街地の活性化に向けた本市の今後の方向性について示せ。特に、活性化のための市内の人的体制と基本計画の作成、駅周辺の整備、空き家・空き地・空き店舗対策、商店街の無電柱化等について問う。	市 長
	4 食品ロス対策について	(1) 年間食料生産量の3分の1が捨てられる食品ロスへの取り組みが全国で広がっている中、一昨年の6月定例会で本市の食品ロス対策について質問した。本市のその後の食品ロス削減対策の現状と周知徹底を提案した「30・10（さんまる・いちまる）運動」の更なる推進について問う。	市 長 教 育 長
2 野村広志	1 国際物流拠点志布志港の高まる可能性について	(1) 市長自らが考える志布志港の将来ビジョンについて、「港湾機能の強化」、「まちづくり」、「市民目線」のそれぞれの観点から、思いを示せ。	市 長
		(2) 志布志港からもたらされる経済波及効果について、どのような分析がなされているのか問う。	市 長
		(3) 国際バルク戦略港湾としての整備が動き始めているが、国や県は、国内重要港湾として今後の志布志港をどのような役割や位置付けで見ているのか問う。	市 長
		(4) 鹿児島県における「農林水産物輸出促進ビジョン」～攻めの農林水産業の実現に向けて～の策定を受けて、志布志港を中心とした物流機能強化が、今後更に求められると思う。そこで、国や県の政策を踏まえた中で、港湾を抱える地元自治体としての考えを問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 野村 広志	1 国際物流拠点志布志港の高まる可能性について	(5) 今後、志布志港が農林水産物の輸出港として更に飛躍するために真に必要な、輸出に至るまでの手順や、インフラ等の整備のための施策や戦略について問う。	市長
3 小辻 一海	1 郷土芸能・祭りの保存、継承と振興について	(1) 高齢化や人口減少などにより、伝統的な郷土芸能や祭りが各地で無くなりつつある。市内の現状と次世代への継承、保存に向けた取り組みについて問う。	市長 教育長
	2 観光行政について	(1) 本市の地域活性化やまちづくりに最重要となる観光行政について、今後どのように取り組む考えか、以下の点について問う。 ① 歴史のまちづくり事業について ② ダグリ岬周辺の整備について ③ JR志布志駅舎等整備事業について	市長 教育長
4 岩根 賢二	1 インターチェンジの名称について	(1) 2020年に供用開始が予定されている東九州自動車道の本市内のインターチェンジについて、独自の名称を提案する考えはないか。	市長
	2 運転免許証自主返納支援事業について	(1) 現在のタクシー利用券交付の他にも支援策は考えられないか。	市長
	3 本庁舎移転について	(1) 「本庁舎移転検討委員会」では、今までにどのような項目について協議したか。 (2) 「移転」の時期をいつ頃と想定しているのか。 (3) 市民への説明の場を早い時期に設けるべきではないか。	市長 市長 市長
5 尖 信一	1 観光特産品協会の在り方について	(1) 本市は特産品や観光の振興に向けて、協会をどのように位置付けているのか。また、今後どのように連携をしていくのか問う。 (2) ふるさと納税の一部委託業務を担っているが、現状を最適な委託方法と考えているのか問う。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 尖 信一	2 志布志城の再興について	(1) 志布志の山城について、部分的にでも短期間のうちに再興する考えはないか問う。 (2) 滞在型観光を図るための山城を整備し、他の自治体と連携して本市の観光資源を最大限に利用して、観光入込客の獲得を図るべきと考えるが、見解を問う。	市長 教育長 市長
	3 防災対策について	(1) 現在の防災対策で万全なのか、想定外を排除した計画となっているのか問う。 (2) 津波避難対策としての避難タワー建設の具体的な進捗状況について問う。 (3) 避難訓練が行事化しており、より現実に即した避難訓練になるよう、昼夜を問わない避難訓練の実施を検討すべきと考えるが、見解を問う。	市長 市長 市長
	4 上町通りの活性化について	(1) 公約で本庁機能の一部を志布志支所へ移転することで、商店街の活性化を図るとしているが、志布志支所周辺の各自治会が管理する街灯をLED等に変更することで、負担軽減を図る考えはないか問う。	市長
6 丸山 一	1 外来生物の駆除について	(1) 近年、市内各地において外来生物のハリビユ（とげ草）、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）、キオビエダシャク、アカミミガメ（みどり亀）の大発生が見られる。駆除に取り組むべきと考えるが、見解を問う。	市長
	2 ブロック塀等の安全対策について	(1) 大阪市内の小中学校敷地のブロック塀が地震により倒壊し、小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生したが、市内の公的施設の調査とその対応は進んでいるのか問う。	市長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 丸山 一	2 ブロック塀等の安全対策について	(2) 市道等でブロック塀等が、緊急車両の通行の妨げになっている箇所や、倒壊の危険性がある箇所を把握しているか問う。	市長
7 南 利尋	1 環境の保全管理について	(1) 地域においては、自治会単位での草払い等の景観保全が困難になってきている。市は景観維持・保全に向け、どのように考えているか問う。 (2) 港湾地区における環境整備について、市民の声や現状を関係機関で共有し、対応できる体制が必要ではないか。	市長 市長
	2 安全対策について	(1) 先日、港湾地区において交通死亡事故が発生したが、関係機関と連携した安全対策が必要ではないか。 (2) アピア前の市駐輪駐車場において、月2回の資源ごみ収集が行われているが、頻繁に行き交う人や車に対する安全対策は万全か。 (3) 市内の防犯カメラの設置状況について問う。	市長 市長 市長
	3 観光振興について	(1) ダグリ岬周辺は、観光振興計画において重点地域に位置付けられているが、危険箇所や景観の悪い箇所が散見している。早期に改善すべきではないか。 (2) 観光入込客120万人に向け、港を生かした観光地整備は考えられないか。 (3) 観光客のニーズは多種多様であり、思いも寄らないツアーが人気となることもある。本市でも既存施設を活用し、新たなツアーを検討すべきではないか。	市長 市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 南 利尋	4 移住定住対策について	(1) 元気なまちづくりには、若者の移住定住が必要不可欠である。本市の現状に魅力を感じないという若者の声を多く聞くが、移住定住策の一環として、若者の意見を聞き、施策の参考にするような仕組みづくりに取り組む考えはないか問う。	市長
8 久井仁貴	1 志ふれあい交流館について	(1) 志ふれあい交流館はどのような目的で造られたのか問う。あわせて現在の活用状況を問う。	市長
	2 市立図書館について	(1) 市立図書館の有効活用、利用者の利便性向上を図るため、パソコン等を持ち込んで使用できる環境、スペースの確保はできないか問う。	市長 教育長
	3 有害鳥獣対策について	(1) 本市における有害鳥獣による被害状況を問う。あわせて有害鳥獣による被害を減少させるための対策について問う。	市長
9 平野栄作	1 環境行政について	(1) 本市では、「志布志市ポイ捨て防止条例」が制定されており、市の責務として「市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない」とあるが、以下の点について問う。 ① 不法投棄の現状と本条例違反の該当件数を示せ。 ② 事業者へも責務を課しているが、具体的にはどのようなものがあるのか。 ③ 取り組みから10年以上が経過したが、新たな施策の検討も必要ではないか。 (2) 小中学校における環境学習の現状と成果をどう認識しているか。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9 平野栄作	2 指定管理施設の運営について	(1) 志布志市開田の村管理組合は、指定管理者として開田の里公園と農業歴史資料館等の管理運営を行っているが、他の指定管理者はNPOや公益財団、社団法人、社会福祉法人、有限会社、株式会社などである。今後安定的に継続性を持たせ、施設の持つ特性を生かした活動をこれまで以上に広く展開するには、NPO化も必要と考えるが見解を示せ。	市 長 教 育 長
	3 地域活性化への取り組みに対する支援策について	(1) 志布志港を中心に、港の周囲は今後相当規模の発展が期待されるが、その後背地においては自治会の少子高齢化をはじめとするあらゆる問題が山積している。各地区では地域活性化を目指し、地区毎の特性を生かした取り組みも重要になっていくと思う。これらの取り組みに対して、市はどのようにバックアップしていくのか。	市 長
10八代 誠	1 雇用について	(1) 本市の雇用創出状況及び就業の実態について問う。 (2) 厚生労働省が示す「平成30年度地域別最低賃金改定状況」、総務省が示す市区町村「ラスパイレース指数及び平均年齢・平均給与月額等」の数値について、市長の見解を問う。 (3) 本市でも労働現場においては外国人技能実習制度により、外国人実習生を受け入れている農家が増加している。国に対して、外国人実習生を受け入れられる職種の拡大などの「特区」を提案する考えはないか問う。	市 長 市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11持留忠義	1 茶業振興について	(1) 緑茶の販売価格は消費の停滞により依然として厳しい状況にある。そこで、リーフ茶、ドリンク類・インスタントティー、てん茶、発酵系茶のそれぞれの現状認識とその対策について問う。	市 長
	2 畜産振興について	(1) ここ10年間の推移を見ても50%近く肉用牛の飼養戸数・飼養頭数共に減少しているが、減少対策と増頭施策について、市の見解を問う。 (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実績について問う。あわせて現在この事業は発動しているのか問う。	市 長 市 長
12鶴迫京子	1 観光行政について	(1) 平成20年6月定例会で陣岳の国際の森について質問しているが、国際の森をはじめとしたダグリ岬周辺を一体的に捉え、本市の観光の目玉として総合的に取り組む考えはないか問う。	市 長
	2 福祉行政について	(1) 団塊の世代の高齢化による多死社会を迎える前に、死亡後、自治体が納骨など人生の締めくくりを手助けする「終活」支援事業が広がっている。神奈川県大和市・横須賀市、千葉県千葉市など先進事例に倣い、本市でも納骨までの公的支援事業に取り組む考えはないか問う。	市 長
13小園義行	1 福祉行政について	(1) 本市及び市内民間事業所の障がい者雇用の現状を問う。 (2) 障がいのある子供たちが通う、放課後等デイサービスの現状を問う。 (3) 放課後等デイサービスについて、4月の報酬改定による影響を問う。 (4) 敬老祝金は75歳以上全員に予算の範囲内で支給した方が効果は大きいと考える。見直しは考えられないか問う。	市 教 育 長 市 長 市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13小園義行	2 農業振興について	(1) ネオニコチノイド系農薬の普通作での使用状況について問う。 (2) 斑点米の割合による国の等級判定制度を見直すよう国に声をあげるべきと思うがどうか。	市長 市長
	3 青年就農給付金事業について	(1) 青年就農給付金事業による新規就農者の推移について問う。 (2) 国は、本事業について中間評価制度を導入しているが、その影響について問う。また、本市ではその評価の見直し基準を策定しているのか問う。	市長 市長
	4 男女共同参画について	(1) L G B Tに対する認識と、本市の啓発や対応について問う。	市長 教育長

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成30年9月11日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第6 議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 土地改良事業の変更について
- 日程第9 議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第57号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第61号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	志 布 志 支 所 市 民 税 務 課 長 本 村 浩 文

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、平成30年第3回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの18日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成29年度事業報告及び収支決算書、平成30年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。
参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（西江園 明君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員のうち市議会から選出する議員について、2人の欠員が生じたため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙が告示され、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のう

ち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがいまして、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（西江園 明君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に青山浩二君及び野村広志君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（西江園 明君） 候補者名簿の配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布します。念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（西江園 明君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（西江園 明君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順をお願いいたします。

1番、久井仁貴議員。2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。12番、丸山一議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園

義行議員。20番、福重彰史議員。11番、西江園明議員。

○議長（西江園 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。青山浩二君及び野村広志君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西江園 明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票、有効投票のうち、井上勝博君3票、森川和美君0票。山口たけし君17票。

以上であります。

議場の出入り口を開きます。

（議場閉鎖解除）

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第5、承認第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第5、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年7月豪雨及び台風7号による災害の発生並びに各小学校ブロック積撤去等改修事業の実施に伴い、緊急に平成30年度度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成30年7月9日に、平成30年志布志市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） おはようございます。

承認第6号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3,646万円を追加し、予算の総額を244億6,823万4,000円と定めたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の5ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源として3,646万円を増額しております。

次に、歳出予算について、主なものを御説明申し上げます。予算書は6ページ、説明資料は1ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、7月梅雨前線豪雨による高尾地区流末排水維持作業に係る費用835万円を増額しております。

予算書は7ページ、説明資料は2ページになります。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、市内の各小学校敷地内に現存する安全性に問題があるブロック積み等の撤去及び改修を行う各小学校ブロック積撤去等改修事業に763万円を計上しております。

予算書は8ページ、説明資料は1ページでございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、7月梅雨前線豪雨及び台風7号により被災した農業用施設のうち、緊急に復旧しなければ、今後の営農に支障を生ずる箇所に係る経費を1,598万円増額しております。

次に予算書9ページ、説明資料は2ページでございます。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、7月梅雨前線豪雨で発生した公共土木施設の災害復旧において、現行予算で不足が生じたため、今後、発生が予想される台風及び豪雨災害に対応するため450万円を増額しております。

なお財源につきましては、今回全て財政調整基金繰入金を充てておりますが、必要な財源につきましては、今議会に提案してございます平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）に計上してございますので御理解ください。

以上が、承認第6号の概要でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） この専決処分については、先ほど全員協議会で、教育総務課の方からは詳細な説明があったわけですが、この中で耕地林務水産課及び建設課の各事業について、どこの箇所をしたのか、その箇所を示していただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 岩根賢二議員の発言について、お答え申し上げます。

付議案件説明資料1ページ及び2ページの各災害復旧事業に関わる復旧箇所につきましては、事前に配布した資料のとおりでございます。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ここで追加資料の配布がありますので、しばらく休憩いたします。

○

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） おはようございます。

耕地林務水産課分について補足して説明申し上げます。予算書8ページ、付議案件説明資料は1ページになります。当初説明資料の箇所表をお配りしておりましたが、1枚不足しておりましたので、ただいま配布いたしました。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費、13節、委託料は、平成30年6月19日から6月22日の梅雨前線による豪雨で6か所、同じく7月2日から7月3日の台風7号で28か所、この分が最初配布されておりました箇所になります。

次が、後から配布した資料になります。これが7月6日から7月7日の梅雨前線による豪雨で15か所、合計で49か所の応急対応といたしまして、補正額1,598万円でございます。

以上です。

○建設課長（假屋真治君） おはようございます。

それでは、建設課に係る事業の箇所について、補足して説明申し上げます。

予算書は6ページ、説明資料については1ページの下段の市単独道路維持事業は、配布していただいた資料のとおり、高尾地区流末排水が被災しまして、市道一丁田・宮内線へ流出した土砂の除去、大型土のうと水中ポンプ設置、そして、測量設計などを行ったところでございます。

それから次に予算書9ページ、説明資料2ページの上段の現年公共土木施設災害復旧事業（単独）は、7月の豪雨による作業でございます。具体的には、有明本庁におきましては、野井倉・飯山線ほか17か所の崩土除去など、志布志支所産業建設課においては、片野・池野線ほか7か所の路肩復旧などを行っています。

松山支所産業建設課におきましては、前田・泰野線ほか2か所の土砂撤去と災害復旧測量設計を行っているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○17番（岩根賢二君） 今資料の提出があったわけですがけれども、やはり、こういう大きな災害があって、相当な箇所が被害を受けたんだというのがよく分かるわけですがけれども、専決処分の提案をする際に、私たち議員もそうですが、多くの市民の皆さんは「あそこはどうなったのかな」ということで、災害については、いろいろ心配をされている点も多いわけです。そこで、こ

ういう提案をされる場合に、やはり事前に、事前といいますか、提案をする時点で、こういう箇所の説明はあってもいいのではないかと思うわけですが、その点について、市長はどうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 付議案件説明資料につきましては、議案の内容を明らかにするために必要な書類であることから、分かりやすい資料を提出する必要があると認識をしているところでございます。

今後は、より分かりやすい説明資料とするため、執行部内はもちろんのこと、議会事務局を含め協議したいと考えているところでございます。

引き続き丁寧かつ分かりやすい議案の説明に努めてまいります。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけ。今回、学校管理費ということで、ブロック塀の改修ですかね、それについて予算が出ています。今回、先ほど全て基金の繰入金ということでしたが、学校関係のブロック積みのこういったものに対して、国の交付金、そういったものというのは、後で交付税措置されたりとか、いろいろ手当てというのは全くゼロで、単独でやりなさいという、そういうことなんですか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回は、専決処分をさせていただいて、特に早急に安全性を確保する部分について対応させていただいたところでございます。

来年度の文部科学省の概算要求におきまして、ブロック塀の解消のための予算も増額されているというふうには聞いておりますが、今回のこの分について国庫補助の対象になるかということは、県の方にも問い合わせをしたところですが、基本的には1か所当たり400万円という基準がございまして、今年度対応した分について、国庫補助の対象になるという回答は、まだいただいているところでございます。

○19番（小園義行君） 今回は、そういうことだということですけど、国もいろいろブロック塀等の撤去等に関わる支援について、防災・安全交付金等の効果的促進事業の対象とすることが可能であると、こういったもの等々もいろいろ出ていますので、いろいろ努力をして、単独の基金で繰り入れてやるということじゃなくて、国の事業をきちんとやっぱり自分達で努力して、やらんといかんのではないかという、ちょっと思いがあります。これを全部、単独でやりなさいといったら結構な金額になります。国の事業もそういうこと等をいろいろ出していますので、ぜひそういうことに対応していただきたいなと思います。

○市長（下平晴行君） なるべく一般財源を使わないように、先ほど課長の方からも答弁がございましたが、現在のところは、その枠内と。しかし、他のそういう国の予算等が無いのかどうか、そこら辺も内部で十分検討して対応してまいりたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 私ども教育長会の方も全国都市教育長会の方が国に対して、このブロック塀の倒壊等を含めて、予算措置について、ぜひ財源措置をするようにという要望は出して

いるところでございます。その結果がどうなるか分かりませんが、そういう動きをしているということをお知りおきいただきたいと思ひます。

○19番（小園義行君） ぜひ今回も学校だけに管理費であげてあるんですけど、公営住宅、通学路、そういったものを含めると、建設課サイドを含めて、今、都度私の方から言ひました。そういったものを広くやらないと、学校だけに狭くしてしまうと、少し問題があるのかなという思ひがあつて、ちよつとお聞きしたところでしたけど、ぜひそういった公営住宅等々を含めて、通学路、そういうものも含めて、いろいろ対象になるというふうになつていまして、ぜひ来年度以降、そういったものについては、積極的に申請をして、教育長が今おっしゃつたような立場でやつていただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 今議員のおっしゃるとおり、そういう事業、いわゆる国の補助事業にも内部でしっかりと協議をして取り組みをしてまいりたいと思ひます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

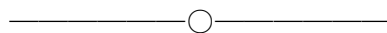
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがつて、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第6 議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細については、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、補足して説明申し上げます。

条例の一部改正の理由につきましては、上位法であります地域再生法の一部改正に伴うものでございますが、法律の改正の内容につきましては、大きく二つございます。

お手元の付議案件説明資料3ページを御覧ください。

一つ目は、本社機能の東京一極集中を是正することを加速させるため、移転型事業の固定資産税の特別措置が拡充され、これまで不均一課税のみだったものが課税免除が新たに追加されたところであります。

二つ目は、地方活力向上地域のほか、近畿圏中心部及び中部圏中心部が準地方活力向上地域として新たに設定されたことにより、設定された企業による事業計画の名称が「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」と文言が改正されたところであります。

お手元の付議案件説明資料の4ページを御覧ください。

対象地域については、地域再成計画に記載されている地方活力向上地域とされており、志布志市においては、志布志港の外港地区、若浜地区、新若浜地区及び臨海工業団地を対象地域として指定しております。

お手元の付議案件説明資料5ページ及び6ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例の改正は、上位法の一部改正に伴いまして、法律や省令の名称、引用する条項、用語等を改めるものでございます。対象者については、県が市町村と共同で作成しました地域再生計画の適用期間内に地域における就業の機会の創出、または、経済基盤の強化に資する施設の整備計画を作成し、県知事の認定を受け、整備計画の認定日から2年以内に計画に沿って対象施設を新增設したものであります。なお、この業種の指定はございません。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の志布志市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除、または不均一課税に関する条例の規定は、平成30年6月1日から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市営墓地の適切な管理に資するため、市営墓地の使用許可を受けた者が死亡したとき以外においても、当該市営墓地を使用する権利を祖先の祭しを主宰すべき者が承継することができることとするものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○志布志支所市民税務課長（本村浩文君） おはようございます。

それでは、議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して説明を申し上げます。

まずはじめに、今回の志布志市営墓地条例の一部改正の趣旨について御説明を申し上げます。

現在、墓地条例第9条におきまして、「使用者は、使用許可後20年を経過するごとに使用許可の更新を受けなければならない」と規定されているところでございます。

当該更新手続きの際に、原使用者が高齢等のため、市営墓地の維持管理が困難であることから、子供や孫など、次の世代への生前承継を望む声があるところでございますが、現行条例の第5条におきまして、「使用権は原使用者が死亡したときに承継することができる」と規定されていることから、原使用者が生前において市営墓地の使用権を祖先の祭しを主宰すべき者に承継することができないところでございます。

このようなことから、市としましては、市営墓地の適切な管理に資するため、原使用者が死亡したとき以外においても、使用権を祖先の祭しを主宰すべき者に承継することができるように志布志市営墓地条例を一部改正するものでございます。

付議案件説明資料の7ページをお開きください。

新旧対照表で条例改正の概要につきまして、説明申し上げます。

第5条第1項の改正規定につきましては、原使用者が死亡したとき以外に使用権を承継することができる条件としまして、「市長が特に必要があると認めるとき」を加えるものでございます。なお、市長が特に必要があると認めるときとは、原使用者が高齢者である場合に、長期の入院、病気等で日常的に市営墓地の維持管理ができない状態にある場合、市営墓地に関する諸手続きにおいて判断ができない状態にある場合、原使用者が離婚、離縁などになった場合、それから海外に永住している場合などを想定しているところでございます。

第5条第2項の改正規定につきましては、原使用者が死亡したとき以外の市長が特に必要と認めるときの承継につきまして、当該使用権を承継すべき事由が生じた日以後、速やかに申請手続きを行うこととするものでございます。

第5条第4項の改正規定につきましては、「が死亡した場合」を削り、使用権を承継した者が死亡した場合、死亡以外の場合にかかわらず使用権を承継した者について準用するものでございます。

第15条の改正規定につきましては、字句の整理をするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 以前、市営墓地に関しまして監査をした際に、「市営墓地の会員名簿というものはあるのか」と聞きましたところ、当時2年ほど前になりますが、その当時は「無い」と言われたんですよ。こういう条例改正をするのであれば、やっぱり後継者等の調査とかいうのが、ちゃんと墓地会員名簿というのでできていて、それで対応するんであれば分かるんですけども、会員名簿が無いのに、どうやってこれは継承していくのかなという懸念があります。

それと調査した際にも、もう荒れ果ててどうしようもないような墓等がいっぱいあったもんですから、「会員名簿を作って、ちゃんと管理名簿を管理しているのか」と伺ったところ、「無い」と言われたんですよ、その件についてはどうなんですか、あるんですかね。

○市長（下平晴行君） 平成28年、平成29年度の2か年において実施した現地調査のデータと課で管理しております台帳と、現在照合作業中でございます。

正確な数字はお伝えできないということで、平成27年度の概要調査では放置されていると思われる放置墓が170か所以上あると推測をしているという状況でございます。

○志布志支所市民税務課長（本村浩文君） 台帳のことでございますが、台帳自体は正確なといえますか、正式な台帳というのはございませんけれども、簡易な当時の記録された台帳というのがございます。

今、市長が申しましたように、平成28年度、平成29年におきまして、2か年間現地の調査をしております。これにつきましては、現地の1区画ずつを調査しまして、何々家の墓であるとか、名碑に名前が記載されている、その名前をデータ化したりとか、大きさを図ったりとかして、現地の区画それぞれについてデータ化しております。

その名碑等を書いてあるお名前等を基本にしながら、今、承継作業を、承継していただく通知をしております。そのデータと今私どもが、先ほどお話しました簡易と申しますか、その当時の台帳と照合作業をしながら、相手方といえますか、今管理されている方を特定しながら通知をしているところでございます。

○12番（丸山 一君） 市営墓地をつくった段階におきましては、多分墓地会員名簿等があったと思うんですよ。それから、もう20年数年経つわけだから、やっぱり時代とともに、いろいろ変化もあるでしょう。

だけど、そこをちゃんと調査をして、やっぱり会員名簿なりは、ずっと継続してしっかり把握しておくべきだと思うんですよ、僕は、そこを指摘しているわけです。

ところが今の説明によりますと、まだ2年経っても、まだパーフェクトではないということなんですけれども、こういうことは迅速に対応しないと、墓地が荒れ果てて誰のものか分からんと、じゃあ誰が管理をするのかということになってくるわけです。ですから、こういう仕事というのは、僕は迅速にすべきであろうと、僕が指摘してから、それから2年も経つのに、まだ全然でき

ていないということなんですけれども、もうちょっと担当課の方では迅速な対応をお願いしたいと思うんですけれども。

○市長（下平晴行君） 議員御指摘のとおり、これは、いわゆる承継ということでありまして、そういう台帳が基本になってくるといふふうに思いますので、できるだけ早めに、その対応をしまいたいというふうに考えております。

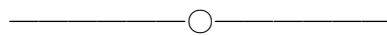
よろしくお願ひいたします。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第 8 議案第54号 土地改良事業の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第 8、議案第54号、土地改良事業の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、土地改良事業の変更について説明申し上げます。

本案は、土地改良事業計画の主要工事計画等を変更することに伴い、志布志市営土地改良事業を変更して施行するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） それでは、議案第54号、土地改良事業の変更について補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は15ページになります。

事業の名称は、中山間地域総合整備事業（生産基盤型）有明地区になります。

平成26年度に新規採択されまして、現在実施中であり、進捗率は73.1%となっております。

事業の変更概要は、受益面積が17haから16.6haの0.4haの減、農業用排水路の受益面積が8.6haから7.0haの1.6haの減、水路延長が1,785mから1,920mの135mの増、区画整理が11haから12.2haの1.2haの増となっております。

完成年度は、平成31年度から平成33年度に延長されており、概算事業費が3億1,633万円から4億2,000万円の1億367万円の増額となっております。

主な変更理由としましては、新規採択後に実施しました詳細測量、地元協議及び実施設計の結果となっております。

なお、事業団地等につきましては、付議案件説明資料の8ページから14ページの対比図を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、面積、そして事業費等々を含めて変更になりますね、約1億円からの事業費。これ受益者負担というのは、当初説明がされて、そういうふうに事業が始まった、その受益者の方々の負担というのは、約1億円から増えることで、受益者負担も増えるのかというのをちょっと心配をするところですが、そこについてはいかがですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 地元負担ですが、当初、反当5万円という負担額については変更はないところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、災害復旧事業、田之浦四浦分団詰所整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） それでは、議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億3,009万円を追加し、予算の総額を246億9,832万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設並びに公共土木施設の復旧に伴い、災害復旧事業債を補助、単独合わせて1,790万円追加し、また高尾地区流末排水整備、本庁別館1階空調設備更新事業の実施に伴う合併特例債を4,620万円増額、田之浦四浦分団詰所整備事業の実施に伴う、緊急防災減災事業債を3,020万円増額。また、臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定に伴い、998万円を減額し、合わせて6,642万円を増額する変更を行うものであります。

これにより、地方債の総額を8,432万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いただきます。7ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は梅雨前線豪雨により被災した市道川路1区・田平線の道路災害復旧工事に伴い466万9,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

同じく2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地域農産物の資源を活用し、先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造する地域経済循環創造事業の実施に伴い、1,166万6,000円を計上しております。

次に、9ページの15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、抹茶の原料であるてん茶の生産用被覆資材の導入を補助し、産地の活性化を図る産地パワーアップ事業の実施に伴い、1,142万円を計上するなど、合わせて1,439万2,000円を増額しております。8目、災害復旧費県補助金は、梅雨前線豪雨により被災した農地7件及び農業用施設10件を補助災害復旧事業で復旧する農業用施設災害復旧事業の実施に伴い、3,563万円を計上しております。

12ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、平成29年度一般会計の繰越額の確定などに伴い、4億2,546万1,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、市内の小中学校、普通教室空調機整備事業等の実施に係る財源として、1,247万2,000円を増額しております。

13ページの2項、特別会計繰入金、1目、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計につき、平成29年度の各会計の繰越額の確定による一般会計との調整に伴い、合わせて3,006万5,000円を増額しております。

14ページをお開きください。

19款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は、平成29年度一般会計の繰越額の確定に伴い、4億4,005万4,000円を計上しております。

15ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、可燃性のごみを集めて固形燃料化する事業の可能性調査等を行う地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業の実施等による雑入等を合わせ、1,800万3,000円を計上しております。

次に、16ページをお開きください。

21款、市債でございます。市債につきましては、8,432万円を増額し、総額で21億8,492万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

説明資料は、2ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、老朽化した空調設備を更新する本庁別館1階空調設備更新事業を1,836万円計上し、合わせて1,888万7,000円を計上しております。

予算書の18ページ、説明資料は3ページでございます。

2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、法人市民税の減額の確定申告による還付にかかる費用1,000万円を計上しております。

次に、予算書の20ページをお開きください。説明資料は5ページでございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、5目、健康づくり費は、自殺対策計画策定事業について、県の計画策定が平成31年3月となったことから、本市の策定をそれ以降とするため、計画策定に必要な経費を361万1,000円減額し、計上しております。

次に、予算書21ページ、説明資料は3ページをお開きください。

2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、歳入で申し上げました地域循環圏・エコタウン炭素化促進事業の実施に伴う費用1,623万4,000円を計上しております。

予算書の22ページ、説明資料は5ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、歳入で申し上げました産地パワーアップ事業に1,142万円、説明資料は6ページになります。8目、農地整備費は基盤の状況が悪く、作付けや稲刈り等に苦慮している水田の耕作者に対し、暗きょ排水工に対する補助金を交付する単独土地改良事業に576万円を計上するなど、648万円を計上しております。

予算書の23ページ、説明資料は6ページでございます。

2項、林業費、2目、林業振興費は、特用林産物の管理用機械の導入補助及び食育支援等による若年層の消費拡大を行う特用林産物振興事業に242万5,000円、説明資料は7ページになります。国・市・集落が三者契約いたしました分収林の立木売り払いに伴う、分収割合分を交付する分収林分収交付金事業に347万円を計上するなど、合わせて566万6,000円を計上しております。

次に、予算書の24ページ、説明資料は2ページになります。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、歳入で説明いたしました地域経済循環創造事業に1,800万円を計上するなど、合わせて1,816万7,000円を計上しております。

予算書の26ページ、説明資料は9ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、梅雨前線による豪雨、台風等の異常な気象状況により、甚大な被害が発生する恐れのある高尾地区の流末排水工事に係る費用3,000万円を計上しております。

予算書の28ページ、説明資料は1ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、田之浦四浦分団詰所の新築工事の費用3,100万3,000円を計上しております。

予算書の30ページ及び31ページでございます。説明資料は10ページ及び11ページでございます。

10款、教育費、2項、小学校費及び3項、中学校費でございます。それぞれ1目、学校管理費は、普通教室に空調機を設置する市内小中学校普通教室空調機整備事業につき、申請中でありませず平成31年度国庫補助事業の採択に備え、年度内に実施設計を行う費用を小学校費で895万1,000円、中学校費で272万4,000円を計上しております。

予算書の33ページ、説明資料は7ページから8ページまででございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線による豪雨で被災した農地及び農業用施設の復旧のため、単独分と補助分を合わせて5,696万円を計上しております。

予算書の34ページ、説明資料は10ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、梅雨前線による豪雨で被災した公共土木施設の復旧のため700万円を計上しております。

以上が、補正予算第4号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで、しばらく休憩いたします。

議場の時計で、11時10分まで5分間休憩します。

—————○—————

午前11時07分 休憩

午前11時13分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第10 議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第56号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億734万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,617万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2億734万7,000円増額するものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を6,169万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を633万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第57号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第57号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金、一般管理費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,413万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を52万8,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を2万1,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を81万4,000円増額するものであります。

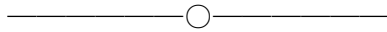
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第58号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第58号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,831万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,704万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金の介護給付費交付金は、過年度分を423万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2億8,407万5,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を6,017万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を2,291万7,000円増額するものであります。

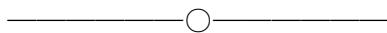
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第59号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第59号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を192万6,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を192万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第60号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第60号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を14万9,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を14万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第61号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第61号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,224万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を4,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産運用収入は、預金利息を2万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の管理費は、工業団地整備事業基金積立金を2万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務常任委員会に付託いたします。



○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第16、諮問第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、諮問第3号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

—————○—————

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成30年12月31日をもって任期が満了する山本力氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

山本力氏の略歴につきましては、説明資料の16ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時31分 散会

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成30年9月12日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

小 辻 一 海

岩 根 賢 二

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様おはようございます。公明志民クラブの小野でございます。久々にトップバッターで質問ができますので、お昼をはさまないということが、何よりかなというふうに思って、この場に立たせていただいております。

はじめに、まず6月18日に発生した大阪府北部地震及び西日本を中心に降り続いた記録的な大雨、平成30年7月豪雨、そして今回の北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。また、全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地が一日も早く復興されることを心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問通告に従い順次質問をまいります。まず、防災・減災対策の観点から2点にわたって質問をまいります。

昨年の9月定例会におきまして、九州北部豪雨災害を受けて、今後同じような災害の発生が予測される中、想定外を排した従来の経験や発想にとらわれない、きめ細やかな防災対策、その仕組みづくりが急務であるとの観点から、我が地域での認識と対応について質問を行い、提案等も行ったところでありますが、その後の取り組みの現状と、今回の平成30年7月豪雨災害を受けての本市の今後の防災・減災対策の在り方について伺いたいと思います。

また、大阪府北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生したことを受けまして、文部科学省は学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査を依頼したわけですが、その調査結果もまとまってきております。そこで、本市の学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保について伺いたいと思います。

次に、バイオガスの活用について質問をいたします。

私たち党派、公明志民クラブでは、7月末に北海道の鹿追町にある国内最大の家畜ふん尿処理施設の稼働状況を研修視察してまいりました。その施設から製造されるエネルギーの1日の発電量は、一般家庭450戸分の電気使用量に相当してございました。バイオガスを化石燃料の代替として使用することで、CO₂をはじめとする温室効果ガスが削減され、処理過程で生産される消化液は、環境に優しい高品質の有機質肥料となり、年間約3万tが酪農家、耕種農家のほ場に還元を

されておりした。家畜ふん尿の悪臭対策や環境の改善も図られており、また売電のほか、余剰熱は新たな事業にも結びついており、地域経済の活性化、新たな雇用を創出し、見事な循環型社会を形成してまいりました。

そこで、本市でもこういった取り組みを参考にしながら畜産基地としての本市特有のバイオガспランツの活用に取り組む考えはないか伺いたしたいと思います。

次に、中心市街地の活性化に向けた本市の今後の方向性について質問いたします。

先に述べました鹿追町のバイオガспランツに続き、富良野市の中心市街地活性化基本計画及び駅周辺の整備状況についても学んでまいりました。そこで、今回の質問では、特に活性化のための市内の人的体制と基本計画の作成、駅周辺の整備、空き家・空き地・空き店舗対策、商店街の無電柱化等について伺ってまいりたいと思います。

次に、食品ロス対策について質問をいたします。

年間食糧生産量の3分の1が捨てられる食品ロスへの取り組みが全国で広がっている中、一昨年の6月定例会で本市の食品ロス対策について質問をいたしました。そこで、本市のその後の食品ロス削減対策へ向けた取り組みの現状と質問の際、周知徹底を提案した30・10（さんまる・いちまる）運動の更なる推進について伺いたしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

お答えする前に、今年6月から9月にかけて地震や豪雨、台風などに起因する災害により被災された方々に対し、深く哀悼の意とお見舞いを申し上げます。一日も早く復興されることを心から願っているところでございます。

さて、本市における防災・減災対策であります。この件につきましては、昨年も「防災対策について」ということで御質問いただき「避難情報の伝達方法や避難所の運営方法のマニュアル化など、各種防災対策に取り組んでまいりたい」と答弁をしたところでございます。

冒頭で述べましたように、特に今年は豪雨災害、台風災害、また地震災害と例年になく甚大な被害を及ぼす災害が多発しております。本市は、これらの災害に加え、沿岸部では津波災害、高潮による災害の危険性もあるところでございます。対策としましては、まだ行き届いていない部分もあるのではないかと感じておりますが、考えられる対策をスピード感をもって進めてまいりたいと考えております。

また、大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなったことを受けて、本市での通学路におけるブロック塀等の安全確保につきましては、市道等を中心に建設課において調査を行っております。ブロック塀等の管理責任は、所有者や管理者にございますが、ブロック塀等は、市道沿線において、一般の方の敷地に築造されているものも多く見られます。このことから、市では今回の地震を受けまして、所有者に対して市報8月号やホームページにて、ブロック塀等を安全に管理されるよう周知を行っております。

次に、バイオガспランツの活用につきましては、北海道鹿追町のバイオガспランツは、平成19年10月に稼働しており、処理の内容としては、乳用牛のふん尿を約7%に当たる1,300頭分を

発酵処理し、液肥としての消化液も220日間貯留できる施設で、市街地におけるふん尿の臭気対策として建設されたと聞いております。

本市の乳用牛飼養農家においては、ふん尿を自作地へ還元し、飼料作物を生産するリサイクルを行っており、今のところ周辺住民からの臭気に対する苦情なども寄せられておらず、現状ではふん尿処理に困っていませんが、鹿追町では、バイオマスエネルギーの利用や雇用の創出などに貢献されていると聞いておりますので、今後、総合的に調査・研究を行ってまいりたいと思います。

次に、中心市街地の活性化に向けた本市の取り組みにつきましては、平成30年3月に策定した志布志市都市計画マスタープランの中で、志布志都市計画区域を都市拠点として位置付けております。志布志地域の市街地については、本市や周辺市町の生活利便性や産業基盤を支える広域的な都市拠点として、コンパクトで密度の高いまちづくりを進めるとしてまいります。

特に、JR志布志駅前周辺や旧来の商店街が形成されている志布志支所周辺の地域は、商業集積度の高いにぎわいと、魅力あふれる中心商業地の形成に努めてまいります。

都市拠点としての整備方針としましては、一つ目に、コンパクトでにぎわいのある市街地の形成。

二つ目に都市間の連携、交流を強化する交通網の整備促進。

三つ目に生活道路や歩行者空間の安全性の強化。

四つ目に海や港、歴史的遺産やイベントなどを生かした観光・交流拠点の形成、としております。

そのために議員御指摘の駅周辺の整備、空き家・空き地・空き店舗対策、商店街の無電柱化等につきまして、現在それぞれの部署が連携した職員体制の中で具体的な取り組みを進めているところでございます。

中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画を策定して、有利な補助事業等を導入している鹿児島市などの先進事例もありますので、このことについては今後具体的に調査をしてみたいと考えております。

次に、食品ロス対策につきましては、一昨年6月の小野議員の一般質問以降、市報に掲載するなど、食品ロスに関する普及啓発に努めてまいりました。今年度の市衛生自治会総会でも30・10運動の推進を事業計画に入れていただき、また環境学習会でも多くの市民の皆さんに説明し、食品ロス削減に努めていただくよう、お願いをしてまいりました。

市役所では、職員が参加する宴会において実践するよう、課長会で呼び掛けをしてまいりましたし、議会との懇親会でも議員の皆様から率先して実践していただきました。

30・10運動は、市衛生自治会の活動にも位置付けられておりますので、理事及び評議員の皆さんに知っていただいていることで、校区公民館及び地域においても、ある程度普及しているのではないかと考えております。

今後も30・10運動の定着が図られるよう、普及啓発に努めてまいりますが、10月30日を「食品ロス削減の日」として全国一斉アピールすることになっておりますので、10月広報紙への掲載及

び当日の告知放送などを行い、家庭や宴会での食品ロス削減及び30・10運動を呼び掛けてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。

2点、質問ございました。まず、防災・減災対策についてでございます。

本市での学校敷地内におけるブロック塀等の安全確保について、お答えいたします。

今回のブロック塀倒壊事故の発生を受け、まずは市内各学校に自主点検の依頼を行い、危険性のあるものについては、立入禁止の措置や近寄らないなどの指導を徹底するよう指示したところであります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省から「学校におけるブロック塀等の安全点検について」の通知もあり、教育総務課施設系の建築専門職員が、市内全学校の敷地内に現存するブロック積み等による壁や土留めなどの調査を6月末までに行い、調査結果を基に、特に早急な対応が必要であると判断したものについて専決処分にて補正予算を措置していただいたところでございます。

また、安全性に問題があるその他の箇所につきましては、現在注意喚起や立入禁止等の応急的な安全対策を学校にお願いしてるところですが、できるだけ早急に、それぞれ改修等を実施したいと考えております。

続きまして、食品ロス対策についてでございます。

食品ロス削減に対する取り組みにつきましては、平成28年6月議会において、小野議員からの質問に対しまして、子供の発達段階に応じて「食品ロス」という言葉の意味や、その現状を指導し、食品ロス削減に努めていくという答弁をさせていただきました。

現在、小学校では各教科や特別活動、給食指導において、食品ロス削減につながる取り組みを行っています。小学校では低学年から「好き嫌いをしないで残さずきれいに食べる」ということに取り組んでいます。6年生の道徳科の学習では「もったいない」という言葉について考える学習の中で、食品ロスについて学習します。

また、中学校では家庭科の学習で「食品ロス」という用語を用いながら、日本での食品廃棄量が飢餓に苦しむ世界中の人々に向けた世界の食糧援助量を上回っているという深刻な事態であることを学んでいます。

今後も教科等の学習や食に関する指導を通じて食品ロス削減について、児童生徒への周知に努めてまいります。

○15番（小野広嗣君） それぞれ市長、教育長より答弁をいただいたところでございます。

では、質問通告に従って一問一答で、これより進めさせていただきたいというふうに思っております。

まず、今回通告をいたしました防災・減災、これに関しては、市長も替わられまして、これまで防災・減災に関しては、多分この場で七、八回は質問に立っているというふうに思うわけですが、そういった中で様々なことを問いながら、そして、時の執行部が様々な答弁を返していただいているわけですがけれども、新市長になって確認の意味も含めて、これまで質問した中で、まだ

それが実現していない、あるいは今進行中であるといったこともあろうかと思っておりますので、これよりそういった観点で問うていきたい思っております。

市長も大まかに答弁を冒頭していただきまして、いろんな対策を練ってきて努力もされているわけですが、その対策が全てにわたって行き届いているとは思っていないと。そして、今後考えられる施策を打っていきたいんだというふうな答弁でありました。それは、おおむね考え方として、そういうことだろうと思いますが、まずお聞きしたいのが、この6月、そして7月、8月、9月と、こういった大変な災害が起こってきている。もう本当、想定外を越えた災害が常に起こってくる中で、日本は本当に災害列島ですよ。そういった中であって、こういったことを、いわば管理者、あるいは首長、そして危機管理監もいらっしゃいますけれども、こういったことを受けて、どのように捉えて、どのような手を打っていけばいいのか。これはすごく大事になってくると思います。そういったときに、防災会議等が開かれるわけですが、この災害があつて、まだ開かれていないと思うんですけれども、今後の予定はどうなっているのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、特に今年は甚大な被害が発生する自然災害が多発していると感じているところでございます。短時間に集中的に大量の雨が降ったり、相次ぐ台風の襲来や大規模な地震の発生など、その頻度も高くなり規模も大きくなってきております。

幸いにして本市では、これらによる大きな災害は発生しておりませんが、いまや日本全国で、そのリスクは高まっていると感じております。これまでも様々な対応を図ってまいりましたが、一番必要なのは、市民に対して適切なタイミングで避難に関する情報を発信し、避難の呼び掛けをすることだと思っておりますし、市民の皆さんは、発信された情報に対して適切に判断していただく、避難行動をとっていただくよう、お願いをしたいというふうに思っております。

今回は、「早めの避難を心掛けましょう」という散らしを作成し、全世帯に配布をしました。避難に関する情報についても、どのような状況の時に発信するのか。また、その際にとるべき行動などについても掲載をしております。御確認いただいて、いざという時に適切な避難行動をとっていただきたいというふうに考えております。

[小野広嗣君「防災会議については」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 6月に実施しておりますが、できるだけ早めに対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（西江園 明君） 暫時休憩します。

○

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

○15番（小野広嗣君） それでは、引き続き質問を行ってまいりたいと思います。

防災会議に関しては、ただいま市長の方より、「なるべく早く開催をしたい」ということでございます。いろんな検証結果が出てきておりますので、そういった検証結果を受け止めながら、本市としてどう取り組んでいくのかということをごできるだけ、ただ防災会議を開くとかいうことではなくて、前もってそういった繊細な資料等を用意して、また事前に防災会議のメンバーに配布をしていただいて、その場でその書類を見て議論をするとかではない取り組みを進めていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） そのように事前に、先ほど言いましたように、市民が素早く対応、避難できる、あるいは、そういう意識を持つような資料等も整備して取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向で防災会議、中身のある会議にして本市の市民のために、しっかり生命・財産・安全を守るために取り組んでいただきたいと思います。冒頭市長の方も言われました。避難指示の在り方、勧告の在り方等々、そして、どう市民にそれを正確に素早く伝えていくのかということが大事。

今回、西日本豪雨で死者が出た14府県40市町の首長にアンケートをとってるんですね、朝日新聞で。その結果を見ていくと、9割が「住民の避難意識を変えていかなければ問題解決にならない」というふうに言っているらしいです。何よりも自分は大丈夫だと、そういった危機感の欠如というものが逃げ遅れを生んでいっているということがありまして、災害などの非常事態を過小評価していく「正常性バイアス」と呼ばれる心理によって判断に迷うケースが本当に多いということでありました。そういった意味では、情報を出す側の在り方というものを変えていかなきゃいけない、そういうふうに思うんですね。

今回、例えば広島市では今回の豪雨災害で約27万3,000人を対象に避難指示を出してるんです。しかし、市が指定の避難場所へ逃げたのは約9,200人、パーセンテージにして、なんと3.4%ですよ。あとは市が出した避難指示に従っていないという結果が出てるんです。自分は大丈夫だという考え方が、やっぱり根強くあるんですね。防災訓練とか、大事なことですけれども、どれだけやっていっても、やはりそこに意識付けをしっかりとやっていかなきゃいけない。この意識付けをやっていくのは、市だけでできることではありませんけれども、まずもって市民の生命・財産・安全を守るための市としての取り組みとして、これは絶えず絶えず、欠かさずやっていくしかない取り組みだということが、細くはもうやりませんが、今回の検証結果の中でも様々出ています。

そして、もう一つは避難情報の在り方、これが十分に理解されていない。避難勧告、避難指示というふうになります。その前には、もっと言えば要援護者に対する指示がありますね。こういった三つの指示があるわけですけど、大きく見れば。こういったことに対する市民の理解も無い。ここに対して、どういった手立てをしていくのかというのを前回は問うてますけれども、そこに関しては、その後どういう議論がなされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 避難に関する情報につきましては、内閣府が出しております「避難勧告

等に関するガイドライン」の「避難勧告等の伝達」にあります伝達文例を基本として情報伝達を行うことにしていましたが、幸いにして今年は避難に関する情報を伝達するような状況には至っていないところでございますが、先ほど言いましたように、「早めの避難を心掛けましょう」という、こういう散らしを作って、今おっしゃったように市民に避難の大切さ、これをどうアピールして取り組みをしていけばいいかのかということでの御指摘だろうというふうに思いますので、これは早め早めに、そういう散らしとともに地域に入り込んで、避難の大切さ、命の大切さというのを伝えていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。今の市長の答弁は理解できますので、今述べられたことをしっかり詰めていっていただいて、市民への周知といたしますか、お願いといたしますか、一緒に命を守りあっていくわけですので、そこは今言った答弁で取り組んでいただきたいというふうに思います。

実は前回いろいろ10項目ぐらい言ってるんですけど、それを全部ここでやっていると次へ進めませんので、少しその後、気になっていることについてお聞きしたいと思います。

今もありました、この避難勧告、避難指示うんぬんのことを徹底していただくということは、当然大事なわけですが、今回、西日本豪雨、7月豪雨災害で、多くの高齢者が犠牲になったという結果、いつも言われていることなんですが、特に広範囲に浸水した岡山県倉敷市の真備町、ここでは亡くなった方51人の8割が70歳以上で、多くがひとり暮らしのお年寄りや二人暮らしの高齢夫婦だったということが分かっております。

ある意味で避難情報が伝わらなかつたり、伝わったとしても高齢者ですから、足腰が弱かったりして逃げ遅れたと、そういう可能性もあるとするならば、本当にやり切れない状況が生まれているわけです。そういった中で、国として2013年に市町村に要援護者の名簿作成を義務付けました。本市でも、それは取り組まれておりますね。しかし、その方々に対して、どういった援助ができるのかという個別計画というものをしっかり作り上げていかなきゃいけない。これがなかなか進んでいかないと、こういった災害の時に高齢者の方々を、あるいは身障者の方々を守れないということになるわけです。そこについての今の本市の現場での取り組み状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 危機管理監に説明させます。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまございました災害時要支援者の名簿作成ということで、本市でも取り組んでいるところではございます。本当に、おっしゃられたように、その名簿を基に今個別計画と、誰がどの方を支援して避難するのかというところまで突っ込んで作成をしていかないといけないということは十分理解をしているところではございますけれども、なかなかその個別計画までの作成が進んでいないところが現状でございます。

○15番（小野広嗣君） 市長、今危機管理監が言われたのは現状ですので、それはそれでいいんですが、ぜひお聞きになって欲しいんですが、今回、実は大阪府豊中市、ここでの取り組みが、すごく注目をされております。今述べたことに関して、実はここは15年以上前から、この個別計

画に対しては取り組んでいます。そして、市社会福祉協議会、そして民生委員協議会、こういったものが連携をして、独自の災害時要援護者の支援体制を年々強化をしてきているんです。そして、繰り返し訓練を重ねて、大阪府、今回の北部地震の際も「要援護者の安否確認を迅速に行った」とあります。そして、コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる専門職が助けがいる人と、支援ができる隣近所の人をつなげると。そして、普段から顔の見える関係をつくっていった豊中市。ここに学ぶことは本当に多いと思うんですが、いざという時は「遠くの親戚より近くの他人」という言い方もされますね、昔から。だから災害時に配慮が必要な人を地域全体で見守っていくと、この再構築、これは常に言われてきているんですが、なかなかこれを実行性のあるものできない。実は、この豊中市というのは、災害時の要援護者の安否確認について、今回の地震の時に4時間で全て確認が終わってるんです。すごい先進事例という言い方はおかしいかもしれないけれども、そういった取り組みというのをしっかり情報を得て、この個別計画に対しては、スピードアップを図って取り組んでいただきたいと思います、どうですか。

○市長（下平晴行君） 豊中市じゃない所でも、今おっしゃったような今回小さな、恐らく町だったと思うんですが、そこで実施していることが、かねてから、まず自分、自らが逃げようと、あわせて今おっしゃったように誰々を誰が確認するというようなことをしているということで、1人も被災されなかったということがテレビでありました。

今、御指摘がございました豊中市等々も含めて、そういう個別計画、これはやはりお年寄りの場合は逃げ遅れが一番の要因だというふうに思いますので、これは今、危機管理監も途中だということでございますが、できるだけ早急に、その対応をしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 市長が、そういう早急な対応を図っていききたいということで、見守っていききたいというふうに思っておりますので、スキルアップをぜひともしていただきたいと思います。

あと、こういった災害に対する庁内の体制ということでいえば、これまで危機管理室が設置されて、そこに危機管理監が配置されて、鋭意取り組んでいただいて有り難いなというふうに思っているんですが、これまでも防災スペシャリスト養成講座というのを国が用意をしております。ここにしっかり職員を送って欲しいというお話をしております。ここに対する捉え方、国がやっている第二次、年明けて1月から3月にかけて東京でもずっとテーマ別に行われていっていますね。そして、今度は地方別ということで、全国で10か所ぐらいでしたけれども、鹿児島県では来年の2月に行われます。こういったところへの取り組みは、どうなっているのか、お示しをください。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、前回の一般質問でも御提案いただいたところでございます。非常にいい制度であるというふうに考えているところではございますけれども、現在まで、まだ派遣には至っていないというところでございます。ただ、今議員からもありましたように、鹿児島県で開催されるということであれば、そういったところに出向くというのは非常に大事なことであると思っておりますので、また内部で協議をいたしまして研修に参加をするというようなこ

とも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 少し危機管理監とのやり取りになると思いますが、総括的に、また市長にはお聞きをしますので、管理監、僕はさっき10か所と言いましたけど、全国8都市、自然災害に備えて地域別総合防災研修、これ鹿児島県が1月21日から22日です。1月21日、月曜日から22日です。

申し込み期限というのは、1月11日なんですけど、実は応募開始は8月1日から始まっているんですよ。これ定員50名ですよ、ここに応募して定員を超えていたら、もう入れないということでございますので、すぐ連絡を取っていただいて研修に参加をしていただきたい。

○市長（下平晴行君） 早期に連絡をして対応してまいります。

○15番（小野広嗣君） もう1点は、危機管理監はお分かりだと思いますけれども、東京の有明の丘で第2期の広域的な防災拠点施設での研修ということで、これも第2期ということでございまして、1月24日から2月後半までテーマ別にあります。ここも参加できるのかどうか、これは申し込みは11月からですので、こういったものもしっかり情報を入れて、本市でここに派遣が、研修に職員を送れるのであれば検討していただきたいと思います。

これ答弁は、市長いいです。この情報はお分かりですよ。

○危機管理監（河野穂積君） 今御提案いただいたものにつきましては、情報確認をしているところでございます。

内部でもきちんと調整をしながら、派遣できるようであれば研修の方に参加できるかと思っております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 前回も述べておりますけれども、やっと危機管理室が設置されて、ここに危機管理監が誕生し、その危機管理監のもとに防災・減災、こういったことに対して取り組んでいただいているということでありますけれども、やはり様々な職員を、危機管理監が東京の専門的な研修とかいうのは行かれる方がいいのかもしれませんが。あるいは、総務課の職員の関係で、それに精通した人、あるいはそこをこれまで経験して、別の部署に移っていらっしゃる方もいいと思うんです。

とにかく常々言っているのは、本庁にしても支所にしても、ここは3階までありますね、志布志支所は5階、松山支所は2階、各フロアごとに防災のエキスパート、ここでいう、こういう研修を受けたスペシャリスト、こういった人を配置しながら、常に災害に備えていくという体制が大事だということを前回も、その前も申し上げておりますが、そこに対する検討はどうなっているんですか。

○危機管理監（河野穂積君） 今おっしゃられたように、本庁、各支所、各フロアにということでもありますけれども、基本的には職員配置の中で、そういった防災対応の職員を一応指定をするということにはしておりますけれども、ただ、その職員が、防災に関して精通しているかどうか

というところは、また確認をしながら改めて配置については、確認をしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 災害について、防災・減災ということで質問させていただいていますけど、豪雨の量とか回数というのは明らかに増えていますね。地球温暖化の影響ということの特に言われて、この状況は今後ますます増えていくことは誰しも分かっている。でも、そのことが我が身にどう関わってくるのかということをおもあまり考えない。あまりいいことじゃないですね。

そういった意味では、市長は、その時いらっしゃいませんでしたけど、9月1日というのは防災の日です。この防災の日、あとその前後の1週間は防災週間ですけれども、この時にそれなりのことはされるんですが、9月1日という防災の日に特化して何も啓発が無い、そしてイベントも無い。これでは、どうなんですかというお話を聞いて、そこはずっとそうなんですよ、志布志市は。そこで特化してあんまりやってないですよ、前回質問したときに調べた結果。だから、そこをしっかりとやっていかなきゃいけない。

今回こういったことも含めて見てみると、僕が質問通告する直近でしたけど、8月29日には「9月1日は防災の日です」といって載ってるんですよ、ホームページに。ただ載っているだけですよ、危機管理室から、こうして載っているだけです。

そして、質問通告を終えて、議運が終わりますね、そうすると質問通告の内容が出ますね。そうすると9月5日、4日だったのかもしれませんが、日付けは5日で、防災対策に関する本市が持つ情報、リンク先の関係、それは膨大な数がだーっと出ます。前もそうだったんですけど、前もそうやって載ったことがあるんですけど、今回もそうやって載っていました。それはそれでいいんですけども、なぜこの9月1日というのをしっかりと意識して市民に伝達をしないのか。このことは前回問うてるわけですので、ここに対しては、ちょっと危機管理監にお答えしていただきたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいま議員申されましたように、ホームページにて防災の日ということで掲載をさせていただきました。

前回そういった御提案もございましたことも踏まえてのこととございますし、今年の5月には防災、また防災に関する記念日というものをホームページに一覧で載せたところではございます。

ただネット環境のない世帯の方々もいらっしゃるということを考えれば、ホームページだけではなくて、例えば、行政告知であるとか、そういったものを活用してお知らせというところまで踏み入れた方が良かったのかなと考えております。

前回の議会での一般質問でも御指摘いただいたところではあったんですけども、今回9月5日に載せたものにつきましては、特に防災計画の最新版というのも更新がされてなかったということもございまして掲載したところではあったんですが、準備をしていたところでもあったんですけども、なかなか非常にボリュームがあったということで、更新に時間がかかったということではございます。

今後におきましては、そういった記念日とか、そういったものに対してのお知らせをその都度やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） 市長にお聞きします。

今経緯は分かりました。質問通告が出てから、あれだけどんとでると、やっぱり何なのという感じがすごくします、やっぱり。載ったことは大事なことです。でも日常的に、これをずっと載せておかないといけないなど、更新の関係もあったんだろうと思って、今の危機管理監の答弁は理解をするところでございます。

この9月1日というのが「防災の日」なんですね。その前後で、過去にいろいろとやってこられたことは存じ上げています。だから本会議場で前回質問したときに、やはり9月1日ということ「防災の日」だと市民に知ってもらうために、そこを周知徹底、そして、その日に工夫を凝らして、やはりイベントをすべきだと、そういう話をして、その時の市長は「そういうことに関して取り組んでいきます」ということを言ってるんですよ。そこを受けて新市長にも、そういった姿勢であって欲しいなと思いますから、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 9月1日が防災記念日であるということで、このことは特に7月から9月、10月にかけて災害が起きているわけでございますので、市民の皆さんにも、その意識付けとして、やはり防災の日を周知することで、より意識を持たれるんじゃないかなというふうには思っておりますので、今後どういう形でイベントとして取り組むことができるのか、内部で検討してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） この件に関しては、もう1点申し上げているんです。

「防災の日」こういった9月1日、市町村によっては、第2日曜日とか、様々な工夫はしていますけど、どの日でなければいけないということはありませんし、毎月やっているところがあります。「家族防災会議の日」というのを設けて、しっかり防災に関するチェックシートなんかを作って配布をして、家族でしっかり防災について学んでいくということをやっている自治体が、本当にこういった時代状況に鑑みて増えているんです。そういったことが本市ではできていないと、そのこともしっかり提案をしてあります。このことについても、まだ動きが無いように僕は感じているんですが、その辺はどうなんですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど申しましたように、やはり自分の命を守るのは、いわゆるその場から逃げるんだと、避難ということが1番目でありますので、それとあわせて、そういう先ほどおっしゃいましたような我が家族、防災会議の日等も含めて、市民にそのことを周知徹底することが、やはり行政として、市民の生命・財産を守る義務があるわけでございますので、そこら辺は調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方に情報は届いてないんですね。情報が届いていれば、そういう調査・研究という答弁にはならないんですよ。はっきり「しっかり取り組んでいく」ということがなされているわけですので、そのことに対して、やはり行政の仕事というのは、一大事業だ

ったら首長の考え方一つで転換ということもあり得るかもしれません。やはり市の財政とか様々なことを考えたときはですよ。だけれども、そうでない、こういった簡単に組み組めることは、しっかり引き継ぎながら市長にお届けしていただきながら、市長がここで答弁していただければ調査・研究とはならないと思います。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 調査・研究というのは、どういう形で取り組むかということでございますので、前向きに取り組むという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） 市長の思いというのは、今お聞きしたので分かりました。

市長の答弁が簡潔明瞭なものですから、あとの追加の答弁というのがあれば、私も再度聞かなかったんですが、そういう方向で進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、先ほどホームページにいっぱい出していただいたということで、そこを見ていただくと分かるんですけど、膨大な量ですよ、確かに危機管理監が言われるように、自分も全ては確認できない、ぎーっと見ました。その中で関心があるところをのぞいていくことになるんですね。そうした場合、実は、ぜひリンクを張って欲しいんですよ。日本気象協会が「得する防災プロジェクト」というのを数年前から立ち上げてるんです。ここは、実は防災に対して、しかめっ面して学んでいくんじゃなくて、ちょっとしたお徳感を持っていただきながら、防災アクションをとっていただくという取り組みをやっております。このホームページを見ると本当に分かりやすい、情報がいっぱい網羅されています。まずは、このホームページにリンクを張っていただきたい。

もう一つは、ぜひお願いしたいのが、その中で今度はアプリまで出てるんですよ。ちょっとお示しをしますけど、僕も入れてるんですよ、携帯には。ここでお見せができませんよね、ここで使うわけにはいかないですから、今のところ。

「わが家の防災ナビ」というアプリがあるんです。僕も入れてます。位置情報を入れると、どこのがけ地が崩落状態になるのかということはパッと出ます。私の所で位置情報を打つと、うちの裏側は全部そういう状態ですからね。そういったものがパッと瞬時に見られます。ここを見ていくと、今は細かくはやりませんが、家族が今どこにいるのかと、家族情報を取り入れてグループ化していくと災害の時に家族がどこにいるのかというのがすぐ分かる。

そして、今申し上げましたように自宅の災害危険度も分かるんです。そして、今度は必要な備品が家族が何人であれば、これとこれとこれと、これだけの数の備品が必要ですよというの、すぐ出てきます。

防災気象情報が分かるんですね、当然避難勧告であるとか、避難指示なんかがプッシュ通知ですぐさま来ます。今は、がんがん来ます。1日のうちに何回も来るんですよ、こまめに。そして、避難所やハザードマップも我がまちのが確認できる。分かりやすく言えば、こういうことがなされているアプリで、すごく便利ですね、そして分かりやすい。そして何よりも、これを1回見てパソコンでワンクリック、携帯でいえばポンと押すだけですね。これを行うことによってポイントが貯まるんですよ。ポイントが貯まっていて、それがある程度貯まったときに抽選に応募がで

きるんです。景品と交換できる。家族で楽しみながら、ポイントを増やしながらかの勉強ができる。これはぜひ市民の皆さんに早く周知をして欲しいなというふうに思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんが、そういうアプリを使用することで何らかの形でプラスになるということで、あわせて自分を守るということであれば、そういうことの取り組み、これは大変大事なかなというふうには思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方で、そういった答弁をいただきましたので、また危機管理監も、そこをしっかりと押さえていただいて、市長とやり取りをしていただければいいかと思えます。

次、通学路のブロック塀に関してお聞きをします。

市としては、管理者としての学校関係以外、また沿線、一般の敷地に対する民間へのお願い、こういったことを含めてされてきているという状況。教育委員会に関しては、全協でも本市の幼稚園、あるいは小学校、中学校の状況は、こうやって写真付きでお示しいただいて分かりやすかったなというふうに思っています。

そういった中で、状況は昨日の全員協議会で報告がありましたので、ある程度分かるんですが、いわゆる、こういった点検をしていく中で、応急処置、急ぐべきものに対しては、市長の方へお願いをして専決処分ですら早急に対応するということでした。

そういった中で、行政の仕事というのは、急ぐといっても専決だから良かったですけども、いろんな意味で議会にかけたり、いろいろしながら補正を組んだりしながら対応していくもんですから、対応がどうしても遅くなる場合があります。そういった場合、今回の危険箇所、そして、その後に準ずるもの、こういったものに対して、今後手を打っていかなくちゃいけない。予算措置もしていかなくちゃいけない。それまでの間に何かがあったら大変かなというふうに実は思うんです。なぜそれを特に思ったかという、昨日もお聞きしましたが、こういった傾いている所とか、かなり危険度があるという所は、今回また6月に調査をして、その結果としてこうやって出てくる。なぜなのという気がしてならないんですね。ああいう大阪での事件が、事故がなければどうなっていたのって思うんですが、そこらの感覚がどうなのかなというふうに思うもんですから、まず今回通告をさせていただいたんですが、そこらはどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校は、学校保健安全法の中で安全点検というのをきちっとしなければいけないということが義務付けられているわけです。

そういうことで学校としては、月ごとに大体それぞれ全ての学校が安全点検の日を設けて、各職員が安全点検をしているわけですが、今回のようにブロックの状況について詳しく安全点検というのでできていなかったというのは事実だと思います。そういう意味では、安全点検の他に今回のように臨時の点検といいますか、そういうのが必要な場合が出てくるわけで、学校の安全点検も非常にたくさん内容がございますけれども、今回非常にいい機会にもなりましたので、ブロック塀の安全点検ということについては、これからは安全点検の中でもきちっとしていかなくちゃいけないなという一つの反省材料にもなりましたので、いい機会にもなったのかなと、そうい

うふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今回ですよ、教育長、このブロック塀の安全確保の推進ということで、県の方に国からきて、県の方でも取りまとめをしましたね。そして動かれているわけですけども、一方、今回学校施設が常に健全な状態を維持できるような適切な管理についての通知というのも行われているんですよ。ここに対しての捉え方はどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校は何といたしても、子供たちの生命・安全を守ることが最低限の非常に大事なことでありますので、先ほど言いましたように、日常の点検を含めて日々子供たちの安全な環境を維持するというのは、すごく大事なことだと思います。

文部科学省の方が、今回そのような形で安全点検のことについて、もうちょっと学校の方もきちっと、そのことについて深く受け止めて指導していかなくちゃいけないということが通知等で出されておりますので、私としても今回の機会を受けまして、この前すぐに臨時校長会等を開いて学校に、この安全点検のことについて、また指導をしたところでございます。

今後子供たちの生命・安全を守ること、とにかく事故が起きる前に、どのような対応をするのかというのが、すごく大事だと思いますので、そういう視点で学校の方も指導してまいりたいというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） いつも明確に答弁をされますので、今の答弁は理解するんですよ。けれども、先ほども冒頭、僕の質問に対して答えられたように、日常的な点検は行っているけれども、そういったブロック塀等の細部にわたってまでは行われていなかったと。そういうことからいけば、学校施設管理、そういったものに取り組む姿勢というのが、やっぱり油断があるなというふうに思えてなりません。そういったことから言えば、今教育長が答弁していただいたことをもう少し教育委員会サイドから、学校長の方にも徹底をしていただければと、これは要請をしておきたいと思います。

あわせて、先ほど少し答弁をされましたけど、先ほどの日常点検の中でされているんだろうなというふうに理解はしますが、公立学校施設における点検の実施状況をまとめたものがあります。市としては、先ほどいただきました。県の分も手元に今あるわけですが、こういった中で建築基準法に基づく定期点検の実施義務が無い学校というのは、この定期点検というのが、あまりなされていないんですね。鹿児島県を見ても687の学校のうち122しかできていない。実行率が17.8%ですよ。ところが、これが実施義務がある学校となると、もう100%なんですね。

ただ本市の公立小学校、中学校は実施の義務が無い中に入っています、全部ね。それを考えたときに、先ほどの学校が定期的に行っている自主点検、これでOKとするのかどうか、そこを問いたいんですね。

○教育長（和田幸一郎君） いつも私は、事件・事故が起きたときに大事なことは、事後の対応より事前の対応だろうと、そういうふうに学校の方にも指導しているわけですが、学校保健安全法の中で、学校としては定期点検、それから臨時の点検、そして日常の点検ということをしちんとしていくということが義務付けられておりますので、その中での定期点検というのは各学校、

本当にたくさんの項目の中で職員が分担しながらやっているわけでありまして。

今議員御指摘のように、なかなか専門的な立場で見ることができないというのが確かに職員はあると思うんですね。そういうことで、本市には教育委員会の方には専門的な建築に関わる専門の職員もおられるわけですが、そういう方々の目で見ると職員が見るのとでは、なかなか十分な目が行き届いていない所があるんだと思います。

ただ日常の点検を含めて、これからは、これまで以上に、こうして子供の命に関わるような状況が発生したわけですので、再度ですね、この点検のことについては、十分な指導をしてみたいなと、そういうふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。そういう方向で対応方お願いしたいわけですが、先ほど申し上げました。こういった緊急を要するところに対して予算措置をしていただく。そして、その後には今回まだ予算措置までいかないけれども、今後手当てをしていかなきゃいけないということがありますね。工事着手に至るまで、やはり間が空くんですよ、立ち入らないとか、注意喚起をすとか様々ありますけれども、ここをしっかりと、やっぱりやっていかないと、安易に考えていると、いつ災害がまた来るか分からないですよ。こんだけ頻繁に起こっていると。我が足元に来た時に、ゆっくり構えていると大変なことになると、そこの意識を少し変えていかなきゃいけないと思いますが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 大事なことは、点検をした後、その後の措置をどうするのかというのがすごく大事だと思います。

学校を例に申し上げますと、例えば、点検をいたします。点検をした後、自分たちで対応ができる部分もあるだろうし、それから、これはとてもじゃないけど難しいということで、教育委員会に依頼をする場合もあります。教育委員会に依頼した場合に、教育委員会がすぐに対応できる状況が無いときには、例えば、立入禁止とか貼り紙をして子供たちに、そこに立ち入らないような指示をすとか、そういう対応をせざるを得ないわけですので、私ども教育委員会といたしましては、学校からのそういう要望に対しては、できるだけ早く対応するというのをいつも考えておまして、学校側の方も私ども教育委員会の施設系の動きというのは非常に早いという、そういう声も聞いたりしております。予算が伴うことで、早急に対応できない部分があるわけですが、ただ先ほどから言いますように、子供たちの命を守るということがありますので、できるだけ早い対応をということ今後とも心掛けていきたいなと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。施設系の対応が早いということは、有り難い話でありますけれども、そこに油断が生まれないように教育委員会からも、しっかりと学校現場と連携を取って取り組んでいていただきたいというふうに思います。

あと学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路の総点検、これ大人の視点だけでなくて子供の視点、またはスペシャリストというか、中にはそういった方々にも入っていただいている総点検というのを行うべきだと。例年行っていらっしゃるわけですが、細部にわたっての通学

路の総点検というが大事だと思いますが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の大阪の事故を受けまして、各学校至急6月に通学路の点検を行いました。通学路のマップというのは、できているわけですが、今回の事故を受けて再度見落としはないのかということについての通学路の点検を再度全部行っておりますので、そのことは早急な対応ができたのではないかなと、そういうふうに思っております。

ただ、なかなか見直しというのは、今後随時していかなきゃいけないんだろうと、そういうふうに考えています。

○15番（小野広嗣君） ぜひ安全性に問題があると、これは多角的に見てですよ、ざっと見て大丈夫というような安全点検ではなくて、様々な大人の視点、子供の視点、さっき申し上げました、そこにはプロの視点といいますかね、そういったものを入れて問題があるとすれば早急に取り組むということをする、そこに予算措置が大きく出てくるようなものがあっても、やはり市長部局にしっかりお届けして、そこはしっかり手当てをしてもらうという方向で進めていっていただきたいなというふうに思います。答弁を一つ、お答えください。

○教育長（和田幸一郎君） 大阪のあの事故を受けて、朝、元気に「行ってきます」と言った子供が帰りに、おうちに帰れなかったという、あの事案を見たときに、親として保護者として、何も悪いことをしていない子供がああいう状況になったということを見ると、あの事案というのは、まさに学校を含めて行政の責任というのが問われるわけですね。そういうことを考えたときに、本当に私ども行政を受け持つ者として、何か本当に足りなかった部分があるよなということを感じておりますので、本当に二度とああいうことが起こらないように、もちろん本市でそういうことが起こらないように、常に最悪のことを想定しながら、やっぱり取り組んでいかなきゃいけないなということを改めて感じましたので、機会あるごとに、この安全を含めた危機管理ということについては、指導を継続的に具体的に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） そういった方向で進めていただくということで理解をいたしました。

あと1点、この件に関しては首長の方にも通告をしていたしました。そういった今、教育長とのやり取りを聞いていただいたわけですが、一方で、この通学路に面している民間のブロック塀等、ここへの対処の仕方というのが今後出てきますね。先ほども、お願いという形が出てきました。お願いをしていく中で、撤去していただいた方が有り難いということと、あるいは補修を何とかお願いしたいとかいうことが出てきますね。そういった場合の支援というものをさせていただかないと、この問題がなかなか解決しないということが、今後出てくるのかなというふうに危惧するものですから、ここに対してしっかり支援ができる。そういった体制になるのかどうか、答えはすぐ出るとは思いませんけれども、そこはもう当局として、やはり考えておってしかるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、住宅に関わる部分であります、住宅リフォームにおいて住宅の耐震診断や耐震改修の助成メニューがあります。

また、危険廃屋の撤去助成事業や空き家特措法においても、敷地を一帯として考えた場合、今後必要となる措置として考えていますので、国や県の動きを注視しながら取り組みに向けて進めていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 先ほど痛ましい事故について教育長の方からもお話がありました。通学路において、また学校施設の中において、そういったことが二度と起こらないためにも、今、下平市長が、県、そういったことを注視しながらということでございましたけれども、しっかりと市内でもそのことに注視しながら、また議論し合いながら素早い手当てができるように要請をしておきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

バイオガスプラントの利活用事業ということで、今回は質問をさせていただきました。実際現場を見てまいりました。現地の方々と触れ合う機会も結構ありまして、細々と御教示をいただいたところです。市長としても、この件については通告の段階でかなり長文にわたって通告をしているので、質問の趣旨というのは十分お分かりだろうと思っております。そういった意味では、総合的に調査・研究をこの案件に関してはしたいということですので、ぜひ進めていただきたいというのがあるんですが、申し上げたい中で、実は、こういうのがあるんですね。細かいところまでは言えませんが、バイオガスプラント事業による一石五鳥のメリットというのがありまして、これはまず環境の改善、北海道の場合であれば酪農家周辺の環境改善、そしてバイオガスで下水道の問題、そして、一般家庭から出る生ごみの問題、こういったことも重なっていますので、市街地周辺の環境改善、地下水、河川の窒素負担軽減というのが五つのメリットの中の一つ目にあります。

そして二つ目には、農業生産力の向上ということで有機質の肥料効果から生まれるものがある。ふん尿処理の労働時間とコストの削減、そして経営規模の拡大というのが図られていく。

3点目が、これはそれこそ市長が造詣が深いわけですが、地球温暖化の防止、温室効果ガスの削減ということが、表にどんと出てきている事業ですね。そして、循環型社会の構成というのは、通告の段階でも、見事にその循環型社会が形成されていたということを述べています。

五つ目が地域経済活性化の推進ということで、観光業のイメージアップ、雇用の創出、そして、この余ったエネルギーを使った新たな産業、これ五つほどあるんですね。無農薬で水耕栽培だとかチョウザメの試験飼育だとか、サツマイモの貯蔵というのもありました。マンゴーの試験栽培、もっと言えば、その先に水素サプライチェーン実証事業といって、水素ガスを発生させ、それで動く自動車事業もつぶさに見てきました。間違いなく今後は、日本は、この水素社会というものを試行していきます。先取りしてるんですね。実証実験みたいなことも大手メーカー、国が入ってやっていました。こういったものを見ると、あるいは、お話をお聞きすると、いわゆる未来を見通して、やはり行政の仕事というのはあるべきだし、我々もそういったことを学ばなきゃいけないというのをあまりにも痛烈に感じたもんですから、今回質問をさせていただいたわけです。そういった意味では、志布志港というのは、国内最大級の家畜飼料の輸入港でもあるんですね。

そして、それを供給する状態にもあります。一番安定的に飼料が今後も入ってくるし、価格も安く抑えられるということでございます。前、市長も御覧になったんじゃないかなと思いますが、こういう一覧、志布志港を中心に九州圏内を距離ごとに出して行って、いわゆる志布志工場から配送していく、トン数における料金体系が出ていて、いかに志布志市を中心とした飼料代が安いのか、これが鹿児島市内にいくと上がっていきます。当然、熊本、そして福岡、北九州という、かなりの額の違いが出てくる。そうなってくると、今後バルク港湾としてバラ積みで飼料が来る、価格が抑えられる、その志布志市で畜産をやるとか、あるいは何らかのアクションを起こすという思いに立たれる方が当然のごとく出てくるわけです。その中心地にあるのが志布志市だというふうに思ってるんです。そういう意味では、大きく言えば九州はもとより、日本国中のこういったものを活用した生産拠点になるというふうに思うんですね。そういう夢物語ではなくて、こういったことは実際できると、実際に学んで感じたんです。

市長、今、僕の思いを聞かれて、どういうふう感じられたか、率直にお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、小野議員から、そういう研修の資料等もいただいたわけでありましたが、それに対応して農政畜産課長にも、こういうバイオガスが実施されている市町村、その実態調査をしてくれということで、お願いしました。

その中で、今お話がありましたように北海道の鹿追町、それから山鹿市、そして福岡県の大木町というんでしょうか、それから日向市等々が、このバイオガスの取り組みをしているようです。先ほど、一石五鳥という話がありました。こういう先進地事例等がございますので、どういう形で取り組むのが、いわゆる投資効果として出せるのか。これを調べてみますと、大体事業費が10億円前後でございます。そうなりますと、特に、市町村は必要予算を、いわゆる国の、あるいは県のどのような事業を使った対応をしているのか。そこら辺も十分調査・研究して、先ほどありましたように、そういう志布志港の活用も含めて取り組みをしていければ大変有り難いなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方から、そういう御答弁をいただきました。できるできないは別にして、あるいは市がやるべきことなのかという問題もありますね。しかし、そこに市が入ることによって信用度が増すと、これ民設民営でもいいんですよ、バイオガスプラントというのは。あるいは受益者負担で総合的に支援をしてもらおうとか、やり方はいっぱいあると思います。何よりもすごいのは、太陽光エネルギーだとか、風を頼りにするとか、そういったものではなくて安定的に供給ができてエネルギーが生まれるという、これ安心して取り組めるということが一番有り難いなというふうに思っています。

やり方は、いろんな方法があると思いますので、それも含めて総合的に研究をしていただければと思います。すごく、実地、現地を大事にされる市長でもありますので、お忙しい中ではあるかと思いますが、ぜひ現場に足を運んで、見届けていただきたい。そして、総合的にどういう方法でやれるのかというのを少し時間をかけて判断をしていただきたいと思います。どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、私も現場主義と、現場が解決してくれる、現場を見て取り組みをしていきたいという考え方でございますので、それぞれの良い所を、志布志市で実施した場合、どの施設が活用できるのか、そこら辺も含めて現場の視察をしてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 今、北海道がこういう状況ですが、鹿追町の方は、そういった地震による被害が出ているというわけではございません。タイミングを見計らって実地研修をしていただきたいと思います。

次に移ります。中心市街地活性化について質問をしたわけですが、本市では、この取り組みというのは少し弱いなというのがありました。

富良野市に行ったとき一番驚いたのは、あそこはやっぱり部長制をひいているんですけども、その下に課があって、実は中心市街地整備推進課というのが、市長、あるんですよ。そして、なにかずくびっくりしたのが、そこで中心になって旗を振っている課長、これは20年以上そこを動いてないんですよ。昔、下平市長が職員のとときに、そういった話をお互いにしたことがありました。昭和商店街、上町商店街をずっと、その時に職員として回って聞き取りをしていただいた時に、「やはりぶれないことが大事だよ」という話もしました。ですから、この中心市街地の活性化に対する人的体制というのは、すごくそこが大事なんだよという思いがあって、いちばん最初に質問させていただいています。そこについて、ちょっとお考えだけお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、担当課長が20年いらっしゃるとい、私も、ある市に行ったときに、大体職員は普通は2年か3年で異動をさせていると、ところが課長は7年から10年その課に在籍させているという町長とも話をしたことがありました。それはなぜですかと聞きますと、自分の考え方と同じ考え方の職員が、しっかりそこにいることで、それは実現が可能ですし、それが継続してできるということの話があったようでございます。私も、そういう面では全く同じ考え方で、在課年数の在り方、やはり本当に、その課に志布志市は課長が一番トップでありますので、その課長の考え方と私が同じ考え方でないと取り組みはできないわけでありまして、そこら辺も先進地事例を十分研修させていただいて取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 納得できる答弁でありましたので、ぜひそういった方向でお願いをしたいと思います。

あと今回、細かく通告をしておりますが、時間があまりありませんので、はしょってやるしかないと思っておりますが、この人的体制については、今言われたとおりであります。そして、この中心市街地の活性化に向けた基本計画をしっかり作って、その上でまちづくりをやりました。実は、その視察の際に、議長があいさつをされて、その議長は最後までずっといてくださいました。何よりも、まちづくりに対して議員になる前に、そういった動かない課長、人事異動の無い課長と一緒にやってきた本人そのものが、その議長だったんです。ですから、いわゆる民間と行政とがしっかり連携が取れていると、様々な難問があったんだけど、お互いにそういったこ

とを共有しながら、まちづくりのための株式会社を立ち上げたりしているというのがありました。すごいなというふうに思ったところなのですが、そういった中から中心市街地活性化計画というのを作ったと。これを見ていくと、当然市長御存じなわけで、この中心市街地活性化基本計画というのをまず市町村が作って国に出していくという流れがありますね。

現在7月の段階で84市2町、86の計画が上がって、国が認定をいたしておりますね。今後のことなのですが、この事業に関しては、いわゆる本市は、もう早めに名乗り出るべきだというふうに僕は思って仕方がないんですが、市長、当然このことに関しては御存じだと思いますが、この計画の策定、これに関してお答えをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在、鹿児島県内においては、鹿児島市と奄美市、そして宮崎県日南市でも中心市街地活性化基本計画が策定されております。国の認定を受けて事業推進をされているようでございます。交付税措置や有利な事業もありますので、計画策定の効果については調査をしてみたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 富良野市の中心市街地活性化計画、書類にすると膨大な書類がございます。それを担当課の方でも、しっかり目を通していただいて、持っていらっしゃいますね。ダウンロードできますからね、それをしっかり目を通して、また市長の方にレクチャーをしていただきたいなと思います。市長の考え方は、そういうことですので、理解をいたしました。

市長、今回行った時に、富良野市でいただいたんですが、「稼げるまちづくり取り組み事例集」というのが、「地域のチャレンジ100」ということで、こういうのがあるんですね。この中に今紹介した部分もあるんですけど、こういったものをやっぱり当局、目を通していただいて、様々なアイデアを市長と共有しながら、市長の方にも、こういうのできないですかねって、職員の方からやっぱり言うべきではないかなと思うんですが、ここ担当課はどうなんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今回質問を受けまして、富良野市の中心市街地活性化基本計画についても、少し勉強させてもらったところではございました。富良野市は、大きなまちかと思っておりましたら、志布志市より少し小さい2万5,000人のまちだったんですけれども、年間200万人以上の観光客が訪れるまちということで、その200万人の観光客を観光だけではなくて商業の魅力を発信して、経済発展につなげていきたいというような計画づくりをされているところではございまして、先ほどありました市民の意見、それから各関係団体の意見を聞きまして、いくつかの部会をつくって調査されているということではございましたので、もっと詳しく私どもも勉強していきたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） この「稼げるまちづくり取り組み事例」というのは、結構参考になりますよね。そこまで足を運ばなくても半分ぐらいは理解できるということでは有り難いなと思いますけれども、もう時間が無いもんですから中身まで紹介できませんけど、「稼ぐまちが地方を変える」という本が新書版で出ていまして、こういった取り組みをしていくことによって、地方は消滅しないということが実証的に議論をされていますので、こういったものも、市長は忙しいと思いますので、読んで市長の方にお伝えしていただければと思っていますので、要請をしておきたいと

思います。

あと、駅周辺に関してですが、後段で同じ会派の同僚議員からも質問が出ますので、1点だけ、駅周辺に対しては、おもてなしの玄関口として総合振興計画でも位置付けされていますね。志布志駅を中心としたおもてなしの玄関口なんだと、観光対策としても、そううたわれていますね。この位置付けは新市長になっても、僕は変わらないものと思っておりますけれども、それはそれでいいでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） はい、そのまま継続して取り組みをしてみたいです。

○15番（小野広嗣君） 富良野市の方でも駅を中心とした様々な事業が展開されておりました。総合振興計画にうたわれている中身というのを変更する時には、しっかりと議会にお話を寄せていただければというふうに思っておりますので、今の答弁で市長の大まかな考え方は分かりました。

次、空き家・空き地・空き店舗対策ということでうたっております。細かな答弁はありませんでしたけれども、やはり街中を歩いていくと、本当に住宅街でも空き家になっている。この商店街から下に行く中通り界わいというのは本当に多いですね。こういった状況の中で、どういう対策を打っていくのか、それは様々ありますね。本市でも努力されている部分がありますけれども、今後のまちづくり、中心市街地の活性化と言ったときに、市全体のことを今回は言ってません。中心市街地活性化のためのいわゆる空き家対策、空き地、空き地は駐車場にできないのか、空き家を整地して駐車場にできないのか。空き店舗対策、このことについて、具体的な答弁を求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 本市においては、人口及び世帯数の減少により空き家等が増加しております。

全国的にも空き家問題が取り沙汰されておりますが、管理されていない危険な建築物が問題となっており、国において空き家対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に公布され、平成27年5月に完全施行されております。

このようなことから、本市では平成28年度にかごしま空き家対策連絡協議会に参加し、平成29年度に志布志市空き家等対策計画を策定したところでございます。これにより本市では管理されていない空き家などには指導、助言、特定空き家について指導から助言、勧告、命令などを行えることとなります。

参考資料でございますが、調査件数が1万5,226件、確認件数が2,792件、空き家率が18.34%でございます。

以上でございます。

○15番（小野広嗣君） 状況把握を今市長は述べていただきました。そういった状況把握をする中で、中心市街地の空き家、空き店舗、空き地に対して、どういう手立てをして活性化を図っていくのかということは今後詰めていかざるを得ないわけですが、ずっと棚上げ状態になっています。そういった意味では、中心市街地の活性化ということは、職員の時代から下平市長は

一生懸命取り組んでこられたということは十分分かっていますので、ここを前向きに、こういった時点で我々にそういった計画を、ただ中心市街地の推進計画、活性化計画をまず立てることが大事ですね。そして、空き店舗対策はどうするのかと、これはまた別のプランもありますからね、そういったものを総合的に勘案しながら対策を練っていくということが大事だと思いますので、ちょっとそこに対して、答えはすぐには出ないかもしれませんが、答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 空き家対策については、除却について、平成22年度より解体撤去事業を展開しております。管理されていない空き家等についても、昨年度策定した志布志市空家対策計画に基づき対応しておりますが、これは中心市街地の計画とあわせて、そのことが同時にできないのかどうか、そこら辺も内部で調査・研究してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

あと無電柱化計画であります、市長の方も5点ぐらいにわたって述べていただきました。コンパクトなまちづくりをするんだというのが、総合振興計画にも出ていますけれども、電柱計画、無電柱化に関しては、生活道路空間の安全性ということを述べておられます。まさしくそうですね。あと景観があるし、防災という観点もあると、このことはもう過去に質問をしていますので、多少のレクチャーは受けていらっしゃると思います。

今回、無電柱化推進計画、これの策定を本年の4月6日に、市長、しているんですね。そういった中で今言われた生活空間、商店街等で安全性に欠ける。あるいは道路が狭あいであって、電柱があったらみ出して通行しなきゃいけないと、そういった緊急度のある所はどんどん、国の政策とは別個にやっていってもらいたいということもありますので、前申し上げました新町界わいから1km空間、これ36本ぐらいですよ、電柱が立っていると、それに関しては直埋め方式というのが、今後どんどん出てきます。そうすると6億円前後かかると言われていたのが、1km区間で1億円前後でやれるという方向もありますので、ここは中心市街地の活性化、商店街の活性化、そして防災、あらゆる角度から必要な時期になっておると思いますので、商工会の聞き取り、過去からずーっとこのことは議論されてきている内容ですので、十分お分かりだと思いますので、前向きな検討を求めておきたいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 平成30年2月に、鹿児島県無電柱化協議会へ加入をしております。商店街の中心道路である市道上町線の無電柱化について協議をしているところでございます。

今後は、無電柱化事業の実施に向けて引き続き電線管理者との合意に向けて調整を進めてまいります。

それとあわせて、国土交通省のホームページ等では、浅埋設や小型ボックスなどの工法が紹介されております。浅埋設についてのマニュアルが、平成30年8月に改定されたばかりでありますので、現在情報収集を行っているという状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 先ほど示しました国の指針も4月に示されていますので、基本計画が。そういったものを今度は努力目標として国も県と市に求めてきておりますので、そういう時代状

況の中で、しっかりとした無電柱化計画を立てて取り組んでいていただきたいというふうに要請をしておきたいと思えます。

最後の食品ロスに移りたいと思えます。

食品ロスに関しては、おおむね市長の答弁で理解をしたところでございます。

ただ、今回なぜあえて再度このことについて質問をしたのかというと、1回質問した時に、このことが取り上げられて、その後も公民館長たち、お二方からも直接お電話をいただいたりして、「すばらしい取り組みだから徹底していきます」ということで盛り上がりました。そして、議会等の懇親会、あるいは市当局である、そういった様々な場面で、この30・10（さんまる・いちまる）運動が結構叫ばれるようになりました。

しかし、今年入って、ずっといろんな場面を見ていくと、またトーンが落ちてきたなという思いがすごくあったもんですから、あえて市長部局と教育委員会の方にも通告をさせていただいたところです。なかなか、これ定着させるというのも簡単なようで難しい部分があります。まず、この30・10運動に関しては、今後も徹して周知徹底、お願いを市民の皆さんにさせていただきたいなというふうに思っております。これは要請をしておきます。

あと教育委員会サイドとしては、様々教育長言われました。前回言われたことに対して、それがしっかりなされているのかなという思いもあったんですが、先ほど教育長がああいう答弁をされましたので、理解をするところですが、あとフードバンクの話を出したね、6月の頃も。そして、「フードバンクという挑戦」という本もちょっと読んでいただくということでやっていますが、そういった中で「フードドライブ」という事業も関わってくるんですけどね。いわゆる様々なイベント等があったときに、そのイベントにおいて、まだ賞味期限が切れていないのに捨てようとする。あるいは消費期限がまだ残っているのに捨てようとしている。そういった品物を持ち寄っていただいて、フードバンクセンターなんかと連携を取って送ると、こういう事業が今、全国的にすごく展開されているんですよ。できれば環境問題、そういったものにもつながっていく大事なことだと思いますので、本市でも毎回というわけにはいかないでしょう。市民もやりたいことがあっても、なかなか手立てが無いという状況の中で、市がそこに関わることによって安心感が生まれ、これはホームページだとか広報であるとか、SNSであるとか、そういったものを使って周知していただくと、そのイベントにそういったものを持ち寄っていただくことができますので、ぜひこういった取り組みを進めていていただきたいと思えますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように広報等も含めて市民の皆さんに呼び掛けをしていくということと、それから、賞味期限、消費期限という名称で、これは法的に認められていることではあるけれども、そこら辺も含めた期限の在り方、そこも含めて取り組みをしてまいりたいと思えます。

○15番（小野広嗣君） できれば市長、本市における、この食品ロス対策の推進計画みたいなものをしっかり作っていただいて、その計画の下に進めていく、そんなの難しいことではないと思

うんですね。情報いっぱいありますし、その先進事例もつかみながら推進計画を作って取り組んでいくということが、やっぱり環境負荷を与えないということにもなるし、実際飢えに苦しんでいる人たちに対する救済にもなっていくわけでございますので、ぜひそこをお示しをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように推進計画等みたいなのができるのかどうか、内部で十分検討して対応してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） あと食品ロスに関するドキュメンタリー映画がDVDになっていて環境学習とか様々なところで活用ができると、それを見ていただきたいと申し上げましたが、その件はどうなっていますか。

○市民環境課長（西川順一君） そのDVDは、申し訳ありませんが、見ておりませんが、各種インターネットから取り寄せたもので、スライドを作って、そのことを市民には紹介しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 当時、本田市長は「入手してしっかり取り組んでいきたい」と答弁されていますので、そこをしっかりと押さえていただきたいと思います。

時間が尽きましたので、これで終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開します。

—————○—————
午前11時57分 休憩
午後1時05分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。真政志の会の野村でございます。

まずは、7月に起きました豪雨災害、そして、先週立て続けに起きました台風21号と、北海道胆振東部地震において、多くの犠牲になられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表したいと思っております。

また、被災された皆様方に対しまして、深くお見舞いを申し上げたいと思います。

いまだ被災地においては、大変不便な状況を強いられているようでございます。一日も早く被災地の皆様方に平穏な日々が訪れますことを心から願っております。

また、このようなことが起こった時に、度々この場でお話をさせていただいておりますが、本市においても、いつ何時起こりうるかもしれない、こういった事態に対して、とれるべき事前の準備、万全の備えを心掛けていただきたいものだと重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

では、早速質問に入らせていただきたいと思います。

今回、近年ますます注目されています、志布志港における国際物流拠点としての高まる可能性について細かく分析をしながら質問をしてみたいと思っております。

まずは志布志港についてであります。これは皆さんも御存じのとおり、九州で唯一の国際バルク戦略港湾の指定を受け、バラ積み貨物の輸入拠点港として、近年では大規模な穀物貯蔵施設や配合飼料製造業等も立地しております。

また、その背後地には、日本有数の農畜産地帯が広がり、南九州の飼料ターミナルとしての機能を発揮し、地域経済に大きく寄与していることは言うまでもありません。

港湾の機能は、経済社会の根幹である人や物の流れを支え、経済社会の活力を生み出す重要な役割を果たしていると言えます。しかしながら、港の果たす重要な役割について、市民に必ずしも十分な説明や理解が得られていないことも現状ではないでしょうか。近年、市民に対する説明責任の徹底や市民ファーストの観点から効率的で質の高い行政サービスの実現が求められる中、市長がよく言われます市民目線に立った成果を重視する行政への転換が求められていると考えております。

このようなことから港湾が地域に果たす役割について理解を深めるとともに、港湾を持つ地元の自治体として他の自治体にまねのできない主体的な戦略を持つべきであると強く感じております。

しかし、事この港湾事業においては、国や県による戦略的な施策が大きなイニシアティブを持っているため、地元の自治体として、その役割が十分に発揮できないままではいかと危惧するところでもあります。

そこで、市長にお伺いいたしますが、市長自らが考える、この志布志港の将来ビジョンについて、港湾機能の強化の観点からと、まちづくりの観点から、それと市民目線の観点から、それぞれについて、まずは市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村広志議員の一般質問にお答えいたします。

港湾機能の強化につきましては、国際バルク戦略港湾の整備と国際コンテナターミナル岸壁延伸が整備されることに伴う物流の強化を考えております。まちづくりににつきましては、港湾インフラの整備に加え、都城志布志道路及び東九州自動車道のインフラ整備など、物理アクセス面で優位となる臨海工業団地の整備と分譲を引き続き進め、企業立地環境を整えることで、地域経済の活性化と雇用創出を図り、またJR志布志駅等の交通拠点や各地域の市民生活や産業活動を支える拠点整備を図ることを考えております。

市民目線につきましては、市民に志布志港について理解していただくために、港見学会の実施や市民、港湾関連企業による観光船バースの清掃作業を行っております。また港サポート活動の一環として、市民ボランティア団体による美化活動が行われてきており、今後もより市民が親しみを持てる港づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、答弁いただきましたけれども、市長のお気持ちと申しますか、現在

まで、この志布志港の施策において進められてきたものを更に推進をしてみたいというようなお話だったのかなと察するところでございますけれども、いずれにせよ市長自身は、この志布志港が本市にとってかけがえのない財産であると、将来にわたって本市の発展には欠かせない部分であるなどということは、十分に認識しておられるかなと感じ取ったわけでございますけれども、しかし、この港湾機能の強化は国や県が押し進めてまいります。当然、市としても取り組みを進めてまいるわけですが、まちづくりの観点という部分で見ると、また違った角度での、この志布志港というのが見えてくるような気がいたします。

また、市民目線という形になると更にもっと違った角度で見えてくるのではないかなということを感じております。

これからの志布志市の将来を考えていく上では、やはりこの志布志港の在り方が大変重要になってくるのかなということの意味しているのではないかなと感じているところでございます。

しかし、先ほども少し触れましたけれども、市民の方に必ずしも十分な説明ができていないのかなと、理解が得られているのかなということも少し感じております。何か港湾で起こっていることとか、できていること、行われることというのが市民にとって何か別世界の出来事であり、同じ市内にいながらにして、その情報の少なさであったりとか、恩恵を享受するとまでは言いませんけれども、そういったものを感じる事が少ないのかなと思っているところでございます。

そういった市民の声も、これからのまちづくりに、その市民目線をやっぱり大いに生かしていかなければならないのかなと感じているわけですが、その辺についての市長のお気持ちというか、考えはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの答弁のとおりでございますが、市民に志布志港について理解をしていただくための取り組みとして、市民が親しむ港づくり推進事業や港見学会の実施、また志布志港の大型パネルを文化会館に展示しております。また、港サポート活動の一環として、新たな市民ボランティア団体による志布志港での美化活動の取り組みが始まっております。

今後も、より市民が親しみを持てる港づくりができるよう、市民目線での取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 今、市長からありました志布志港の大きなパネルでございますけれども、私も少し拝見をさせていただいたところでした。

非常に大きくて、港の全体が分かるような一望できるようなものでありました。そういったものもでございますけれども、では次に恩恵の享受ということを少しお話を今しましたけれども、この志布志港からもたらされる経済的な波及効果について、少しお伺いしたいと思います。

港湾活動においては、陸上輸送と海上輸送の結節点であるとともに、港に搬入される物資や資材で生産活動も行っております。これらの事業には人を雇用し、給料を支払い、必要な物やサービスを購入して活動が成り立っていると言えます。

また、港湾に直接関係のない周辺地域の企業や個人事業主、その他、農業に従事される方々においても港湾関係事業者に物を販売したり、サービスを提供したりすることで、間接的に港湾の

経済活動に関与していることとなります。更に、これらの港と直接的、間接的にかかわらず、仕事に従事する雇用者に支払われる給料により日常生活の消費を行い、商店街や飲食店、各種サービスに支払われております。

このように志布志港での経済活動に関連して発生することは、地域経済全体に関連しており、まさに経済の波及効果が大いに見込めると予測されます。

そこで、様々な分析の方法はあろうかと思えますけれども、本市として港湾関連において、市として経済波及効果をどのように分析しているのか。また、今後の課題の抽出に至っているのか、その辺について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 港湾に関係する企業について、全てを把握できているということではございませんが、港湾関連企業が会員となっている志布志港湾振興協議会員数は61社ございます。また、その各会員へは就業人口を調査し、原料や配合飼料生産量については、対象となる企業へ毎年調査を行っており、税金については税務課を通して適時行っております。

志布志港湾振興協議会会員への調査から、平成30年4月現在の志布志市内営業所等の就業人口は約1,700人でございます。また、全ては把握できておりませんが、平成29年度本市の港湾関連企業による法人住民税額は約1億300万円、個人住民税額約1億6,800万円、固定資産税額は約4億3,400万円、軽自動車税が約80万円、特別とん譲与税は約5,000万円となっております。税額を合わせると約7億5,000万円の税金となっております。前回調査した平成26年度の港湾関連企業の税金約5億5,000万円と比較いたしますと、約36%税金が伸びてきているという状況でございます。

○6番（野村広志君） 今、答弁の中で港湾に関係する企業については、全容の把握はできていないということでもございましたけれども、港湾に関連する経済効果の把握等については、やはりこういった該当する企業の把握についてもしっかりと、どこからどこまでか、この港湾に関係する事業であるか、進出企業であるかということの把握はなかなか難しいかとは思いますが、そういった情報等もしっかり取りながら、港湾の経済効果等々の把握につなげていただければなと思っております。これは今後の課題になるのかなと思っておりますので、お願いしておきたいと思っております。

この数値をお聞きしただけでも、その経済効果は本市にとって大きな恩恵が享受されていると計り知れるわけですが、その他に国際バルク戦略港として、昨年度からおおよそ5年間かけて約106億円もの巨額の資金を投入して整備がされていくわけですが、現在の経済規模と、このバルク戦略港で新若浜地区の方に工事がいろいろ入ってまいりますけれども、供用が実際に開始されてからの経済効果の試算について、現在の試算と供用が開始されてからの試算ですね、そういったデータを取っていくことも、やはり港湾整備事業によって、どのような経済の効果が生まれたのかということの確認ができるのかなと思っております。このことについても、しっかりと地域住民、市民に対して情報を提供していく必要性もあるのかなと思っております。この106億円ほどの巨額の資金の投入をしての整備でございますので、その始まる前と後での差ということもしっかりと把握されるべき責任があるのかなと思っております。その辺について、市長はどの

ようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように経済効果は算出しておりませんが、新若浜地区国際ターミナルが供用開始したことで、コンテナ貨物量は確実に伸びております。供用前の7万6,000TEUから、昨年は過去最高の9万9,000TEUと1.3倍に増加しております。航路便数は週7便から13便に増加して利便性が高まっております。更に大型コンテナ船が就航可能となったことで、海上輸送コストが削減され地域経済の発展に寄与していると考えられます。

また、本市への歳入となる特別とん譲与税は、供用前、平成20年度の3,500万円から昨年度は5,000万円と1.4倍に増加しております。直接的にも本市は恩恵を受けているということでございます。

○6番（野村広志君） この新若浜国際ターミナルが供用されたということで、今の状況から供用前と現在での数字は、今市長が答弁していただいたとおりでございますけれども、現在のこの数字と、5年後において更にどのように変化をしていくかということをしかりと投資効果、整備効果について把握する必要があるのではないかとということもあわせてお聞きいたします。そういったことについても、しかりと情報の収集をして、またしかりと情報提供を市民にすることによってよろしいですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり市民の皆さんに、そういう本市が恩恵を受けていると、こういうことで受けているんだという情報提供をするためには、議員おっしゃるとおり、そういう供用前と今の現状、そういうのは、ちゃんと知らしめる必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○6番（野村広志君） では今、触れました国際バルク戦略港として、整備が進んでいくわけですが、果たして国や県は、この国内における重要港湾としての志布志港をどのように見ているのか、どういう役割であるとか、位置付けで見ているのかということを少し確認したいなと思っております。

国内には、約2,860もの港があるようでございますが、日本政府は港湾法という法律において、国際海上輸送網、または国内海上輸送網の拠点となる港湾と、他の国の利害に重大な関係を有する港湾を重要港湾として定めております。現在重要港湾として102の港が指定されているようでございます。志布志港も、この重要港湾に指定がされておりますが、この重要港湾の中でも国際海上輸送貨物を多く取り扱い、地域拠点となっている港湾を、国際拠点港湾として全国に18の港を指定しております。九州では博多と北九州の2港が指定されているようでございます。更に、その上位ランクの国際ハブ港を国際戦略港湾として五つの港、東京、川崎、横浜、大阪、神戸を定めて、国際的にも高規格な施設になるよう港湾の整備資金を補助するなど、その発展に力を入れており、貿易が国家の財政や経済に関わる重要な事項であることを体系付けております。

では、九州で唯一の国際バルク戦略港の指定を受けた志布志港の位置付けについてでございますけれども、どのようなことを担っていくことを目的として国や県は目指しているのでしょうか。このことは、これから港を語る上でも、これからの志布志市にとっても大きな羅針盤になってい

くのかなと思っております。市民の方々にも分かりやすく、丁寧に少し御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） これまで志布志港では、国や県に長距離フェリーふ頭や穀物用貨物船ふ頭、並びに国際コンテナターミナル等の整備を行っていただいた結果、港湾取扱貨物量は1,000万tを超え、コンテナ貨物の取扱量については、飛躍的に増加をしているということでございます。

昨年は、過去最高の約9万9,000TEUを記録するなど、南九州地域における国内外との物流拠点として地域経済を支える重要な役割を果たしてきております。

また、国や県では志布志港の穀物の国際バルク戦略港湾の選定に伴い、企業間連携による効率的な穀物輸送体系の構築を目指しております。具体的には、共同輸送による穀物の大量一括の輸送により、調達コスト縮減を図るものでございますが、この実現により生産性の向上や国際競争力の強化が期待されております。

よって、志布志港の担う役割としては、飼料原料の安定的かつ安価な供給体制の構築を通じて、南九州地域の畜産業の国際競争力の強化や雇用と所得の維持、創出を図ることと認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） 国や県の考える位置付けについては、少し理解ができたところでございますが、ではまずは近年の志布志港における、輸出について少しお聞きしてまいりたいと思います。

県が調査した、この志布志港を中心とした物流機能強化による地域の活性化のための基盤整備検討調査という調査がございましたけれども、それを基にしながら少しお話ししますけれども、御存じのとおり、中国と韓国、台湾向けの輸出用木材が急激に取扱量を伸ばしているということで、鹿児島県、宮崎県の森林組合が共同して木材輸出に取り組むなど、今後とも取り扱いの増加が見込まれております。

しかし、課題もあるようでして、輸出量の増加に伴い、ヤードの利用や荷役作業の効率化による回転率の向上が必要であり、また取り扱いが集中する場合、くん蒸作業の待ちが発生し、野積みの制限がかかり、ヤード内が手狭となり、くん蒸作業に手間取り、スムーズな輸出のサイクルが保てない、などという現場も見られているようでございます。こういったことを市長は、お聞きになってらっしゃいましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 御承知のとおり原木の輸出先のほとんどが中国向けであることから、くん蒸処理が必要でございます。くん蒸処理の場所等については、関係企業に問い合わせを行ったところ、くん蒸処理は荷積場及び船上で24時間行っており、くん蒸処理を行う業者も1、2社と伺っております。更に、くん蒸処理業者へ他の場所でのくん蒸処理が可能かについて確認を行ったところ、劇薬を取り扱うため安全性の観点から、どこでも行うことができず、また、くん蒸処理を実施した旨の確認が確実に取れないなどがあるため、そのような問い合わせに対しては、お断りをしているということを伺っております。

○6番（野村広志君） では、このところで、もう少し掘り下げてお聞きしてまいります、原

木の丸太木材については、今答弁いただいたとおり、中国向けについては、くん蒸の作業が輸出側の方で処理をしなければならぬわけですが、このくん蒸作業には今お話があったとおり、劇薬である臭化メチルを使用するため、危険物取扱責任者や毒劇物取扱責任者、植物防疫の作業主任等の有資格者が必要であるということで、現在は1、2社ということでございましたが、専門業者で行われているようでございます。

しかし、近年では自社敷地内でくん蒸作業を行い、くん蒸済みの木材を港内のヤードに搬入することで、ヤード内の混雑を解消し、経費の削減などが期待できることから、自社でのくん蒸作業ができないかなどの検討もなされているようでございます。

また、森林組合においては、組合員が講習会等に参加し、有資格者を育成するなどの取り組みも行っているようでございます。このことについては、同じように積極的に、この木材の輸出に力を入れております薩摩川内市においては、川内港木材輸出推進補助金として、川内港を利用して木材を輸出した企業に対して、また個人に対して助成金が交付されているようでございます。また、今お話をしましたくん蒸作業に要した費用についても、別途補助金が設けられているようでございます。

また同じように、熊本県の八代市においても八代産の木材を八代港から輸出した場合に限り、くん蒸処理の助成事業の補助金が設けられているようでございます。

実際の規模や環境の違い、また輸出货量の違い等もあろうかと思えますけれども、これで一概に比べることはできませんけれども、積極的に海外との貿易に自治体としても関わっていくという事例ではなかるかなと感じたところでした。

お聞きになって市長、どのようにお感じでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう支援をしている市町村もあるということでございますが、支援の仕方がどうなのか、そこら辺を調査をして対応してまいりたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） 私は、このことで、すぐに補助事業をしてくれとか、助成事業を始めてくれということ、取り組んでくれということを申し上げているわけではございません。

志布志港は、先人の方々から長い御努力や様々な陳情活動なども相まって、大変に恵まれた環境にあるなと思っております。

現在進んでいるインフラ等の整備に伴い、更にその機能が高まり、南九州の物流の核として大きく発展していく可能性を秘めた港であることは、誰しもが期待するところであり、今後、国や県の動向に、地元の自治体がどのように関わっていくのか、自治体としてのスタンスがまさに問われているように思います。

先ほども述べました川内港や八代港に至っては、地元の自治体として必死になって港湾の売り込みを行っているようでございます。こと木材に関しましては、両港とも東シナ海に面した港ということで、中国や韓国へのアクセスの良さ、地の利を生かした戦略で台頭してきております。

当然本市においても、ポートセールスについては、積極的な働き掛けを行っていただいていると思いますが、各自、港湾を持つ自治体としては、しっかりと、そのアンテナを伸ばしていただ

きまして、国や県から整備をしていただけている港湾として、財産でございますので、そのことを更にまちづくりに生かしていただきたいなと強く感じております。

この港湾、まさに今あらゆる面で争奪戦の様相を呈しております。国や県の動向を注意深く注視するだけでなく、自治体としてもできる手立てはたくさんあると思っておりますので、ぜひとも主体的に積極的に、こういった事に当たっていただきたいものだと思っております。

どうですか市長、もう一度その辺についてのお気持ちがございますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、国・県に対しても、志布志港の整備促進等について要望活動を行っております。

また、ポートセールス活動についても積極的に行っております。現在予定している志布志港の要望、セールス活動は、10月25日に議員会館への要望活動、11月6日に東京で開催されるポートセミナー、翌日の7日には港湾関係の企業訪問を行う予定でございます。

この他、志布志市に対して大きく寄与されることが期待される企業等につきましては、適時訪問をするなど取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 担当課をはじめ、市長のトップセールスというのは、非常に効果がございます。積極的なトップセールスに大いに御期待申し上げたいと思っております。

では、次に国際バルク戦略港としての穀物の輸入について少しお聞きしてまいります。

これは繰り返しになりますけれども、バラ積み貨物の輸入拠点港として、穀物の指定港である志布志港は、南九州地域に供給される配合飼料原料の輸入基地として、その役割を担っております。

先ほどの答弁でも、志布志港の担う役割としての認識がなされております。では、そのような環境における課題として、どのようなことがあげられるか考えてみたいと思います。

これも先ほどと同じように、この志布志港の物流機能強化のための基盤整備調査によるものがございますけれども、国際バルク戦略港の事業着工を受けて、配合飼料メーカーは付加価値の高い飼料生産に向けた設備投資や工場拡張に意欲があるものの現在の若浜地区には、サイロや工場等が密集しており、これ以上の拡張ができないという問題もあるようです。

また、今後整備予定されておりますマイナス14mの大水深岸壁の整備に伴い、アンローダーの整備や、岸壁背後地に共同建屋等を建造すること等で、ポストパナマックス船による一括輸送に対応できるようにするための環境整備、ハード整備等の緊急性が高いことなどがあげられておりました。

何度も繰り返しになりますけれども、こと港湾事業においては、国や県によるイニシアティブが取られることは十分に承知している中で、地元の自治体として、課題の把握はもとより円滑に、この事業の進捗が図れるようなホスト役を務めていかなければならないのかなと感じております。推移を見守りつつも、その役割を共有して担っていく責任もあるのではないのでしょうか。

先般、議会と地元の港湾関係者との意見交換会が行われたわけですが、港湾関係者から「地元の自治体としても、もう少し話を聞いてもらいたかった」などという話を後でお聞きしたところでもございました。こういった課題等についても、市長には情報の共有がなされているかと思いま

すけれども、今後について、そのような情報を民間の関係団体と協議しつつ、今まで以上に、そういった声を拾っていただきたいなと思っておりますけれども、市長、市長のスタンスで結構ですので、こういったお気持ちでいらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 県、市においては、コンテナターミナル会の一員として参画をしております。

また、本市は志布志港湾振興協議会の事務局を担っていることから、日頃より情報共有はなされていると考えておりますが、今後もより情報共有を行っていくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長自身も港湾の関係者、つながりのある方もたくさんいらっしゃるかと思っておりますので、市長自身としても、そういった声を積極的に拾っていただけるということでもよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○6番（野村広志君） では、バラ積みの貨物の輸入港湾としての整備が進む中、先ほどいくつかの課題をあげたところでございましたけれども、今後、やはり官民の連携と商社間の連携、民間企業等の更なる連携は必要不可欠であると思われまます。先に国際バルク戦略港の事業着手がなされた釧路港においては、公共で岸壁、ドルフィンの整備をし、民間共同による釧路西港開発埠頭株式会社を設立し、アンローダーやベルトコンベア等を一元受託し、民間の資金とノウハウが活かされた配合飼料供給基地として機能強化が進んでいるようでございます。

そこで、国土交通省の国際バルク戦略港湾政策の推進状況を見てみると、穀物においては先行して釧路港と水島港、そして志布志港のプロジェクトが進んでいるようでございます。先行した釧路港においては、平成26年度に釧路港国際物流ターミナル整備事業に着手し、翌々年に特定貨物輸入拠点港湾に指定がなされ、その翌年に指定特定利用推進計画が公表されております。この特定貨物輸入拠点港湾に指定されることにより、荷さばき施設等に係る税制特例措置が適用されるようであります。志布志港においては、昨年平成29年度に志布志港ふ頭再編改良事業に着手されたわけですので、今後こういった特定貨物輸入拠点港湾の指定に向けた動きも出てくるのかなと感じているところでございますが、その辺について、これは様々な管理者の方々もおられます。また重要な部分については、開示ができない部分、オミットされている部分もあろうかと思えます。その辺については理解いたします。開示できる範囲内で結構ですので、進捗状況について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、平成30年3月に国が発表した資料によりますと、おっしゃるとおり釧路港においては、平成29年9月に特定利用推進計画を公表し、海上運送の共同化に取り組んでいるようでございます。

今年度から民間事業者による効率的なふ頭運営を開始する予定となっておりますが、志布志港に関しましては、港湾管理者である鹿児島県を中心に国や市が各企業と協議、調整中でございます。

○6番（野村広志君） まだなかなか開示できない部分もあるかと思いますが、この釧路港の場合、港湾管理者が釧路市になっているようでございますので、そのレスポンスもあるかと思いますが、鹿児島県の方ともしっかりと連携を取っていただきまして、前進していけるように尽力していただきたいなとお願いしておきたいと思っております。

これまで志布志港の位置付けであるとか、役割についてお聞きしてまいりました。また、国際バルク戦略港としての現状や今後の課題に触れてまいりましたが、志布志港が持つ可能性については、農林水産物の輸出推進が、やはり大きな可能性を持つ分野ではなかろうかなと感じております。

国も農林水産物の輸出拡大を推進しており、早期の輸出総額1兆円到達を目指しております。鹿児島県においても、独自の輸出振興策をまとめるなど、農業の成長産業化をもくろんでいるようでございます。地元の生産者においても、一部においては、既に輸出への動きもあるようでございますが、先日の新聞に掲載されておりましたが、大隅半島の農業の将来を考えようと、本市の若手農業経営者らの中で、自主的な勉強会が発足され、志布志港を生かした輸出への可能性などについて意見が交わされたようでございます。

そういった意味でも生産者の機運も少しずつ高まりつつあるのかなと感じているところであります。一方でアメリカを除く、参加11か国による環太平洋連携協定、新協定のTPP11（イレブン）や、ヨーロッパ連合EUとの経済連携協定（EPA）の合意によって、日本の農業はより一層の市場開放が待ち受けているとも言えます。

また、国内の影響については、計り知れませんが、確実に輸入農産物の脅威に国内の農林水産物はさらされてくることは必至であると思われております。

そこで、県の輸出振興策であります「鹿児島県農林水産物輸出振興ビジョン～攻めの農林水産業の実現に向けて～」という冊子が出ております。これを参考にしながら、少し考えてみたいなと思っております。まずもって、この志布志港を中心とした農林水産物の輸出における物流拠点、今後また更に求められてくると、物流の機能強化が求められてくると思われそうですが、そのような中で港湾を抱える地域の自治体として、取り組みが大変重なるわけでございますけれども、この輸出促進ビジョンでございまして、今年3月に県が作成をしたものであります。この作成をした後、県の方と輸出に向けた何らかの協議が本市と行われているかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本ビジョンの推進体制については、県輸出食品振興連絡協議会が推進主体となり、県園芸振興協議会、かごしま茶輸出対策実施本部、県食肉輸出促進協議会、県産材輸出促進協議会、県水産物等輸出促進協議会が品目ごとの部会員として構成されております。市町村においては、構成メンバーとなっていないため、現在のところ具体的な協議等は無いところでございます。

○6番（野村広志君） 今、この本ビジョンの推進主体という形で、いくつかの協議会とか本部であったりとかいうことの答弁があったわけですが、本市は、この団体等には加入してい

ないということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そういうことでございます。

○6番（野村広志君） ということは、推進していく母体としては、そういった組織団体を中心としながら、このビジョンの推進を図っていくという捉え方になろうかと思えますけれども、これ全体として、市長もお読みになったのかなど、なされましたか。どのような感想をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョンでございますが、本年の3月に策定され、おおむね10年後の農林水産物の輸出拡大に向け、今後の展開方向を示されたものでございます。

平成37年度には、輸出額を300億円にする目標を掲げております。本県の農林水産物の現状や課題が整備され、実情に沿った目標設定がなされております。特に畜産、お茶、木材、水産物については、具体的な取り組み内容が示してあり、分かりやすい内容になっていると思えます。

輸出に取り組むとなりますと、本市の状況としては一定量のロットを確保し、しかも定期的に出荷できる体制づくりが課題になると思っております。

今後、県の推進体制にある部会ごとに協議がなされていくものと考えておりますので、積極的に情報収集をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 私も読ませてもらいましたが、本市として大きなやはり関わりが出てくる可能性について、すごく強く感じたところでございました。読んでみて、この中に、まさに「作る」「集める・運ぶ」「売る」という三つに分けた形で分野別に整理がなされておりますが、本市としても積極的に関係している分野が多く含まれているなど感じております。県が農林水産物の輸出について、こういった指標を示したということは、やはり国が目標として示している考え方ではなかろうかなと思っております。

やはり自治体として早い段階で、このことについて、どのように受け止めて関わりを持つか、協議をしていただきたいものだなと思えます。なぜなら志布志市は輸出入のできる港湾を抱えており、他の自治体にまねのできない特別な自治体であることを認識しなければならないのではないのでしょうか。

国や県は、目的と目標を、また方向性を示したと思っております。地元の自治体は、それを受けて最善の手段を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

それと、この冊子についてでありますけれども、単にこのビジョンとして捉えるのか、方向性として捉えるのか、このことをもって各自治体も含めながら、ともに農林水産物の輸出の促進について考え前進していくよということになるのでしょうか。市長は、これを見てどのように、そこら辺については、お感じになりましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） ビジョンでございます。このビジョンに基づいて、県の方はあらゆる施策を展開されていくと思えますので、本市も県と足並みをそろえて進む必要があると思えます。

したがって、本県が進むべき方向性が示されたものと理解をしております。

先の質問でございます。本市の平成28年の農業生産額は391億9,000万円で、全国第15位であります。本県を代表する産地となっております。特に本ビジョンにもあります畜産部門及びお茶については、県内でもトップクラスにありますので、県からこのビジョンに関して市町村との協議が行われるとすれば、積極的に参加をしていきたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 最終的に目指す姿としては、今市長が言われましたが、平成37年度までに輸出の目標額を「300億円の実現に向けて」と書かれておりますけれども、ここが大事なことだなど思っております。これは300億円というのは目標でございますが、目的においてでございますけれども、人口減少に伴う日本の食需要の減退が本市を含む農林水産業や農山漁村の衰退する恐れへの早急な対応であると、このビジョン中に記されております。

では、具体的な手段において、先ほど言った「作る」「集める・運ぶ」「売る」の三つの柱として書かれているわけですが、そこに「買う」という相手方の視点を考慮した形での取り組みを進めていくということで、定められているようでございます。

当然これは、県が示したことでありますので、市町村への義務的なことはないのかなと思っておりますけれども、目的の趣旨を理解すれば、この「作る」産品においても、本市の農林水産物への大きな期待が、関わりがあるのかなと思っておりますし、「集める・運ぶ」においても、その関係性については、もう言うまでもないと思っております。

ここは、県議会ではございませんので、このビジョンの中身についてどうこう申し上げることはございませんけれども、ひとまず、何度も言いますように、港湾を抱えている地元の自治体として、他の自治体にまねのできないことでありますので、国や県の方向性や目標をしっかりと受けとめて、このことに対して積極的に取り組む姿勢を見せるべきではないかなと感じております。

そういった取り組みの中で、県からの協議要請等々を待たずに、積極的にもう一度その必要性について、市長が受けとめていただきまして、課内でしっかりと協議をしていただきまして、関わる施策において、どのような考えで臨めばいいのかと、市の方向性を確認していただきたいなど思っております。その後で、しかるべき県との協議であるとか、そういった各団体との協議であるとか、そういったものが出てくるのかなと感じております。その辺について、課内でしっかりと協議をしていただきたいというお願いについては、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 港湾のインフラの整備に加え、都城志布志道路及び東九州自動車道のインフラ整備が進み、志布志港までの交通アクセスが飛躍的に向上することにより、市内だけでなく志布志港近隣の地域からの輸出促進につながることが見込まれてきます。これに伴い、志布志港に関する整備や都城志布志道路及び東九州自動車道が早期に供用開始できるように要望活動を積極的に行っていくとともに、市内をはじめ近隣市町の企業等へのポートセールス活動を県と共にやってまいります。

また、農産物の輸出については、広域的に取り組む必要があると考えますので、農林水産物輸出促進ビジョンを基本としながら、県とも連携をして取り組みをしていければというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 大いに御期待申し上げたいなと思っております。よろしく進めていただければなと思っております。

では、最後の項目に入りたいと思います。

今後の志布志港においては、様々な目的や役割を持って整備をされ、更に発展していくものと思いますけれども、また、先ほど県が示した輸出促進ビジョンなどもございますけれども、志布志港の役割として、現在進んでいる国際バルク戦略港としての方向性と、今後農林水産物の輸出港としての役割を持つ港湾として位置付けられるのかということについて、働き掛けも必要になってくるのかなと考えております。

市としても、そういった面においても、アンテナを張っていただきまして、方向性を探っていただきたいものだなと思っております。

そういった中で、今後の農林水産物において、更に多くの生産者、先ほど機運が少しずつ高まりつつあるのではないかというお話をしましたが、更に輸出について機運が高まって、志布志港から輸出にぜひ取り組んでみたいなどというような相談等が持ち込まれた場合について、市としては、この港湾を抱える地元の行政として、どのような手順をもって相談に乗っていただけるのか。また、その手順について、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、農林水産物を輸出する体制にまでは至っていない企業も多いことから、まず各国へ農林水産物、食品を輸出する場合は、個別の各品目別に様々な規制をクリアにする必要があること、相手方との契約手法や各種の手続き、輸出の流れなどの情報などが必要であることを伝えた上で、国際貿易関連の支援を行っているジェットロや県かごしまPR課への御案内を行っております。そのような取り組みをする必要があるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今、手順をお示しいただきましたけれども、輸出に取り組みたいという方々については、団体としてジェットロというのがございます。ここでも様々な支援をしているようがございます。

また、国や県においても支援策が出ているようございますので、そういった大まかな支援策、当然本市の支援策もそうですけれども、この支援策について、お示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 支援策につきましては、本市とジェットロ鹿児島貿易センターの主催による貿易実務ワークショップを開催しております。

本市につきましては、志布志港から輸出を考えている市内企業が海外見本市や商談会等に出展、参加した際は20万円を上限に本市から補助を行っております。

県につきましては、志布志港から輸出入を行った際のコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の2分の1以内で上限150万円まで補助をする輸出入促進トライアルの事業も行っております。

また、志布志港湾振興協議会では、志布志港から農林水産物の輸出行った場合、1コンテナ当たり2万円の補助を行っております。更に県貿易協会では、県内食品企業の商品を取りまとめた混載コンテナの仕立て及び貿易書類作成等、輸出に要する経費に対し、混載に占める県内産が

占める割合に応じて助成などがございます。

また、農政サイドでは、農林水産物販路拡大推進事業で販路拡大開拓のための展示商談会やバイヤーの招へい等に対して補助率2分の1で海外の場合50万円を上限に補助を行っております。

県では、輸出に意欲的な事業者等への支援事業として輸出商談会や見本市への出展等に補助率2分の1で市町村へ交付されますが、間接的に事業者へ交付できる仕組みの補助があります。日本政策金融公庫では、トライアル輸出支援事業で公庫が提携している商社による販路開拓の支援や海外の展示商談会にブースを公庫が提供する支援があります。

今後も農林水産物輸出に向けたサポートを継続して行っていきたいと考えております。

○6番（野村広志君） では、この支援について、平成29年度で結構ですので、実施があれば実績をもう少しお聞かせいただけますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 補助金の平成29年度の実績について御回答いたします。

まず、輸出促進支援事業補助金、これは海外見本市、そして海外市場の視察、商談会等に対する支援ですが、5件の48万4,000円でございます。

それから、志布志港新若浜地区の国際コンテナターミナル利用促進事業ということで、コンテナ助成金でございますが、補助金交付件数は75件の4,000万円ということで、内訳といたしましては輸出が17件の補助金額が1,610万5,700円、それから輸入に対する補助といたしましては、58件の2,389万4,300円となっております。

それから、冷凍・冷蔵、電源施設の使用料助成金ですが、冷凍電源施設使用料の2分の1相当額を助成するものでありまして、この実績といたしましては、573万2,000円の実績であります。

それから、港湾振興協議会が助成しております食品、農林水産品の輸出促進助成ですが、この内容は志布志港から輸出する食品、農林水産品コンテナを対象に、コンテナの種類にかかわらず1本当たり2万円を交付したものであります。交付件数が14件の実績が76万円となっております。

以上でございます。

○6番（野村広志君） ありがとうございます。

今、実績を少しお聞きしたところでしたが、このコンテナについてでございますけれども、農林水産物ということで、中身にとらわれずということでしたけれども、これは原木は除くというような項目ですけれども、原木が入っていないわけですね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） はい、そのとおりです。原木は含まれておりません。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

実績もかなりの実績が出ているようでございますけれども、こういったものが広く周知されるように、また担当課を含めて周知徹底をよろしく願いしたいなと思っております。

前段で、先ほど薩摩川内市や八代市の支援策についても少し触れましたけれども、輸出に向けた動きが活発になってくれば、新たな支援策の在り方等も議論が出てくるのかなと思っております。

まずは、そういった輸出に興味を持ち、輸出をしたいという生産者をどのように育成するかということも非常に必要になってくるのかなと。まずは作る方々、生産者を育てるという意味でも、そういった方を育成する必要性も認識しているわけですが、そういった観点からも輸出への取り組みを支援するようなセミナー等々が行われておりますけれども、そういった実績等について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 貿易実務ワークショップでは、初級者向けの輸出に伴う相手方との契約手法や各種手続き、輸出の流れなどについて実施しており、その他はジェトロにおいて米国焼酎販売開拓セミナー、鹿児島県貿易アドバイザーセミナーなど、多数開催されており、関係機関へ参加の御案内を行っております。

また日本政策金融公庫においても、輸出に関する個別相談会を開催しており、個別相談会で発展的に興味がある場合は、公庫が提携している商社へつなぐ仕組みとなっているようでございます。

今後も要望内容などに応じて、ワークショップの実施や各種セミナーの御案内を行ってまいります。

○6番（野村広志君） 先ほど大隅半島の農業の将来を考えるという自主的な勉強会が立ち上がったというお話を申し上げました。こういったところにも担当課を含めながら、積極的に向いて行って、情報の提供をしていただきたいものだなと、先ほどの支援策も含めながらやっていただきたいものだと思いますけれども、他にこういった勉強会であるとかが立ち上がった、そういった動き等はございませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市で農業法人の経営者や社員の家庭の方々、自主的に勉強会を発足させたと、今おっしゃったように新聞で知ったところでございます。志布志港を生かした輸出の可能性などについて意見交換が行われ、大隅地域振興局長の講演もあったようでございます。

今後の農業を担う若手の方々、そのような勉強会を実施されているということは、大変素晴らしいことだと思います。局長から少し話を聞いたわけですが、やはり「税金を払うぐらいの経営が望ましい」というような話をしましたという話を直接伺っております。おっしゃるように、そのような経営の在り方がどうなのかということも含めて、このように率先してこういう会が開かれたということは、大変有り難いことでございます。

○6番（野村広志君） 今ありましたように、そういったことを取り組めるような生産者を同時に育てていくということも大変重要なことではないのかなと思っております。

では、この作り、売る作物として、先ほど答弁ございましたが、ある程度のロットが定期的に確保されなければ、輸出の維持が困難になるのかなと理解しているわけですが、では、輸出を念頭に置きながら、この売れる作物を作るという視点で見たときに、このロットであるとかコストを考えた場合、どのような作物が有効と考えられているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 売れる作物という点では、輸出先の販売業者の意向が重要になりますので、どのような作物をどのような形で欲しいのかということを十分に調査する必要があるという

ふうに思います。

お茶については、文化の違いからリーフ茶よりも、てん茶、粉茶の方が好まれるなど、加工の方々も変わってきております。そのためにも十分な調査が必要であると考えます。

また、作るという点では、本市の温暖な気候と肥沃な土地に畑かんが整備され、適時に適量を生産できる基盤がありますので、海外の農薬基準等を考慮した生産技術が確立されれば、どのような作物でも生産できると考えております。

今のところ、この作物が輸出に適しているというものは持っておりません。

○6番(野村広志君) 輸出に適しているものは、まだ持っていないということで、作れる環境は本市には十分にあるという、今の答弁でございました。

売れる作物についても、十分に調査をしていくと、する必要があるということで、ということは、現在まであまりそういった輸出に向けた売れる作物、作れる作物についての調査は、されてこられなかったということで理解したわけですが、輸出に向けての環境が整ってくれば、この売れる作物についても具体的な調査ないしは、そういった作物の営農指導等には取り組んでいくという理解でよろしいですか。

○市長(下平晴行君) この前、鹿児島、香港、現地交流会というのに参加をいたしました。ここに参加した時に思ったのが、ある事業者が4,000ぐらいの事業者との関わりを持っているというようなことを伺っております。そういうことも含めて、私いろんなところに、やはり顔を出して、どういう国が何を求めておられるのか、そこら辺も含めて調査をしてまいりたいというふうを考えております。

特に、日本の作物については安全・安心だということで力強く話をされておりましたので、ここ辺も含めて取り組み体制が、先ほど言いましたように何を求めておられるのか、そこら辺も十分これから研究をして、取り組みをしてまいりたいというふうを考えております。

○6番(野村広志君) アジア全体としての市場調査も大変必要なのかなと思っておりますので、ぜひともそういった取り組みについても進めていただければなと思っております。

ここで1点、提案でございますけれども、農水省において、今月から米粉の本格輸出に向けての市場調査に乗り出したようでございます。このことは、欧米では小麦アレルギーの問題が大きな社会問題となっており、このアレルギーの原因となるグルテンを含まない、グルテンフリーの食品が急激に伸びているということ起因にしながら市場に乗り出すということでございました。

ジェトロの調査によりますと、実にアメリカ市場で市場規模を5,600億円と見ておりまして、毎年3割もの伸びを示しているということでございました。

日本では、昨年度より米粉の用途別基準として、グルテンを含まないノングルテンの表示制度がスタートしております。世界最高水準の表示制度を武器に、国内米粉による海外輸出への販路拡大に大きな期待が寄せられております。日本の米粉は微細粉で溶けやすく、パンやパスタ、菓子類の原料など用途も広く、手ごたえを感じているとのことでございました。本市でも水田の耕作放棄地も多く発生している中、水田をフル活用し、健康食材としての志布志米米粉ブランドと

して取り組んでみてはどうかと考えております。

これは新たな取り組みではなく、既存の生産活動の中での取り組みにつながってくるのかなと感じております。抵抗もなく進められるのかなと、また、この志布志港という地の利も生かしながら輸出につながっていけば、生産者の所得の向上にもつながっていくのかなと、理想的な形になるのかなと考えております。ぜひとも勉強していただきまして、調査していただきまして、取り組みへの考えを持っていただければなと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 米は、本市も早期水稻、普通期水稻があります。年間約2,600 tを生産しております。米粉は本ビジョンにおいても、今後輸出拡大が期待される品目として位置付けられていますので、興味があるところでございます。ただし、米農家の所得向上につながるものでなければなりませんので、県の動向等を注視し、輸出に向けた動きとなりましたら、市としての対応をしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 今、当然生産者の所得の向上につながってこなければなりませんので、そういったことは大事な部分なのかなと思っております。

先日の新聞に、農水省の発表で2019年度から水田転作の助成措置として、産地交付金において、園芸品目や輸出用米、この場合米粉用の米です。「多種品種の導入など、収益や需要が見込める作物について転作を拡大した場合、産地交付金の上乗せを検討している」との記事が見られました。これ見られましたでしょうか。来年度の予算の概算要求にあわせて、こうした方針が示されたようです。

また、対象となる作物については、年末の予算案決定までに詰めるとしておりましたが、こういった提案も、この米粉の輸出戦略には、国の大きな後押しがあるのではないかなと感じております。

市長、まだ決定事項ではございませんけれども、このような国の政策の後押しを受けて、取り組める環境が整いつつあるのかなと思っておりますけれども、その可能性について感じませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、そういう国・県の動きの前に、私ども自治体としても、やはり先取りした取り組み、先取りした考え方で取り組みをしていかなければいけないというふうに思っております。

○6番（野村広志君） ぜひともいち早く、この先取りしたいということがございましたので、調査をしていただきまして、取り組みを始めていただければなと思っております。

農林水産物の輸出戦略については、まだまだ多くの課題が残っているようであります。しかし、何度もお話をしますように、志布志港を抱える他の自治体に無い恵まれた環境の中で、地元の自治体としてでき得るあらゆる方策を見出していきたいものだと思っております。

この志布志港は、今後あらゆるインフラの整備が進むつれ、更なる可能性への期待が高まってくると予測されます。10年先20年先を見据えて、我々もしっかりと勉強してまいりますので、志布志港の将来ビジョンについて計画を立て、取り組みを深めていただけることをお願い申し上げ、私の一般質問を終了いたします。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

2時半まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 皆さん改めまして、こんにちは。8番、公明志民クラブの小辻一海でございます。そろそろ皆さんの上のまぶたと下のまぶたが仲良くなる頃でございますが、それが無いよう大きな声で、じっくりと先日通告しておりました2問について、質問してまいりますので、執行部の皆さんの誠意ある明快な答弁をよろしくお願いします。

質問に先立ちまして、先ほどより同僚議員も述べられておりますが、9月6日の震度7による北海道地震をはじめ、7月から8月にかけての異常気象により発生しました中国・四国地方の西日本豪雨、また猛暑による熱中症や全国各地において発生する災害において、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたします。あわせて被災されました方々に、お見舞い申し上げ、一日も早い復興を願うところでございます。

それでは、先に通告いたしました事項について順次質問してまいります。

まず、郷土芸能・祭りの保存継承と振興についてお伺いいたします。

地域に伝えられる伝統文化、郷土芸能、祭りを保存継承していくということについては、少子高齢化や人口減少で過疎化が進み、運営上苦心されているようですが、貴重な文化財産を次世代に残すという面から重要であります。その保存、継承が危ぶまれる一方で、伝承を通して地域に誇りと愛着をもたらし、地域のコミュニティの醸成に役立っているのも事実であります。

また、世代を越えて子供や青少年を含め、共通の目標の下で取り組む地域の郷土芸能、祭りの保存継承は、これからの社会を担う青少年の人間関係づくり、人間教育の場として大変重要になってくるのではないかと考えるところでございます。

そこで、まず市長、教育長にお尋ねします。

市内の郷土芸能、祭りが各地で無くなりつつある地域の現状をどのように捉えられているかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 小辻一海議員の質問にお答えをいたします。

本市には、地域風土の中で誕生し、祭りや伝統行事の中で生まれ、長く伝承されてきた郷土芸能が各地区で残されております。御指摘のとおり組織の実態につきましては、どの保存会でもメンバーの高齢化が進み、後継者育成が課題となっていることにつきましては、承知をいたしてお

ります。

このため、市では合併後、これらの郷土芸能等の保存、継承を促進するため、志布志市民俗芸能等保存会連絡協議会を組織し、それらの保存会活動を支援する目的で加盟団体に対して、保存活動の運営費補助金を支給しているところでございます。

また、市民の方々への活動成果の披露の機会でもある発表、公開の場をできる限り多く確保するため、民俗芸能大会を開催し、現状維持に努めているところでございます。引き続き予算の許す範囲内で継承活動の助成や活動支援に努めてまいりますとともに、発表の機会の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

伝統的な郷土芸能や祭りが各地で無くなりつつある傾向というのは、全国でも本市でも同様でございます。これら郷土芸能や祭りは、地域の生活に密着したものであることから、高齢化や人口減少などの社会的情勢の中では厳しい部分もあると思われまます。

しかしながら、議員言われましたように、この地域に誕生し、伝承され続けてきたこれらの文化遺産をできる限り後世に存続される努力をすることも我々の使命だと考えております。

このため教育委員会では、市民俗芸能等保存会連絡協議会を組織し、地域の民俗芸能等の保存、継承に努めているところでございます。

現在、教育委員会では、市内27の保存会組織を確認しており、このうち17の団体が、市の連絡協議会に加盟しております。

また、規模の大きな保存会組織以外にも、集落単位の祭りや、行事も市内には残っているものがあるようでございますので、平成25年度策定の指定候補文化財一覧の実態調査を踏まえ、保存会の把握など、今後継続的に進めてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） ただいま市長、教育長から現状について御答弁をいただきました。

保存会組織は27団体とのことで、本市においても減少傾向にあるようです。少子高齢化や人口減少は、郷土芸能の保存や次世代への継承の上でも様々な影響があり、特に担い手不足などの多くの課題を抱えながら苦慮されている団体もあるようです。

先ほど民俗芸能等保存会連絡協議会の17団体、もちろんそれ以外にも約27団体、集落単位とか更に小さな集団での郷土芸能、祭りも市内に数多く残っているようですが、既存の郷土芸能、祭りを次世代へ継続していく上での課題などについて、それぞれ団体、組織に調査・検証されたことがあるか、そのあたりはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど紹介いたしました民俗芸能等保存会連絡協議会、この中で、いつも共通の話題になるのが、この保存をどうしていくのかということでありまして、たまたま私、昨日、教育長室に田之浦の公民館長さんがいらっしゃいまして、この民俗芸能等保存会の方に所属していらっしゃる方ですけれども、その方もお話されていましたが、いろんな機会に、この伝統芸能の保存についての課題ということについては、お聞きしております。その課題の一つとして、先ほどから言っていますように、後継者不足、それから指導者不足、それから若

者の後継者となる青少年の不足、そういうこと等がいつも話題になっておりますので、このことについては、本市でも同様の課題だというふうに受け止めております。

○8番（小辻一海君） それぞれの組織調査には、検証とか、そういうことはされたことはないわけですね。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど27の団体の中で、10団体が今現在所属していないというような状況を見ますと、本当に厳しい状況があります。

具体的な声というのは、集計してまとめているわけではございません。

○8番（小辻一海君） 団体組織の調査・検証はされていないということですが、やはり現場の声をしっかりと聞くということは、一番大事だと思います。

ということは、市長の所信表明の中にもあります。「相手の立場に立った懇切丁寧な対応、机の上で判断するのではなく、現場の声、市民の声をしっかりと聞くことは重要であります」、まさしくこのことだと思います。

今年は、3年に1回の民俗芸能大会が開催される予定になっていますが、この大会に参加しなかった集落単位など、小さな集団での郷土芸能、祭りに関しての継承は現状どのようになっているかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 伝統芸能を継続していくために、実態調査というのが、やっぱり基本に立つというのは、本当に議員言われるとおりでと思います。小さな集落単位の、この民俗芸能が途絶えてきているという状況がありますので、今後、教育委員会といたしましては、実態調査等をきちんとしながら具体的に把握した上で、今後の対策を考えていくことが大事だろうと思っておりますので、そこのところをちょっとまだ十分ではなかったと思っておりますので、今議員御指摘のとおり実態把握ということに今後積極的に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○8番（小辻一海君） ただいま答弁がありました。なかなか地域芸能の把握が難しく、取り組みに苦労されていることと思っております。

指定されているものや、芸能大会に参加されている団体はいいとして、例えば、私たちが青年時代に踊り手も浴衣で統一され、はっぴを着て踊られていました地域の盆踊りなど、これもなくなりつつあります。5年、10年後、踊り手がいなくなってしまうのではないかと危惧するところがございます。この点についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 市内において盆踊りをしている団体があることは承知をしております。

しかしながら、大半の団体が数十年前から途絶えているという状況でございます。お盆の帰省時に盆踊り大会をすることには、大変意義があるというふうに考えておりますが、市全体での取り組みとなると、いろんな問題もあるんじゃないかということでございます。そういうことを含めて実現できるかどうかは、今後調査・研究して取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長答弁をいただいたとおり、各地域で開催されていた盆踊りも少なく

なっているようです。その中では、それぞれ地域の子供からお年寄りまで幅広く参加いただいている状況もありますので、各地区で少なからず夏のイベント行事として盆踊りの伝承も一定程度なされているのだと理解いたしました。

これを有明、志布志、松山地区の合同で順番で取り組めるとお盆時に市外から帰ってきている皆さんを含め、その地域の独自の盆踊りの伝承と市民の親睦を深めることができるのではと思います。これは提案ということで、やれということではないですが、調査・研究してみてください。

今後やはり、先ほど申し上げましたが、5年後、10年後を見据えた中で無くなっていく盆踊り継承のため、また里帰りをしている皆さんに郷土を懐かしんでいただき、子供からお年寄りまで幅広く参加して市民親睦を図ることができたら、あまりお金をかけずして、市民協働の体制づくりの強化になるのではないかと思うところですが、市長、どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり志布志市から外に出ていった後には、いろんな問題がありますが、やはり帰ってきたいと思うのは、やはり祭りが充実しているまちは、そのような状況であるというふうに伺っております。

○8番（小辻一海君） このことについては、ただいま補助金見直しの中で、新しいイベントの提案は、なかなか難しいとは思いますが、盆踊り継承と新たな市民協働の体制づくりの強化になるのではないかと思いますので、できる範囲の中で検討をよろしくお願いします。

地域の郷土芸能、祭りの保存継承を地域でやっていかなければならないという部分で、平成18年の市制発足と同時に、志布志市民芸能等保存連絡協議会が設置され、先ほど答弁でありましたが、この総会で問題点も聞いているとのことですが、どのような問題・意見等がこの中で出ているか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的な意見というのを、ちょっと私も十分把握しておりませんが、ただ言えることは、先ほどから言いましたように伝統芸能を継続していくための課題というのが何があるのかということとか、あるいは、もう既に無くなりつつある文化財、伝統芸能をどう保存していくのか、そういうこと等が話題になってきているんだろうと思います。ただ議員、今御指摘のように具体的な中身ということが、十分把握できておりますので、ちょっとこの場では明快な答えというのができないのが、とても申し訳ございません。

○8番（小辻一海君） そのことについては、いろいろ検討、そういうことを今後していただきたいと思います。

私の所属している先ほど教育長の方から言われました田之浦の神楽等の井久保さんの件なんですけど、どの組織や団体におかれても踊り手、舞い手、楽屋など、スタッフの高齢化や担い手不足が緊急の課題であり、同じような御苦勞をされていると思います。郷土芸能、祭りを市の財産、地域の財産として後世に継続していくため、多くの市民に郷土芸能を知ってもらい、理解してもらおう機会の場をつくるのが、市の役目であると思います。

本年度は、民俗芸能大会が開催される予定になっていますが、それとは別に毎年開催される市のイベントなどでの紹介はどのようにされているかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 27団体の中の17団体が、それぞれ毎年一生懸命伝統芸能というのを引き継いでいるわけですが、私は、できるだけ、それぞれ地域にある伝統芸能というのは、直接行って、その様子を見るように努力をしております。田之浦のダゴ祭りにしても、それから安楽、山宮神社の春祭りとか、それから、安良神社の舞いとか、それから蓬原の熊野神社の神舞（かんまい）とか、できるだけたくさんのそういう伝統芸能を直接目にして、そこら辺の苦勞とか、そういうのもいつも目にしております。

今日、小辻議員が質問されていますが、いつもダゴ祭りの時に、田の神舞をされる姿を見ながら、やっぱり自ら、そうして伝統芸能に直接携わって、これをどうにかしなきゃいけないという熱意とか、そういうのをいつも感じておりまして、そういう意味では、本当に頭が下がる思いがしております。

このようなことについて、それぞれの祭りの広報・啓発について、市全体で行われているという状況が今考えると若干弱い部分があるのかなというふうに思います。広報と放送で安良神社の春祭りがあるとか、いろんな広報はしておりますけれども、若干そういうところが、まだまだ十分市民に行き渡っていないところがあるのではないかなという、そういうことを感じておりますので、間もなくまた春祭り等ありますが、広報の在り方等について、また教育委員会の方も考えていかなきゃいけないなということ今改めて反省をすることでもございました。

○8番（小辻一海君） ありがとうございます。

ただいま御答弁をいただきましたが、3年に1回の民俗芸能大会で記録、保存等をされながら、集落単位などの小さな集団での郷土芸能、祭りは記録、保存ができていないような感じに受け取ったところではあります。いろいろな面、記録保存活動の取り組みに御苦勞されているところもあるかとは思いますが、長い歴史の中で生まれ守られてきた郷土芸能、祭りは市外に誇るべき市、地域の、そして市民の貴重な財産でもあります。自治会長や自治会担当職員の皆さんと情報網を密にできるだけ開催日に現地へ出向いて、地域や保存会の方々と情報交換や意見交換を行うことでDVDなど映像による記録保存も不可能が可能になり、次につなげる一歩として保存継承につながるとは思いますが、そのあたりの考えはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 文化財というのは、過去の人たちから、祖先の方々から私たちへの贈り物だと、私たちの使命というのは、その文化財、あるいは伝統芸能、そういうものをまた未来の人たちに伝えていくというのが大きな役割だと思います。

今議員御指摘のように消えつつある民俗芸能とか、そういうのが十分に保存できていないという状況がありますので、これを機に教育委員会の方としては、例えば、BTVなどの協力をもらいながら、できるだけ掘り起こしができるものについては記録保存をするような、そういう対策が必要だろうというふうに考えておりますので、前向きに捉えて、できるだけそういう方向で未来の方々へ、これからの方々へ志布志市のいろんな伝統芸能が残せるような取り組みをしていきたいと、そういうふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 教育長の方から前向きな答弁をいただきましたように、そのように努め

ていただきたいと思います。

市長、教育長も少子高齢化や人口減少は次世代へ継承する上で様々な影響があることは十分に認識されているようです。

もう一つ、保存ということになりますと、かなり経費がかかり、予算の関係で非常に郷土芸能の運営が難しい問題だと聞いております。この貴重な郷土芸能というものが、おそらく消えるのではと危惧しているところです。市も何らかの形で助成していくことが非常に大事だと思うのですが、そのあたりの助成のことについては、どうですか、市長。

○市長（下平晴行君） 支援をするとありますと、例えば、その民俗芸能の中で使っている道具等の備品購入、そういうものは物によっては支援ができるんじゃないかというふうに考えております。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 事業のことでございます。市民の皆様がコミュニティ活動に直接必要な整備をする場合ということで、一般財団法人の自治総合センターのコミュニティ助成事業というのがございまして、地域からの要望を受けて備品を整備する事業がございます。

過去においても、神舞等の衣装の備品購入を行った事例等もありますので、そういった事業をしっかりと紹介、つないでいきたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 先ほど市長も申されましたが、太鼓や笛、衣装など、道具になると結構お金がかかります。保存団体の中には、先ほど課長の方が言われました企画政策課のコミュニティ助成事業を申請して太鼓などの購入、修理をされたところもあるようですが、市に申請して県で審査、国からは市の方へ1、2団体に交付されるというようなことで、なかなか交付対象に入らないということで、申請を断念されているところもあるようです。保存会加盟団体も県指定、市指定、指定外と補助金額が違ったような形で、補助の方も少しはお聞きしますとあるようでございます。

私は志布志俵踊り保存会に所属していますが、ここにおいても、市の指定ということでの年に3万6,450円の補助金では練習用の俵を作るにも大変だと思います。補助金見直しをされるということですから、郷土芸能の保存や次世代へ継承する上でも多くの課題を抱えながら、仕事を終えて一生懸命練習を重ね保存、継承に取り組まれる団体、それ以外に地域で、いろいろなことに率先して取り組まれている団体、市の活性化、まちづくりのためにボランティア活動をされている団体等を評価、検証して活動補助金的なものを検討すべきだと思いますが、そのあたりの考えはどうですか。

○市長（下平晴行君） 今までに説明したとおり、途絶えている団体等も数多くあるということをお考えすると、今議員のおっしゃるそういう支援をすることで保存がされていくということになるということであれば、しっかりした支援をしていかなければいけないというふうに思います。

そのためには、公平な支給の在り方も考えていかなければなりませんので、何らかの基準を設けて対応していきたいというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 前向きな検討方、よろしく申し上げます。

いろいろ申し上げましたが、本市にとって非常に貴重な郷土芸能、祭りの継承のためですので、よろしくをお願いします。

まだまだお尋ねしたいことがあります。後の質問も残っておりますので、この質問はここのままにして、今後の状況を見ながら次の機会に質問させていただくことにして、次の観光行政について伺いたします。

本市は霧島市、指宿市のように世界、日本に知られた大きな山、温泉等の観光資源は無く、観光地としての充実度、知名度は低いような気がするところがございます。

市長も施政方針などで述べられていますが、本市は観光で一番楽しみになる味覚があります。海産物、農畜産物の食の資源に恵まれた地域でもありますので、観光と農業・漁業を並進することにより、観光客や交流人口が増え、地元産の海産物、農畜産物の購入力が高まり、前回質問いたしました6次産業の加工品や特産品も多くなり、道路網の整備や通信環境の整備など、インフラ整備が進んできます。観光行政は、宿泊や旅行業、観光施設だけではなく、農林水産業や加工業、小売業など多くの関連を持ったいろいろな業種に活力を与える総合的な産業だと思います。このような観点から観光行政について、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

まず歴史のまちづくり事業でございます。志布志の市街地が東から西へ移っていった歴史的史実を踏まえ、市街地東部地区に残る歴史的遺産を観光資源として活用することによって、東部地区の活性化を図ることを目的としております。

当然であります。この事業は東部地区に限定したものでなくて、現在の市街地の活性化策とも連動しております。まちづくりの考え方でもあります。6月定例会において、市指定建造物である山中氏邸につきましても、大慈寺を中心とした門前（もんぜ）通りの拠点施設として位置付け、その利活用を図るため、基礎整備に要する経費を認めていただきましたが、前年度から継続している国指定名勝福山氏庭園の保存修理も含め、それぞれの歴史遺産を活用したまちづくりに取り組んでいく考え方でございます。

○8番（小辻一海君） 市長から取り組みを答弁していきいただきました。

本市は海産物、農畜産物に恵まれ、観光で一番楽しみな味覚、食の宝庫の部分と、温泉、海、山、溪谷など、癒やしの静の部分の観光資源、それとあわせてダグリ岬公園周辺のすばらしい景観の地域、国指定文化財や歴史ある街並みの麓地域、癒やしの蓬の郷民宿村、スイーツ盛りだくさんのやっちくふるさと村など、魅力ある多くの観光施設が点在して、今後の観光行政に期待が持たれるところがございます。

市長は、入込客数120万人を目標にされていますが、担当課にお聞きしたところ、平成28年で入込客数が約78万7,000人、平成29年で89万1,000人となっているようです。スポーツ合宿やイベントなどの誘致にとどまらず、先ほど申し上げました恵まれた食の部分、癒やしの静の部分、志布志市の魅力ある観光施設を活用したりピーター情報、つまり口コミにより訪れる観光地、これは市だけでは財源に限りがありますので、民間の活力を取り入れた事業として取り組まれたら継

続的な観光客の確保につながるのではないかと思うところですが、そのことについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、志布志市には、言われたとおりの、そういう他に無い観光に値するものがすごくあるというふうに理解をしております。

そのことをどう利活用していくかということは、議員御指摘のとおり、そこ辺も含めた全体的な観光としての位置付けをしっかりとした取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長の観光行政についての考えは理解しました。

では、観光行政は多岐にわたっておりますので、今回は3点についてお伺いします。

まず歴史のまちづくり事業についてお尋ねします。市長は、施政方針で、今年の4月に県の文化財に指定された「旧東郷医院も含めた国・県・市指定の文化財を活用したイベントの開催や史跡めぐり事業等の充実に取り組み、観光振興につながるまちあるきの拠点として保存活用を推進する」と述べられていますが、歴史のまちづくり事業は山城だけではなく、商家資料館や、麓地区の国指定文化財などが含まれ、景観、道路、観光、文化財保護の広範囲にわたる事業で一つ一つを進めていかなければいけない事業だと思いますが、どの事業もいまだに牛歩状況で進んでいないように思います。

歴史のまちづくり事業の現在の進捗状況と、今後の見通しについてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど私、歴史のまちづくり事業については、志布志の市街地が東から西へ移っていったという、その歴史的史実を踏まえて、市街地に残る歴史的遺産を観光資源としてどう活用していくのかということで、これは先ほどお話がありましたとおり、この文化財の保護・活用、これは国土交通省、文部科学省、そして農林水産省が歴まち法を平成20年度に制定をしております。

このことは、移住・定住の前に、いわゆる交流人口を観光としてどう生かしていくのかということを中心とした事業でございますので、このことを踏まえて、議員の御指摘のありました、そういう山中邸、あるいは庭園、福山邸等々も含めて山城も含めて、いわゆる活用して保護されるんだと、いわゆる保護・活用、この観点から歴史のまちづくり事業に取り組みをしてまいりたいということで、今年度は学芸員を1名増にして、その充実を図ってまいりたいという考え方でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 歴史のまちづくり事業について教育委員会としての考え方に、ちょっと触れたいと思います。

市長が就任されてから歴史のまちづくり事業ということ施政方針の中にも打ち出しております、教育委員会としても、そのことについて、前向きに受け止めていかなきゃいけないということで、今取り組みしているんですが、聞くところによると、歴史のまちづくり事業というのは、平成6年に策定された歴史のまちづくり基本構想というのがあるようでございます。

この構想書は、景観とか道路観光、文化財等を広範囲にわたって活用するというようなことがまとめられているようであります。

教育委員会といたしましては、志布志城跡とか、志布志麓庭園、山中氏邸の三つの事業を中心にしながら、平成25年度から段階的に整備を行っているところでございます。

また、市長部局においても、魅力ある観光地づくり事業を活用した麓地区及び小西地区の駐輪駐車場、宝満寺公園の整備等を行っております。今後、実現可能な歴史遺産ということについて、利活用を洗い出しながら、年次的に整備を進めていきたいと、そういうふうに思っています。

今、点でしかない、いろんな文化財、そういうものをできるだけ線にして、面にして、多くの方々、県外の方々を含めて志布志市に行きたい、志布志という魅力あるまちを再現できるような、そういう取り組みを今後、時間はかかるかもしれませんが、計画的に進めていく、そういうことを考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 先ほど市長からも話がありましたけれども、歴まち法は、市長が議員のときによく議会の方でも質問されていたとお聞きしております。

そこで、施政方針では年次的に実施している志布志城跡の整備及び福山氏邸の保存整備事業にスピード化を図っていくとのことで、少しは歴史のまちづくり事業も進むのではないかと考えているところです。

先ほど教育長も述べられましたが、平成6年に志布志町歴史のまちづくり基本構想ができ、滞在型観光地を売りとして、志布志地域は山城、麓集落、かつての貿易港、現在の港湾、漁港、そしてマリンゾーンなどの多様な要素がコンパクトにまとまっており、すなわち歴史の街並みと新鮮な魚、マリンゾーンと歴史性豊かな行事など、多様な観光要素の複合的な組み合わせにより、滞在型観光地として成り立つ可能性を秘めているとあります。このようなすばらしい基本構想ができているのにもかかわらず、歴史のまちづくり事業を生かした滞在型観光が進んでいない、このことについて、市長どうお考えですか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、私が市議をしているときに、この歴史のまちづくりに対しての質問もしたところでございます。

そのことがいっこうに進んでいないという状況も踏まえてでございますが、やはり先人達が培ったものをどう生かしていくのかと、それとあわせて今ある文化財をどう保護、管理、保存していくのかという、この2点でございます。やはり、私どもが一番大切なことは、先人達の取り組みを、それをどうやって後世に残していくのか、これも大きな役割があるというふうに思っておりますので、それとあわせて、この事業を観光に生かしていけたら、より一層のまちの活性化が図れるというふうに思っております。

○8番（小辻一海君） 現在、市内イベントの開催時の前後になりますが、麓集落の古民家や旧東郷医院、商家資料館の山中氏邸で絵画、能面、家具の展示、シーグラスなどの歴史&アート展が開催され、市民の皆さんに大変好評です。

もう一步踏み出して市民の皆さんに協力をもらって、民家に眠っている歴史的価値のあるものなどを展示して、市民に鑑賞する場所を提供したり、また先日の南日本新聞に掲載されましたが、麓集落の古民家を借りてカフェをオープンされた方も出てきております。このように官民が一体

となり、歴史のまちづくり事業がまちあるき観光へとつながるのではと思うのですが、そのあたりはどうか。

○市長（下平晴行君） このことは、民間の方が率先して自らが投資をして、こういう古民家カフェ等を設置していただいたということでございます。

当然このような自らが投資をしていただくということは、やはり我がまちの歴史の思いを伝えたいという側面もあろうかというふうに思います。

そういう面でも、しっかりと行政も一緒になって取り組みをしていかなきゃいけないということが考えられます。

それとあわせて、やはり文化財に対する保存でございますが、これは志布志市には2,000点から3,000点ほどの文化財等があるというふうに聞いております。というか、私もちょうど、この平成6年に町に提言したときの歴史のまちづくり委員の一人でもございました。そういうことを踏まえますと、三つほどありまして、これを守っていくためには、やはりある程度の施設が必要だというふうに考えております。これは火災から守る、そして盗難から守る、そして湿度、温度の管理、そういうものが必要なわけでありまして、そうなりますと、やはり保存していくことで、先ほども言いました先人たちの、そのことが守られていくということも含めて、どうにか保存の方法も何とかできないのかなということもあわせて、この歴史のまちづくり事業の基本的な考え方と同時に、守っていくという、そういうことも含めて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 歴史のまちづくり事業については、長期にわたると思いますが、スピードをもってお願いします。

次に、ダグリ岬周辺の整備についてお尋ねします。

市長は、施政方針の中で「入込客数を120万人を目標に、更なる観光入込客の増加に努める」と述べられています。また、ダグリ岬周辺につきましては念願の「旧夏井荘の廃屋を取得し、景観整備を行うことで、ダグリ岬周辺一帯の更なる観光客誘致につなげる」とも述べられています。旧夏井荘の廃屋は、ダグリ岬公園入り口にあつて、景観が損なわれていたわけで、ダグリ岬公園周辺の整備には大変有り難いことだと思うところです。廃屋を取り除いた景観整備だけでは、観光客の誘致は望めないと思います。

平成28年にダグリ岬公園周辺整備基本計画がつくられています。行政は引き継がれていくもので、その計画にあわせて整備されていくと思いますが、市長はボルベリアダグリでも職員としての経験がありますので、ダグリ岬周辺一帯のことは、隅から隅まで理解されていると思います。そのようなことから市長の思いとして、ダグリ岬周辺一帯をどのように整備されていくのかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺については、観光振興計画の中で重点整備エリアに位置付けております。

また、その具体的な計画として、ダグリ岬公園周辺整備基本計画を定め、その整備の方向性等

を示したところでございます。

その計画においては、一つ目が1年を通して利用できる環境整備を目指す。二つ目に、誰もが安心して利用できる快適な施設整備を目指す。三つ目に、周辺施設と連携した取り組みを推進する。四つ目に、低コストで安定的な運営ができる事業計画を検討する。ということの基本方針として定めております。

この計画を基に費用対効果を検証しつつ、また一方で整備後の維持管理に要する費用等も十分考慮し、整備を進めてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 本市は、さんふらわあの新造船就航、平成32年度東九州自動車道の開通、JR志布志駅前バスターミナルの完成など、交通網整備も整い、平成32年度はオリンピックや鹿児島国体、全国お茶まつり大会が県内で、平成31年度は、鹿児島県茶業振興大会が本市で開催されるなど、県内外をはじめ海外からも多くの方が訪れることが予想されます。

また、ダグリ岬公園近くのイルカランドには、夏休み、連休、土曜、日曜と、多くの観光客が訪れています。このようなことを考えますと、今が志布志市を観光地として売る絶好のチャンスだと思います。2年後に迫ってくる大きな祭典に向け、本市の観光拠点となるダグリ岬周辺一帯の整備を早急に取り組むことが予算上でも最優先だと思いますが、市長の考えをお聞きします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づき整備をしていくことを基本としております。周辺の土地集約の検討も必要だと考えますし、また一帯を活用したいという話も市民の方からいただいておりますので、総合的に勘案しながら、限られた財源の中で効果が発揮できますように整備をしてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 現在の観光客は行政からの散らし、パンフレットなどの情報発信よりも、スマートフォン、フェイスブック、ブログなど、リピーター情報、つまり口コミにより知名度の無いものも商品や訪れたい観光地になっているようです。どうしても行きたい、どうしても見たい、どうしても食べたくなるようなリピーター情報、つまり口コミによる観光地の整備を早急に急ぐことが急務ではないかと思うところです。

そこで、市民の方から「ダグリは、よか景観を持つ、海も見ごちば、昔から何も変わり映えない、もったいないもんじゃ、俺たちも加勢をすっとじゃが、ダグリ岬周辺に花でん植えたらどげんじゃろかい」と話されましたので、ダグリ岬周辺のフラワーパークの提案をしたいと思いません。

ダグリ岬公園はもちろんですが、夏井大橋を過ぎるあたりからフラワーロードを造り、そこに四季に咲くいろんな花を植えて観光客を出迎え、ダグリ岬公園周辺の雑木の茂った箇所には、梅、ジャカランダ、藤、さざんか、紫陽花など、四季の花が咲く木類、公園内においては、ひまわり、芝桜、パンジー、ポピー、彼岸花など、四季の花で埋め尽くしたら、ダグリ岬周辺が年間を通していろんな花が咲きみだれ、花の美しさと花の香り、海の波の音で心癒やしの観光地として知名度を上げていくのではないかと思います。

花の植栽には、お金がかかり市の財政負担ということもありますので、市民一人ひとりに、も

ちろん希望者ですけれども、1口1,000円なりお願いして、オーナー形式で、その花をダグリ岬公園周辺に植え、当然、四季花の植え替え、草取り、草払いもオーナーやボランティアに参加をお願いして、市民協働でつくるダグリ岬フラワーパーク公園として、指名度が高くなってくるのではないかと思います。

また、オーナー形式でやれば、もちろん自分が出したお金がどの花になっているかは分からないけれども、花のきれいさと香りに自分のお金が入っていると感じると、市民協働体制の強化にもつながり、市民はもちろん、訪れる観光客に癒やしと感動を与えたいと思いますが、このことについては、どうですか。

○市長（下平晴行君） 初めて聞くフラワーパーク構想、公園ということで、今話の中で思い出したのが長島町を思い出したところでございます。

そういうふうに市町村によっての対応の仕方、それぞれあるかというふうに思いますが、そういうふうに民間の方々と、そういうことができることであれば、そういうことも考えられるんじゃないかなと、いわゆる行政が主導してやっていくのか、そういう形で民間から率先して、そういう取り組みをしていただけるのか、そこら辺の内容によっては、若干違ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、できることであれば、そういう民間からの取り組みができれば、行政も一緒になって取り組むと、より早く、そういうことが実現できるのかなというふうに思ったところでございます。

○8番（小辻一海君） ぜひ調査・研究してみてください。

ダグリ岬周辺の整備ということで、ダグリ岬公園の北側にそびえる陣岳国際の森の水道設備についてであります。

国際の森からダグリ岬公園、志布志湾に浮かぶ枇榔島、海の路線、市街地、有明の岳野山、松山の宮田山と、志布志市を一望する展望、景観のすばらしさは、市民はもとより市外からの人たちが認めるところであります。陣岳国際の森を生かした観光は、パラグライダーやキャンプ場、志布志湾を一望できる夜景など、いくらでも選ぶことができます。しかし、水がなければ観光客に不便を与えます。それを考えたとき、観光整備の一環としては、まず水道施設ではないかと考えたところです。そのことについて、どうお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、水は本当に必要なものだというふうに思っておりますが、いわゆる設置費用、それがどれぐらいかかるのか、私も中身については、聞いておりませんが、今はタンクを設置して水を運んで対応しているというようなことを伺っておりますので、設置費用等のことも積算がどうなっているのかということもお聞きして対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） このことについては、過去においても一般質問がされておりますが、「検討していく」とされ、その後進展がないところです。

先ほど申し上げましたとおり、さんふらわあの新造船就航、平成32年度東九州自動車道の開通、オリンピックや鹿児島国体、平成31年度は鹿児島県茶業振興大会が本市で開催されるなど、県内

外をはじめ海外からも多くの方が訪れることが予想され、国際の森にも来られると思います。この志布志市を一望する景観のすばらしい観光的なところに水道が無いということは、びっくりされると思います。聞いたところでは、予算が6,000万円程度かかるとのことですが、ふるさとを思って寄附をしていただいたふるさと志基金等を活用して、国際の森水道施設となれば寄附していただいた皆さんからも喜ばれるのではと思うところですが、大きな祭典のある平成32年までに整理していただきたいと思います。

有明地区にある岳野山は274.3m、陣岳は270mと、高さは同じくらいです。市役所と外牧自治会は、大体同じような位置にあるようです。岳野山には水道設置がされていた経緯があり、陣岳に設置できないことは不自然ではないかと思います。岳野山と違って陣岳国際の森は利用者も多く、観光メインとして活用されていく場所であると考えますが、そのあたりはどうですか。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃることは、よく分かるんですが、今、その使用の仕方なんですけれども、たえず使用しないと飲料水として利用できないというようなこともあるようございます。

それはそれとして、工事の仕方、これは水道課の方が専門ですので、そこら辺は水道課の方で説明させますけれども、私の考え方では、そういう工法の在り方がどうなのか、あるいはどこから引いたら、その水が一番近い所が出るのか、270mということで今おっしゃいましたけれども、そこら辺が岳野山との違いがどうなのか、そこら辺も専門的なこともあるというふうに思っておりますので、ただ問題は、一定の使用量がないと水は飲めないというようなこともありますので、そこら辺も踏まえて、今議員のふるさと納税のそういうことも含めて、今後調査・研究をしてみたいと思います。

○8番（小辻一海君） 市長、今、一定の利用が無いということだったですよ。ということは、今あそこにそういうのが無いから、あまり活用的に、先ほど言いましたパラグライダーとか、もろもろの件ですね、あそこは観光地として、多分どんどん利用できる地になると思うんですよ。そうなれば、そうなったときに、いざやろうと思ったら水道、水がなければなかなかそこを観光地として開発できないわけじゃないですか。だから、そこを言ってるんですよ。陣岳を観光地として、あのような一望に展望する夜景もきれいな所、そこを利用するためには、やはり水を引いて、そこに水を引けば利用者もどんどん、今でもあそこに登ったり、いろいろ志布志市を一望して、私たちも、よそから帰った人たちを連れて行くときには、志布志市が一望できますから、あそこに連れて行って、いろいろと説明したりするわけですよ、どうですか。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおりでございます。

私も、いろんな所に行きましたけれども、例えば、北海道の旭川から見た、あそこはロープウェイもあるようございますが、あそこの景観からすると、志布志市の国際の森は比較対象にならないぐらいすばらしい場所だというふうには思っております。

ただ、今の現状の中で、これは一定の水を使わなければ飲めないというのは、これはおっしゃるとおりマイナス思考でございますので、そこら辺は別として、いわゆる経費、投資効果がどう

なのかということも含めて、今後しっかりと調査をしてみらなさいいけないというふうに思います。

おっしゃるとおり、やはり行ったときに水が無いという公園は、一応公園ですので、水が無いという所は、やはり、そこに行った人たちのためには、絶対必要なことであるという認識はしております。

○8番（小辻一海君） 検討をよろしくお願いします。

後にも同じような質問通告が出ていますので、これくらいにして、次に、JR志布志駅舎等整備事業についてお尋ねします。

午前中、同党派15番議員の方から事務研修を参考事例に質問がありましたが、今回の行政事務調査を参考に、私なりに駅前周辺を中心に市街地活性化の整備に取り組み、中心市街地観光客入込数を20年で、約20倍にした富良野市の事例を参考に市長の考えをお聞きしたいと思います。

富良野市は、ドラマ「北の国」から、スキー場、ラベンダーで知られる観光地ではありますが、20年前は車社会への移行、大駐車場を備えた大型店舗の進出、買い物形態の変化等による消費者ニーズの変化に商店の対応がついていけず、商店街は衰退を招いたとのことでした。そこで都市再編成区画整理4.2haの整備を行い、富良野市中心街活性化基本計画の認定を内閣府から受け、民間出資により設立した富良野まちづくり株式会社が中心となり、官民が連携して街中病院跡地とJR富良野駅前周辺を活用した富良野マルシェや商業、医療、福祉等の諸機能が集積する「ネーブルタウン」をまちの縁側として整備し、他に無い優位性なブランドの確立と、ポテンシャルを生かして、郊外の観光地に拡散していた観光客を街中に誘導する施策に取り組んで現在に至っているとのことでした。

このことをお聞きし、本市も商店街の空き店舗調査の結果「賃貸も売却もしたくない」という所有者もおり、市街地土地区画整理事業も試みた経緯もあったが、なかなか難しかったとのことでした。しかし、現在商店街も空き店舗活用やイベント起こしで、少しずつにぎわいを取り戻しつつあります。

今回、駅前バスターミナルも整備され、公共バスが駅前に集約されたことを機に、現在のアピア、鉄道公園、子育て支援センター、香月線など、駅前周辺と上町商店街をあわせた市街地活性化と、JR日南線の動向を見極めた10年先、20年先のまちづくり全体を考えたJR志布志駅舎等整備事業に取り組むべきではないかと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、志布志の市街地と駅との連携、そして、今まで志布志市の人口も含めて、なぜ志布志市の人口が、これほどこの自治体もそうでございますが、やっぱり減っていくというのは、これはもう全国にそうかもしれませんが、そこで生活する人たちが、その生活のできる状況、いわゆる市街地の経営者たちが生活ができる状況が整ってないんじゃないかということで、私は思っております。そのためには、やはり交流人口を増やしていくということが基本だろうというふうに思っておりますので、今御指摘のとおり、そういう施設との連携、それから自動車道等のこれから都城志布志道路、それから東九州自動車道、それとあわせ

て港も含めてなんですけれども、このことをどう生かしていくかということが、これからのまちの活性化につながっていくというふうに考えておりますので、その辺を含めた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 商店街や地域の皆さんが理解をした上でのことですので、調査・研究してみてください。

J R志布志駅舎等整備事業については、核としていた事業者が撤退され、市民から要望の多かった駅前バスターミナル整備を先行され、駅舎整備については、おもてなしの玄関口、志の発信拠点として情報発信や交流機能を持たせるため2年間かけて作成した全体構想を継続した形で、庁内、外部の意見を取り入れながら調査・研究していくとのことで進んでいるとは思いますが、平成28年度の実施設計から今まで、どのような調査・研究をされたのか、進捗状況をお伺いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 駅舎の整備につきましては、バスターミナルが整備され、そして、新たなバスの利用状況、そしてアピアとの動線、「ぼっぼマルシェ」等のイベント開催による、にぎわいや人が集う状況を見て判断していきたいとしておりました。バスターミナル整備後に開催されました「ぼっぼマルシェ」において、現在整備済みの芝生広場が少し狭く感じられたことから、駅舎整備に優先して未整備の広場を芝生広場として有効活用するということから、今年度整備する予定でございます。

駅舎整備につきましては、先ほど述べました、にぎわいの状況等を踏まえ、市長と協議し決定してまいりたいと考えておるところでございます。

○8番（小辻一海君） はい、まあいいでしょう。J R志布志駅舎等整備事業は、J R日南線が廃止になって、現在のディーゼルカーが発着しなくなると、駅舎の意味がなくなるという恐れを危惧するところでございます。

平成30年8月24日付けの南日本新聞によりますと、日南線の輸送密度は1日774人で、J R九州22路線中、最下位から3番目で、人口減少が進む中、大変厳しい数字が出ているようです。志布志駅舎建設は、2年かけて作成した全体構想を継続した形で調査・研究を続け、J R日南線の動向を見極めながら、今は最悪の事態にならないようJ R日南線の利用促進に向けて取り組むべきと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 公表された数値を見ますと、日南線全体ではJ R九州内で吉都線、肥薩線に続く、少ない輸送密度になっているところでございます。また、日南線の油津、志布志間についても毎年利用が少なくなっている傾向でありますので、何らかの対策が必要であろうと考えたところでございます。

観光の面からも、先ほどありました「ぼっぼマルシェ」等の企画を充実させ、もっと企画、アイデアを出して、実際にJ Rに乗る人を増やすための取り組みを検討してまいりたいと考えております。

それと「ぼっぼマルシェ」のような、そういう店舗が、いつでも対応ができるような施設とし

て、屋根付きの施設はできないかどうか、そこも検討しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市長の考えを今お聞きしたわけですが、JR日南線利用促進協議会と宮崎県鉄道整備促進期成同盟会等で路線保存を要請されているとのことですが、これは例年のことだろうと思いますが、その内容の中で、お互いの方から提案とJR側からの要請等々はなかったものか、お伺いいたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） JR日南線利用促進協議会等との取り組みということでございますけれども、沿線であります宮崎市、日南市、串間市、志布志市で構成されておりまして、市長、議長も、その役員となっているところでございます。

毎年、要望活動等は行っているところでございますが、新たな取り組みということで、ダイヤ改定や減便も含めまして、平成30年度から新たに宮崎県等も入りまして、新規事業としまして、負担金をそれぞれ増やしまして、地域鉄道利用の促進強化事業として、JR日南線のグルメツアーを合計400万円の事業費で行ったところであります。新規事業でございます。

また、JR事業所も連携してということで、先ほどありましたように、みやざき地域鉄道応援団という組織をつくりまして、民間活力も入れながら、新しい提案をして利用を高めていこうということで、取り組んでいるところでございます。

また、本市の単独の取り組みとしましては、児童生徒のJR利用の遠足代の助成を実施しているということでございます。新たな取り組みについては、以上でございます。

○8番（小辻一海君） その協議の中で、いろいろと、こちらから要望というようなのはなかったんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 要望としましては、本社、宮崎鉄道事業部へのダイヤ改正とかの要望が主でございますけれども、「海幸山幸号」につきましても、連名で要望していきたいということで、現在「海幸山幸号」については、宮崎駅から青島、飫肥、日南、油津、南郷までの往復便ということで、土日の便ということでございますので、串間市と志布志市が一緒になって連名で、この要望活動をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） JRの路線存続については、合併前からのそれぞれの自治体で、いろいろ対策を取り議論されてきたわけですが、なかなか利用促進にはつながらなかったという経緯があります。

先ほど少し話がありましたが、「海幸山幸号」は南郷駅までしか走っていないようです。この「海幸山幸号」は、鹿児島の人には知名度の高い、指宿を走っている「玉手箱」に匹敵する人気だとお聞きしました。現在いろいろなところから「SLを走らせてみたら」という意見も出ていますが、多額の予算がかかるとのことで、今、南郷駅まで来ている「海幸山幸号」をまず志布志市まで来てもらうことができないものか、そのことについての今までどんな取り組みをされたのか、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長の方でも説明がございました。この「海幸山幸号」については、宮崎から南郷駅までと、その南郷駅から志布志駅までの延長はできないかということでの要

望を今年もしたところでございます。もちろん串間市との共同で要望しております。

JRからの回答としては、「延長運行については、団体臨時列車として計画をしていきたい」という見解であります。現在実施しておりますカップリング列車やフェリー利用ツアー、さんふらわあ、宮崎カーフェリーの臨時列車など、様々なイベントを通して、活用を図りながら粘り強く要望を行っていきたいと考えております。

○8番（小辻一海君） ぜひお願いしたいと思います。

JR志布志駅舎においては、おもてなしの玄関口、志の発信拠点として、観光特産品協会へ業務を委託して観光案内所が設置され、案内業務が行われていますが、訪れた人が平成29年度に約1万2,000人、そのうち外国人訪問者が135人で年々増えてきているとお聞きしましたが、本市は南九州の物流拠点港、国際バルク戦略港湾でもあり、さんふらわあの新造船就航を見据えて、これから観光目玉として外国スポーツ合宿誘致のためにもインバウンド対策が重要になってくると思われませんが、本市のインバウンド対策について、どのようになっているかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 平成29年度、本市を訪れた外国人観光客の数は不明でございますが、志布志駅舎内にある総合観光案内所を訪れた外国人は、135人となっております。

インバウンド対策としましては、総合観光案内所を外国人対応可能な認定施設として、現在申請中でございます。

現状としましては、スタッフが常駐し外国人訪問者に対し、県が行っている多言語のコールセンターを活用することで、世界15言語に対応可能となっております。

また、県が作成しております4言語表記の観光パンフレットを設置し、対応をしているという状況でございます。

○8番（小辻一海君） 外国人のインバウンド対策については、観光案内所で県の多言語コールセンターを利用しているとのことでしたが、他の観光施設で外国人向けのパンフレットや外国語で表記された案内板が無くて、外国の方が、どこにどのように行ったらいいのか分からないということがあるそうです。

先ほどから申し上げております2年後の大きな祭典を見据えて、外国語で表記された案内板設置等々の早急なインバウンド対策が必要と思いますが、そのあたりはどうですか。

○市長（下平晴行君） 御指摘のとおり、観光案内板につきましては、現在外国人向けの看板は設置していないところでございます。

今後につきましては、県の補助事業等を活用して、外国人向けの看板を設置するよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） その外国語のパンフレット等は、まだ本市では作成されていないんでしょう。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 外国語で作成したパンフレットにつきましては、港周辺のパンフレットは作成しているところですが、観光を案内した外国語のパンフレットは、県が作成したパンフレットを活用しております、市独自では作成はしていないところでございます。

○8番（小辻一海君） パンフレットは無いが、観光案内板は先ほど市長の方から作成するという事ですので、パンフレットも他の観光施設でも必要だと思いますので、それも作成してくださいということです。どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、パンフレットはもちろんですが、歴史まちづくり事業の遺跡等についても、中国語、英語等の要望もあるところがございますので、内部でしっかりと調査・研究して対応してまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） ぜひ早急にお願いします。

現在、観光特産品協会へ業務委託をして、あらゆる観光特産品のPR、観光案内業務等々をお願いされているわけですが、そんな大事な特産品協会に従事されている職員の労働条件、特に給料面があまり良くないと聞きますが、その所については、どの程度把握しているのか、お尋ねします。

○市長（下平晴行君） 市観光特産品協会の職員給与につきましては、協会が定めた基準によって支給をされております。

また、嘱託職員、臨時職員等の給与につきましては、市役所と同等の基準で支給がされているようでございます。市からは適正な給与となるよう機会を捉えて助言をしているというところがございます。

○8番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきましたが、観光特産品協会の職員の労働条件や給料面については、なかなか市としては関与しにくいところであるとは思いますが、観光行政の顔、玄関である観光特産品協会が、そのような状況であることは非常に残念なことであります。このようなことは、観光特産品協会に限ったことではないと思いますので、市がお願いしている業務委託者や指定管理者でも同様のことが起きているのではないかと心配するところです。民間に対して強制はできないのは当たり前ですが、業務委託、指定管理の契約時、ある程度の労働条件を付けてお願いをする流れをつくっていくと、うまくいくのではないかとと思いますが、そのあたりはどうですか。

○市長（下平晴行君） どうするということは今は答えられませんが、まずは実態がどうなっているのか、そこら辺をちょっと把握させていただいて、その次の段階で、そういうことに取り組みをしていきたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） ぜひお願いしたいと思います。

本市が、かつて千軒町とうたわれていたにぎわいを取り戻すため、観光、商工行政に生かされる仕掛けをしていただいて、具体的な成果として実を結ぶことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

4時10分まで休憩いたします。



午後4時03分 休憩

午後4時10分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 4時が過ぎてからということで、私も初めての経験でございますが、せっかく与えられた時間ですので、思い切りやりたいと思います。

私の質問時間が長くなるか、短くなるかは答弁次第でございますので、どうかよろしく願いいたします。

まず最初に、台風21号や北海道胆振東部地震により被災された皆様に深く哀悼の意を表し、また、お見舞いを申し上げます。また一刻も早い復興を心よりお祈りしたいと思っております。

私の本日の質問は、市民の皆様からいただいた御意見や要望等を基に、市民目線で質問をいたしますので、市長の方も市民目線でお答えをいただきたいと思っております。

まず最初に、インターチェンジの名称についてでございます。

東九州自動車道は、2年後の2020年に供用開始が予定されていますが、今のところ本市内に2か所のインターチェンジができることになっております。このインターチェンジは、仮称で「志布志インター」と「志布志有明インター」となっていますが、特にハーフインターとして、本市が要望をして設置される仮称、志布志有明インターについて、本市独自の名称を提案する考えはないか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根賢二議員の一般質問にお答えいたします。

御承知のとおり、東九州自動車道志布志～鹿屋串良間が2020年度までに開通予定となっております、市内にはインターチェンジが2か所設置されます。

現在の名称は、工事期間中の名称であり、正式名称は、今後事業者である国により決定される予定でございます。

市としましては、国からは名称の意見照会を受けて回答することとしております。国からは正式名称については、道路利用者に対して分かりやすい案内と、道路管理者としての運用の観点を考慮する必要があると聞いております。

○17番（岩根賢二君） 今の答弁は、国からそういう要請があったら、市として回答をするということですかね。私は、市の方から本市独自の名称を提案する考えはないかお尋ねします。と言っていますので、提案する考えがあるかないか、お答えください。

○市長（下平晴行君） 現在、東九州自動車道の2020年度供用に向けて、国土交通省、鹿児島県、地元関係市町が連携し、工事促進等の取り組みと関連事業の円滑な事業推進を図るために、東九州自動車道関連実務者連絡調整会議を本年8月に開催したところでございます。

今後、本調整会議の中でも高速道路利用者へ分かりやすい案内となるよう、地域高規格道路も

含めインターチェンジの名称、案内標識や道路情報板の内容、設置位置についての協議をこちらから進めていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 詳しくメモができなかったんですが、事務連絡会議があるということですね。その中で意見を述べていきたいということですね、そうですね。はい、分かりました。

ということは、提案していこうというふうに私は捉えますけれども、そもそもこのインターチェンジは、どのような目的で設置要望をされたのか、そのことをお聞きします。

○建設課長（假屋真治君） お答えします。

このーフインターにつきましては、追加インターということで、地元が要望したという追加インターでございます。それにあたっては、連結許可、占用指定というのを行いますので、その中で必要な理由としまして、志布志港臨海工業団地からのアクセス強化、それから迅速な救急医療活動への支援、それから災害に強い道路ネットワークの構築、それから観光資源のアクセス向上という観点から、このーフインターを要望しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 全くいいモデル回答がまいりました。ありがとうございます。

私も、そのように捉えております。それで、その目的に沿ったインターチェンジの名称というのを提案したらどうですかということで、私は今回質問したわけですがけれども、このインターチェンジが設置されることによって、今課長が申されましたような効果があるということで、設置要望したわけですね。それで許可が出たと、市が設置要望をしたインターだから、市独自の名称を提案したらどうですかということで、申し上げているわけです。

ですから、志布志有明インターでは、ちょっと何か物足りないような気がしているわけです。

市長は、どうですか、何かアイデアがございませうか。

○市長（下平晴行君） 今のところは考えていないところです。

○17番（岩根賢二君） そうですか。結局提案をしても決めるのは国だということですね、先ほどの市長の答弁によりますと。そうですね。

それで、一つ提案でございますけれども、提案というよりも、NEXCO西日本高速道路株式会社によりますと、「インターチェンジの名称は、地元自治体などとも十分協議を行い、意見を踏まえた上で決定する」ということになっているようでございます。また「同一市町村内に複数のインターチェンジがある場合は、市町村名に方位、方位というのは東西南北ですね、それと字名、字の名称、また隣接の著名な地域名を付けるなどして、インターチェンジの所在地がより分かりやすくなるようにしている」というふうなことが書いてありました。

そこで、提案でございますけれども、あの場所につきましては、市長が今は全然考えていないということですから提案をするわけですが、ちょうど野井倉開田のど真ん中にあるというような位置でございます。そして、あそこで乗り降りする車については、どちらかという、先ほど課長が申されましたように、志布志港に出入りする車両が多いのではないかなと予想がされるわけです。そういう意味を含めまして、「野井倉」という名称はいかがかなということで、私の個人的な考えですがけれども、そういう考えがあるわけです。といいますのも、例えば、小学校の社会科

なんかでも、野井倉開田については、いろいろ勉強する機会があって、あそこにいろいろ現地で学習をするということもあるようでございます。

そして、何より志布志港へ出入りする車にとっては、非常に分かりやすい名称ではないかなと思っております。

そういう意味で申し上げているんですが、市長はいかがですかね。

○市長（下平晴行君） 今、初めて聞いた言葉で、野井倉がいいかどうかというのは、そこ辺はまだ私も決めかねないというところでございます。

○17番（岩根賢二君） 決めかねないという言葉は、ちょっと私が理解できないんですが、決めかねるということではないかなと思いますけれども、もちろん私も今初めて言ったわけですから、即ここで、いいですねとか、それにしますとかいうことは、市長もお答えはできないと思いますけれども、今、私の考えを申し述べただけですので、例えば、市民の皆さんに、このインターチェンジの名称を募集しますとか、そういうことは考えられないか。その点はいかがでしょう。

○市長（下平晴行君） 公募等については、県内の事例としまして、南九州西回り自動車道（出水阿久根道路）において、自治会長へのアンケート調査が実施されております。内容等を確認したところ、地域名や市町村名となっており、重複名の変更を除けば、仮称名がそのまま採用となっている状況でありました。

そのことから、公募やアンケート調査の実施ではなく、仮称案を基に関係機関と協議を図っていききたいと、そのような考え方でございます。

○17番（岩根賢二君） 私が申し上げているのは、仮称案では、あまり何というのかな、あそここのーフインターにしては、あまり志布志有明インターでは、ちょっと芸が無いのではないかなと思っているわけです。

それで、先ほど申し上げましたように、地域の要望とか意見を取り入れるということで、高速道路会社も言っているわけですから、そこはぜひ志布志独自の名称を提案するという形で臨んでいただけないかなと思っているわけですが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり関係機関等々との協議をして対応すべきではないのかなというふうに思っておりますので、その点については、今どのようにしたい、どうしたらいいかということは答えられませんので、そういう機関との協議が必要かなというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ちょっとスタンスが違うんじゃないかなと思うんですけど、その協議の場で志布志市独自のこういう案が、案というか、志布志市独自の名称を付けたいんですがということをお申し述べるといことは考えられないかということをお聞いているわけです。

○市長（下平晴行君） そういうことでの対応でございしますが、追加インターチェンジの名称につきましては、当初地域性を考慮した名称として、「じんべえインターチェンジ」を国と協議したところですが、一般利用者の利便性を考慮して、所在地を簡素で分かりやすく示す必要があることから、志布志有明インターチェンジとなった経緯があるようでございます。

○17番（岩根賢二君） 今申されたのは、じんべえと、じんべえインターと言われましたか。

○市長（下平晴行君） はい。

○17番（岩根賢二君） それは個人名称であるから、ちょっとまずいんじゃないかなということではないかなと思うんですけども、野井倉ということについては、地名でございますので、十分採用の余地はあると思いますね。

それと御存じのように、大隅弥五郎インターというのがありますけれども、あそこもやはり地名というか、非常に分かりやすいインターである。それと近くでは野方インターというのがありますね。大崎ではなくて野方というふうになっています。

ですから、そういう地域名を付けることについては、別に強い反対意見も出ないんじゃないかなと思うわけですが、その野井倉をとということじゃないですよ。独自の何か案を出してもらいたいなということですが、それと公募はあまりなじまないというふうに理解したんですが、そういうことですか。

○市長（下平晴行君） 公募はなじまないというようなことでありますが、先ほど曾於弥五郎インターチェンジのことが出ましたので、ちょっと説明してみたいと思います。

大隅インターチェンジとなっておったわけですが、国からの意見照会においても、仮称名で提案がされましたが、市の関係部局との協議の結果、曾於弥五郎インターチェンジで回答を行い、国や県との協議において、現在の名称に決定されております。

名称決定の理由としては、曾於市で行われている弥五郎どん祭りは、県下三大祭りとして県内で知られていることや、大隅町のイメージとして弥五郎が定着していると、このようなことであったということでございます。

○17番（岩根賢二君） ですから、そういう意見を踏まえて、決まったわけですよ。ですから、「高速のインターチェンジ名を決めるについては、地元自治体などとも十分協議を行い、御意見を踏まえた上で決定しております」ということで、ちゃんとそういうふうになっているわけですから、そこに意見を述べない手はないと思うんですがね。あくまでも、今の仮称のままでいいということなのか、もう一遍お聞きします。

○市長（下平晴行君） いや、今の仮称のままでいいということとはございません。

これは先ほど言いましたように、関係機関等々との連携も協議も必要であろうという考え方で説明したところでございます。

○17番（岩根賢二君） はい、分かりました。

多分提案をされるだろうということで理解をして、次の質問に入りたいと思います。

次に運転免許証の自主返納の支援事業についてということでございます。

本市では、運転免許証を自主返納された方に現在タクシー券2万円を1人1回限り無料で交付しておりますが、実際に交付を受けた方から私が聞いた話ですけれども、「券をもらったけれども、利用したことがない」とか、「何か他のサービスを受けられないだろうか」というふうな声を耳にしました。

そこで、まず、お尋ねをいたしますが、例えば、昨年度でもいいですが、免許証自主返納支援の申請をして、タクシー券を受け取られた方が何名で、実際にどれだけの利用があったのか、利用率がどれほどだったのか、お答えください。

○市長（下平晴行君） 交付実績でございますが、平成25年度41名、26年度70名、27年度89名、28年度106名、29年度においては117名の実績がございます。

○17番（岩根賢二君） 交付の件数は、そういうことで、私の方も把握していますけれども、実際にもらった人が2万円分ちゃんとタクシー券を利用したのかと、そういうことのチェックはされているんですか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度末時点の利用実績率は約40.7%ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 40.7%の利用率だということですが、それでこの事業の効果はあったというふうにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは交付を受けた側での利用ですから、私から見ると少ないのかなと、半分以下ですので、そういうふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） そこで、もっと効果のあるというか、実際に自主返納した方に喜んでいただけるような支援の在り方があるんじゃないかなということ質問をするわけですが、この件に関しましては、過去に同僚議員が何回も質問をしておりますが、その度に「何か他の方法がないか検討します」ということで答えをいただいておりますが、ずっと同じことが繰り返されているという状況があるようでございます。ですから、新しい市長になられて、そのことについて、本当に具体的に検討する気があるのか無いのか、その点をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私も、このことについては、具体的に聞いたというか、中を調べたのは、今回の質問によってでございますが、いろいろあると思いますけれども、商品券の取り組み等々、それから、移動手段の確保ということで、タクシー利用券の申請をされる際に、福祉タクシーの紹介をし、福祉課で登録して福祉タクシーを利用すると、そういうことも可能ではないかというふう考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長の中にも何か他の方法はないかなということ、頭の中にはあるようでございますので、それを今度は具体化していってほしいと思います。

それで市のポータルサイトを見てみますと、この自主返納支援事業について、こんなことが書いてあるんですよ、「返納された方は、県下一円で旅館等宿泊料金の割引が受けられるほか、地域によっては温泉入浴料割引、商店街での買い物割引など様々な特典があります」と書いてある。これは志布志市ではしてないけど、よそでは、こんなことがありますよと書いてあるというふうには私は理解したんですが、これは、どのような趣旨で、ポータルサイトには掲載されているんですか。

○市長（下平晴行君） ポータルサイトについては、ちょっと確認をしておりますので、そのことを確認させていただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） その答えが返ってくるまでに質問したいと思います。よろしいですかね。

○市長（下平晴行君） はい。

○17番（岩根賢二君） 免許証を返納したいんだけど、なかなか返納ができないということの理由の一つには、やはり地域での交通機関が充実していないということではないかなと思うんです。ですから、そのような意味からも、できるだけ早く公共交通機関の整備をしていただきたいと思っているわけですが、その件について、先日のアンケート調査等も行われたみたいですけども、どのような方針でいかれるのか、その点について、お答えください。

○市長（下平晴行君） このことにはおっしゃるとおり、返納をされた側に立った行政としての取り組みをしていかないといけないということで、今、鹿大と連携を取って、いわゆる地域コミュニティ、福祉タクシーの取り組みをしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そのことについては、いつ頃策定をするお考えなのか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 現在、志布志市地域公共交通活性化会議を開催しているところでございまして、その中で今年度、志布志市地域公共交通網の形成計画を立てるところでございまして、

今議員からありましたように、アンケート調査を8月に実施しまして、その集計をしているところでございます。

今年度、その計画を立てまして、来年度からは、できればまた次の補助事業を導入しまして、実証試験といいますか、そういった形もできればということで、今計画の中では考えているところでございます。

将来的には、先ほどありましたけれども、コミュニティバスとか、乗り合いタクシーとか、貸し切りタクシー、福祉バス、そういったものをどういった形で志布志方式とするのが一番適切なのか、適当なのかというのを今分析している途中でございまして、今年度末にはある程度の形での報告ができる方向で今進めているところでございます。

○17番（岩根賢二君） この公共交通網、このことは、それこそ何人もの議員さんが質問をされていますので、ぜひ急いでもらいたいと思っております。

それで、何か答え出ました。

○総務課長（山田勝大君） 遅れまして申し訳ございません。

ポータルサイトにつきましては、市の取り組みではなくて、県下一円でそういったサービスをしているという事例の紹介ということで記事になっているということでございますので、誤解を非常に受けやすいのかなというふうに感じますので、課内で協議して適正な方法に努めたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 今課長がおっしゃったとおりですよ、何らか削除をするか、表現を変えるか何かしてもらいたいと思います。

一つ提案ですけども、先ほど市長が申されましたように、例えば、商工会と連携して商品券を発行するだとか、あるいは「ししまる」健診パスカードみたいなものですね、ししまる健診パスカード、お分かりだと思いますけれども、ああいった似たようなものをですね。それとか、私

が最近、免許証を返納した方からお聞きしたんですけれども、今、車に、それこそ乗れないから電動車、シニアカーというのがありますけれども、あれに乗っているんだと。そうすると、あれは免許証は要らないわけですから、歩道に行くというふうなことになるわけですが、あの車のバッテリーの交換が相当なお金がかかるというふうなことも聞いておりますので、例えば、そのような購入時の助成金として、そういうの制度は無いだろうかとか。あるいは車の抹消登録をする時にも費用がかかるから、そういうのに充てられないだろうかとか。それと、バスで移動する時のバス乗車券に相当するようなものはもらえないだろうかとか。そういういろんな御意見があるようでございますので、そこらも参考にさせていただいて、これらの中から選択肢をいろいろ出していただいて、その中から選ぶというふうな形にできないもんだろかなと思っているわけですが、今の提案を聞いて、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり利用される側が利用しやすい取り組みをしていくというのが、これが基本だというふうに思いますので、やはり選択できるような取り組みにしていければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） ということで、前向きな答えが返ってきましたので、次の質問に移りたいと思います。

本庁舎移転についてということでございます。

本庁舎移転について、市長はこれまで「本庁機能を移す」とか、「市長室と管理部門を移す」とか、私には、それは紛らわしい表現をしておられましたが、6月の同僚議員の質問の時に、「まず市長室、副市長室、管理部門を移転して、その後、本庁全体を志布志支所に移転する考えである」と、はっきりと答弁をされました。

3月の定例会では、その辺が非常に曖昧でありましたが、6月には、はっきりと答弁をされました。そして、条例改正の議案は、「市長室と管理部門を移転するときに提出する」とも述べられました。そのような強い信念の下「全課長25人で構成する本庁舎移転検討委員会を設置した」ということも、その時におっしゃいました。

5月1日に設置以降4か月が過ぎましたが、これまで何回会議をして、どのような項目について協議をしたのかをお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転検討委員会におきましては、5月1日に設置をし、これまで3回の協議を行っております。具体的な協議内容としましては、管理部門の優先的な移転や市民サービスの向上を踏まえた配置計画、短期、中期、長期の視点に立った段階的な移転計画など、移転に関する基本的な考え方を整理し、想定される課題の抽出や移転スケジュール、移転の手法などについて協議を重ねているところでございます。

また、検討委員会での協議と並行して、課の配置についての個別協議や地方自治法上の手続き等についての県市町村課との協議、合併した自治体の庁舎方式について視察等を行い、これらの協議内容を検討委員会に反映させながら、慎重な議論を行っているところでございます。

今後は、組織機構や施設管理、窓口サービスなど専門的な検討を行う部会において、更に具体

的な協議を行う予定としております。

○17番（岩根賢二君） 月1回のペースで行われているのかなということですが、内容については公表をしないということでしたので、詳しくはお聞きしませんけれども、施政方針の中で「移転に向けて、あらゆる課題を洗い出し、その解決策を検討していく必要がある」とし、「早い時期に取り組むべきもの、中長期的な視点で取り組むべきもの、それぞれの課題を段階的に整理して計画づくりを行う」と述べておられます。

そこで、先ほどもちょっと申されましたけれども、早い時期に取り組むべきものと、中長期的に取り組むべきものと、それはそれぞれどのような項目なのか、それを具体的にお願ひします。

○市長（下平晴行君） 本庁移転の考え方の整理としまして、短期計画は、これまで答弁いたしました市長、副市長室及び管理部門、総務、財務、企画政策、港湾商工課の移転になります。

中期計画については、組織の機構改革も含めた本庁全体の移転計画の検討であります。

そして、長期計画については、庁舎の耐用年数や将来の志布志市の発展を見据えた新たな庁舎建設に向けた移転計画の検討を考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 3月に私が質問したときにも、管理部門ということで、総務課、財務課、企画政策課、それと港湾商工課というふうにお答えになりましたけれども、後でちょっと私も気付いたんですけども、港湾商工課は管理部門ですか。

○市長（下平晴行君） 管理部門には入っていません。しかし、志布志市は港を中心に動いておりますので、港湾商工課も一緒に移転をしたいというふうを考えております。

○17番（岩根賢二君） それは、そのように最初から言っていたかかないと、私たちが港湾商工課が管理部門かなと、今、市長がはっきりとそうおっしゃいましたけれども、そういう答えは今初めてですよ、その気持ちは分かります。気持ちは分かるんですけども、管理部門ではありませんので、そこは誤解の無いようお願いしたいと思います。

それと、港湾商工課については、私たち議員の中でも、以前から港湾商工課だけは、やっぱり志布志に持っていったほうがいいよねみたいな話はあるわけですけども、そういう意味で、やはり志布志に港湾商工課も管理部門と一緒に持っていきたいというお考えだろうとは思っています。

ところが、市長が前、私が一般質問をした時に港周辺の経営者の方は「市役所が志布志にあることを望んでおられる」とおっしゃいました。その時にも、港周辺の経営者の方が「せめて港湾商工課は持ってきて欲しい」と言われたというふうに答弁されました。

ところが、私が最近お会いした港の関係者の方が、こうおっしゃいましたよ「せめて港湾商工課が志布志にあればね」と、それは同じようなことを言われましたけれども、今の志布志支所に行くときは「まず駐車場の心配をするのよね」と、「今日は止めがなっどかい」というふうなことで、志布志支所に行くときには心配をしながら行くというふうなこともおっしゃいました。そして、その方は「志布志の基幹産業は農業だから港関係者の話だけではなくて、農業をする人の声もちゃんと聞いて、市役所移転については、考えてくださいね」というふうなことを私にアドバイスもされました。そのことを聞かれて、市長はどうお考えですか。

○市長（下平晴行君） 駐車場の問題につきましては、志布志支所への本庁舎移転の大きな課題であることは認識をしております。当然のことながら、現在検討委員会においても協議を行っておりますが、来客者用駐車場や公用車、職員用駐車場など、現状の分析を踏まえまして、支所周辺の土地利用も含めた協議を行っていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） そこは具体的には、まただんだんだんだん協議も重ねられていくんだろうということは思います。

それで、先ほどの検討委員会のことについて、ちょっとまた、遡りますけれども、検討委員会のことについて、確認をしたいんですが、この検討委員会の名称は、本庁舎移転検討委員会でしたっけ、本庁舎移転検討委員会という名称みたいですが、この検討委員会では市長は、この委員会には参加していないけれども、報告を受けて指示をしているというふうな話でしたよね。それで、この委員会で課長さん方の中で移転について疑問を唱える課長さんはいらっしゃらないのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

○市長（下平晴行君） 委員長が答えます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 志布志市本庁舎移転検討委員会につきましては、5月1日に設置しております。全体的な取り組みということで、課長会、全員の25名で構成しております、全体の調整役ということで、企画政策課長が座長ということで、副を総務課長で行っているところでございます。

会議の内容につきましては、月に1回ペースで行っているところでございますけれども、その他に分科会という形で各課との協議、現地調査等も行っているところでございます。

会議の中では、当初市長の方から方針等の説明もございましたので、我々としましては、それにつきまして、どういった形で対応していくのかということで、移転の方法や市民サービスの向上、それと先ほどありました段階的に短期、長期、中期というようなことの方針、それから庁舎の活用というようなことを協議をしている段階でございます。

移転そのものについては、これまでの経緯の中で会議の中では、特にそのことについての疑義とかということはないところでございます。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 一般質問を続行します。

○17番（岩根賢二君） 延長していただいてありがとうございます。

今、なぜそういうことをお聞きしたかといいますと、市長がある場所の講演で、自由かつ自由に意見を言える会と、上司の指示どおりに動く会と、どっちがいいかというふうな話をされました。その時に市長は、異論があればどんどん意見を出して、そういうかつつな意見交換が言える会が、そういう会をしたいんだとおっしゃいました。

市長も記憶されていると思いますけれども、そういう意味からして、今の検討委員会の在り方はどうですかということを市長にお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 検討委員会の中に私、市長も副市長も入っておりませんので、中身については、ちょっと分かりません。

これは、先ほど私がある講演で言いましたとおり、これは自分たちの考え方を自由かつ自由に言うて欲しいという考え方は一緒でございます。

○17番（岩根賢二君） そういう自由かつ自由に意見を交わして欲しいという市長の考えはそうですね。はい、分かりました。

この会の名称のことなんですけれども、本庁舎移転、本庁舎とかいう言葉は自治法上では全く出てこないわけですよ。志布志市の条例でも本庁舎とかいう言葉は使われていない。志布志市の条例はどういうことかといいますと、市役所の位置ということになっています。ですから、私は市民の皆さんに誤解を与えないためにも、市役所移転検討委員会としたらどうかなと思っているわけですが、本庁機能だとか、本庁舎だとかいうことじゃなくて、市役所を志布志に持っていくんだよというふうな市役所移転検討委員会にしたらどうかなと思っているんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 法的にどうか、どうなるか分かりませんが、これは市民に分かりやすい言葉で、本庁舎移転検討委員会と名称を深く考えずに設置したというふうに思います。

それが市役所移転となりますと、そこら辺が市民の皆さんの受け取り方がどうなのかということもございまして、そこら辺の名称については、内部で検討しないと、今それがいいとか悪いとかということとは言えません。

○17番（岩根賢二君） そこら辺も、それこそ検討してみてください。

それと、ちょっと話が長くなりますけれども、市長がよく言われるのは、この地方自治法第4条の第2項、これを言われて「事務所の位置を定め、又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」という、この項目を引用して、やはり志布志にあるべきだということをおっしゃるわけですが、この条文については、私は合併協議会でも多分協議がなされたと思うんですよね。合併協議会の中で、市役所の位置を決める時に、この項目を外して検討をされたということは無いと思うんですが、これがあるにもかかわらず、有明町の役場を本庁にしようと、市役所にしようということの結論を出された合併協議会のそのことについては、市長は、なぜそういう条文があるのに有明町に本庁を、本庁をというか市役所を持ってくるという決断をされたのか、その点については、市長はどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 合併をする、うまくいく要件が二つございまして、一つは名称、もう一つは位置の問題です。おそらく大崎町が入っていましたので、私の聞いた範囲内では真ん中ということで、有明町ということで決まったようなふうに聞いております。

○17番（岩根賢二君） 確かに最初は大崎町も入っていましたから真ん中でしたけれども、大崎町が離脱して、3か町になりました。それ以降に、この市役所の位置は決まったんですよね、中心という、それは場所的な位置じゃないですよね、そうでしょう。それはあまりにも単純な考え方ですよ。ですから、ですから私は今聞いているんです。

○市長（下平晴行君） 私は、合併協議会で聞いていたのは、先ほど言いました名称の問題は志布志市となりましたが、位置の問題、この二つが合併ができない要因の二つだということで、小委員会ができたわけですね。その中で大崎町がいた時点で真ん中だったという、私の記憶でございますので、そうだったとはっきり言っているわけではございません。

○17番（岩根賢二君） 私が言いたいのは、これ4か町のときには、新しい市の名前をどうしようかといったときに、現在ある町の名前は使いませんよということで募集して、大崎町が抜けた時に、今の町の名前を使ってもいいですよということになって、志布志市となったわけですね、そういう経緯はあります。

志布志市が人口的に、そういう商店街とか、中心街だと中心地だということは分かっていますけれども、この第4条の第2項では、そういう所に持って行かなければならないとは書いてないんですよ、そうでしょう。

ですから、それを盾に志布志だということは、私は言わないで欲しいと思います。これはあくまでも、そういう事情について、それらのことを適当な考慮を払わなければならないと、そこに市役所を持って行かなければならないとは書いていないんです。「適当な考慮を払わなければならない」となっていますので、中心というか、そういう人口が集中している所は、志布志だけでも、やはり庁舎の在り方として、例えば、建築年数がどうだとか、あるいはキャパシティがどうだとか、あるいは駐車場の問題、そういうようなことを考慮して有明町に持ってこられたんじゃないかなと私は思うわけですが、その第2項を盾にして志布志だということは言わないで欲しいなと私は思っているんですが、今の意見に対してどうですか。

○市長（下平晴行君） 私はまちづくりの基本としてですね、第2項でうたっているのは、いわゆるその他の機関、国・県の機関がどこに集中しているのか、それと交通アクセスがどうなのか、これをしっかりうたっているわけですから、私がそれを言っちゃいかんといっても、私の考え方がそうであるわけですので、まちを私は活性化するために、これは必要だなという考え方ですので、御理解はしていただきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） その点については、多分水掛け論になってくると思いますので、これ以上は言いませんけれども、そういう文言になっているということだけは理解をしていただきたいと思います。

それと、次に移転の時期についてお伺いしますけれども、ちまたでは移転の時期について、様々

なうわさがあるんです。私なんかも、いつ移転するとかいうのは、もちろんはっきり聞いていないし、その中で出てくる話が、「もう来年には移ったいげな」とか、そういう話。それとか「もう移ってるんじゃないの」と言う人もいました。それは何でかという、「下平市長が志布志においやったど」と、「もう志布志に市役所は移ってるんじゃないの」と、こういう人もありました。ところが、ある人は「そげん一気にではできんはずじゃっど」と、「4年間の中で何とかせないかんといいことだろう」と言う人もあるんです。いろんな、そういう声が耳に入るもんですから、市長としては、いつ頃をめぐりに移転をするつもりなのか、協議中で、それが答えられないということであれば、もうそれまでなんですけれども、やはり目標というのは据えておられると思いますので、いつ頃までには移転したいという、そういうお考えがあればお示しください。

○市長（下平晴行君） 移転の時期につきましては、先ほども答弁しておりますが、現在本庁舎移転検討委員会を中心に協議をしている状況でございます。

現時点において、明確な移転時期をお示しすることはできませんが、移転までのスケジュールとしましては、本庁舎移転の具体的なビジョンとなる基本方針を作成した後に議会への報告、まちづくり委員会及び市民向け説明会の開催等を経て、地方自治法に基づく条例改正及び庁舎改修等に係る予算の提案を行う予定としております。

そして、議会で議決がなされれば、庁舎改修等に関わる工事や各種事務手続きなどを進めて、全ての移転作業が完了になり、新たな本庁舎として業務を開始することとなります。

これとあわせて市民サービスに支障を来たさぬよう、十分な周知期間を設ける必要もありますので、これを十分踏まえながら今後もスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） はっきりしたことは言えないんでしょうけれども、できるだけ早い時期にという言葉は、前々から市長は言っておられますよね、ですから、その早い時期というのは、いつが早い時期なのかなという、そこら辺をちょっと確認をしたいんですけれども。

○市長（下平晴行君） これは具体的な移転計画や、本庁舎移転に関する基本方針が固まった段階でございます。自治会や各種団体の学識経験者等で構成する、そういう、まちづくり委員会での庁舎協議を経まして、市民の皆さんに説明を行うという計画で進めてまいりたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） ちょっと今の、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、自治会長やどうのこうのとおっしゃいましたね、そこのところは、どういう会議ですか。

○市長（下平晴行君） これは基本方針が固まった後ということでございます。

先ほど言ったのは、まちづくり委員会ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 基本方針が固まった後に、そういう自治会長さんなり、そういう団体に対して説明をする、もちろん一般市民の方に対してもされるわけですよね。

それで、市民の皆さんの声は、「方針を決める前に自分たちの声を聞いて欲しい」という声が結構あるんですよね。その点に関してはいかがですかね、「自分たちの意見を聞いた上で進めてもら

いたい」というふうな声が多いんですけども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、そういう形でいくのか、それを説明会として先にしてしまうと、いわゆる方向性がしっかり決まっていなのに市民の皆さんにしていいのかどうか。やはり具体的に計画が決まって議会で説明した後でないと、どうなのかなという考え方でございます。そこら辺は十分まだ内部で、もちろん検討委員会の方にもこのことの協議をして、協議というか、内容を詰めていただいて対応していきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長は前、「反対の意見が多かったらどうしますか」という質問に対して、「そういう反対の声が多いとかいうことは想定はしていない」ということもおっしゃいましたね。それでまた「反対の人があったら、それはもう十分に説得します」というふうなこともおっしゃいました。ですから、私が早めに説明をした方がいいんじゃないかというのは、そういう反対の方々を説得した上で進めた方がいいんじゃないかなと思ったんですけども、どうですか、そのような考え方は。

○市長（下平晴行君） これは市民が反対をされるのかどうか、ここら辺もですね、それは個人個人ですから、これはちょっと分かりませんので、そういうことの対応をどうするのかと申しますと、そこはちょっと無理じゃないかなと。私は、やはり方向性がしっかり決まった段階で、市民の皆さんには説明していくというのがいいんじゃないというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） そういうことでしたら、ある程度理解はしますけれども、例えば、その説明会は、どのような形でされる考えか、場所とか、地域の単位、そこら辺はどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 移転の時期につきましては、先ほども答弁しましたとおり、現在本庁舎移転検討委員会を中心に協議を行っているという状況でございます。

現時点においては、明確な移転時期をお示しすることは、先ほど言いましたように、できない状況であります。移転までのスケジュールとしましては、本庁舎移転の具体的なビジョンとなる基本方針を作成した後に、議会へ報告し、まちづくり委員会及び市民向け説明会の開催等を経まして、地方自治法に基づく条例改正及び庁舎改修等に係る予算を行うという提案を行うということをご予定としております。

○17番（岩根賢二君） そこまでは理解しているんです。ですから、その説明会は、どういう形でされるお考えか、それをお聞きしているんです。

○市長（下平晴行君） 先ほどから話をしていますとおり、それが具体的に決まらないと、計画方針ができないと中身を具体的に説明ができないということで、それがしっかりした計画書ができただけで、説明会をしたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ですから、それが決まった後ということは理解しましたけれども、どのような単位でしようとお考えなのか、その辺をお聞きしてるんですね。市で全体的に1回で済ませるのか、あるいは地域ごとにするのか。その辺をちょっと確認したいんですけど。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、そこ辺を踏まえて、どういう形で市民の皆さん

に説明会をしたらいいのか、これは今後検討委員会の皆さんともお話をしながら進めていきたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） できるだけ、多くの市民の皆様に説明をするという形、それと意見を聞くという姿勢の説明会をぜひお願いしたいと思います。

最後の答弁を聞いて終わります。

○市長（下平晴行君） しっかりと、そういう考え方を聞いた上で取り組みをまいりますので、よろしくお願ひいたします。

[岩根賢二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） これで本日の日程は終了しました。

明日は、曾於地区畜産共進会のため休会とします。

14日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後5時18分 散会

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成30年9月14日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

尖 信 一

丸 山 一

南 利 尋

久 井 仁 貴

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） おはようございます。

2日目トップバッターということで、今日は、よろしく願いいたします。

一般質問に入る前に、この度の台風20号から北海道地震にかけての一連の大きな災害の中で、たくさんの犠牲者が出られました。そういう方々に心から哀悼の意を表し、また、まだまだ被災地で日常生活に戻られない方がたくさんおられます。そういう方々が、御本人の努力はもちろんですが、地域住民の方、そして行政と一体となって一日も早く日常生活に戻れることをここで祈願しておきたいと思います。

一般質問に入る前に、前回6月に質問をさせていただいた二つの一般質問に対して、その後の経過がありましたので、少し御説明、報告しておきたいと思います。

前回質問させていただきました学力向上についてということで、コンパスという会社が開発しました人工知能の教育ソフトの「QUBENA（キュビナ）」について、一般質問をさせていただきました。その後、その会社の担当者と、やり取りをさせていただきまして、「本市で小さな規模でもいいので、ちょっと使わせていただけないか」という問い合わせをさせていただきましたら、「OKですよ」というお返事をいただきました。

そこで、教育長をはじめ、教育委員会、教育行政との打ち合わせもさせていただきまして、許可をいただきまして、今日に至っております。

先週、最終的にコンパスという会社に行きまして、実質的な打ち合わせをさせていただきました。この「QUBENA」というのは、総務省が推奨しているわけなんですけれども、先般会社に訪問したときに、千代田区の麴町中学校というところがあるんですが、そこの数学の教科の授業の中で、今までは3クラスに分けて、学力の程度に応じて3クラスに分けて授業をしていたんですが、時間が取られると、人手も取られるということで、この「QUBENA」を採用することにしたということでした。

この「QUBENA」は、今は学力の差があるわけなんですけれども、これを1か所の教室で運用して、個々の生徒の進捗状況を全て教師が把握できるというメリットがあります。それにあ

わせて教師が指導もできますし、分からないところは遡って、基礎まで戻って勉強ができるというソフトでございます。

その麴町中学校では、大体80%、やはり正解率が上がってきたということで、一番下のクラスが一番上にトップになるんだということで一生懸命、今取り組んでおられるらしいです。

我々もそうなんですけれども、子供も正解率が80%を超えてくると、大変な成功体験になるんですね。これが引き金になりまして、より向上心が湧いてくるという実証実験の結果も出たということで、非常に、私もそれを聞かせていただいて、議会が終われば早速に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

私一人では、どうしても無理がありますので、同僚の市ヶ谷議員の協力を得ながら、一緒にやっていきたいなというふうに思っています。

余談ですけども、その時、ふるさと納税の企業版をちょっとお話したら、その担当者がなんと、「実は私も志布志にふるさと納税をして、うなぎをいただきました」というお返事をいただきました。非常に嬉しいお話をいただいた次第であります。

それから、もう一つ。

○議長（西江園 明君） 尖議員、一般質問と関連がある件ですかね、これからお話されることも。

○3番（尖 信一君） 一応、報告という形でさせていただこうかなと思ったんですけども。

○議長（西江園 明君） 一般質問の場所ですので、それに関連するものだったらいいんですけども。

○3番（尖 信一君） 分かりました。

では早速、一般質問に入らせていただきたいと思います。

通告どおりの順番で質問させていただきたいと思います。

まず、個別で質問させていただきたいと思います。

観光特産品協会の在り方についてということで、まず質問させていただきます。

本市は、特産品や観光の振興に向けて、協会と一体となって事業を進められております。その中で、観光特産品協会の方からも、いろいろ取材させていただきまして、私が疑問に思った点もございましたので、ここで当局に御質問させていただきたいと思います。

まず、その前に担当課を含めて、市が、この観光特産品協会をどのような位置付けで、どのような形で一体となってやっておられるのか。その位置付けを、まず御質問させていただきたいと思います。この前提が変わりますと、質問内容も変わってまいりますので、まず、そのところをひとつ、よろしく願いいたします。

○市長（下平晴行君） 尖信一議員の質問にお答えをいたします。

一般社団法人志布志市観光特産品協会は、観光特産品事業に直接関わる事業者等で構成される団体であり、市の観光、特産品振興を担う中核組織として、行政と観光特産品関連事業者、市民を結び付け、市と一体となって公的な事業推進の一翼を担っていただいている団体であると認識

をしております。

市としましても、職員派遣や事業委託により、組織強化や事業拡大、財産基盤の安定化など、積極的に支援をしてきたところでございます。

今後も更なる組織強化を図っていただき、観光、特産品の振興に向けて、市と車の両輪の関係で、それぞれの立場で役割と責任を担いながら総合的に連携していければと考えております。

○3番（尖 信一君） ただいまの答弁で、市は一般社団法人の観光特産品協会、この後は「協会」と省略させていただきますけれども、こちらと一体と、両輪となって運営していくんだというお返事をいただきました。

その前提に立って御質問させていただきたいと思います。

非常に細かいことなんですが、私、この総会資料を拝見しまして、一つ大きく疑問に思った点がございました。貸借対照表というのがございます。いわゆるBSの試算表なんでございますが、皆さん手元に無いんで、お分かりいただけないかもしれませんが、繰越利益剰余金というのが株主資本の欄の右下にございます。

これは、平成29年度の決算報告について、大体6,700万円ぐらい資金があります。こんなに利益があるんだなど、協会には、すごいお金が残っているんだなどというふうに思ったんですが、当局にお尋ねしたところ、実は、これは年度変わりで支払いされるお金だというふうにお聞きしました。それをお聞きして、一瞬納得はしたんですけども、後で考えてみると、やっぱりおかしいなというふうに思ったんですね。これは上の方の流動負債に入れるべきではないかなというふうに思います。実際、私の知人の税理士にお聞きしたところ、まさにそのとおりであるという御指摘をいただいております。

まず、この貸借対照表、これは一般の企業に使われる貸借対照表でございます。協会の会計処理は、一般の株主株式会社の貸借対照表は使わないんですね、普通は。きちっとした一般社団法人用の貸借対照表がございます。正味資産増減表というのがございますので、それでいくと、こういう結果にはならないというふうに税理士さんから指摘いただきました。そのところ、担当課としては、どのように考えておられるか、御回答いただけますでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 観光特産品協会におきましても、専門の税理士等に相談しながら、会計処理を行っておりますので、その結果がこういったふうに表示されると思っておるところでございます。

○3番（尖 信一君） 私も、窓口で担当者から、そういうふうにお聞きしました。そのところも税理士にお聞きしたら、その税理士がおかしいというふうな返答でございました。

もう1回このところをきちっとやっていただきたいなど、これでもいいんだということであれば、それでいいと思いますけれども、一般社団法人という形で決算表を作るのであれば、それにのっとった表がきちっとありますので、それを採用していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ質問させていただきます。

このところ皆さんの大変な努力で、ふるさと納税の金額もうなぎ登りに上ってきております。

平成27年が7億5,000万円、平成28年が22億円、そして、昨年度が30億円という形になっております。一つここで、私が決算表をずっと見て不思議に思ったことがありました。平成28年度、22億円、平成29年度は30億円、8億円増えています。ただ人件費は減っているんですね。このところをちょっと御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） これは観光特産品協会の決算でありますので、ここで答えることができません。

○3番（尖 信一君） ふるさと納税は、特別会計で別個で決算されています。一般社団法人の観光特産品協会全体の決算書ではございません。そこをぜひ、どういう形でこういう売上と申し上げますか、売上が上がっているのに、どうして人件費が減っているのか、そこら辺が非常に私、疑問を持ったものですから、また後日でも結構ですので御回答いただきたいというふうに思います。

その質問をした根底が、一昨日、小辻議員が一般社団法人の観光特産品協会の職員、臨時職員ですかね、福利厚生との給与の質問をちょっとなさいましたけど、私がお聞きしている範囲内では、時給が760円だと、最低賃金にちょっと色が付いた状況だと思います。その時の御回答は、「協会の基準、もしくは市の基準にのっとった給与水準だ」というふうにお返事いただきました。ただ、この協会の臨時職員の場合は、超短期ですよ、本当に発送業務だけに携わっておられる方がほとんどだと思いますけれども、そういう方を協会全体、もしくは市全体の給与水準と一緒にしてもいいのか、ちょっと私は疑問に思っているんですけれども、というのは短期ですから、やはりそれなりの給与水準にしてあげるべきだというふうに思うわけなんです。実際、業務が増えて腰を悪くして、辞めざるをえなかったと、今通院をしているというアルバイトの方もいらっしゃるようです。そこをぜひ改善していただいて、そうすれば住民の所得も増えるわけですから、非常に住民にとってもメリットのあることなんで、ぜひとも僅かなことなので、短期の場合は給与水準を見直していただきたいというふうに思います。市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、協会と協議をして、できるだけそのようにしてまいりたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） それから、もう1点、ふるさと納税の歳出の部分で、総合アドバイザーという項目で、974万3,000円の支出があります。この御説明をお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税につきましては、いかに全国にPRをして、そして広告を行うかによって、納税額に即反応するようでございます。

そういった中で、我々職員では対応しきれない部分等に対しまして、志布志市物産振興総合アドバイザーという方に依頼いたしまして、その方が、いろいろと全国的に、また省庁関係との人脈もあるということから、そういった観点で、いろいろな助言、アドバイスをいただいているところでございます。

○3番（尖 信一君） その方は、ここでは公表できませんか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 観光特産品協会が委託しておりますので、協会に確認しなけ

れば、この場での対応はできないと思います。

○3番(尖 信一君) ぜひとも、後日で結構ですので、教えていただきたいと思います。

もう1点、この協会は一般社団法人となっておりますけれども、私が今回この件を取り上げたのは、全国でも前例がありまして、株式会社に変更しているところもございます。県内では薩摩川内市というようなところもございます。

一般社団法人は、配当ができません。そして役員報酬は支払いができますけれども、社員株主、株式といいますか、社員には配当ができないという法律がございます。となると、先ほど申し上げました、ここの株主資本、ここは常にゼロになるわけですね、ほぼ。要するに利益を持ち込んでも処分できないんです。解散するときには、それを当局に戻さないといけないということもありますけれども、それで果たして、この行政と一体となって志布志市の観光特産品振興を一生懸命やっていたら方々の組織の在り方として、果たしてそれがいいのか。私は、ある程度の利益を出して残して独自事業を展開できよう組織変更をすべきだというふうに思っております。いわゆる一般社団法人から株式会社に変更するという形にもっていくところまでやられたらいかがかないというふうに思います。

なぜ株式会社かといいますと、私個人から見て、この協会は本当に光るダイヤモンドに見えるんですね。やり方次第では、大変な企業、会社になり得る組織だと思っております。これは別に、ふるさと納税が伸びてきたからどうのこうのではなくて、やり方によっては、後また山城の観光についても関連していますので少し述べますけれども、取り組み次第では、この特産協会はダイヤモンドになり得る原石ではないかなというふうに思っております。

そういう私の個人的な意見がありましたから、今回株式会社に変更して業態を伸ばして、特に観光特産品という名前が付いていますけれども、特産品では業績を伸ばしていますけれども、観光という部分では非常に貧弱なものがあります。

そこで旅行業、志布志市は先般桜観光が閉店になって、鹿屋と併合になっております。代理業の旅行業者がございません。そこで、この観光特産品協会が旅行業の1種免許を取得して、この近隣の旅行業を全部担うというようなことも可能だと思うんです。旅行業は1種から3種までございますけれども、やはり1種を取って、国内外の旅行業の企画・販売ができるような組織にできるのではないかなというふうに思っております。そここのところ将来的な形、姿、展望として、市長の考えを一度聞かせていただけますか。

○市長(下平晴行君) 県内の動向としましては、公益社団法人鹿児島県観光連盟に加入する観光協会31団体のうち、法人化している団体が12団体、公益社団法人が鹿児島市、霧島市、指宿市、屋久島の4団体、一般社団法人が本市をはじめ7団体、株式会社が薩摩川内市の1団体となっております。

6月に開催された本市観光特産品協会の総会においては、公益社団法人化へ向けた勉強会が計画されており、協会としては一つの方向性として検討を進めているようでございます。市としましては、協会が本市の観光、特産品振興の中核団体として役割を担い、責任を果たしていただく

よう協会と研究を進めていきたいと考えております。

○3番(尖 信一君) 今実際のところ、この近隣を見ましても、そのような業態の会社はございません。今、はっきり言えば真空状態なんですね。そういう旅行業の免許を取って、そこを伸ばすという絶好のチャンスだと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

そうすることで、協会が大きな組織になり、売上が確実に上がり、更に市の委託業務を兼業して、それなりの利益が出て、大きな組織になってくれば、地元若者の就職口がまた新たに発生するわけですね。そういう意味では若者を引き止める、若者に対して魅力のある会社という形の展望が開けるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

それから、ふるさと納税の一部業務委託を担っていますけれども、現状が最適な委託方法なのかどうか。これは今までの質問と、ちょっと重複するところがございますけれども、もう少し、委託業務の内容を見ますと、ほとんど利益が残らないような委託業務になっていますけれども、やはり、この協会を強力な組織にしていくためには、独自の事業を展開していただくためにも、もう少し委託業務を請け負っても、きちっと利益が出るような形にしていきたいというふうに思っておるんですけれども、そのところ、市長どういうふうに考えておられますか。

○市長(下平晴行君) 現場では、今は進めている取り組みが、他の自治体との比較からしますと、スムーズに流れているのではないかとこのように考えておりますので、そこら辺のことは、協会と協議をしながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) ぜひとも、そういうような形で前向きに捉えていただいて、協会を育てていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。2番目の志布志城の再興についてです。

志布志の山城について、部分的にでも短期間のうちに再興する考えはないか問う、ということについて。

それから、続きまして滞在型観光を図るための山城を整備し、他の自治体と連携して本市の観光資源を最大限に利用し、観光入込客の獲得を図るべきと考えるがどうか、ということについて、市長と教育長に質問させていただきます。

この数年、日本は観光客の入込数が劇的に増加しております。その背景には、いろいろあるかと思いますが、世界経済の長期の景気回復、それから新興国の所得向上、特に中国の生活水準においては目を見張るものがありまして、ついこの前までは、日本の所得水準の4分の1分、3分の1というふうに言われてましたけれども、去年あたりから、もう半分ぐらいまで所得水準が上がってきております。

特に、IT企業においては、新卒、新入社員が初任給で40万円出しているような中国企業もございます。そういう背景もありますし、東京オリンピックの時のプレゼンテーションで、おもてなしということが非常に先進国の中にも行き渡って、再度日本を見直そうという形の背景がある

うかと思えます。ただ、しかし本市においては、その恩恵が十分に得られているというふうには感じ得ないところなんですね。

そこで、今回さんふらわあがちょうど2船、新造船が就航いたしました。これも一時は就航を取り止めようというところまできていた危機的な状況がございましてけれども、さんふらわあの会社が一生懸命努力し、そして本市も一生懸命努力していただき、そして関西の郷土会も皆さん一生懸命努力して、何とか採算ベースに乗るようになってきたようでございます。ここの一連の流れを考えますと、非常にビッグチャンスが到来しているのではないかなというふうに考えております。

そこで私が、この志布志山城、ちょうど私は山城の下に住んでいますけれども、志布志に帰ってきたときに、山城がいったいどこにあるのか、草木が茂って姿も形も見えないというふうなことを感じまして、いろいろ調査してまいりました。

市長も歴史まちづくりのことに長いこと携わってこられたということを知っておりますので、そのところは非常に精通しておられると思います。その山城の件について、1回調べてみたいなど思ったのは、2年前に東区の青少年育成会で子供たちをエジプト展に連れていきました。黎明館でやっていました。その時に私も初めて、あの大型のレプリカを見て、非常にびっくりした次第です。写真では見ていましたけれども、ああいう大きさを実感したのは、あの時が初めてで非常に驚いた記憶がございまして、そこから非常に興味が湧いてきまして、この山城のことについて1回調べてみたいなど、できたら志布志の山城の四つのうち一つでも再現できたら、素晴らしい観光地になるだろうなというふうなふうにずっと考えてきておりました。

そこで、どうしてあそこに黎明館に、あんなレプリカが置かれているのかなということやずっと考えてきまして、県の教育委員会、それから黎明館に問い合わせをいたしました。そしたら、平成8年に黎明館が全面リニューアルをした経緯がございました。残念ながら当時の職員が、もうほとんどいないので詳しいことが分からないということでしたけれども、今、鹿児島国際短期大学の三木靖先生、教授がおられますけれども、この方が城郭の専門家らしくて、当時この方が監修して作ったのではないかという御回答を黎明館の方からいただきました。

全面リニューアルするとき、古代、それから中世、近代、現代と、この四つの大きな時代の区切りをして、この四つのそれぞれの抽象的なレプリカを大型の物を作ろうということで、この中世の志布志城が決まったという経緯をお聞きしました。

こういう県も一生懸命になって、この山城をレプリカを作ってくれたんですね。そういう意味も含めて、せつかく今ふるさと納税が、おかげさまで大変な金額になっています。当局にお話を聞いたところ、ただいま志布志の山城は15年かけて整備をしていくというふうに御回答をいただきました。ちょっと15年はいくら何でも長すぎるだろうと。このさんふらわあが就航、新しい新造船が就航している、入込客数が増えている、ならばこのふるさと納税も非常に大変な金額に上がっているということであれば、ここで一気に山城を四つのうち、せめて一つでも短期間のうちに再構築するのはどうかなというふうに考えて今回の一般質問をさせていただきました。

市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えします。

志布志城跡の整備につきましては、平成26年3月に策定しました志布志城跡保存整備基本設計に基づき平成27年度より整備を進めているところでございます。

先ほどお話がありました文化庁に示した全体計画は、約15年かかる計画となっております。これは、市の単年度の財政負担を軽減するため、長期計画となっているためでございます。

更に志布志城跡の整備を進める中で、福山氏庭園の母屋の老朽化が著しく、早期に整備しなければいけない状態になっておりますので、本年度より国庫補助を活用した志布志城跡の整備を一般財源の整備とし、そして、福山氏庭園の母屋の整備を集中的に実施することにしたところでございます。

今後の志布志城跡の整備につきましては、福山氏庭園の整備状況や歴史のまちづくり事業を推進する中で、優先順位を検討しながら整備をしていくことになるというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志城跡の整備につきましては、田屋敷地区の法面保護工事が平成29年度で終了したところでございます。

志布志城跡の整備につきましては、本年度より国庫補助を活用した志布志城跡の整備を一般財源としての整備として行っているところです。しかしながら、志布志城跡への見学者の増加を受けて、沿路の階段の補修や、本丸からの眺望を改善するために樹木を伐採するなど、少しでも見学者に志布志城跡を有意義に周遊していただけるよう努めたところでございます。

○3番（尖 信一君） 当局の事情もよく理解できますし、こういう山城を整備するとなれば、協議会とか実行委員会とか組織を作って、それから協議して、それから設計に入って、施工に入るとなれば、やはり数年はかかると思うんですね。そういう形でも私はいいかと思いますけれども、ぜひとも、その強い思いを持って市長自らが先導して山城を作るんだというような固い、そういう意思といいますか、思いというのはございませんか。

○市長（下平晴行君） 今、志布志山城が「続日本100名城」に選定された理由というのは、結局手を付けなかったから山城という百名城に選ばれたということであるわけでありますので、これを議員おっしゃるように、そういう開発して何かを作ってということになりますと、その山城の今の価値というものはどうなるのか、そこら辺も、もうちょっと、これは文部科学省等との、いわゆる国指定になっておりますので、そこら辺は十分協議していかなきゃいけないというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 手を入れたら、山城の意味がなくなるというのが、ちょっと私も理解できないですね。

聞くとところによると、山城の形体、山城の形自体は、ほぼそのまま残っているらしいですね、堀もあれば、いろんな形でそのまま残っていると。そこに草木が生えてしまっていると、ですから再現しよう、これは開発じゃないよ、再現ですよ。新たに土地を崩したりして、開発をするわ

けじゃないです、再現です、再構築です。そのところを御理解していただきたいなというふうに思います。

こちらの当局にお聞きしたところ、そういう堀とか細い道がたくさんあって、重機が入らないと、人手でおそらく処理していかないといけないだろうということを聞きました。確かに、そういう状況であれば、そうかなと思いますけれども、あとは市長の思いだけだと思うんですよね、市長がどういうふうな形で歴史のあるまちづくりを再現するんだと、そこら辺の意思があれば可能な事業じゃないかなというふうに思っております。

そういう形で、山城を再構築して武家屋敷を造り、四つでも五つでも武家屋敷を上に乗せて、滞在できるような形にすれば、例えばよろいを着せて五右衛門風呂は自分で焚いていただくとか、そういう体験型の屋敷を造れば非常に面白い観光地になるのではないかなというふうに思っております。

そういう再現をするという思いがなければ、これはもう、また今からまた100年、200年、あのままかなというふうに考える次第であります。そして、この新造船が就航し、非常に機会としてはいい時期かなというふうに考えております。

そして更に、私の得た情報で確認はしていませんけれども、どうも日南線が、JR九州では社内的には2年後には廃線になるということが、ほぼ決まっているようでございます。おそらくオリンピック、国体が終わった頃が一つのめどになるんじゃないかなというふうに思っています。だから、そういうことも考えられますので、ぜひとも、大阪、関西地方からのさんふらわあを利用した入込客を志布志市に滞在型を作って、そして日南線を使っていただいて、一連の観光ルートを構築していただきたいなというふうに思っております。そのところをぜひとも市長、もう一回、御意見を聞かせていただけませんか。

○市長（下平晴行君） この山城の再現が可能かどうかということは、財源的な問題もいろいろあるかというふうに思います。

私は、歴史のまちづくり事業によって、交流人口を増やそうという考え方は、おっしゃるとおりでございます。

ただ、そのことが果たして可能かどうか、ここ辺は十分内部でも、また関係機関とも協議させていただいて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 我々が、あと子孫に残せるのは、こういう歴史のあるまちづくりというふうに考えていますので、ぜひとも前向きに捉えていただいて、できれば大決断をして、志布志市の山城の四つのうちの一つでも再現をするんだというぐらいの固い決意を持っていただいて、後世に残していただきたいなというふうに思いながら、この質問を終わります。

3番目の防災対策について御質問させていただきます。

私も公民館の館長をやっている時期に、防災訓練や、いろいろな地域の方から防災についてお聞きしました。冒頭でも述べましたけれども、このところ各地で多くの災害が発生しています。そして、これまでも多くの先輩議員が、この防災対策について御質問もあったようでございます。

実は、私も阪神・淡路大震災の経験者でございます。当時、大阪におる頃、朝方あの地震の被害を受けて、まだ寝ておりましたけれども、タンスの上から落ちてくるのを家内と一生懸命止めながら、下に子供が寝ているものですから、一生懸命止めながら耐えたことを覚えております。その間も、台所では茶碗、皿が全部落ちてきて足の踏み場も無いぐらい大変な経験をしております。そして当日は、まだ余震も続いていましたので、神戸にも知り合いがたくさんおりました。そういう中で、私が神戸に行くと言うと、家内が泣いて止めました。「もう一日、二日待ってくれと、まだ余震があるから今日は家にいてくれ」というふうに言われました。翌日、早速阪急が西宮までは開通していましたので、西宮まで行きました。西宮を降りますと、駅から住宅街を見ると、もうそれは一変しておりました。ビルは何とか建っていますけれども、一般の住宅、平屋はほぼ全壊です。そういう中で、知り合いの自転車を借りて、神戸市内に入ろうと思って2号線を走りましたが、自転車も10分も持たなかったですね。すぐパンクしてしまいました。そこからずっと歩いて神戸市内に入りましたが、そこはあまり申し上げたくない内容ですので、ここでは述べませんが、そういう災害を経験しております。高速道路が北側に倒れた映像は、皆さんはよく見られていると思うんですけども、とにかく2号線がまず通れません。住宅街を抜けて行こうと思っても、あちこちで住宅が倒壊、電柱が倒れて行き止まりになるわけです。ずっとずっと南へ下がって道を探していくと、結構あの高速道路が倒れた43号線まで行ってしまっていて、行きはいいんですよ、倒れた反対ですから、そこは走れるんですけど、帰りは、倒れたあの三角の中を走らないといけませんね、もう、この時の恐怖と云ったら、本当に言葉にできないぐらいの恐怖感がありました。そういう実態を経験している中、本市の防災訓練にも参加させていただきましたけれども、果たして、この程度の訓練でいいのだろうかとかいう疑問をずっと持ってまいりました。想定外を排除した計画と本当になっているのだろうかというふうに思っております。

この度、危機管理室に、いろいろお話を聞いて、ホームページに様々な計画書がアップされていまして、我々も普段見ることができるようになりました。

その中で、同僚議員も言っていましたけれども、相当な量です。あれを全部読むのは、大変な労力がいるかと思えます。大変な資料を作っていた中で、果たして、ああいう計画どおりにいくのかどうか、ちょっと疑問に思っ、今回の質問をさせていただきたいと思えます。

そこで先日、いろんな質問を私が質問しようかなと思っていたことを先輩議員にさせていただきましたので、果たしてどうしようかなということを、この一両日考えてまいりました。そこで、実感を出すために、ここで皆さんとシミュレーションをしてみたいなというふうに思っております。

設定は、市長は東京出張、副市長は曾於市で会議、管理監はちょうど志布志の平野部で業務をしていたという形の場合、ここで震度6、マグニチュード7.5が10時50分に発生したと、この場合の指揮権は、どなたにあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市長にあると思えます。

○3番（尖 信一君） 市長は東京出張という設定なんですけど、もちろん電話は不通でつながっていません、停電です。その設定での上の話です。

○市長（下平晴行君） そういう電話の不通ということになりますと、副市長が総括をするということでございます。

○3番（尖 信一君） 設定は、副市長も不在です。曾於市で会議中です。

○市長（下平晴行君） 曾於市ですので、副市長に危機管理監から連絡いたします。

○3番（尖 信一君） ということは、どういう形で連絡を取られるわけですかね。電話は不通です、携帯もつながりません。

○副市長（武石裕二君） 想定でございますので、いろいろ状況等があると思います。

電話等、携帯がつかない場合、私どもLINEという形でしますので、曾於市ということであれば、当然地震が発生した時に、曾於市までは地震があろうかと思っておりますので、ただ素早く帰庁するというのは基本的なことでございますので、私の方がその時は、市長につながらない場合は指示をします。

それから、教育長は在庁ということになろうかと思っておりますので、そこはまた教育長とも連絡を取りながら総務課の危機管理監と即対応できるような状況になろうかと思っております。

○3番（尖 信一君） 震度6、発生時間が10時50分で設定してあります。

市のマニュアルを見ますと、津波到達時間が36分という形で設定してあります。通常気象庁から津波警報が出るのが、地震が発生してから約3分、ですから気象庁の発表は津波の警報は10時53分となります。そこから副市長が、曾於市から帰ってこられるのが大体30分かからないと思っておりますけれども、その間の対応はLINEでなさいますか。

○副市長（武石裕二君） これはあくまでも想定でございますので、今、これは南海トラフの想定ということでもよろしいわけですかね、震源がどこなのかということもございまして、当然、指示とすれば指示ができる市長がいなければ、副市長、副市長ができなければ教育長と、総合的な現場においては、危機管理監が対応いたしますので、そういう当然最大限の連絡を取り合いながら指示をしていくと、これは指示でございますので、当然そういった形になろうかと思っております。

○3番（尖 信一君） 総務課長は、その対象にはなっていないですか。

○副市長（武石裕二君） 連絡体制につきましては、しっかりと市長、副市長、教育長、それから危機管理監、総務課長となっておりますので、そういった順番等もございまして、そこでは対応していくと。当然総務課長については、災害関係については、総括ということになりますので、そこは当然総務課長も入っているということでございます。

○3番（尖 信一君） 厳しい設定をしたように思いますがけれども、これが私は現実だというふうに思っています。

たまたま多くの方が不在だったという想定でやりましたけれども、これは起こりうることだというふうに思っています。ぜひとも、このような設定を踏まえた上で、より実行性のある防災対策をとっていただきたいなというふうに思います。

そして、先般、管理監ともお話ししていましたが、「実（み）のある防災訓練、実（じつ）のある防災訓練をするためには、どうしたらいいんだろうね」という話をさせていただきました。行事的な防災訓練ではなく、より現実味のある防災訓練を御検討いただきたいというふうに思います。

先般、一般質問でも出ました要援護者をきちっと一人決めて、各自主防災組織の中で誰が誰を支援していくんだというようなお話もありました。その時、市長が「私もテレビで見ました」というふうにおっしゃっていましたが、たまたま私、それを資料として取っておりまして、それは愛媛県大洲市三善地区のお話だったと思うんですね。私も、たまたまそれをテレビで拝見しました。80世帯ございました。西日本の集中豪雨でも誰1人として犠牲者が出ずに、事前に避難しております。その大きな要因は、やはり先ほど申しましたように、誰が誰を支援するんだというのが、きちっと決まっていたんですね。それが功を奏して犠牲者が誰も出なかったというようなことを私も拝見しております。

私が公民館長時代に小浜の集落の総会に出たときに、その件をすごく心配なさっておられました。私も当時考えたのは、JRのあの陸橋が落ちたら高齢者は、どうなんだろうかと。あそこを逃げるができるんだろうかと、あの鉄道がひいてありますけれども、あそこの小高い所を乗り越えて、高齢者が逃げきれんのだろうかというふうな想定も考えてまいりました。

そのような形で、いろんなことを考えなければならないと思うんですね。この前の管理監との話でも、実際予告なしで訓練を試みたらどうかというような話も出させていただきました。

それも昼と夜で分けてやると、防災の日を前後して年2回ほどやってみると、当然いろんな問題点が出てきます。できること、できないこと、いろんな問題が出てくると思うんです。それを積み重ねて検証して毎年やっていけば、すばらしい防災計画が出来上がるんじゃないかなというふうに思っております。

これについては、どなたにお聞きしたらいいでしょうか、市長でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 訓練の方法は、様々あると思っております。本市で実施している訓練は、あらかじめ訓練の想定や訓練の日時、進行方法や訓練シナリオを示して実施しているところがございますが、中には、これらの訓練シナリオなどを示さず、基本的な想定のみを示して行う訓練もございます。これを「ブラインド型訓練」と呼びますが、この「ブラインド型訓練」も一つの方法であると考えております。

ただいま、議員の意見にありましたいろんな訓練についても、検討をすべきであるというふうに考えておりますが、避難訓練は、毎年実施している訓練として、今後も継続していかねばならないと思っております。継続は力なりと申しますが、続けることも意味があると考えておりますので、議会の皆様方の御協力もお願いをしたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） やはり非常事態の設定をして、常日頃訓練をすると、先ほどの要介護者の支援も1人で1人じゃなくて、1人で最低でも3人ぐらいの要支援者を決めておかないと、昼は留守という場合もあります。ですから、そこら辺まで考えて一度御検討していただきたいなど

いうふうに思っています。

それから、申し訳ありません。事前通告はしてないんですが、教育長に質問させていただいてよろしいでしょうか。

平野部にある小学校、志布志小学校も含めて香月小、通山小ございますけれども、ここは津波が発生したときの避難方法は、一度教室もしくはグラウンドに集まって点呼を取りますか。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志市内の香月小学校、それから志布志小学校、それから通山小学校につきましては、南海トラフ地震が起きたときの津波が想定されている、そういう場所でもあります。そういうことで避難訓練、津波の避難訓練というのは常時行っているんですが、特に先進的な取り組みをしているのが通山小でございまして、通山小学校の場合は「津波てんでんこ」といって、まずは自分の命を守るということを前提に集まることなく、それぞれが決まった場所に逃げるという訓練をしております。この訓練というのは、非常に大事でありまして、他の志布志小、香月小学校の方にも、そういう訓練を取り入れていく必要があるだろうと、そういうふうに思っています。

「津波てんでんこ」の教えというのは、非常に大事で、例えば、通山小学校は、ある時間に設定した訓練ではなくて、津波はいつ起こるか分からないわけなので、例えば、昼休みに起こったことを想定すると、昼休みは、子供たちが全部外で遊んでいるわけなので、それを担任が集めて1年1組集まりなさいと言っている時間があったくないと。だから、すぐ逃げ場所が決まっているので、そこに至急逃げていくという、そういう訓練を繰り返していますので、市内3校については、その訓練というのが、今後非常に大事な訓練なのかなというふうに思っておりまして、先日の校長研修会でも、そういう訓練等について、やっぱり今後検討していくということで、私の方からも指導しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今、教育長の、そのお話を聞いて非常に安心した次第でございます。

先般、ある団体の講演会で、市長がお話をしていただきましたですね、「てんでんこ」のお話ですね。あの時、あれは東北の大震災を見に行かれて、非常に感銘を受けたということで、お話をお聞きしました。現実はどうかなというふうに思いまして、今回一般質問をさせていただきました。おっしゃるように、やはり自分の命は自分で守るんだという強い意識を小さい子供の頃から植え付けておくということは非常に大事なことで、そういう意味では、その「てんでんこ」で避難するという取り組みは、素晴らしいことだと思いますので、ぜひとも残りの香月小学校、それから志布志小学校にも広げていただきたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

それから、この防災に関して最後に、避難タワーについて、質問させていただきたいと思いません。避難タワーの計画進捗状況を御説明していただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 津波避難施設の建設につきましては、平成28年度及び平成29年度に実施した基礎的調査を基に、整備の優先度が高いと判断された場所について、今年度基本構想及び基本設計を実施するため、現在業務委託を発注し、作業を進めているところでございます。

今後、建設予定候補地区における住民の方々とワークショップや地理的条件の確認、整備、施

設の機能及び規模などの設定を行い、基本構想及び基本設計図の作成を行う予定としております。

○3番(尖 信一君) その避難タワーの数を教えていただけますか。もし、できましたら大まかな場所もお願いできますか。

○危機管理監(河野穂積君) お答えいたします。

先ほど市長が答弁をされましたように、昨年、一昨年の基礎調査を基に優先度の高い所ということで、今のところ計画の地区としましては、押切地区ということを考えて、今年度基本構想、基本計画の作成をしているところでございます。具体的な個数等につきましては、今後の計画の中で具体的に決まっていくと思えますけれども、優先度の高い地区としましては、今申し上げましたように押切地区ということにしてございますが、今後、沿岸部の調査も更に進めて、必要な所は整備計画を検討していくということになるかと考えております。

以上です。

○3番(尖 信一君) 今のところ1か所ということであるようでございます。

私は、先ほどの津波の設定をしたときに、津波の高さはちょっと申し上げるのを忘れてましたけれども、想定でいけば7mぐらいですよ。ただ、マニュアルには「1倍から4倍まで」というふうに書いてあるんですね。仮に2倍と設定した場合14mです。津波タワーの高さは、いくらの高さで考えておられるか聞かせていただけますでしょうか。

○危機管理監(河野穂積君) その件につきましても、現在検討中ということでございまして、具体的な高さ、それから施設の構造、そういったものは、今のところ具体的には決まっていないということでございます。

○3番(尖 信一君) 避難タワーで十分ですかね、仮に、仮にといいますか、東北の大震災では、遡上高を入れますと、高い所は39mぐらいまでできています。1993年の北海道南西沖地震、要するに奥尻の津波ですけれども、あそこでも29mできています。

そういうことを考えた場合、果たして避難タワーで対応ができるのか、住民の生命を守ることができるのか、私はすごく疑問に思っております。

ちなみに、奥尻島の地震では、地震発生から津波到来まで3分です。たった3分しかないんですね。あの時は202名の死亡者が出てます。あれから小学校では今教育長が申されましたように「てんでんこ」で訓練をされているようですが、そのやり方は「地震が起きたらダッシュで逃げろ」ということを小学校に教えているみたいなんです。普通だったら小走りとかいう形ですけども、あそこの場合は、過去の被災状況から考えて「ダッシュで逃げろ」ということをなさっておられるようです。これはちょっと話が前後しましたが、私は避難タワーではなくて、以前管理監に申し上げたと思うんですけども、半地下、半分地下に埋め込んだ強固な部屋を、部屋といいますか、コンクリートブロックを空き地に作ったらどうかなというふうに御提案申し上げました。例えば、地面から2m、下は地下4mぐらいしますと三層ぐらいできます。実際、今、大手の警備会社がシェルターを作り始めております。そういう形にしますと、津波が来ても、まず飲まれることはないかと思えます。そして、津波の到来と引きの時のために、この箱型の北側、南側に三角の強

いブロックを設けて、いろんな傷害物が流れやすくするというような形のシェルターですね、こういう形を作れば間違いなく避難ができるんじゃないかなというふうに思っております。

そこら辺もぜひ検討していただきたいなど、せっかく避難タワーを設置するという事で、調査のための業務委託もなされているようですけれども、できましたら、そういうことも視野に入れながら、最善な方法を考えていただきたいというふうに思っております。

これは私の一つの提案ですので、やりなさいということではございませんので御了承ください。

それから、今回の様々な災害を通して、いろんな報道がなされました。その中で、ここ数年都市部の自治体と地方の自治体で、いろんな災害に対する協定を結んでおります。災害現地のニーズに応じた迅速な支援を相互間で協議して結ぶという流れがあるようでございます。例えば、千葉県の成田市は泉佐野市や函館市と協定を結んでおります。札幌市と東京都、それから杉並区と北海道の名寄市という所があるようですが、ここと協定を結んでいます。もし、災害が起きた時は、県とか国を通して応援要請を出すわけなんですけれども、それでは時間がかかるということで、直接協定を結んで、相互間に何かが発生した場合は、独自に動くという協定を結んでおるようでございます。

本市では、幸いなことに関西地区と、旅客船さんふらわあが毎日行き来しております。もし本市もしくは関西地区で、大災害が起きた場合の支援方法としては、このさんふらわあを利用することで相互間、かなりの支援ができるんじゃないかなというふうに思っております。陸路は、どうしても電柱が倒れたり、山崩れが起きたり大渋滞が起きたりということで、なかなか走れないですね。ですから、そういう意味では、このさんふらわあを利用した協定を結ぶことも可能ではないかなというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、道路の場合は寸断されるということで、国土交通省の方も、そういう船のいわゆる港からの支援物資とか、そういう対応をしているというようなことでございます。そういう観点からも、そのような取り組みができるのかどうか、前向きに検討してまいりたいと思います。

○3番（尖 信一君） さんふらわあが収容人数が702名でしたかね、災害時であれば、もう少し面積を狭くすれば、一隻で1,000人ぐらいの避難者収容もできるかなというふうに思います。そこら辺は、ぜひとも前向きに検討していただき、こちらも助けてもらう、こちら側も助けるというような協定を結んでいただけたら、より強靱な防災計画ができるんじゃないかなと思います。

それから過去にもいろんな質問がなされていまして、本市の住民への意識啓蒙の件、これが度々出てきておるようでございます。私も、ずっと考えてきていまして、どういうふうな形にすれば、市民の方に、この災害時に対する防災、これが意識付けできるかなと、いろいろ考えているんですけれども、なかなかいいアイデアが出てきません。申し訳ないなと思っておりますけれども、ただ一つ、市報が毎月出されます。本市では、県下でもまれに見る40ページという数字の市報が出ているわけなんです。この中で表紙のすぐ裏に、毎月防災について掲載して行って、どういうふうな形で防災をするんだと、市民は、それぞれ自分の命を一人ひとりが、どういうふうを守る

んだということを表紙のすぐ裏側に毎月掲載したらどうかなというふうに思っております。大体12か月ですから、12回で1シリーズ終わるような形で、そういう形で住民の皆さんに意識付けしていくのは、どうかなというふうに思っています。

そういうふうに考えていたら、昨日いただいた市報には、早速2ページにわたって載っております。4ページ目か5ページ目でしたですかね、載っております。載つとるなというふうに思ったわけなんですけど、2ページじゃなくても1ページでもいいんで、表紙を開けたらすぐ目に入るというようなところに載せていただいたらどうかなと思います。

今回は、印刷物も入っております。同じ内容でしたけれども、印刷物も入っております。そのところをぜひやれば、市民の意識付けが変わってくるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、昨年1月に内閣府から避難に関するガイドラインが出されて、避難に関する情報を「避難準備、高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」に改正されたところでございます。

また、ガイドラインでは、情報伝達の文例も示されているところでございます。幸いなことに、今年は本市では避難に関する情報を伝達するような気象状況に至ってはいないというところでございます。

避難に関する情報については、その内容について十分理解されているとは言い難いのではないかとということもありますが、先ほど議員のおっしゃるように、今回早めの避難散らしの作成ということで、各世帯に配布させていただいたところでございます。ホームページにも掲載いたしました。機会あるごとに市民の皆様にお知らせし、その内容に御理解をいただけるようにして、取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（尖 信一君） ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それから、最後になろうかと思えますけれども、津波警報は今気象庁がGPS波浪計を使って測って発表していますけれども、これでは観測点の点での観測しかできないという大きな弱点がございます。中部電力と関西大学が共同研究して津波観測レーダーを開発しております。実際に中部電力の管轄にあります浜岡原発に設置している津波観測レーダーというのがございます。これは津波を面として、そして速さや向きを、早い時間で捉えることができます。こういう機械が実際もう設置されているわけです。こういう機械を本市1自治体では非常に負担が大きいので、数千万円するらしいので、できれば国の補助、県の補助を活用しながら、そしてまた、この志布志港を中心とした日南海岸線沿線の被災が予想される自治体と力を合わせて、お金を出し合って、都井岬の先端に設置するとか、そういうような取り組みもできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、御提案させていただきます。

以上で、この防災についての質問を終わらせていただきまして、最後に上町通りの活性化という形で質問をして終わらせていただきたいと思います。

この通告書では、活性化についてという形になっておりますが、実は上町通りのある自治会か

ら相談を受けました。街灯についてなんですが、今は水銀灯、蛍光灯、様々な形態の街灯が付いておるようでございます。今回、補助金等のカットもありまして、非常に負担が大きいというふうに御相談がございました。

ある地区では、8灯あって水銀灯で月に1,100円ぐらいの電気代、蛍光灯になると200円から300円の間だと、大体4倍ぐらいの開きがあると、できたら蛍光灯もしくはLEDに替えていただきたいというふうな要請がございました。ただ、そういう形態に変えると、もともとの電球を付ける機器も取り替えをしないといけないと。そうなると、またまた費用がかかると、何とかならないだろうかという御相談がありました。

市長は、公約の中で本庁の一部機能を志布志支所に移したいという考えでございます。そうすることによって、人・物・金・情報が集まると、地域の活性化にもつながるというふうな公約をなさっております。そこら辺も含めて、あの上町通りの活性化、そして自治会の負担軽減ができないものかどうか。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市では街路灯は建設課と各支所、産業建設課で対応し、防犯灯については、松山町が公民館を中心に志布志町と有明町が自治会で維持管理を行っているということでございます。

自治会等で設置する防犯灯については、防犯街灯設置事業補助金により、新設もしくは増設または老朽化に伴う更新を対象に、事業費の2分の1以内を交付する事業を実施しているところでございます。

また防犯街灯の維持管理に対しては、年間1基当たり1,700円を補助金として自治会等に交付しております。ただし、予算の範囲内で事業展開しているところでございます。

したがいまして、老朽化に伴う器具の更新であれば、この事業を活用し、年次的に更新することで自治会の負担軽減を図ることができると考えております。

○3番（尖 信一君） 今回補助金カット等もあって、自治会も住民の数、世帯数も徐々にではありますが減少傾向にあります。となると、どうしても自治会費が集まらないという二重苦が発生しているような状況でございます。ぜひとも、このような要望がございましたので、当局にお伝えして善処していただきたいというふうに思って、私の一般質問を終わりたいと思います。

最初、冒頭に不手際があったことをおわびして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西江園 明君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

○

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） それでは、通告に従い質問をいたします。

まずはじめに、近年、市内各地において、外来生物のハリビユ、これの俗称を僕は「とげ草」と言っていますが、それとジャンボタニシ、キオビエダシヤク、アカミミガメの大発生が見られます。

それについて駆除に取り組むべきだと考えるんですが、市の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 丸山一議員の質問にお答えいたします。

本市には、様々な外来生物も生息しており、議員が御指摘のハリビユ、スクミリンゴガイ、キオビエダシヤク、アカミミガメなども、市内各地で発生している状況でございます。このような外来生物は、食用やペットとして輸入したり、飼料などに混在したり、人間が持ち込んだり、コンテナなどに紛れ込んだり、入手経路は様々であります。非常に繁殖能力が高く、またスクミリンゴガイは稲を、キオビエダシヤクはイヌマキを食害するため問題となっております。

市としましては、メリケントキンソウのように公共施設において、利用者が被害の可能性のある外来生物については、何らかの対応をしていく必要があると考えておりますが、現段階においては、そのような被害報告も少ないことから積極的に駆除に取り組んでいないところでございます。

しかしながら、市内各地に発生している状況でありますので、市報などを活用しながら外来生物の駆除など市民へ啓発を行っていき、適切な管理をお願いしたいと考えております。あわせて生物多様性の確保の観点から、団体や個人が行う各種観察会や学習会などへ協力してまいりたいと考えております。

○12番（丸山 一君） まず、とげ草、ハリビユについてお伺いをいたします。

現在、私の手元に、朝はまだピーンとしていたんですけども、時間とともにちょっとしなびれてまいりました。これがとげ草、ハリビユです。これは多分7月ぐらいに芽だったやつだと思います。たったこれだけの高さしかありませんが、この葉っぱの付け根のところに小さなトゲがいっぱいあるわけです。この間、収穫作業をされた畑は、僕の背丈ぐらいのが全面にありました。写真もここにあります。ごぼう畑であったんですけども、全面とげ草の林であります。こういう所が今、市内各地にいっぱい見られます。ですから、何とか対応せないかんじゃないかということで質問をいたします。

約35年前になりますけれども、私が勤めていた会社が牛の肥育を始めるということになりました。その時に飼料が無かったもんですから、輸入飼料を取り入れて、それを与え始めたわけです。その時に、斜めのシュートのところに上に置いて落とすもんだから、「なんでそういうことをするんだ」と言ったら、今度はシュートの下側に磁石を付け始めたわけですよ。「なんで磁石を付けないかんのよ」と担当に聞いたところ、「輸入飼料においては、鉄くずとか、石とか、いろんな不純物がいっぱい入っているのが現実である」と、「それを取り除くために一番危ないのは金属だから

磁石を付けるんだ」ということで、その時、初めて輸入飼料というのは、いろいろ弊害があるんだなと気付いたのが35年前です。今から35年前には、そういう現実には私は直面しておるわけです。飼料を与え始めて、それで今度は堆肥を作りました。それを広い牧草地にばらまいたわけです。そしたら、半年ぐらい経ったときに、草がいっぱい目立ってきたんですけど、放牧されている牛が寄らない場所があったわけです。何で、あそこに行かないんだろうと行って、私が見に行ったところ、実際、今皆さんにお示しをしました。このとげ草が生えていたんです。これは35年前です。その時から輸入飼料の中には、いっぱいいろんな物が入っているんだなという現実を感じたのであります。

あれから35年経つわけですけども、今市内におきましては、限定的ではありますが、かなりの範囲に、これが見られます。尚志館高校近くの畑には、ごぼうを作っている会社がありますけれども、そこが5反歩と4反歩ぐらいの広さ、全面このハリビユが繁茂しておりました。それと野井倉開田の南部の方の水路際とか畦畔とか、道路際とかにもありました。それと志陽集落の所にも、あそこは4反歩ぐらいの畑ですけど、全面これが生えておりました。

それと先日、田之浦方面に行きましたときに田之浦の丸岡入り口のちょっと手前の右側のあそこも6反歩ぐらいの広さですかね、畑がありまして、そこもよく見ていると全面これが生えていました。トラクター耕うんをした後でしたから20cmぐらいの短いとげ草であったんですけど、全面生えている。だから、こういう話をしますと、「俺の所もあるよ、俺の所もあるよ」と、議員の皆さんも現実「自分の周りもいっぱいありますよ」ということを言われます。

だから、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、まだ対処は考えておられないということでもありますけれども、市民からの苦情とか相談とかいうのが無かったんでしょうか。あったら、どういう対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 被害の届け出はありません。無いということです。

○12番（丸山 一君） 何か私が聞いたところによると、市民環境課に電話があったとか何とか聞いたんですけど、そういうことは無いんですかね、実際市民からは、全然苦情とか、他の担当課でもいいですけど、そういうことは無いですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） ハリビユについては、特に農政畜産課の方に問い合わせとかはありません。

○12番（丸山 一君） 市民からの相談なりは無かったということではありますが、よくよく調べてみますと、このハリビユは、明治時代に琉球列島に入ってきたと、第二次世界大戦後には関東、東北地方に入ってきているというのが現実であるようでございます。

これが繁茂することによりまして、飼料作物の生産量の低下、これは考えられますね。それと飼料作物の栄養価の低下、これも考えられます。収穫作業の障害、これは現実、実際に私も経験しておりますので分かります。家畜の中毒等が見られるようでございます。参考資料によりましてですね。特に肥育農家におきましては、繁殖障害や子牛の下痢、肝機能の低下、呼吸困難等で死亡に至るということが参考資料に載っておったわけですけども、そういう事例は無いですか

ね。

○農政畜産課長（重山 浩君） 農政畜産課では、現在のところ、そういう報告は受けておりません。

○12番（丸山 一君） 担当課では聞いていないということでありますけれども、実際、私のところで飼料作物を作っている人がおられました。その人の畑の周りとか、少々は中にも生えておりました。その人に「これはどうやって対処するんだ」と聞きましたところ、2,4-D（に一・よん・でい）を振ると、枯らしてしまうと、しかも背丈が短いうちに、種子ができないうちに。これが50cmぐらいありますから、20cmか、せめて30cmぐらいになる前に2,4-Dを振って枯らしてしまうと、ペしゃっとなってしまうから飼料を取るのにはあまり支障がないと。ただ放置しておると飼料の収穫もできないということでありました。

私の経験上から言いますと、私も5年ぐらい前までは1町6反ぐらいの芋畑を作っておりました。その中の1枚に、このとげ草がいっぱい生える所がありました。芋ですから、マルチを張っていきますよね、マルチの穴のところに芋を植え付けをしますけど、そこから生えてくるやつもあるし、今度は溝の所で、いっぱい生えてくるわけですよ。ですから、僕は、いずれ種ができるということで、20cmか、もしくは30cmになった時には、引き抜いておったわけです。引き抜く時にも、これはとげがいっぱいありますので、普通の軍手でいったところ大変な目にあいました。いっぱい刺さりました。だから、これはゴム手袋じゃないと駄目だろうと、ゴム手袋でいったんですけど、それでも中を突き通るもんだから、今度はかなり厚手のゴム手袋、もしくは溶接の時に使う革手袋でやっていたところ、手には刺さらなくなりました。ただ放置しておく、これが50cmぐらい、今この高さで種がいっぱいできておりますので、先の方が落ちないように私は袋を被せておるんですけども、かなりの数の種子ができます。放っておくと、これは2mぐらいまでなります。実際、ねぎを作っている畑で地主さんが放置をされました畑を見に行きましたところ、実際2mぐらいの高さになっているから、1本につき、多分何万という種子ができていていると思います。

ですから、そういう所を処理をしないと、その人はビーバーで刈ったところ種子がいっぱい落ちたんですよ。そこを今度は耕うんして、そしたらまた生えきたんですよ。ですから、耕うんをした場合には、水洗いをすべきであろうと、それと市長の答弁にありましたとおり、市民の人たちに、知らしめるべく周知徹底をすべきであろうということで、私の提案でありますけれども、まだ草が小さいうちに30cmか40cmぐらいの間には2,4-Dとか、プリグロックスとか、ゼークDとか、いろんな除草剤がありますよね、あれ除草剤に弱いですから除草剤をかけて枯らしてしまうというのが一つの方法だろうと思います。

それと先ほど言いましたとおり、トラクターは必ず水洗いをしなくちゃいけない。それと堆肥化するところで、大体あれ80℃ぐらいになりますので、発酵熱で種子を殺すのも一つであろうということで、そういうところを市報なりで市民の皆さんに、これ以上広がらないように周知徹底をすべきだろうと、そして、注意喚起を促すべきではないかと考えるんですけれども、答弁をお

願いたします。

○市長（下平晴行君） 県の方も外来種対策基本方針というのができておまして、位置付け、動向、基本的な考え方、そして取り組み方針、推進体制ということで、市町村においては管内の侵略的外来種の防除の実施等ということがうたってありますので、そこら辺を含めて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今市長の答弁にありました、しっかりと対応していくということでありますので、次に、ジャンボタニシについて質問をいたします。

これも昔話になりますけれども、約40年前に志布志町でタニシの繁殖作業をする人たちが6人ぐらいおられました。当時聞いた話によりますと、これはエスカルゴ料理に使うんだということで、その人たちは始められた。実際、僕の知り合いが何人もいました。私が勤めていた会社も、それをやっていました。

鹿児島空港の上の当時横川町、今は何町になっているか分かりませんが、その横川町も町を挙げてやるんだということでやっておりますので、僕は鮮明に覚えております。

皆さんは、コンクリート三面張りの中に、このジャンボタニシを入れまして繁殖活動をしていました。その中には芋づるとか、キャベツの外側の要らないところですね、そういうところをタンクの中に入れてまして、当時むしゃむしゃという音が聞こえておりました。壁には赤い種というか、いっぱい卵ですね、あれがいっぱい付いておったのをよく覚えております。

ところが、それがエスカルゴ料理に使えないということで、皆さんが困り果てて、どうしたのかなと思って、いろいろ考えておると、安楽川に捨てたんだなと思いました。私の田んぼは安楽川の河口近くにありますので、それから10年ぐらい経った時には田んぼの中に入ってきたんです。ですから僕は、それから一生懸命ジャンボタニシ対応をしてきたのを覚えております。

実際、私の友人と、このジャンボタニシを取って来てバター炒めを作ってみたところ、あまりおいしくなかった。これじゃあ商品にならんというので、後はジャンボタニシの駆除について一生懸命やったわけです。ジャンボタニシは、大体田植え後1か月ぐらいした頃には大量に発生します。どっから入ってくるのかと考えてみますと、水路なんかで生き残っているやつが、多分、水口から入ってくるんでしょう。入ってきて、水口から中に入っていくって、そこで繁殖をして、今度は繁殖したときに水口にあてている板なんかには、1mmか2mmぐらいのが、ものすごいいっぱい付くんですよ。それと今度は、親はどうするかというと、それを防ぐ方法としては、僕はいつも言いつたんですけれども、浅水にしろと、浅水にして稲が徒長しないようにすると稲は食われないと。ただ管理が悪くて深水にしたときには、稲は上に出ようとして徒長しますので、そうなったときに水位が下がると、べにゃっとなつて、こんな感じでしおれちゃうんですよ。しおれちゃったらジャンボタニシが寄り付いて食っちゃう。だから水口の辺りは、かなりの範囲で食われている所には、ジャンボタニシの食害によって無くなっているのが、これは現実なんですよ。

いろいろ調べてみましたところ、当初は安楽地区だけでしたけれども、今は野井倉地区もあり

ます。蓬原地区にも現在実際にいます。それと同僚議員が何年か前に私が言った所、松山の泰野地区、あそこにもいっぱいいるということで、そこは皆さんが人海戦術で対応したということでございますけれども、このジャンボタニシについて、市の認識というか、見解をお伺いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） ジャンボタニシにつきましては、安楽川から以西と、有明地区全般に、ほぼ内陸部まで繁殖しているというような状況でございます。

そのことにつきまして、田植えの時期は、技連会の方で対策を打ちまして、薬剤散布等の周知を図ったところでございます。

そしてまた、今後、冬には寒さに弱いところもございますので、冬期中の耕起による掘り起こし、凍死させるというようなことも、12月、1月で周知を図ってまいるというようなことでございます。

また、田植え前になりますと、当然水路の田んぼの水の取り入れ口の方にネット等を張りまして、そういう対策をとっていただくようにしていきたいということで、今技術員の中では話を進めているところでございます。

○12番（丸山 一君） 今担当課の方で対応について答弁がありましたけれども、水口に、例えば金網なんかを入れます。すると、多分5mm以下ぐらいじゃないと抜けるんじゃないかと、親は大丈夫ですけどね、子が入って来たときは困りますので、だから5mmぐらいにすると、なかなか今度は、ごみが詰まったりして水の流れが悪くなるという、言わば悪循環がありますよね。ですから、そういう所は、ちょっと工夫されればいいかなと思います。実際、私が田んぼを作っている時に稲刈りをした時に、田んぼには全然雑草が生えていなかったもんですから、これはジャンボタニシ様々だと、僕は友人たちにジャンボタニシ農法などと言って、アイガモ農法じゃないんですけれども、ジャンボタニシ農法、これはいいぞいいぞと実際勧めたこともあるんですよ。パラパラといるぐらいは、まだいいんですけれども、その時には、きれいな田んぼになりますよ。雑草は1本も生えていません、これは。ただ数が増えると大変なことになります。14年ぐらい前になりますけれども、あまりにも増え過ぎまして、私は6反歩の田んぼに四つんばいになりまして拾って歩きました。20kgの肥料袋で15袋ぐらい取りまして、それを川に捨てるわけにはいかんということで、川堤防の上に置いていたんですよ。ところが1か月ぐらいした時には、異様な臭いがするもんだから行って見たところ、その袋も三重に曲げて結んでいたところに、うじ虫がいっぱい発生しておりまして、これでまいっちゃったことがあるんですよ。ですから今答弁がありましたけれども、対応については、いろいろ考えて対応すべきであろうと思います。

ただ実際、ジャンボタニシは、あぜとか、水口のあたりに寄ってきますので、僕は小さな網を作ってすくいながら、手でつぶしていく。あれは外殻は弱いですから、すぐつぶれるんですよ。だから、僕はそのまんま手でしよったんだけど、考えてみると、これは何か微生物がおったりすると、また具合が悪いんじゃないかということがありますので、対応については、いろいろ配慮されてすべきであろうと思います。

私はいろいろ、先輩でもありますので、このジャンボタニシについては、いいアドバイスがで

きるんじゃないかと思います。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○12番（丸山 一君） 次の質問に入る前に、前回のことについて、ちょっと追加をして述べておきたいと思います。

昼食時間になりまして、いろんな議員の皆さんから、「うちのあたりもいっぱいあるよ」ということを実際に言われました、とげ草についてですけれども、ハリビユが市内全域に広まっておる。それと飼料作物畑にも実際いっぱい生えているということでございますので、市当局も、その対応策をなるべく早くとっていただきたいと。

それと肥育農家にとりましては、実際死産があつたりということも可能性は、かなりあるそうでございますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

それとジャンボタニシも、「うちもいっぱいいるよ」、「うちにもいっぱいいるよ」と言われました。これも市内全域に広まっているようでございます。ジャンボタニシの場合は、先ほど質問の中で申し上げましたけれども、田植え後、浅水にしていますと、なかなか増えないんですよ。それと浅水にするということは、シベリアに帰らなかった鴨が、まだ残っているのがいるんですよ。それが深水にすると、必ず下りてくるんですよ。ですから「浅水にせ、浅水にせ」と僕はみんなに言っているのは、そこもあるんですね。深水にすることによって鴨が上から飛んできて水の上を滑走していきますから、浅水はそれができないということで、浅水にしとけよと。農協さんなんかにありますスクミノンを振りますと、かなりの効果があります。

それと他の議員も言われましたけれども、何かジャンボタニシに食わして駆除する方法もあるんだということでありますので、それを含めて様々な対応を考えていただければと思います。

それでは、次にキオビエダシャクについて質問をいたします。

五、六年前になりますけれども、これも市内で大量に異常発生をいたしまして、イヌマキの木が、かなり枯れ始めたという事案がありまして一般質問をいたしました。その時に言ったのは、一人二人で振ったところでは駄目だと。地域全体で振らんといかんだろうと、自治会単位で振ったらどうかということを質問をしまして、実際、私の集落では私が動噴を持っていましたので約30件ぐらい振りました。ところが1回では駄目で、あれは年間4回ぐらいふ化しますので、何回かに分けて振って行って、自治会内は随分減ったなと思ったんですけども、今度は羽が付いているもんですから、隣の集落から来ていると、発生源を突き止めまして、そこも振りました。

ですから、そういうことを含めまして、随分ここに二、三年見なくなったな、これは全滅したなど思っていたところ、今年7月の末にうちの周りで、またブンブンしだして、捕虫網で追っかけている人がおるから、行ってみたら上をキオビエダシャクが飛んでいたということがあります。

市内全域のことは分かりませんが、またキオビエダシャクが異常発生したのかなということで質問をするわけですけど、市当局は、このことについて、どのような認識を持っておられるでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成21年、22年の頃、市内各地で大量発生したということで、その時につきまして駆除方法など集落説明会をしまして周知したところでございます。

それ以後、議員おっしゃるとおり収束をしている状況でございますが、時々、空き家の生垣です、ね、こういう所で葉が枯れている状況があるようでございます。

市民からの通報につきましては、今年6月に1件、通山の方からありまして、現場に赴いて駆除方法等々をお知らせしたところでございます。

○12番（丸山 一君） 多分その1件も、うちの近くの人だと思いうんですけども、実際かなりの量が飛んでいましたので、多分今は虫になって、3cmか4cmぐらいの虫になっているんじゃないかと考えるんです。その状態でトレボン乳剤を振りますと、100%あれは死にますので、もしも、そういう事案がありましたら素早い対応をお願いしたいと思います。

それと市報等に載せて、皆さんに周知徹底をすればいいのではないかと思いうんですけど、どうですか。

○市長（下平晴行君） そのとおり、そのとおりと申しますか、市報等で周知徹底をしてみたいと思います。

○12番（丸山 一君） それでは、次にアカミミガメについて質問をいたします。

1か月ほど前になりますが、押切東自治会の友人宅に伺いましたところ、メモ書きを渡されました。そのメモ書きが、これです。「丸山一氏へ、菱田川にアカミミガメ大量発生」というメモ紙を準備されておりました。僕は初めて伺ったわけですけども、会ったら渡そうと思って準備をしていたというメモ用紙が、これであります。菱田川河口から田尾橋の辺りに大量にアカミミガメが、30cm、40cmですから、もう親だと思いうんですけども、これが異常にいるということでありました。

また、私の別の友人に伺いました。その人は投網をする趣味がありまして、その人も田尾橋の辺りから菱田川河口まで、よく投網をしてるんですけども、田尾橋の辺りにはいっぱいいるよということです。語気を強めて「いっぱい」という言葉を言われました。実際、私もそれを確認しようと思って、一生懸命走り回ったんですけども、なかなかタイミングが悪いのか、向こうが避けてるのか、全然私は、まだ確認はしてないんですけども、こういう事案があるよということは、市の方には確認なり、情報なりはきていますか。

○市民環境課長（西川順一君） ただいまの菱田川の田尾橋辺りの所の情報については、今初め

て聞いたところでしたが、先日、生物多様性地域戦略検討委員会の委員から、「前川河口で見た」とか、それから「安楽川河口でも見たよ」というような情報はいただいているところでございます。

○12番(丸山 一君) 押切東の私の友人が言いますところ、僕らはガネ籠といいますけれども、ヤマタロウガニをとる網を仕掛けたところ、30cmか40cmぐらいの亀が中に入り過ぎてて、網を持ち上げられなかったということで、実際そうなんでしょう。それぐらいでかいのが、いっぱいカニ籠の中に入っていたということで、これはどうしたもんじゃろかいということに実際はなったわけです。

田尾橋辺りの砂場の辺りとか、サンキョーミートの対岸の洲の辺り、あそこ辺りにいっぱいいるそうです。あそこを降りていきますと、音を聞き付けて川の中に飛び降りていくそうでありますので、実際大量に発生していることは確かです。このアカミミガメといいますと、昔お釈迦まつり等で出していたミドリガメですね。あれは小さい時には緑色でかわいらしいから、子供たちにせがまれて親が買ってあげたんでしょうけれども、あれは大きくなりますと、私の友人の話ですけども、「車に乗せたら終わりだよ」と、「何で」と言ったら、臭いがすごいと、もう車の中が異常な臭いがずっと残ってしまうから、絶対車に乗せては駄目だと。だから、飼っている人も大きくなりすぎて、その臭い等に困り果てて、多分様々な今答弁がありましたとおり、前川、安楽川、菱田川等に捨てたんじゃないかと考えております。

今課長の答弁にありましたように、全国的に動植物の多様性が実際壊れかけているのは確かです。日本の固有種が脅かされて由々しき問題になっているのも事実であります。

9月11日の南日本新聞、これです。「ニホンイシガメ元気に育て」という新聞が出ました。これは珍しいかと、僕らも実際ほとんど今はニホンイシガメにお目にかかることはないんですけども、この人は、たまたま道路を歩いているのを見つけて、自分のうちで飼ったところふ化したということが、この記事では出ておりました。全国的に非常に減っておるようでございます。

テレビで見ましたけれども、確かあれは東京の石神井公園だったと思うんですけども、あの池をくみ上げるところが出ておりました。それと東郷神社の池もくみ上げているのを見ました。ところが実際くみ上げてみますと、外来種ばかりですね。ニホンイシガメなんかは、ほとんど1匹か2匹しかいないということ。外来種の魚と亀でした。ですから、都内の公園とか池においては、ほとんどが日本の固有種は絶滅種になっているような気がいたします。

六、七年前になりますけれども、全日本ウミガメ会議を、この志布志市で開催をいたしまして、その時、私は実行委員長をしておったんですけども、須磨水族館の館長と研修生の人たちがいっぱい来られて、その研修生の中の1人、女性が今、外来種を捕獲するという会社を立ち上げられまして、いろんな依頼があるところから一生懸命駆除に取り組んでおります。彼女いわく、「都会のお城の堀とか公園とか神社の池とかいうのは、ほとんどが外来種で占められている」ということであります。

ですから、日本の固有種が将来的に絶滅する危険性がある準絶滅危惧種に指定される可能性が

あるということでありました。

私が今指摘をしました菱田川は2級河川でありますので、県の所管になるかと思えます。ただ水量も多くて、県の管轄でありますので、なかなか対応は難しいかと思うんですけども、市の方で県と何か協議をすとか、対策を練るといような方法は考えられないか、市の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように鹿児島県外来種対策基本方針というのが出ておりますが、その位置付けとして、本県の豊かな生物多様性の確保、人の生命、身体の保護、農林水産業の健全な発展を図るため、外来種による被害の防止に関する基本的な考え方を整理するとともに、県、市町村、事業者、県民など県内の多様な主体が連携して外来種問題に取り組むという行動指針が出ておりますので、県との連携もしっかりとって対応してまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） 今、市長答弁にありましたとおり、県の方も指針を設けて対応に取り組んでいくということでもありますので、私が今まで質問をしましたハリビユと、ジャンボタニシ、キオビエダシヤク、アカミミガメについては、県の方と歩調を合わせて対応をお願いしたいと思います。

次に、ブロック塀の安全対策について質問をいたします。

大阪市内の小学校敷地のブロック塀が地震によって倒壊し、小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しましたが、私が予測していたのは、事故後、文部科学省から多分通達がくるであろうと。であれば県と市の教育委員会は素早い対応をしたのではないかなという予測をしておったわけですが、初日の全協で教育委員会より点検一覧表が示されました。これが点検一覧表なんですけれども、それを見ますと、専決処分に対応したということでもあります。ただ対応したということで、工事が発注済みということでもありますよね。こういう対応は早かったのも、私は減多なことで褒めはしないんですけども、素早い対応であったというのは感謝申し上げたいと思います。

ただ、発注済みということでもありますけれども、この工事は、いつ頃完了するんでしょうかね。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回の専決させていただいた箇所につきましては、3工区で分けて発注をしております。

工期につきましては、できるだけ早く、早く工期を取りたいところだったんですが、工期が短すぎると業者が少なく応札がちょっと見込めないということで、比較的工期を長くっております。契約では1月4日まで、しかしながら、可能な限り集中して短期間で施工をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○12番（丸山 一君） いただいた資料等のこの写真を見ますと、控え壁があるのがあんまり無いです。ですから、これは多分40年ぐらい前のブロック積みだと思えますけれども、多分その当時鉄筋が縦横入っているのかなという気もいたしますし、一部はひび割れてもおりますよね。ですから、これは素早い対応をお願いをしたい。今の答弁でありますと、1月の何日かに工事完了ということでもありますけれども、小学生の生命・財産を守るためにも、なるべく早い対応をお

願いたいと思います。

それと不適合ではあるけれども、まだ工事発注をしていないというのがありますけれども、僕は9月補正で、これは上がってくるのかなと思って、9月補正は上がってませんけれども、この残りのブロック積みに関しての撤去なり、カットなり、そういうのは、いつ頃の予定をされているのでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 全員協議会の方でも御説明させていただきましたが、今回専決以外の部分についても、私どもできるだけ早急な対応が必要と考えております。

また、財源等につきまして、市長部局とも協議をさせていただいて、対応を急ぎたいというふうに思っております。

○12番（丸山 一君） それと、その他の教育委員会が所管する、例えば、関連施設がありますよね、それについては、どのような対応を考えておられるのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のブロック塀倒壊事故の発生を受けまして、まずは市内の学校施設のブロック塀等の安全確保が最優先であると判断し、各学校に自主点検の依頼を行い、危険性のあるものについては、立入禁止の措置や近寄らないなどの指導を徹底するよう指示したところであります。

その後、教育総務課施設系の建築専門職員が市内全学校の敷地内に現存するブロック塀等の調査を6月までに行い、調査結果を基に特に早急な対応が必要であると判断したものについて専決処分にて補正予算を措置していただいたところでございます。

また、安全性に問題があるその他の箇所につきましては、現在注意喚起や立入禁止等の応急的な安全対策を学校にお願いしてるところですが、できるだけ早急に、それぞれ改修等を実施したいと考えております。

なお、生涯学習課所管の施設におきましては、6月19日緊急課長会において、全課に調査するよう指示があったので、社会教育施設、文化施設及びスポーツ施設等、所管する施設の調査を行った結果、ブロック塀が確認されたのは全体の44施設のうち12施設でした。そのうち、ひび割れが確認されたのは4施設ありましたが、直ちに対策が必要となるのは、山中氏邸の1施設のみであり、山中氏邸は既に措置を講じたところであります。

以上でございます。

○12番（丸山 一君） 今の答弁にありましたとおり、かなり素早い対応を考えておられるようでありますので安心をいたしました。

市の財産の中では、例えば、公有財産の中で行政財産であったり、普通財産であったりするわけですね。だから、教育委員会関係の行政財産に関しては、その対応は素早い対応をするということでもありますけれども、他の施設、普通財産である財務課所管になるかと思うんですけれども、そういう普通財産についての対応は、どのようにされるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 学校関係については、教育長が説明があったとおりでございます。

市道や公営住宅内のブロック塀についても調査を行っております。

今後は、学校施設を除く公的施設を管理する所管課と財産管理を総括する財務課で協議を行って進めていくという考え方でございます。

○12番（丸山 一君） 財務課所管の普通財産については、素早い対応をしていくということがありますので、急いでいただきたいと思います。実際、市内には国道、県道、市道、集落道、里道というのでありますよね、それはみんな我々市民にとりましては、生活関連道路であります。その関連施設が生命・財産を脅かすという状況にあるのであれば、これは由々しき問題だと思うんですけども、そういうところについての調査等はされるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成30年6月21日付けで、国土交通省より通知がありました内容に基づき実施したいと考えております。

第一段階として外観目視に基づく点検を行って、不適合がある場合は、建築士や専門工事業者等の専門家の協力を経て、第二段階で診断を行っていくという取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） なるべく素早い対応をお願いしたいと思います。取り組むということがありますので、少々安心をいたしました。

十七、八年前になるかと思うんですけども、当時、我が通山自治会の総会におきまして、消防自動車や救急車がスムーズに運行できるか確認をしたらどうかということが提案がありまして、当時の自治会長と消防団員で自治会内を調査されました。その結果、例えば十字型交差点、T型交差点の角にあるブロック塀の倒伏ということはなかったんですけども、90度で積まれていたりするのが多かったもんですから、それを隅切りをして欲しいということでお願いをしました。例えば、角から1m、1m引っ込んだ所で斜めにブロック積みしますと、車両等が入りやすいということがありますので、当時、私もアドバイスを求められましたので隅切りをお願いをした事例があります。

それと5年ほど前になりますけれども、自治会のブロック塀が怖いということで相談がありましたので、そのおばちゃんから言ってきた所を見に行きましたところ、約3mのブロック塀が積んでありました。そこは道路に面しまして、道路が下り坂で上の敷地は、ちょっと高い所にあって、下から見ますと3mをちょっと超えていたかなという感じだったんですけども、実際敷地内に生えている木が、だんだんだんだん成長とともに大きくなりまして、ブロック塀を根が押し込んでいるなど、横から見たときにブロック塀が膨らんでいて、ひび割れをしておりましたので、地権者をお願いをして、できればこれは上を切ってくれんかということで、約1mちょっと切っただきまして、今2.5mぐらいのアベレージになっているかと思うんですけども、それでもおばちゃんたちも、これでちょっと安心だという形で言われましたので、私もやって良かったなど、地権者の同意もいただきまして、地権者が自費でやっていただきましたので、有り難く思っている次第であります。

我が市内においては、生活関連道路と先ほど申しましたけれども、いっぱいあるわけですよ。緊急車両等の通行の妨げになっている箇所や、倒伏の可能性があるのではないかなという所が、

当局の方では実際把握はされているんですかね、今から調査をされるんでしょうか、どうですか。

○市長（下平晴行君） 6月18日の大阪府北部地震の発生後、建設課では市内の小中学校周辺の通学路と想定される市道を中心に本庁、各支所と連携して、調査を実施したところでございます。

○12番（丸山 一君） 実際、小学校敷地と通学路というのは分かるんですよね、素早い対応であったであろうということは想像するんですけども、それ以外に、やっぱり市民の人たちが住みやすいまちづくりをするためにも、危険性のある所は除去すべきであろうということで、我が自治会の話もしましたが、素早い対応をしようとした方が、後々また、いろんな問題が起きたときには、困るんじゃないかということで、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。

それと空き家バンク登録を何年前から進めていますよね、その時に、今居住されていない空き家の周りのブロック等については、これは調査等はされているんですかね、してないんですかね。

○市長（下平晴行君） 調査はしておりません。

それとあわせて、ブロック塀については、先ほどの質問でございしますが、所有者及び管理者に責任があると思います。市内全域を把握するのは実際言って困難なことから、現在は広報紙及びホームページ等を通じて啓発の実施をしているという状況でございします。

○12番（丸山 一君） 実際、今、市長答弁にありましたとおり、私有財産でありますので、なかなか市当局は、そこまで踏み込んでいって指導なりアドバイスなりというのは、なかなか難しいかとは思いますが、であれば、例えば自治会長に調査してもらおうとか、消防団員に消防自動車で、ちょっと走り回ってもらって、救急車なり消防自動車が、スムーズに運行できるような状況にあるかどうかということ为例え調査をされるのも一つの方法ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今議員のおっしゃるとおり、そういう自治会長等に連絡を取って聞き取り調査というのはできるわけでございますので、そのような対応を取ってまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） 前向きな答弁をいただきましたので、非常に喜ばしく思っております。

それと尚志館高校の近くは、元々が畑で白地だった所が、今は住宅街になっております。その白地であった畑を購入された人が、自分の敷地周りを全部ブロックで囲んでいるわけですよ。ところがそこに車庫を建てたりしているものだから、下から見ると3mを超えているようなブロックが、ちょくちょく見られるんですよね。ですから、そういう所も今市長答弁にありましたとおり、市民に知らしめて周知徹底をしていくべきであろうと、当局は、そこまで踏み込んでいけないわけですから、先ほどの4件の件と、今回のこのブロック塀についても、できればなるべく早く周知徹底に励まれまして、市民の協力をいただくようお願いをしたいと思います。

後の祭りだということにならないように対応を期待したいと思います。

私たち議員や市の執行部においては、住環境に配慮して住みやすい志布志市にするべきだと考えておりますので、再度素早い対応を期待して質問を終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように行政は、市民の生命・財産を守る義務がございますので、そういうできるだけ早い段階で聞き取り調査等を実施して対応していきたいというふうに思っています。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで質問者交代のため、しばらく休憩します。1時40分まで10分間休憩します。

○

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

まず、今年起きた豪雨災害、台風、地震等で亡くなられた方へ、また御遺族、関係者の方へ対して、お悔やみを申し上げます。被災された方にお見舞い申し上げます。一日も早い完全復興を願っております。

私は、文教厚生常任委員会の委員であります。私ごとではございますが、7月に行われた特定健診で身長が8mm伸びておりました。体重も数キロ増えておりました。私は自分には、まだ伸び代があると再確認させていただきました。残念ながら2項目の改善点を指摘されました。これから、本市の医療費軽減に貢献できるように体調管理に気を付けて改善していきます。議場内にも、私と同じような方が結構いらっしゃるのではないかと思います。ぜひ予防医療と医療費軽減のためにオール志布志で毎年定期健診を受ける習慣を付けましょう。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

最初に、環境保全について伺います。

多くの自治会で高齢化、過疎化が進み、今まで自治会単位で行われてきた環境保全活動がなくなっている地域が数多く見られます。

本市は、景観維持、保全に向けどのように考えているのか、市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南利尋議員の一般質問にお答えいたします。

現在、自治会による市道清掃伐採作業として、市が管理する市道延長の約半分近くを地元自治会において地域の道路愛護や環境美化作業として伐採清掃していただいているところでございます。

本市においては、自治会の共生・協働による地域活動の一環として、大変有り難く感じているところであり、今後も無理なく作業できる範囲内で実施していただければと考えているところです。

○2番（南 利尋君） 多くの自治会の認識が、年1回市道払いを行えば補助金が支給されると

いう感覚ではないかと思えます。中には常に自主的な保全活動を何回も行い、1年中きれいな景観を維持されているところもあります。

大事なことは、市民一人ひとりのきれいなまちづくりの意識を高めていくことが必要だと思えます。自分の地域は、自分たちできれいにしていくという意識が高まれば、本市全体が景観のきれいなまちになっていくと考えます。しかしながら、現実には気持ちはあっても過疎化、高齢化が進み、自治会の中で草払い等の作業員確保がままならないのが現状です。

現在は、各自治会の中で距離を申告し、作業を行った分の補助金が支給されています。活動ができなくなった市道等は、市の作業員の方により保全活動が行われており、また自治会が2回目の草払いを頼むときは、市の作業員の方が行っているのが現状です。委託業者にも作業していただいております。

現在、要望しても1か月待ちの状況であります。今の現状だと、これから先もっと本市の保全に対する予算を大幅に増やしていかなければ、景観保全は維持できなくなります。

そこで、行政も自治会の皆さんに共生・協働の観点から、もっといろんな提案をしていくべきではないでしょうか。市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員がおっしゃるとおり、基本的には自治というのは、我が地域は自分たちですということの基本でございます。しかしながら、高齢化社会になって、その清掃作業ができなくなっているという地域もあるのは承知をしているところでございます。このことを今後どう対応していけばいいのか、昔は県道も集落で区域を決めて伐採をしていただいたという時期もありました。

そして、報奨金を払うようになったのは志布志町時代に年に2回支払いをしていたということで、しかし、財源的にも大変な状況であるということで、今は1回の支払いをしているという状況でございます。

できるだけ、自治という観点からいくと、先ほどおっしゃったことをしっかりとさせていただくということも含め、それでも高齢者になってできないところについては、市の作業班で対応していくということも実際しておりますので、このことが、どこまでできるかということは、少子高齢化のこの社会で対応するためには、もうちょっと全体的な予算も含めて考えて、取り組みへの考え方を検討していかなきゃいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 行政の方も、やっぱり予算が増える可能性があるということを認識されていると思えます。

そこで、提案なんですけど、市道保全に対して、今までの補助金プラス2回目は50%、3回目は30%というような在り方も必要ではないかと思えます。ただ自治会でやってくださいだけではなくて、せめて燃料費とか、お茶代とかの行政としての思いやりが必要ではないでしょうか。2回目の草払いの要望があったときに全て行政が対応するよりも、予算的には大幅に削減できると思えます。

また、過疎化、高齢化で本当に活動できなくなった自治会に対しては、近隣自治会で作業ので

きる自治会があれば委託することも考えるべきではないでしょうか。

市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、1回のいわゆる報償金支払いをしていると、2回、3回とこういうことがどういう形でできるのか、ここは内部で十分検討していかなければいけないというふうに思います。

それとあわせて、隣の集落の作業、これは十分そういうことをしていただくとなれば、当然実績に基づいて支給していく必要があるかというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 市内各地の市道の現状は、保全管理の行き届いてない箇所が多く見られます。市長のスピードある対応に期待します。

次に、港湾地区における環境整備についてお伺いします。

先日、県の関係機関に港湾道路の県、市の管理状況を地図で色分けしていただき、現状を何回か視察しました。

港湾全体が本市の掲げる「おもてなしのまち」とは、ほど遠い景観で驚きました。港湾地区における環境整備について、市民の声や現状を関係機関で共有し、対応できる体制が必要ではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 港湾地区における環境保全につきましては、市民や関係機関からの情報を受けたことに対しまして、これまでも港湾管理者である鹿児島県に要望を行っております。

県につきましては、順次環境整備を行っておりますが、港湾地区全域の環境整備まで行き届いていないのが現状でございます。

このことから、昨年度から市民等からの要望や、さんふらわあの新造船就航、2020年に開催される国体の開催地となっている本市の海の玄関口志布志港を、もっと市民に親しまれるような港を目指し、市民が親しむ港づくり事業を実施して、緑地や歩道の景観維持に努めているところでございます。

あわせて市民、企業参加のボランティア清掃なども実施して、より港を身近に感じてもらう取り組みも行っております。

また、市民ボランティア団体により港湾緑地の一部にハーブなどが植樹されるなど、市民の関心も高まってきていると感じているところでございます。港湾地区の環境整備については、今後も市民、関係機関等からの声を県へ強く要望して、一緒になって改善をしてまいりたいと、環境整備をしてまいりたいと思っております。

○2番（南 利尋君） 市民に関心を持ってもらうということを今、答弁していただきましたが、私は何回もですね、自衛隊の輸送船などの着岸する観光バースがあります。あそこの観光バースにあっては、入り口に「志布志港港湾環境整備事業緑地」と書かれた看板があり、その看板には、きれいに整備された公園に大型クルーズ船が入港している風景が描いてあります。中に入って見ると、その中の景観は別物です。公園の中の公衆トイレは、全く清掃がなされておらず、障がい者用のトイレは故障中になっています。トイレの周りは雑草が生い茂り、いろいろなものが不法

投棄されています。市長は現状を把握されておられますか。

本市は、障がい者に優しいまちづくりを目指しているのではないですか。障がい者の方がゆっくり気を使わずに使用できるトイレは、本市内には数箇所しかありません。例えば、観光で来られた方が、そういうトイレを使用されたとき、志布志市のイメージがどう映ると思いますか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、港湾管理者である県に確認をしたところでございます。

一部の利用者と思われませんが、トイレ利用者のマナーが悪く、壊されるなど、幾度となく修繕、注意喚起を行ってきたが、改善の余地が見られなかったことにより、障がい者には大変申し訳ないが、現在使用禁止の措置をとっているということでございます。

イベント時の要望等については、開放する予定もあると確認しております。

おっしゃいますように、やはり港の玄関口ということでは、本当にしっかりした景観の整備をしていかきゃいけないということで、先ほど話をしましたように、県の方も予算を出して一緒になって対応しているということでございますが、1か所でもこういうことがあるということになりますと、この志布志市の全体が、そのように見られるわけでございますで、そこら辺は再度しっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） こういうことをほったらかしにしている、本当に「行ってみたいまち、住んでみたいまち」と思われるのでしょうか。きれいに保全管理がされていれば、あえてきれいな場所を汚す方はいないと思います。どうせ汚いからで、大切にしよう、きれいにしようという気持ちも湧いてこないのが現状だと思います。

今、県との連携をとるということを答弁していただきました。この現状を関係機関と、もっと緊密に連携を図るべきだと思います。どう思われますか、市長のお考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりでございます。

これは検討どうこうという前に、特に、このトイレの場合は県が管理しているということで、勝手に市が対応できる施設ではございません。ただ他の景観に関する雑草とか、そういうものについては、しっかり対応していくということでございます。

○2番（南 利尋君） 本市の関係者の中では、「あそこは県の管轄ですから」とか、県の関係者の中では、「あそこは市の管轄ですから」という回答が返ってくる場合があります。市民の要望がいち早く受け入れられるようにするには、国・県との連携を図らなければ安心・安全で保全管理の行き届いたきれいなまちにはならないと思います。予算が無いのであれば、市長がいつも言われる国・県の財源をどう持ってくるかを考えることが重要だと思います。下平市長の豪腕に期待します。

次に、安全対策についてお伺いします。

先日、港湾地区において交通死亡事故が発生しました。この事故でも、関係機関と連携した安全対策が必要だと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員の御質問にお答えする前に御遺族に対し、心からお悔やみを申し上げます。

さて、議員御質問の件につきましては、交通事故が発生した後、志布志警察署が関係機関とともに現場において、交通死亡事故現場診断を8月21日に実施され、本市の職員も出席しております。その中で様々な意見が出され、安全対策を図っていくこととなったところでございます。既に、その中で出された意見に対応されているものもあるようでございます。

今後も関係機関とともに安全対策を図ってまいります。

○2番（南 利尋君） 今おっしゃった死亡事故現場診断調査があった後日、県の関係機関の方と私は現地に行きました。現場は県の管轄と市の管轄のちょうど突き当たりでした。診断調査の結果は、街路樹の枝が伸びて見通しが悪い状況であるとのことで、県がすぐに街路樹を伐採しました。市の管轄の道路現状を見てみますと、事故現場以外の交差点、T字路には「止まれ」という標識が立っています。しかし、事故現場には標識のポールだけがあって、標識は取れています。停止線も全て消えた状態です。もし、本市の保全管理が行き届いていたら、警察に対して、標識が取れている、停止線も消えている危険な状態だから緊急に対応していただきたいと素早い対応が取れてなされていれば、今回の死亡事故も防げた可能性もあったのではないかと思います。この痛ましい事故も、県や警察との連携が緊密に取れていない結果の一つだと考えます。

市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、一時停止の標識あったであろうと推測されるポールが残っているようでございますが、時期は分かりませんが、警察としては必要が無いと判断され、現在の状況になっているというようなことでございます。

また、横断歩道と停止線が消えているようでしたので、このことも警察に確認したところ、歩行者が少なく必要性が無いと判断され、現在に至っているという状況でございます。

現場診断が実施され、様々な意見が出されたところですが、警察としては、一時停止の標識や停止線、横断歩道を改める予定は無いようであります。市としては、要望がありましたら関係機関へ情報提供を行うなど、連携を図って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ということは、あのポールは意味が無いということですか。

○市長（下平晴行君） はい。

○2番（南 利尋君） あと、市の管轄の全ての交差点、T字路に対しては、全て「止まれ」の文字が書いてあります。何箇所かは薄くなって、消えかかった所もあります。あそこも必要無いということでしょうか。

あそこら辺りはトレーラー等がいっぱい通ります。大型車と歩行者の作業員の方で自転車等で通勤されていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう時に、ああいうポールは要らないのであれば撤去するとか。例えば、今市長が答弁されました、現場に行ってみると、あそこの大きい通り、県の管轄の通りも横断歩道が昔あった形跡があります。市の管轄の街路樹の所は、自転車の横断歩道の跡が残っております。なぜあそこが必要ないという、あそこは一番車もスピードを

上げて走ってきますし、一番危険な箇所だと。工場内で働かれる方、ドライバーの方、全ての方が、あそこが一番見通しが悪いということを散々現場でおっしゃっております。なぜ県や市や警察は、現場の声を聞かずに、あそこは「止まれ」の標識は要らないということの結果が出るのでしょうか。現場の声が聞こえていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○危機管理監（河野穂積君） 交通規制のことについて、お答えいたします。

横断歩道、それから一時停止、いずれにしましても道路交通法上の規制がかかるということになっております。

ですので、基本的には市の方で停止線を引くであるとか、横断歩道を引くであるとかということは、基本できないということになっております。それは、あくまでも県の公安委員会が意思決定をして設置をするということになっております。

それを廃止した経緯というのは、先ほど市長が答弁をいたしましたように、交通の状況等を見て、必要無いという判断をしたということで聞いておりますけれども、例えば、交通規制、速度規制、40km規制、50km規制というのは、一般的には警察の方が周辺の、例えば、40km規制を50kmに上げるとか、逆に50km規制を40km規制に下げるとかというときには、地元の意見を聞きながら最終的に判断をするということをしているというふうに聞いております。

以上です。

○2番（南 利尋君） 行政の判断とか、警察の判断は分かりました。

でも、市長がよくおっしゃいます。「現場の声を聞け」とおっしゃいます。工場内で働いている方の現場の声は、あそこが一番「止まれ」の標識や横断歩道が必要だということは、数多くの方がおっしゃっているわけです。現場の声は無視されるんですか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 現場で、そういう意見等が出るということであれば、市としては、先ほど危機管理監から説明がありましたとおり、やはり県の公安委員会が対応していくということでもありますので、そういう要望等は、こういう意見があったという要望等は出せるというふうに思いますので、それは対応していきたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひ前向きに関係機関と連携を図っていただき、また他にも本市管轄の道路には「止まれ」や、センターラインが消えたり陥没した箇所が点在しております。

市民の安心・安全を守るためにも、今まで以上に関係機関との連携を強固にさせていただくことを要請します。

次に、アピア前の市駐輪駐車場において、月2回の資源ごみ収集が行われていますが、頻繁に行き交う人や車に対する安全対策は万全だと思われませんか。市長にお伺いします。

○市長（下平晴行君） アピア前の駐車場での資源ごみ収集については、毎回大変多くの方々を利用されているようでございます。

現在、アピア前駐車場への入り口がアピア側と銀座街側の2か所しかなく、車の流れも制限されておられませんので、出る車と入る車で入り口が混雑する状況でございます。アピア前駐車場は、市街地の中心部に位置して駐車場も広く利用しやすいことから、平成11年の開始当初から同じ場

所で実施をしております。

市衛生自治会では、時間前のごみ出しがあることから、今年の6月から11月までの予定で、前日の午後4時から10時までパトロールを実施しておりますが、その後、時間前までに持ち込まれてる状況もございます。

このような状況であることから、衛生自治会でも場所及び集合収集の在り方も含めて検討を始めております。

これまで事故は発生しておりませんが、月2回の集合収集の在り方について、今年度において根本的な検討を行って取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 現在、多くの市民の方が「車の出入りで、ひやっとした」とか、「歩いていて危なかった」とかという声が多く聞かれます。今市長が答弁されたように、時間外の不法投棄に対しても大変苦勞してパトロールされている方もいらっしゃいます。いっそのこと安心・安全を確保できる場所に移したらどうでしょうか。

例えば、文化センターの前の駐車場に移動するとか、そうすると安全対策はできますし、広くて作業もはかどると思います。

市長のお考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 文化会館前の駐車場については、駐車場も広く条件は良いというふうには思いますが、文化会館でのイベント等と重なった場合、問題があるというふうに思いますので、先ほど言いましたように、模索をしているという状況でございますので、今しばらく待っていただきたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひ今年度検討をしているという答弁をいただきましたので、市民の安心・安全を確保できるように、前向きなスピードある検討を期待します。

アピア前の駐車場関連で、何年も前からある放置車両の撤去も関係機関と協議して、スピードある撤去作業を行っていただくことを要請します。

皆さんが本当に、いつもあそこを使われる方は常に言われます。あそこは皆さん飲食店街に行かれると思いますので、知らない方はいらっしゃらないと思います。もう今は、さびてガラスも割られて危険な状態です。ぜひスピードある対処をよろしくお願いします。

次に、防犯カメラの設置状況について伺います。

全国の事件や事故で防犯カメラの役割が必要不可欠になっております。これからも多くの人の交流が見込まれる本市でも、防犯カメラの設置が求められています。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、市内に市で設置しているカメラは、防災用のカメラを11台設置しており、その他に不法投棄監視用カメラなどが設置してあるようでございます。

なお、市が防犯用として設置しているカメラは無く、民間の方々がどれだけ設置されているかは把握しておりません。しかし、防犯カメラ設置により、犯罪を防止し犯罪率を低下させ、安全で安心なまちづくりにつなげ、また事件の早期解決を図ることが期待できると考えていますので、設置に向けて調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 近隣自治体の多くの飲食店街には防犯カメラが設置してあります。

本市の多くの飲食店経営者の方も要望されております。行政や警察、飲食店経営者、管理会社などで協議会などを立ち上げ、役割分担を明確にしながら、前向きな検討をしていくべきではないでしょうか。

市長のお考えをお伺いします。

○市長(下平晴行君) 先ほど言いましたように、やはり犯罪の抑制、あるいは事件の早期解決等も含めて防犯カメラは私は必要だというふうに思っておりますので、こういうことに対しての国の事業、あるいは、そういう体制づくりをどのようにしたらいいのか、それと場所の問題等を十分内部で協議して、できるだけ早めに防犯カメラの設置に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 例えば、ごみ収集場所のカメラ、なんか古くて頼りないですね。それ以上は申し上げませんが、ぜひですね、本当に安心・安全を守るようなカメラの設置をぜひ検討していただきたいと思います。

担当課に詳しく調べていただきました。今リースで1か月2万円で設置できる物や自動販売機があれば無料で設置できる物もありました。要は、市の自動販売機があれば、その売上によって、そのカメラは常に維持できるということですね。いろんなパンフレットを見せていただき、意外と2万円でも鮮明な画像になっております。防犯カメラといいますと、設置するのに何百万円、何千万円というイメージがありますが、例えば、市の所有する土地に自動販売機を置いて、その売上によって、その維持費が賄えるということです。また、あまり深く言うといけないと思いますので、収集場所にあるカメラ、ああいうのもできれば鮮明な画像のカメラにさせていただき、不法投棄を一つでも無くすような努力が必要ではないかと考えます。

防犯カメラは、抑止力に十分効果があります。市民の安心・安全を守るためにも、ぜひスピードある前向きな検討をよろしくお願いします。

次に、観光振興について伺います。

ダグリ岬周辺は、観光振興計画において重要地域に位置付けられていますが、危険箇所や景観の悪い所が数多く見受けられます。早期に改善すべきではないか、お伺いします。

○市長(下平晴行君) お答えします。

御質問の中にある危険箇所や景観の悪い所については、私も十分認識しております。

昨年においては、海水浴場入り口の民家及び休憩施設について危険な状態であったため解体を行ったところでございます。

今年度におきましては、旧夏井荘跡地の購入を既に終えておりますので、今年度中に解体することで、危険箇所を取り除き、景観を改善させる予定としております。

その他の危険箇所、景観の悪い場所につきましても、順次所有者等と交渉をし、改善をするよう努めてまいりたいと思っております。

○2番(南 利尋君) 今年も海水浴シーズンが終わってしまいました。現地に行ってみますと、

以前、海の家があった箇所も有刺鉄線が張り巡られて立入禁止になっています。コンクリートも割れたり、壊れた箇所が多く見られます。

本市を代表する海水浴場が今の状態では、到底観光のまちとは言えません。隣にある串間市の高松海水浴場と比較されたら恥ずかしい気持ちでいっぱいになります。利用者数、整備状況、施設の在り方、どれをとっても比べものになりません。

宮崎方面から本市へ訪れる方が、必ず目に入るのがパラダイスの廃墟であります。まず本市のイメージは、あの場所から作られていくと考えられます。ダグリ岬整備事業の中で、パラダイスの廃墟問題も所有者の方と協議の場を持ち、耐震的に問題がなく利用できるのであれば利用し、できなければ撤去する方向で取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。市長の考えをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国道沿いにあり、ダグリ岬周辺の景観を害する施設だと認識しております。

施設の所有者等に対し、適正な管理をお願いしたいと思います。具体的な計画等については無いところがございますが、危険な施設、景観を害する施設については、先ほど言いましたように、その所有者等に対して、引き続き適正な管理のお願いをしていかなければならないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 夏井海水浴場が、いつでも市民の方が気軽に行ける憩いの場になるように整備事業に取り組んでいただくことを期待します。

ダグリ岬整備事業が平成31年で終了し、それからスタート、使用できるというようなことが書いてありました。ダグリ岬公園周辺整備基本計画に平成31年から使えるということが書いてありました。今の現状では、なかなか平成31年までに全ての整備が終了するとは思えない状況ではないかと考えますので、スピードある対応を期待します。

次に、港を生かした観光整備について伺います。

本市の観光施設づくりを見てみると、いろいろな場所に点在しております。一つひとつの施設が点になっており、線としてつながりが弱いのではないかと思います。例えば、駅前を整理したらダグリ岬周辺を観光開発し、志布志、夏井、串間間の往復便を増やし、利用者を増やそうとか。例えば、港湾の工場地帯やコンテナヤードの企業と協議しながら夜景のきれいな港をつくるため、全ての建物をLEDライトでライトアップして、アジアポート志布志をアピールするような景観をつくる。それを陣岳にある国際の森から見るとインスタ映えするようなデザインになっている。夜景を見るために夏井駅から国際の森へミニバスを定期的に走らせる。全ての施設が連携して利用できる観光施設の在り方を考えていくべきではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市の港湾地区施設へのライトアップを行う御提案でございますが、港湾関連施設でライトアップ等を行った際の業務への影響や夜間時のセキュリティなどについて、港湾関連企業との協議が必要になると考えております。

観光地の整備につきましては、観光振興計画に基づいた整備を進め、港につきましては国際バ

ルク戦略港湾整備と国際コンテナターミナルの岸壁延伸整備の早期完成に向けての要望活動を優先に取り組んでまいります。

しかしながら、現在さんふらわあターミナルにある防舷材を設置しているコンクリート壁に対して、専門家に志布志をイメージしたアート画を描いていただき、港湾地区の新たなスポットにしたいと考えております。県と協議を行っているところでございますので、御理解していただきたいというふうに思います。

○2番(南 利尋君) もちろん、私が提案といえますか、例えばの話で、そういう例もあるかなということで、話をさせていただきました。

今、新造船も9月か10月から2隻のさんふらわあに変わって、本当に新しい体制ができる時期であります。今、全国の若い方だけではなく、いろんな年代の方に「インスタ映え」という言葉が結構重要視されております。市長、市長がインスタ映えするような志布志市の場所はどこですか。お伺いします。

○市長(下平晴行君) 港周辺、駅周辺かなというふうに思います。

○2番(南 利尋君) 私が、さっき景観が損なわれていると言わせていただきました、そういう場所は原石ではありますが、磨いてはいないので、インスタ映えには、今の現状ではならないような気がします。

例えば、市長のイメージも、そういう港のああいう場所が、ああいうことをすれば、ああなるということぼんやりとは描けるような志布志の港だと思います。

アジアポートとかいう言葉を使って、もちろんフェスティバルもされておりますし、アジアポートという言葉が志布志には結構使われる場面があります。例えば、全国和牛能力共進会で日本一になった和牛関係者もアジア圏内に向けて、いろんな企業が販路を開拓できるように動いておられます。コンテナヤードも中国向け、いろんな所にアジアへ向けてつながっております。

アジアポートという港であれば、もっとあか抜けた、あか抜けたという言葉では、ちょっと表現が違いますが、もっと未来都市的な、そういうイメージの港づくりに取り組むべきではないかと思ひ、この前、港をいろいろ視察しておりますと、野田ナンバーのサーファーがカップル3対3、6人ぐらいで、ちょうど今ハーブを植えていらっしゃる向こう側の所でサーフィンをされておりました。千葉県から来られた方で「議員の南と申します」で、いろいろ話をさせていただいたんですけど、その方が言われたことが、「もっときれいだったら、ここでサーフィンをいつもやりたいな」ぐらいの話をされておりました。資源は志布志市には豊富に眠っていると思ひます。それをどう生かすかが、行政の手腕にかかると思ひますので、ぜひ港を生かした観光整備に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、港の観光整備などを行ったときに特産物を販売したり、そういう食事をしたりする商店街も重要な役割を占めていきます。

そこで、現在本市のモデル商店街の範囲は、友恵寿司から末永酒店の上町通りに限られております。なぜその範囲だけに限定されたのですか。限定して、どういうメリットがあるのでしょうか

か。市長の把握されている範囲の中で伺います。

○市長（下平晴行君） これは志布志町上町通りの話にありましており、友恵寿司からツルミ毛糸までの区間を商店街モデル地区ということで位置付けて、そのために、この間をそういう補助事業を出して、まちづくりをしていこうという取り組みで、志布志町時代からそれはあったわけですが、それとあわせて今も、そういう取り組みをしているところでございます。

○2番（南 利尋君） その範囲を限定しますと、例えば、さっき市の歴まちづくりで、これから手を加えていくという山中氏邸も、そのモデル地区には入らないということになりますね。例えば、友恵寿司から金剛寺のお寺の方とか、末永酒店の反対側とか、パチンコ屋さんがありますああいう近辺の方々も後継者が帰ってこられたり、また新たな事業にチャレンジしたいという声も聞こえてまいります。あそこの地域だけではなく、限定した範囲だけではなく、志を持った経営者、後継者の方に行政の手を少しでも多く差し伸べることが必要ではないでしょうか。

市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今後につきましては、創業に向けて意欲のある対象者に対しましては、エリア拡大に向けて対応できるように調査・研究をしてまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、観光地は商店街の活気が重要視されますので、ぜひ小さいことにはこだわらず、大きい感覚で、まちづくり対して取り組んでいただくことを期待します。

次に、新たなツアー検討について伺います。

本市や近隣自治体には魅力ある昭和の香りの漂うような施設がたくさん点在しています。観光に訪れる方のニーズは多種多様であります。新しいものだけが観光資源ではありません。インバウンドにおいても田舎や和の心が求められています。本当の志布志市の心が伝わる昔ながらのほんわかするようなツアーを検討すべきではないか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

話がありましたとおり、思いもよらないツアーが人気となることはあり得ると考えております。観光客の立場に立って考えてみますと、私たちが普段生活している場所に求められているものは、観光客の方々が住むまちでは食べられないもの、体験、風景などであろうということは、前回の議会でお答えしたところでございます。

現在、市観光特産品協会と一緒に体験型ツアーを検討しておりますが、議員提案の既存施設を使った、とことん田舎にこだわったツアーも検討してみたいと考えております。

あわせて、今年度4市5町等の出資で設立されました株式会社おおすみ観光未来会議においても提案をしてまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 皆さん感じていらっしゃると思いますが、志布志市は本当に資源の多いまちだと思います。

そこで、また一つの例で挙げさせていただきますと、松山に大谷温泉という施設があります。昔から地元の方に親しまれ「うたんの湯」と呼ばれております。「けがをしたらうたんの湯につかったり塗ったりすれば、すぐ治る」と聞いたこともあります。持って帰って牛の傷口を洗ったり、

焼酎を飲むときに割ったりにも使われているそうです。そういう昔ながらの雰囲気のある、ほんわかした温泉に入ってもらい、昔から地元で愛されている、例えば、さつきこの3地域には1件しかないと言われてましたので、固有名を出しますけど、例えば、うたんの湯に入っただき、地元で愛されている前川養魚場などで鯉こくを味わってもらい、蓬の郷や松山温泉、安楽温泉、松山の道の駅など、懐かしい雰囲気を堪能してもらったら、今、西郷どんブームで人気のある近隣自治体の雄川の滝や内之浦ロケット基地などを巡り、夜は景観のきれいなボルベリアダグリなどに泊まっただく、例えばの話です。

さんふらわあなど連携して取り組めば、関西方面からも需要を見込めるのではないかと思います。最新式の豪華客船で昭和の世界を味わえるようなツアー、本市ならではのツアーになるのではないのでしょうか。例えば、私が勝手に考えましたテーマを日本一昭和で、ほんわかのんびりツアー2泊3日、税込み2万9,800円。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） なかなかいいと思います。そういうことも含めて、田舎にこだわったツアーについて、具体的に検討したことはございませんけれども、田舎らしさを十分に発揮できる民宿をはじめ、先ほどありました市内温泉を巡るツアー、こういう企画も大変いいんじゃないかというふうに思ったところでございます。

これは、このことも関係者の同意が得られれば体験のメニューの一つとして加えてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ昔から市民に愛されてきた、魅力ある既存の施設を有効利用した志布志オンリーワンツアーを検討していただけることを期待しております。

最後に移住・定住対策についてお伺いします。

元気なまちづくりには、若者の移住・定住が必要不可欠であります。本市の現状に魅力を感じないという若者の声を多く聞きます。移住・定住策の一環として、若者の意見も聞き、施策の参考にするような仕組みづくりに取り組む考えはないか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり元気なまちづくりには、若者の移住・定住が必要不可欠であると考えております。

また、そのためには若者を含めて、市民の皆様の意見を聞くことも大事であるというふうに思っております。

これまで本市におきましては、平成18年の合併時より市内各地域の均衡ある発展のため、志布志市まちづくり委員会を設置し、住民の意見を施策に反映させてきたところでございます。

市民の皆様のお意見につきましては、現在本庁・支所に設置している「市長への意見箱」などにより個別の意見について聴いております。

また、自治会などの要望により直接私自身が現場へ出向き意見聴取を行っております。そして、出前講座として、ふれあい移動市長室も実施しているところでございます。

市民の皆様は、地域における課題、そして子育てや医療体制など多様な課題に対しまして、あらゆる御意見、御要望があると思いますので、これまで以上に意見を収集し、施策に反映させる

新たな仕組みづくりが、今後必要であろうと考えております。

また、一方で若者や移住者の定着につきましては、地域にお住まいのみなんで知恵を出し合い、助け合う意識を醸成しながら、地域住民や企業、若者やそれ以外の方も含めた多様な意見を聞き取り、施策へ反映させていくことも大事であろうかというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今市長がおっしゃったように、若い力というものは無限に可能性を秘めておりますので、その方々が一人でも多く移住・定住していただけるような、そういう施策をどんどん打ち出していただければ、今以上に元気な志布志市がつくれるのではないかと思います。

そこで、私は志布志市の志を持った若者や子育て真っ最中の若者たちと、いろいろな懇親会の中で語り合ってみると、本市の現状に対して多くの不満が聞かれます。

現実的なくつかの意見を取り上げさせていただきます。

まず、「志布志市で子供を産めない」という声を聞きます。「近隣自治体まで行かなければならない、市内にあれば安心して出産を迎えることができる」という声が多くあります。緊急医療に対する取り組みは、もちろん重要なことです。同時に若者たちのそういう要望も重要なことだと考えます。市内に何年か前まで開業されていた施設があります。所有者の方と協議を行い、産科、婦人科医の方に本市に来ていただくような検討をすべきではないでしょうか。

財源確保が難しいのは分かります。これからは既存の施設をどう生かしていくかも重要課題になってくるのではないのでしょうか。4市5町の検討会とは別に、本当に若者のたくさんの声を拾い上げていただき、本市単独で取り組んでもらえる考えはないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 産科医を含め、医師確保は非常に困難であると認識をしております。

現状としましては、本市単独で産科医を確保することは困難な状況でございます。

このことについては、産婦人科の場合は、いろんな裁判等になったりということで、いわゆる個体での病院の設立は、ちょっと無理じゃないかというような状況でございます。そのようなことで、具体的には大隅地域において特に不足している産科医療体制を確保するために設立しました、先ほどありました大隅4市5町保健医療推進協議会において、平成28年度から産科医を確保した医療機関に補助金を支出する事業に取り組んでおり、現在、鹿屋市の産科医院に1名を確保しているという状況でございます。

○2番（南 利尋君） いろんな取り組みをされていると思います。私が今お伝えした志布志市で子供が産みたいということは、若者たちの子育て世代の意見に数多くありますので、ぜひスピードある前向きな検討を期待します。

次に多くの方から聞かれる意見は、ひとり親家族で子育てをされている方も多くいます。朝から夜まで長時間働いて子育てをされている若者もいます。そういう方が一番困っていることが、「一人で子供を家において働きに出なければいけない、夜間託児所があれば安心して働けるのに」等の声も多く聞きます。

本市では、飲食店だけではなく、いろんな業種の方が夜勤で働いていらっしゃいます。夜間託

児所の必要性を市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志市内に認定こども園が6園、認可保育園が12園の計18園ありますが、そのうちに通山保育園において、園の自主事業として夜間保育を実施しているところでございます。

昨今、保護者の就業形態も多様化してきておりますので、まずは保護者のニーズ等を把握する必要があると考えております。

○2番（南 利尋君） 今、通山保育園で行われているということを答弁していただきましたが、担当課の方に詳しくいろいろ説明していただいたことによると、通山保育園、たちばな保育園の関係者に対する夜間託児所ということで行われていることが現状だということでした。そうではなく、本当に市内に、また、いろんな業種の中で近隣自治体からも夜勤とか早朝から働くとかいう、夕方から働かれるという方々がいっぱいいらっしゃいます。その中で、いろいろ説明を受けた時に、例えば、鹿児島市内の天文館の周りには人口的にも、そういう託児所の数も多く見られるということを教えていただきました。

ただ、今現実にはそういう方々の声が一人や二人ではないんですね、やっぱり。本当にいろんな方が、そういう声を託児所、託児所という声を挙げていらっしゃいます。また、もし緊急と申しますか、そういう近いうちに検討できないのであれば、また行政の方で通山保育園のそういう方々と連携をしていただいて、多少の対策を練っていただくようなことをしていただければ可能性は出てくると思いますが、その辺は協議していただけないでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる保護者のニーズ等の把握ができていないという状況でございますので、まずは、そういうニーズの把握、どの程度あるのか、必要かということ等を含めて、先ほどありましたように保護者の就業形態等々の関係がございますので、そこら辺の把握をまずはする必要があらうかというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） いろいろ保護者の把握とか、そういう作業もできるだけスピードを上げて、調査・研究していただけるように期待しています。

私の今まで聞いた話の中で、大きくまとめますと、例えば、若者たちが休日をどう過ごしているかということ、例えば、「どこに遊びに行くんですか」とか、「どういう所で買い物をしていますか」ということを聞きますと、ほとんどの若者が「志布志市以外」と答えます。ということは、本市には若者がリフレッシュできるような場所が現在無いということではないでしょうか。どういう所で若者たちがリフレッシュできるのか、どういう施設が必要なのか、多くの若者たちに集まってもらい、本音で若者は、どういうまちづくりを望んでいるのかを行政と語り合える仕組みをつくるのが重要であると考えます。

今のまちづくりの進み方に対して、まだ計画でしかないような状態の話でも若者にとっては不評なことも多々あります。本音で語れるような、そういうまちづくり委員会とか、そういういろんな今の協議会もあるということ、これを答弁していただきましたが、例えば、市長、執行部、議員と本音で語れる懇親会みたいな、本当にざっくばらんな、そういう集まりとか、そういう仕組みをつ

くることが重要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

○市長（下平晴行君） 先ほどの保護者のニーズということでございますが、近々アンケートを採っていくという考え方をっております。

それとあわせて、議員が「志布志市以外」という、何人に聞かれたのかは、ちょっとそこら辺は定かではありませんけれども、しかし、志布志市もいいという方もいっぱいいらっしゃるわけですので、それも含めて先ほどありました懇親会等々、ざっくばらんに話せる、そういう組織というか、会ができれば、大変私も有り難いというふうに思っております。その会づくりは、どういう形であればいいのか、また皆さん方とお話をして進めていければというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） もちろん全員が志布志市を否定しているわけではありません。何人の若者に聞いたかと質問されても、多分人数は言えませんが、結構多くの若者から、そういう声を聞いております。

多分皆さんも、そういう、もちろん市長のおっしゃるように、志布志市が大好きという若者もいっぱいいらっしゃると思いますよ。だけど、んーという声を挙げる方も結構いらっしゃると思います。だから今のいろんな課題を移住・定住の問題を本市も真剣に重点的に取り組まなければならないという現状があると思います。

私は、今回一般質問をするにあたり、あまりにも質問を多くさせていただきましたので、薄っぺらくなったような気がします。けど言いたいことがいっぱいあるということで、言いたいことと伺いますか、若者が本当に変えて欲しいということ、また志布志市で常に過ごして、志布志市で常に移住・定住を考えて、志布志市のためにということを考える方もいっぱいいらっしゃるということです。市長が言われる「志布志市は大好きという方も結構いらっしゃいますけど」という答弁をしてくださいました。志布志市を大好きな若者も年齢は問わずいっぱいいらっしゃいます。その方々が本当に一番望むまちづくりとは何かということをいろんな年代目線で「市民目線」という言葉を市長がお使いになられます。市民目線ということは、全ての方です。その中でも世代別目線とか、いろんな目線も考えていただき、これから移住・定住問題に対しても取り組んでいていただきたいと思います。

私が今回質問をトータルして、何を市長にお伝えしたいかと申しますと、連携なんですね。全ての問題に対して連携、一人では生きていけないということで、連携が全ての問題に対して、もっと連携が取れていて、お互い人任せではなく、移住・定住問題、環境保全問題、全てにおいて連携してこの志布志が「オール志布志」ということを市長も使われますが、全て志布志市の市民が一つになって、方向性を見出すことが本当の理想的なまちづくりの在り方であるような気がします。志布志市の将来は、今の志を持った若者たちに継承されます。志を持った若者が一人でも多く移住・定住するような魅力あるまちづくりが進むように、下平市長の豪腕に期待して終わります。

市長の御意見をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、私も行政経営指針というのを掲げて、全職員と一緒に市のため、市民のために動いております。

これは私は先ほどおっしゃいましたように、三百二十数名の職員がいるわけでございます。1番目に顧客志向というのを1点目に上げております。これは、志布志市役所は市内最大の行政サービス企業だと、市民は顧客だという、これは原点だということで思っております。

この三百二十数名の職員の能力を本当に生かすことができれば、生かさなきゃいけないんですけども、一緒になって取り組みをすることで、私はすごいことが起こる、起こさせる、起こすことができるというふうに考えておりますので、課、全職員、そして議員の皆様方と一緒に、市のために真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それとあわせて、ふれあい移動市長室というのも設けております。私は、課長と一緒に行くんじゃないくて、私と秘書係、多くて2人で回りたいと、直接市長と語る会ですので、市長と語るという考え方で取り組みをしたいと考えておりますので、5人であろうと、6人、10人であろうと、いつでも対応してまいりたいと思いますので、ぜひその取り扱いもしていただければ、大変有り難く思います。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

3時10分まで休憩します。

—————○—————
午後2時59分 休憩
午後3時09分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

次に、1番、久井仁貴の一般質問を許可します。

○1番（久井仁貴君） 皆さん、こんにちは。久井仁貴です。では、早速なんですけど、順次質問していきたいと思っております。

まずは、志ふれあい交流館についてです。

この志ふれあい交流館は、どのような目的で造られたものですか。

○市長（下平晴行君） 久井仁貴議員の一般質問にお答えいたします。

志ふれあい交流館は、迫田アヤ志基金を活用し、平成26年4月24日に開館しました。迫田アヤさんは、志布志町安楽の御出身で鹿児島県の保健師として、高齢者福祉の向上に一生をささげておられました。迫田さんの子供さんから「高齢者、障がい者が引きこもらないようにしてほしい」との遺志を受け、子供から大人、高齢者から障がい者まで分け隔てなく、いつでも誰でも楽しく集い、交流しあえる交流の場として開館をいたしました。

交流館では、開館当初から高齢者大学や高齢者学級、高齢者サロンなどの皆様に来館いただき、

生涯学習講座生や講師、講座の同好会、図書館ボランティアなどの皆様に発表の機会を提供し、高齢者の心と体の健康づくりの場として活用しているところでございます。

また、子供の読書活動の推進を図るために著名な絵本作家を招へいしての絵本ライブや、子供の創造性を培うワークショップなどを行うなど、子供から高齢者、障がい者まで夢と感動を育み、迫田アヤさんの遺志に反しないよう、これからも積極的な利活用を図ってまいりたいと考えております。

○1番(久井仁貴君) 現在の活用状況まで答弁していただきました。ありがとうございます。

現在、地域の交流の場として活用されているということで、とてもいいことだなというふうに思っています。

では、そういうイベント事があるのは十分分かりました。普段なんですけれども、交流館の入り口に入ってすぐ左側のスペース、椅子とか机とか置いてあって、飲料水も飲めるようになっていて、その奥側に畳の部屋があったと思うんですが、そのスペースとして、交流の場として、そこは今現在十分にぎわっていますか。

○教育長(和田幸一郎君) 今議員言われました志ふれあい交流館の左側のスペースは、自由に使っていただくスペースですので、申し出があれば、子供たち含めて、いろんな方々が使えるスペースということで、いつも満席という状況ではありませんけれども、結構活用されているというふうに思っております。

○1番(久井仁貴君) 「申し出があれば」というふうに今おっしゃいましたけれども、普段自由に行けるんじゃないかなかったですかね、申し出というのは何かいるんですかね。

○教育長(和田幸一郎君) もちろん自由に使えるスペースですけれども、一応図書館の方としては、担当者の方がきちんと把握をしておくことは大事だと思いますので、できるだけそういうことで利用をしてもらおうというふうにしているところでございます。

○1番(久井仁貴君) ふるさと交流館のスペースなんですけれども、僕も何回も行ったことがありますし、今回一般質問をするにあたって、もう一度見ておこうと思って志ふれあい交流館に行ってきました。

そこでも、今言われたとおり市民の方たちが、いつも満席という状態ではないんですが、僕が行ったときも、わいわい交流の場として利用されていて、とてもいい場所だなというふうに思いました。

近くにある市立図書館では、やっぱりあれは本を読むのが目的で造られていますから、学習の目的とかで造られていますから大きな声は出せません。そこは本読む所で、勉強した合間に志ふれあい交流館を使って、休憩がてら水を飲みながら一緒に地域の人たちと会話をしたり、そこで親子で会話をすることもあるかもしれません。こういうことを重ねて、ふれあい交流館の持つ役割というものを認識したところです。

今回は、市民の方から「この志ふれあい交流館は、どげん施設やっ」と聞かれたので、知らない人が多いのかなということで、今回この議会を通して教育長、市長との議論を通して、より

多くの市民の方たちに志ふれあい交流館ってこういう施設なんだよというのを知っていただけたらなと思ひ質問をさせていただきました。

では、次の質問に移りたいと思います。

市立図書館についてです。

では、まず先ほどと同じとおり、市立図書館が造られた経緯というものをお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市立図書館は、現在約18万冊の蔵書があり年間約10万人の方が来館されているところでございます。図書館は誰でも分け隔てなく利用できる大切な知の蔵としての大きな役割があり、生涯学習施設として、市民に広く活用されているところでございます。

平成18年の合併により、市立図書館として図書館システムの再構築により、本館と五つの分館、移動図書館車のどこでも本の貸し出しが可能になっております。

また、平成24年のシステム更新により、自宅のパソコンや携帯電話、利用者が自由に本の検索ができる管内のOPAC（オーパック）2台からも本の検索、予約ができるようになっております。その他にもインターネットが利用できるパソコンが、公開用を含め4台設置されているところでございます。

○1番（久井仁貴君） 分かりました。現在の利用状況もよく分かりました。

次に、市立図書館では本の貸し出しのサービスをやっていると思います。これは、どんなメリットがあると思われますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど市長が言われましたが、図書館は去年が開館20年を迎えました。この間、本当に多くの市民の方々が図書館を利用してもらっているわけですが、今どういうメリットがありますかということですが、公共図書館というのは、図書館法とかそういうことで、各自治体は市民がそれぞれ学びの場としての図書館というのを設置して、多くの方々が、そこで学ぶ場としての図書館を整備しなければいけないというふうになっておりますので、学校は学校図書館がありますが、市町村には、それぞれこの市町村にも図書館を整備しながら、そこで多くの市民が学んだり、情報を得たり、そういう大事な機関だと、そういうふうに認識しております。

○1番（久井仁貴君） よく分かりました。とても分かりやすい答弁でした。

では、ここでなかなか普段考えることはないかもしれませんが、この本の貸し出しについてなんですけど、本の貸し出しでデメリットというのは何があるかなと思いますか。

○教育長（和田幸一郎君） 失礼いたしました。こちらの答弁で登壇をするべきだったんですが、ちょっと想定外といいますか、考えてなかった質問があったもんですから。

貸し出しのデメリットということですが、貸し出しのデメリットとって、特に思い当たることはないんですが、ただ、あそこには図書館の司書の方々がたくさんおりますけれども、あの方々が図書の貸し出しをしておりますけれども、貸し出しをする中で、多くの利用者がいるわけですが、今一つの課題としてあるのは、貸し出した本が若干戻ってこないというよう

な状況も見受けられたりいたします。

そのデメリットというのが、ちょっと私も質問の意図がちょっと分かりかねるんですが、今のところ図書館での貸し出しにおいては、必ず貸し出し業務というのは必要なことであるわけですので、図書館を担当する人たちからしてみれば、特に課題、デメリットというのは把握をしておりません。

○1番（久井仁貴君） 質問の意図が分からないということでしたが、的確に捉えていて、僕が聞きたかったのは、そこで、貸し出した本が返ってこないという、こういう現状があるということなんですが、この予防のために、どんなことをしていこうと思いますか。よろしく願います。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館業務、様々な業務があるわけですがけれども、年1回、図書館運営協議会というのがございます。

その図書館運営協議会で、様々な議題が出されるわけですがけれども、その中で、この図書の貸し出しが、きちんと戻ってこないという状況があるということも図書館協議会の中で話題になるわけです。その中で、図書館協議会の中の運営委員会の委員の方々には、やっぱり図書館の方は定期点検というのをきちんとしているわけですがけれども、まだまだそこら辺の市民への啓発というのが足りないんじゃないかなと、そういうことがありますので、やっぱり公共の図書館は、自分たちで使う物は自分たちできちんと責任を持つという、そういう意識が若干足りていないところがありますので、図書館運営協議会の中でも、そういう議論がされておりますので、今後は図書の貸し出しにあたっては、きちんと、みんなが使う物を大事にという、そういう意識を更に啓発していかなきゃいけないのかなと、そういうふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） ありがとうございます。

そのように啓発活動をどんどんやっていって欲しいなと思います。

先ほど教育長もおっしゃられたとおり、これからも、このサービスを止めることなく続けてやっていくというふうにおっしゃられていました。

僕も、今言われたこのデメリットよりも、メリットの方が、これは明らかに大きいと思いますので、この事業を、そういう予防をきちんとしながら続けていって欲しいなというふうに思います。

次に、市長の答弁中にも少し出ましたけれども、今あるインターネット検索用のパソコンなんですが、これをなぜつくられたのかという、この経緯をまた、よろしく願います。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館の役割は大きく三つあります。

一つは、市民が子供たちを含めて読書をする場、二つ目は、図書館で学ぶ場、そして三つ目は図書館で情報を得る場、これが図書館の大きな役割だと思います。当初は、この三つ学ぶ場、読書の場、そして情報の場というのは、特にインターネット等は無くても十分やってこれたんですけども、時代の流れの中で、やっぱり市民の要望というのがありますので、平成24年、25年にかけてインターネット検索を含めて、市民がより利用しやすいように、そういう設備を導入

したと、そういうことになります。

○1番(久井仁貴君) では、今市立図書館には、インターネット検索用のパソコンがあって、時代の流れの中で、市民がより利用しやすいようにということで作られたということなんですが、今あるインターネット検索用のパソコンは、インターネットの検索という目的以外に使えたりしますか。

○教育長(和田幸一郎君) 制限はありますけれども、インターネット目的用に使うことは可能であります。

○1番(久井仁貴君) インターネット検索用のために使われていると思うんですが、その目的以外に使えたりするんですか。

○教育長(和田幸一郎君) インターネット検索用といいますと、図書館の中で本を検索する意味での、そのパソコンが1台あります。その他に3台、インターネット検索用のパソコンがあると、そういうことですので、そのパソコンのインターネット検索用のパソコンというのは、使用が可能ということになっております。

○議長(西江園 明君) 具体的に。

○生涯学習課長(若松利広君) インターネット用のパソコンにつきましては、市民の情報収集及び調べ学習のために設置してあるものですので、それ以外では使用はできないというふうに考えております。

○1番(久井仁貴君) はい、よく分かりました。

次は、学習室のことについてなんですが、学習室を今度は、ここもなんですが、なぜこれを造るようになったのか、さっき教育長が学ぶことも大事なことなんだという答弁がありました。その答弁で全然結構なんですが、もし付け加えることがあったら教えてください。

○教育長(和田幸一郎君) あの学習施設というのは、ちょっと離れた所にありますけれども、先日もちょっとあそこに行きましたら、大学生があそこで勉強しておりました。もちろんホールでも学習はできるわけですが、あの離れた部屋で静かな環境の中で学びたいという、そういう市民もおるわけですので、そういう意味で学習室というのは設置されているというふうになります。

その他の学習室でも、若干いろんなことも図書館の方では行事等に使ったりと、そういうこともございます。

○1番(久井仁貴君) よく分かりました。

これからも、そういうメリットがあるので、学習室というものは、あそこに残して使われ続けていくものなんだろうなというふうに思います。

教育長も市立図書館で本を読むだけでなく、学習をできる環境もつくるんだという思いがあるということで、とてもいいんだなというふうに思います。市民が勉強したい、知識を習得したいという思いを心に抱いた時に、その思いを実現する環境を整えているということは、とても重要なことだというふうに思います。

それでは次に通告していたとおり、市立図書館におけるパソコンの持ち込みについて議論していけたらなというふうに思います。

現状は、市立図書館でインターネットと本を併用して調べものをする事ができません。なぜなら、今の図書館では自宅のパソコンを持ち込んで使えるパソコン用のスペースが無いからです。これは二つの問題を発生させています。

まず一つ目は、図書館を有効活用できていないという点です。なぜなら図書館では、インターネットと本を並行して知識を得ることができないからです。図書館には、学習室があります。これは先ほどの答弁の中でもありましたとおり重要なことで、市民の方々に集中して仕事や勉強、資料作成や研究、または知識の習得に勤しんでもらうためにあります。

また、家庭環境や家族の生活リズムによっては、家では集中できない人もいるでしょう。昔は、この学習室だけでよかったかもしれません。しかし、現代は生活とインターネットというものは、ものすごい身近なものとなっています。先ほどのインターネット検索できるようなパソコンの導入もありましたが、インターネットは、ものすごい身近なものとなっていると。市立図書館で仕事や勉強、資料作成や研究、知識の習得のために詳細に説明されている本を活用し、本に載っていないことをその場でインターネットで臨機応変に活用する、これが現状はできていません。

また、市長は施政方針の第5章「心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち」の項目の図書館の充実の部分で、「図書館では、今後も調べ学習などのレファレンスサービスの図書資料の充実を図る」とも述べています。図書館使用の充実を図ったところで、有効活用を最大限できていなければ、かなりもったいないなと思うところです。

そして2点目は、市民生活の利便性向上とICTの充実・活用という点で、志布志市は他の自治体に劣っています。なぜなら他の自治体、例えば、都城市立図書館や南大隅町根占図書館や薩摩川内市市立図書館などの図書館は、ネット環境の整ったパソコンを使える場所を設けているからです。

それでは、今述べた二つの点について、ここが重要なんだよというところを今から主張していきたいと思います。

まず、一つ目の有効活用できないことというのは重要です。なぜなら市立図書館にかかる費用は、平成30年度の予算で、図書館購入整備事業に842万円、図書館管理事業に469万1,000円、図書管理システム保守事業に305万8,000円かかっているからです。このお金は市民の皆様から納めていただいている税金です。その市民の税金を使って運用をしている市立図書館を有効活用できていないということは、大変重要ですし、もったいないなというふうに思います。

そして、二つ目の市民生活の利便性向上とICTの充実・活用の件なんですが、これに関しては市長の施政方針で同じことを掲げられていたので、市長も重要だと、大事だというふうに思っていることと思います。市立図書館で、インターネットと本を併用して調べものをする環境を整えることは、市民生活の利便性向上とICTの充実・活用につながるため重要です。

そして、これらの問題はW i - F i を使えるパソコンルームを設けることによって解決します。

パソコンは、その性質上どうしてもタイピングする時に音が出てしまいます。といっても、そんな大きな音ということではないんですが、気になる人には気になるのかなという音が出て、集中している人の邪魔をしてしまいます。ですので、パソコンを持ち込んで使用できる、部屋じゃなくてもいいんですけども、スペースというものを確保することが必要だなというふうに考えます。大体3、4席ぐらいのスペースでも全然構わないと思います。あとはコンセントぐらいですかね。そのワンコーナーだけでも大丈夫だなというふうに思います。この解決なんですけど、これは今することに意味があるのかなと思います。なぜなら図書館にパソコンを持ち込めるスペースができましたよと浸透するには、少しばかり時間がかかるというのと、ICTは、これからまだまだ目覚ましく発展すると思われるからです。だからこそ今整備して、これからまだまだ発展するICTを有効活用していくことが必要です。

また、パソコンルームというものを設けるのは、これは費用というものがかかりません。これが大きいのかなと、市長もここについては、十分すぎるほど理解されていることと思いますが、何か始めるには、やはり予算が伴うことと思います。ここに市長も四苦八苦されて、一生懸命、僕もですけど、他の同僚議員たちとも議論していることと思います。

しかし、図書館には既にインターネットの環境というものはあるわけですから、パソコンを使える場所、部屋、もしくはワンコーナー設置するだけですので、予算はかからない、かかったとしても微々たるものなのかなというふうにも思います。

こうして、この部分を解決することによって、市民の学習意欲の向上にもつながります。なぜなら充実した資料、本、参考書に加えてインターネットで、その場で調べもの学習ができると、かつまとめるのもExcelやWord、場合によってはPowerPointなどで、その場ですぐまとめることができる。それにプラスして集中できる環境が整っているとなれば、学習意欲の向上につながります。これは、僕も他の自治体の図書館で、これは下積みといいますか、まだ議員として当選させていただいてなかった時に、かなり活用していました。

議員になる前は、僕と同じぐらいの同世代の友人と日本の政治について、その時は市議会議員ではなかったのですが、地方のことだけじゃなくて国政についてとかも、いろいろ議論したんですが、ああでもないこうでもないといういろいろ主張し合ったものです。二十代の同世代、同期生ですから、それはもう遠慮することなく、かつたつな議論をしました。本当に、その時はガーッと行って、目を血走らせながらも議論し合ったことを今でも覚えていて、あの時の思い出は今となっても大切なものだというふうに思っています。

議論というものは、お互いに思いっきり主張し合うことによって、ああなるほど、そういう意見もあるのかとか、ああそういう考え方もあるのかと深まっていくものです。だから議論において思いっきり主張することは、大事なことだと思います。しかし、主張し合った後は相手の意見というものは、どういう真意があったのかなとか、どういう思いがあったのかなとか、相手の立場になって考えることも僕は重要なことなんだろうなというふうに思っています。主張し合った後はですね、主張し合った後は相手の立場になって考えることが大事なんだろうなというふうに思

います。

そこで、僕が活用したのが図書館でした。僕がその時に利用していた図書館は、パソコンというものを持ち込めるスペースが確保されていたので、知性の足りない僕なりに調べたり、まとめたり、インターネットと図書館の本、資料を使って、かなりのことを調べることができました。やはりパソコンを持ち込めるスペースが図書館にきちんと確保されていることによって、安心して集中して本とインターネットを使って調べものや学習もできましたし、他にも充実した資料を作成したりすることができました。自分の身をもって、ああとでも便利だったなというふうに実感しています。勉強の効率がものすごく上がるなど。現にネット環境が配備されたパソコンを持ち込んで使える、最近できた都城図書館にも行ってきました。かなりの人がパソコンを持ち込んで、インターネット、本を利用して勉強していました。

教育長、パソコンを持ち込めるスペースというものを確保することによって、これだけの利点がありますので、パソコンを持ち込めるスペースというものを作りませんか。

○教育長（和田幸一郎君） ICT機器の活用というのが、まだまだ十分じゃないという御質問でしたけれども、本市においては、パソコンの持ち込みについては、専用の使用スペースはありませんけれども、図書館本来の図書資料を活用した情報収集とか、それから調べ学習を目的にした使用に限り、公開用パソコンがある利用スペースでの使用は許可しております。

なお、公開用パソコンのスペースが利用できない場合は、先ほど質問ありました志ふれあい交流館へ案内して、一般の利用の多い昼休み時間を除いて喫茶コーナー、お話の部屋を利用させていただくと、そういう形態をとっておりますので、現在パソコン持込禁止ということはしておりません。

○1番（久井仁貴君） 公開用パソコンは部屋で使える。あと志ふれあい交流館で使えるということだったんですが、先ほどの志ふれあい交流館のところでもありましたが、志ふれあい交流館というのは、そもそも交流の場所で作られたものという答弁もいただきました。交流というものは、やっぱり当然会話もしないといけません。その会話が多い中でパソコンを使って勉強をするということは、なかなかこれはできないことなんだろうなというふうに思います。そこに行ってみて壁紙というものをちょっと見たんですが、壁紙には喫茶コーナー、お話の部屋というふうに書いてあって、もちろん今言われた昼食の時は除いてということもありましたが、「昼食や休憩に御利用ください」というふうに書いています。そんな場所で、なかなかパソコン学習で集中してできるというふうには、とてもじゃないけど思えないなというふうに思います。

あとパソコンの部屋というのもありました。僕もここを一般質問する前に現場を見ておかないとなと思って実際に行って、ノートパソコンを広げたりしましたが、あそこはどちらかというと、利用者が結構子供が多くて、注意は一応はするんですけど、やっぱり子供ですから大きな声を出していて、集中できる環境ではないなというふうにあの時は思いました。やっぱり集中して学習できる専用の机というものが欲しいなというふうに感じました。というのと、あそこもふれあい交流館もなんですが、パソコンを持ち込める目的で作られたわけじゃありませんので、パソコン

ルームというか、インターネット検索用のパソコンを本来の目的で使いたいという人が現れたときには、どんなに一番先に席を取っていたとしても、どかないといけないわけですよね。そうすると、学習する環境という意味では、全然整っていないなというふうに思いますし、そこにも貼り紙が書いてあって、「御利用は30分まででお願いします」と書いてあります。30分しか学習できないというのも、どうなのかなというふうに感じました。

現状、今主張したことも含めてなんですが、この現状では、なかなかパソコンを持ち込みづらい雰囲気なんだろうなというふうに感じます。優先順位がやっぱりこれまでのパソコンを使わない学習とか、いわゆる座学で勉強する学習とか、本を読むのと比較して離れて、優先順位的にもすごい下なのかなというふうに思います。

パソコンを持ち込めるスペースが無い学習室に通されても、座学のパソコンを使わない筆記の勉強をする人が1人来ても、タイピングの音がうるさいために出ていかないといけないんだろうなというふうに思います、学習室も。

今あるインターネット検索用のパソコンが置いてある場所も集中できる環境ではなく、誰か後から検索用のパソコンを使いたい人がくれば、一番はじめに追い出されてしまうと、そもそも30分までというふうにお問い合わせがされているということです。「パソコンの使える場所はありませんか」というふうに来られた時に常設していないということであれば、市民の皆さんも、ああこの図書館は常設できるスペースを作っていないということだから、パソコンを持ち込みづらいなという雰囲気になってくるんだろうなというふうに思います、心境的に。1回目は、それで聞いて、その場でやるかもしれませんけれども、2回目からは、なかなか持ち込もうかなというふうには、なかなかならないと思います。どこかでやっぱり遠慮する部分があったりするのかなと。せっかくインターネットと本を併用して学習しようと、自分なりにまとめて研究しようと思っても、これでは安心して、集中して学習というものはできません。

また、先ほどICTの充実・活用は重要と述べ、市長も施政方針で盛り込むほど重要だと感じていることだと思います。市長並びに教育長の方針の下で、最近では小学校、中学校でも今年度からタブレット導入に至っています。ここのICT充実・活用ということは、とてもいいことだと思います。そこで、更にICT充実・活用に向けて、市民の利便性の向上につなげるために更に学習という観点からも、パソコンを持ち込める環境を常設で、後回しにならないように環境を整えることは重要だと思いますが、常設で使えるパソコンルームというものを教育長、準備しようという考えはありませんか。

○教育長(和田幸一郎君) 先ほど第1点目で志ふれあい交流館は、「パソコンが使えるような状況じゃないことがある」と言われましたけれども、そういう場合もあるわけです。だからこそ図書館の方も把握して、お互い譲り合って使うと、そういうことが大事なんだろうと思います。

図書館は全てパソコンを使う人たちを優先ということじゃなくて、先ほど私、読書の場、学習の場、情報の場ということを行いましたけれども、静かに読書をしたいという方もいらっしゃるわけですよね。だから全てパソコンの方々が最優先されるような状況というのは、またどうなの

かなと思いますので、そういう意味で、あそこに専用スペースを作って、パソコンの方々は、ここでさせていただきます。30分という限定をしておりますのは、もし、あそこで何人も使用する人がいた場合は、お互いやっぱり公立の図書館ですので譲り合って、そういう心配りをしながら図書館を利用するというのが、お互いのマナーだと思いますので、今の条件を見ますと、あそこに並んで待っている状況はありませんので、もし誰もいなかった場合は30分以上は、それは図書館の方も可能だという、そういう方針を持っていますので、もし、あそこにたくさん並んでいる状況がある場合は、30分間を目途にやっってくださいという、そういう貼り紙が、あの意図でございますので、誰もいないときに30分以上やったら駄目と、そういうことではないですので、そこはまた御理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（久井仁貴君） パソコンの持ち込めるスペース、パソコンを最優先にしてくれと言っているわけじゃなくて、他の本を読む所、先ほど教育長の答弁もありました。三つのことが重要だということがありましたので、最優先にしてくれということはないんですが、本を読むというのと学習をするというのを、学習というか、今ある学習室を準備して、勉強のために使えるスペースを用意してあるという、ここと並ぶぐらいの、それぐらいの位置付けにして欲しいなという思いです。

特に、これからは、やっぱりパソコンを使って勉強していくという方も、どんどんどんどんICTの発展とともに増えていくと思いますので、そこでスペースを準備して欲しいなというふうに思います。もちろん本を読んでいる人の邪魔になるとかじゃいけませんけどね、そういうところじゃなければ準備できるというふうに思います。そのスペースを作ることによって、やっぱり市民の学習意欲も向上して、どんどんどんどん活用できるようになるなというふうに思うんですが、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、志布志の市立図書館というのは、本当に、私は4年前にこちらに来たわけでしたけれども、本当に充実した図書館運営がなされているなど、どこに行っても負けないぐらいの図書館運営ができていくというふうに思っております。

本当に1年間を通して様々な企画をしながら、例えば、ブックスタート事業とか、セカンドブック事業というのは他の市には無いわけですね、小学校1年生に入った時に、子供たちが自分で選んだ本をプレゼントする、そういう試みとか。本当に志ふれあい交流館で様々な企画をしている。1年間を通して様々な企画をして、市民のニーズに答えていると、そういう意味では、私は志布志市立図書館というのは、貸出数も県内で4番目ぐらいでしょうかね、非常にたくさんの方が利用されているというふうに思っています。

図書館によっては、もちろんインターネットも使えない図書館もある。またパソコン持ち込みができない図書館もある。そういう状況の中で、志布志の図書館は現段階では、一応パソコンの持ち込みもいいですよと、ただし、このスペースに限って利用してくださいというような、そういう措置をしているわけでございます。

今、議員言われるように、もしパソコンの使用がもっともって増えて、これはどうしようもできないという状況の時には、考えなきゃいけないけれども、現段階では、あそこにパソコンを使いたいということで行列ができてという状況はございませんので、今のところは、あのスペースで利用をしていくということで、今後もし、市民の方々が、もっともって大きなスペースが欲しいよというようなことが、もし、たくさんのニーズが出てくるようであれば、そこはまた私も考えていかなきゃいけないんですが、今のところ、あそこでパソコンを持ち込んで、ぜひ利用したいという方がたくさんいるという状況は、現段階では私の方に届いておりませんので、議員の方は、いろんな声を聞かれての今日の質疑だと思いますけれども、確保されていますので、今のところ、そこを有効に活用してもらおうと、そういうふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） もっともって要望があれば、やっていくということだったんですが、やっぱり設けていないということになると、やりたいなやりたいなと思っても、ここは設けていない図書館なのかということで、伝えることなく終わるといふ、こういう部分もあるなというふうに思います。

ただ教育長が言われたとおり、確かにそういう要望というものが、あまり今のところ届いていないというのもあるかと思います。

だから、そういうところ声にならない声といいますか、そう思っているけど言わないという人たちの、この部分も考えてもらって判断していただければなというふうに思います。

1892年から1972年まで生きたインドの図書館学者、ランガナタンという学者は「図書館は成長する有機体である」と述べています。図書館も新しいものを積極的に取り入れ、常に時代のニーズを捉え成長していかななくてはなりません。より良い図書館環境とは何かに思いを巡らせ実行に移しながら、時には失敗もしながら、恐れず変化していくことが大切です。それに加え、図書館は知識の源でもあるべきです。市民が勉強したい、知識を習得したいという思いを心に抱いた時に、その思いを実現する、その環境を整えるべきだというふうに思います。

最後に、教育長と市長に、それぞれが考える図書館の環境の整備ということに対する思いというものを願います。

○市長（下平晴行君） 基本的には、今教育長がおっしゃったとおりなんですが、ただ、やはりそういう常設ということが、都城市等でやっているということであれば、やはりそういう環境づくりは必要じゃないかなとは思ったところです。

そういう現場を見て、そして教育委員会とも協議しながら、常設が本当に必要なのか、どこに設置ができるのか、場所の問題、位置の問題ですね。そこら辺を今後検討してまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館は、生涯学習の本当に要になる多くの市民が活用する場だというふうに思っておりますので、私自身も教育長に就任しましてから、読書活動の重要性というのは、各学校にもずっと指導してまいりました。何回か質問される議員の方もいらっしゃいますが、やっぱり読書を通して、子供たちが思考力とか判断力とか、あるいは感性とか豊かな心、そ

してまた、たくさんの言葉を覚えるという大事な役割を担っているわけです。ただ、時代が変わってきていますので、今議員言われましたように、インターネット環境というのも、すごく大事だということは理解しております。

現在、志布志の図書館が、これから多くの市民が更に利用できるような環境設定というのは、もちろん努力していかなきゃいけないというふうに思っております。

○1番（久井仁貴君） お二人とも前向きな答弁をいただきました。

では、次に通告していた有害鳥獣対策について、質問いたします。

まず、ちょっとここで、市長の考える基幹産業、志布志市における基幹産業は何だと思えますか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、農林水産業だというふうに理解しております。

○1番（久井仁貴君） ありがとうございます。

では、その志布志市の基幹産業の農林水産業に大きな被害を与えている有害鳥獣について、質問していこうと思います。

では、本市における有害鳥獣の被害状況というものは、どうなっていますか。

○市長（下平晴行君） ここ3年間の市内の鳥獣別被害状況でございますが、鳥獣別被害面積は、平成27年度がイノシシ、アナグマなど、23.38ha。平成28年度、イノシシ、カラスなど、23.59ha。平成29年度は、同じくイノシシ、カラスなど、1.14haとなっております。なお、平成29年度の面積が大きく減少した理由としましては、平成29年度から県の要領が変更され、計算方式を国に合わせたため1筆の土地全体の面積ではなく、実被害面積を集計することとなったためでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○1番（久井仁貴君） この被害面積、今ちょっと平成29年度から変わりましたよというお話がありました。それが、それも含めて、この被害額というのは、どのように算出しているんですか。例えば、その被害というものを住民の意見から算出しているのか、状況というものは、どのように算出しているのでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 被害額の計算方式でございますが、作物のトン当たりの単価掛ける被害量、あと被害面積、被害額に対する減収率等で計算している状況でございます。

○1番（久井仁貴君） その被害額というのを計算する方法として、住民の方たちから、こういう有害鳥獣による被害がありましたよといった時に計算していくという方法ですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 基本的に有害鳥獣捕獲つきましては、住民、農家等々、被害があった場合、市役所の方に捕獲依頼という形で来られまして、それをもって現場の方に調査が入ります。その調査の結果を用いて、被害額を算定しているところでございます。

○1番（久井仁貴君） 被害があった時に、報告があった時に、その現場に行って算出するという方法だということ、ということは、被害を報告しない、集計しきれていない被害というものも確実に存在しているという認識で大丈夫ですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃるとおり、被害報告外については、把握していない状況でございます。

○1番（久井仁貴君） 総務省の平成29年2月7日の資料で、「農作物被害を的確に把握するため、極力複数の方法を組み合わせて被害状況を把握すること。特に関係者への聞き取り調査にあたっては、別の客観的資料等との照合により検証作業を行うことが重要とされている。調査対象市町の中には被害の把握方法を農業共済組合への照会から農業生産者へのアンケートに変更した場合、被害額が約8倍になるなど、これまで見えていなかった被害が明らかになった」というふうにされています。

やっぱり、その報告されている被害以上に大きな被害が、潜んでいるといいますか、あるんだろうなというふうに思います。

では、市長、この被害というものを減少させるための対策というものは、どうなっていますか。

○市長（下平晴行君） 有害鳥獣による被害を減少させるための対策につきましては、有害鳥獣の一般捕獲についての説明や狩猟免許試験の案内、作物残さ等の適正処理、鳥獣を寄せ付けない取り組みの記事を市報に掲載し、周知をしております。

また、猟銃免許講習会助成金で支援しながら、免許取得の推進、県鳥獣被害対策アドバイザーを招いての研修会も実施しているところでございます。

その研修の成果といたしまして、本年度、農家の方を中心に、免許取得者が18名あったところでございます。

○1番（久井仁貴君） 今までの取り組みを説明していただきました。

では、市長が思う今までは取り組んでいなかったけど、これからこれをやったらいいんじゃないかなというものが、考えるものがあれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 新たな取り組みとして、通年における鳥獣保護区での有害鳥獣捕獲の実施、通年において鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲は禁止されております。

しかしながら、市町村が有害鳥獣捕獲とした場合については、捕獲が可能となります。過去の取り組みとして、国有林での有害鳥獣捕獲の実施、平成28年度に松山町猟友会ではイノシシ被害対策として、宮田山国有林、陣岳、霧岳国有林に入林し、捕獲を行う必要があると検証されております。

そこで、市へ「国有林内での捕獲が実施できるようにしてもらえないか」との相談があったところです。この相談を受けて、市では当該地域を管轄する大隅森林管理署及び志布志森林事務所と協議を重ね、わな猟によるイノシシ捕獲を条件に当該地域への入林届を受理されたところでございます。

平成29年、30年については行っておりませんが、今後要望があれば松山地区猟友会と連携を図り、駆除作業を実施していきたいと考えております。

○1番（久井仁貴君） ありがとうございます。

進めていってもらえればなというふうに思います。

有害鳥獣対策ですが、これは大きく分けて三つの対策に分けられるなというふうに思っています。まず一つ目は、有害鳥獣を駆除してくれるハンターの確保対策です。

これは有害鳥獣の捕獲部隊、数、人海戦術、兵数の数にものを言わせて駆除をしていく方法です。これも効果があるのだろうというふうに思います。先ほど市長が言われた免許取得とかが、ここに当たるのかなと、ハンターの数を増やしていくということですね。

そして二つ目は、早期対応対策です。有害鳥獣の被害が発生したときに、どれだけ迅速に対応できるか、有害鳥獣による被害が発生したときに、すぐに動ける態勢をいつでも整えているかということ、これも大事だと。有害鳥獣被害が出たときに、ゆっくりゆっくりしていても、どんどん被害が広がっていくということで大事なことなんでしょうなというふうに思います。

そして三つ目は、事前の予防対策です。有害鳥獣被害に遭わないために事前に対応です。予防、言葉のとおり予防だなというふうに思います。

ということで、今説明したこの三つについて、一つずつ深掘りして議論していけたらなというふうに思います。

まずは、ハンターの確保について、議論していけたらなというふうに思います。

現状、ハンター、狩猟者の減少と高齢化というものが進んでいます。環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室の資料によると、1970年には約53万人いた狩猟者も、2012年には約18万人まで、6割以上減少しました。

また、狩猟者の高齢化が進み、2012年では60歳以上の方が6割を超えています。このハンター減少が農林水産被害につながっています。これは志布志市でも先ほど出た猟友会なんですが、猟友会員というものは減少しています。耕地林務水産課から資料を出してもらいましたが、実数としては、平成25年に85人、平成26年に81人、平成27年に82人、平成28年に73人、平成29年に72人というふうに減少していっている。

また、その原因として狩猟に経費がかかりすぎているということがあるんだろうなというふうに思います。

平成29年2月2日付けの総務省の資料です。これは狩猟者の負担を調べたデータなんですが、調査対象4県、36人の狩猟者を対象として、鳥獣の捕獲について負担している手間や、コストの実態を調べたものです。これは鹿児島県の資料があればよかったんですが、先ほどの4県というのは、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県です。この総務省の調査結果によると、狩猟者個人の1人当たりの負担、また支出というものは、大体三つに分けられていまして、一つが狩猟の免許、登録、猟銃所持、更新などの経費、これが1人当たり平均で4万3,000円で、弾薬、車両燃料などの消耗品等購入経費、これは一人1年当たり30万7,000円で、三つ目が捕獲した鳥獣の処分等にかかる経費が1人1年当たり6万円。狩猟者は、この支出以外に猟銃、わな、車両等の備品等を購入し、維持管理しないといけません。つまり、先ほど述べた金額にプラスして、猟銃、わな、車両等整備備品というものがかかってきます。

一方、収入の方ですが、同じく総務省の資料によると収入は、国や地方公共団体等の交付金や

市町村の有害鳥獣捕獲報奨金、わなの見回り手当等、1人1年当たり、平均38万9,000円です。そして、収入と収支を単純比較すると、支出、出ていく方が約2万円上回ります。なお、備品購入等を含めると、マイナス分は更に拡大すると、更に言うとな収入の方のわなの見回り手当等というのがありますが、これは志布志市は採用していません。志布志市は獲った時だけの報酬が支払われる成果報酬です。それに狩猟期間の冬場、11月から3月までの間の成果報酬もありません。よって、更に収入と支出の差が広がります。トータルするとマイナスというわけです。これではやっぱりボランティアかなとかいうふうになってきているわけです。

これでは今から狩猟をやろうという人がなかなか出てこないだろうなというふうに思います。

今、説明したハンターの減少と高齢化しているというのは深刻な問題なのかなと、深刻なんだろうなというふうに思います。なぜなら狩猟者が高齢化し、減少するということは、有害鳥獣の駆除が追いつかなくなり、有害鳥獣が増加するからです。それは有害鳥獣による被害拡大増加を意味します。そして有害鳥獣による被害が拡大、増加することにより、これは四つの意味で深刻なんだろうなというふうに思います。

まず一つ目が、有害鳥獣の農林水産物の被害額の増加。二つ目が、農業生産者の精神的なダメージによる離農。そして離農による耕作放棄地の増加。三つ目が、悪循環が悪循環を呼ぶということ。四つ目が、志布志市の有害鳥獣の被害は他の自治体と比較して多くの人に関係するという点で、基幹産業であるということによって重要だなど、そういう意味で深刻だということです。

では、今主張した四つのことについて、一つずつ詳しく説明していこうと思います。

まず一つ目の有害鳥獣による農林水産物の被害額が大きいということなんですが、農林水産省の資料によると、有害鳥獣の被害額は平成28年度に総額172億円です。また、鹿児島県の平成28年度の被害額は4億100万円で、志布志市は279万9,000円です。この額なんですが、先ほどの集計の方法によっては、約8倍の被害額になったということもありますし、集約しきれていない被害額も確実に存在しているということです。そういう意味で被害額というものは重要です。この被害額は、そのまま農業従事者の利益となるはずのお金だからです。ひいては、それが市の税収にもつながると。この税収で先ほど言われた都市間事業だっで行われているわけですし、あらゆる事業について行っているわけです。この税収が減ってしまえば、他の事業だっでできなくなるわけです。よって、有害鳥獣による農林水産物の被害額が大きいということは重要だなどというふうに考えます。

二つ目に、有害鳥獣の被害に遭った人たちが精神的につらい思いをするということで深刻です。農業というのは、公務員の方とか会社員の方と違って、大体年に数回、一度、二度、数回しかありません。収入もその1回に集約されるわけです。つまり例えると、有害鳥獣の被害といえば、例えば、公務員の皆さんが年に2回しか給料が入らないとして、半年の1回の給料を丸々泥棒に根こそぎされるような、そのような状況と似ているだろうというふうに思います。

公務員の皆さんとか、会社員の皆さんであれば、相手は人ですから、警察官が捕えられれば金額というものは返ってくるかもしれませんが、農業に関しては、相手はイノシシとかになります

から、被害額というものは返ってこない。唐芋なんかは半年間かけて作りますし、他の作物でも長い時間をかけて作られることなんだろうなというふうに思います。その期間、一つひとつの過程にこだわりながら、どうしたら大きく育つのだろうとか、どうしたらおいしく育つのだろう、消費者がおいしいおいしいと言って家庭でわいわいしながら食べてくれたらいいなというふうに夢を膨らませながら丁寧に丁寧に、それをやっとの思いで作っていくんだろうな。しかし、有害鳥獣の被害に遭えば短期間で一気に失うわけです。これは、やっぱり精神的にもかなりやられてしまいます。そんな被害に遭ったら、やっぱり、ばからしいなというふうに思ってしまうわけです。

これが営農意欲の減退、そして、農業従事者の離農にもつながり、耕作放棄地の増加にもつながっていきます。

耕作放棄地の増加というものは深刻です。なぜなら、耕作放棄地はその土地だけでなく、周辺の土地にまで悪影響を及ぼします。雑草や害虫の増加を抑えるためには、農地が広くなればなるほど、農薬というものが不可欠になってきます。

しかし、作物を栽培する予定のない耕作放棄地に、わざわざ農薬というものは使いません。農薬の目的は、良質な作物を得ることだからです。そうすると近くにある耕作放棄地から無制限に雑草の種や害虫が飛散して歯止めがかからなくなっていきます。

また、耕作放棄地が増えれば、それだけ野生生物が隠れて生息できる場所が増えてしまいます。この件に関しては、国も耕作放棄地の増加は重要だと、深刻だというふうに位置付けています。農林水産省のホームページ、耕作放棄地の現状と解消に向けた取り組みによると、「耕作放棄地の増加は国土の保全や水源のかん養等、農業の有する多面的機能の低下はもとより、病虫害、鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害にも結び付く恐れがあることから、その発生を防止するとともに耕作放棄地の解消を目指していくことが必要です」とあります。したがって、耕作放棄地の増加は深刻だということです。

そして三つ目は、悪循環が更なる大きな悪循環を呼ぶということなんですが、この悪循環はどういうことかということ、有害鳥獣の増加により被害にあった農業従事者の離農にまずつながります。農業従事者の離農が今度は耕作放棄地の増加につながる。耕作放棄地の増加が今度は有害鳥獣の増加につながるという、この悪循環というものができてしまうということです。この悪循環により、有害鳥獣による農林水産業被害額は加速度を付けて大きくなり、有害鳥獣の被害に遭った人たちは、精神的につらいと思う農業従事者も加速度を付けて多くなる。この悪循環が更に大きな大きな悪循環を生むという状態になっていくということです。

これも農林水産省のホームページの地域社会農村地域の現状と課題、鳥獣被害対策の取り組みによると、「鳥獣被害は収穫の被害を受けることで農業者の営農意欲を低下させること等により、耕作放棄地増加の一因ともなっています。同時に耕作放棄地の増加が更なる鳥獣被害を招くという悪循環を生じさせており、被害額として数字に表れる以上に農村の暮らしに深刻な影響を及ぼします」というふうに書かれています。よって、この悪循環が更なる悪循環を呼ぶということは

大変なことなんだろうなというふうに思います。

四つ目は、志布志市の有害鳥獣の被害は、他の自治体と比較して、より多くの人に関係するという基幹産業であるということの意味で深刻です。なぜなら他の自治体と比べ、志布志市は1次産業の割合が大きいからです。産業には1次産業、2次産業、3次産業というふうにあります。平成22年の国勢調査によると、日本全体で1次産業の就業者数の割合は4.2%です。それに比べ志布志市の1次産業の就業者数の割合は、これはなんと23.7%、全国平均の5倍以上となっています。したがって、それだけ有害鳥獣の被害は他の自治体と比較して、より多くの人に関係するということが深刻です。また、この点については、先ほどの市長に答弁にあったとおり、市長も「基幹産業は農業」というふうに答えておられますので、大事だろうなというふうに考えていることと思います。

今、四つの深刻性について説明しました。市長、このハンター確保のために、どういう方法で解決していこうと思いますか。

○市長（下平晴行君） これは今説明があったとおり、やはりハンターになるためには相当な経費が要するということがありますので、その実態をもうちょっと詳しく調べて、いわゆる、どうしたらハンターが増えるのか、そこ辺も含めて内部で協議を調査・研究をしてみたいというふうに思います。

○1番（久井仁貴君） これについては僕もちょっと考えました。大体二つの点が僕は思い浮かんだんですが、ここは単純に報奨金を上げる。そうすることによって数が増えると、先ほども説明したとおり、今はボランティア状態であるということから、今からやろうという人たちがなかなか現れないということで、狩猟者の利益というものにつながれば、これは一つの解決策として狩猟者の増加につながるだろうなというふうに思います。

もう一つは、免許取得の金額によるハードルを下げて、初めての狩猟者の不安と過度な恐怖を取り除くことによって狩猟者を確保することも大切なのかなというふうに思います。

狩猟免許の補助をすることによって、狩猟者の増加につながると、狩猟には猟銃で狩猟するのも、わなを仕掛けるのにも、これは免許というものがいります。この免許にもお金がかかる。これが一つのハードルとなり、狩猟者の減少につながっています。よって、狩猟免許の補助をするというのも、これは狩猟者の増加につながるだろうなというふうに思います。

また、狩猟取得者、免許を取得した方に1回狩猟の経験の機会をつくるということも大切なだろうなというふうに思うからです。経験していないということは、何事も少しの不安とか、怖さというものを感ずるからです。

ここで長野県のハンター養成学校の取り組みを紹介しようと思います。長野県は「野生鳥獣による農林業の被害を防止するため、加害鳥獣の捕獲対象は、重要かつ必要不可欠な被害対策であります。近年、狩猟者の高齢化や若年層の参入の減少等により、近い将来捕獲者の不足により、加害鳥獣の捕獲ができなくなることが考えられます。そこで、狩猟経験の浅い人や狩猟と鳥獣の捕獲に関心を持っている人を掘り起こし、野生鳥獣の適正な管理に必要な捕獲等に関する様々な

知識や技術を身に付けてもらう、長野県ハンター養成学校を開校し、野生動物に負けない地域づくりを欠かせない人材を養成します」という目的で、このハンター養成学校という事業が始まりました。つまり、狩猟免許取得者が平均60歳以上となってしまった現実を受け、このままでは10年後、20年後には更に高齢化が進み、もうどうしようもなくなってしまうということを危惧して、若い人たちに狩猟者となってもらうために、このハンター養成学校というものを始めたそうです。これは平成26年度から始まっています。これは内容なのですが、入校条件を設けています。長野県内に移住している者、現に住んでいる人たちで18歳以上の方というのと、修了後は地域の有害鳥獣捕獲従事者、または有害被害対策実施隊員として、野生鳥獣の捕獲活動に参加する意思のある者。そして、狩猟免許試験の受験資格があり、長野県が実施する狩猟免許試験を受験し第1種猟銃または、わな猟免許取得予定である者。狩猟免許を既に取得している者で、改めて基礎的な知識から学び直したい者としています。この長野県ハンター養成学校の取り組みの内容というものは、二つに分けられます。一つ目は勉強の部分です。二つ目は学校修了者を対象にした新人さんのためのOJT研修ということになります。

まず一つ目の勉強の部分というものが、これは五つに分けられていて、一つ目は法律に関するものです。やはり狩猟には法律が関係するため、まずは法律を学びます。二つ目にわなの実技訓練です。三つ目に有害鳥獣を捕獲した後の処理の仕方。具体的にはシカを解体するという事です。四つ目は狩猟、鉄砲の講習です。そして、五つ目がベテラン狩猟者の体験談の生の声を聞くということをやっていると。

そして、新人さんのためのOJT研修のことですが、猟友会のベテランの人たちと一緒に狩りに行ってもらいます。そこでまず、1回狩猟というものを経験してもらって、不安と過度な恐怖というものを取り除いてもらうという目的があるそうです。これは受講料はゼロ円でかからない。予算が平成29年で勉強に関してが300万円と、OJT研修に関して100万円付けられています。実際にかかったお金というのは、平成29年度で勉強に関してと、OJT研修に合わせて200万円弱だそうです。長野県は、こういう取り組みをして狩猟者の確保へとつなげているようなんです。もちろんこれは長野県、市の事業じゃないですからね。長野県、県の事業なんですけど、1回狩猟というものを経験してもらって、不安と過度な恐怖心を取り除いてもらうというOJT研修など、もちろん初めの勉強の部分もそうですけど、狩猟者、人材の確保の参考になればいいなと思って紹介させていただきました。

志布志市も猟銃免許、資格試験前に先ほどもありましたとおり、猟友会で事前に勉強会の補助を半額、1万円かかるところを5,000円ということで、結構なことだろうなというふうに思います。よって、免許取得の金額によるハードルを下げ、初めての狩猟の不安と過度な恐怖を取り除くことによって、狩猟者を確保します。

市長、ハンター確保のために報償金を上げる、今紹介したとおり、免許取得のための補助を拡大するというのと、初めての狩猟者の不安と過度な恐怖を取り除くために現役の猟友会と、初めての狩猟を、一緒に狩りに出してもらうという機会をつくるのはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは県の取り組みであるといっても、本当にそういう狩猟者を確保するためには何らかの形で取り組みをしていかなきゃいけないと思いますので、こういう一つの事例を参考にさせていただいて、内部で調査・研究をしてまいります。

○1番（久井仁貴君） おっしゃるとおり、予算もかかることですし、今の現状では、この解決方法以外になかなかないなど、もちろん予算がかからない解決方法を提示できればいいんですけども、なかなか無いなどというふうに思いました。

ハンターの確保についての問題点と、ちょっと長々と説明した深刻な部分については、何の反論もありませんでしたので、大事だなというふうに思っているということには変わらないと思いますので、前向きに検討していけたらなというふうに思います。

ちょっと時間もありませんので、二つ目の早期対応策について議論していければなというふうに思います。

今、少し重複する部分はあるんですが、イノシシ、たぬき、アナグマ、カラス等の有害鳥獣による農林水産物の被害、深刻化というものは広がっています。なぜ増加しているかという、二つの原因が考えられます。

まず一つ目は、2015年11月に発行された環境省の自然環境局の資料によると、1978年から2014年までで、イノシシが約1.7倍に拡大しているということです。その理由として、イノシシの生態が非常に繁殖能力が高いということ。ほぼ100%の雌が毎年妊娠して四、五頭産むということがあるということ。人家近くの里山に生息するというだけでも農業被害の拡大につながっているということです。

もう一つというのは、先ほど説明したハンターが少なくなっていることなんだろうなというふうに思います。深刻な部分というのは、先ほどと共通していますので、ここは少し割愛させていただこうというふうに思います。

では、これらの問題をどう解決していこうということなんですが、これらの問題は、今既にいる公務員の方々、耕地林務水産課が主になってくるのかなと思います。狩猟免許を取ってもらって、公務員ハンターを導入することによって有害鳥獣の被害を小さくすることができます。なぜなら、現状は猟友会の会員は、すぐに動けないということがあるからです。さっき言ったすぐ対応できないというところですね。それは猟友会の会員の方も個人で仕事を持っているからです。そのため被害が出たとき、すぐに行動に移せないということがあります。これは仕事があるんですから当然のことなんだろうなというふうに思います。やっぱり猟友会の方々に、今ボランティア状態の猟友会の方々に仕事を一時中断してお願いしますなんてことは、とてもじゃないけど言えないんだろうなと。ですので、今いる市職員に有害鳥獣の被害が出た時に、すぐに行動してもらおうと、そうすることによって有害鳥獣による被害は小さくなるんだろうなというふうに思います。

実例をちょっと紹介します。山口県萩市では、平成26年度から公務員、市職員による実施隊を導入、現在14名のうち狩猟免許10名所持、山口県では猿の被害が多いので猿のみに特化している

そうです。市民から被害の報告、出没情報があつた場合に、公務として猿の捕獲に従事するものです。また、公務員がわなを設置し、一定の成果を上げています。平成26年3月、関東農政局生産部生産技術環境課の資料によると、長野県小諸市でも、平成23年度から公務員の実施隊を導入し、「かつて野生鳥獣による被害が多かった菱野地区では被害が減少し、平成25年度の田畑への被害は報告されなかった。次年度以降も継続して取り組んでいきたい」というふうにされています。

志布志市も実施隊は、今年度平成30年度で11名、平成29年度で12名おり、免許を持った職員も2名ほどいるということですが、現状はやっぱり猟友会にお願いしているということがあると思います。

今、既にいる公務員に狩猟免許を取ってもらって、公務員ハンターを導入することによって、有害鳥獣の被害を小さくすることができるなというふうに思いますが、市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） これはいいことだというふうに思うんですが、やはり公務員としても、そういう猟銃を扱う、あるいはわなを扱うという、好きでなければ、これは自らが資格を取ろうという気持ちはないと思うんですが、今議員おっしゃったように、2名ということですけども、自らが積極的にそういうことに関心があるということであれば、そういうふうに取り組みができるというふうに思うんですが、こちらから職員に、この資格を取りなさいということではできませんので、自らが、そういう職員がいるかどうか、そこら辺も確認しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○1番（久井仁貴君） そういう部分もあると思います、不安な部分。好きかどうかというか、今現在もやっぱり公務員としての業務もありますから、その業務があるときに忙しい時に被害が出てしまつては、やっぱり業務もおろそかになってしまうということが、そういう可能性もあり得ることだなと。もう一つが職員の方が、ハンターというか狩猟に関しては素人だということもあげられます。やっぱり何事もですが、経験というものが、やっぱりものすごく大事になると。今いる職員で公務員ハンターを組織しても、はじめは素人集団ですから、なかなか実績を上げられないということもあるんだなというふうに思います。もちろん何事も、はじめからうまくできることなんてありませんから、公務員ハンターを組織して研修を積んで少しずつですが、捕獲なりに対応できればいいでしょうが、はじめのうちはなかなか難しいなという可能性もあります。

そこで、もう一つの解決策として、公務員のハンターの今度は専門職というものを採用することにより、被害の減少をねらってはいかがでしょうか。なぜなら安定的に有害鳥獣に対処できるからです。実力と実績のあるハンターさんを公務員の専門職として採用することによって、常勤ですぐ出勤できる体制にしておけば、すぐに対応することもできます。先ほどと同じく、現状は猟友会の会員というものは、すぐに動けないということがあります。猟友会の会員さんも仕事を持っているからです。公務員ハンターを専門職として新たに採用することで、すぐに行動すると、定期的にわなを仕掛け見回りをする。こうすることによって有害鳥獣による被害は解決します。

また、なかなか今の現状では想像しにくいですが、被害が無いという場合に関しては、通常の

業務をやらせてもらえばいいわけで、採用の無駄というものは無いのかなというふうに考えます。

また、第3次職員適正化計画によれば、平成30年度では326名の職員を予定しているが、現状は317名です。公務員ハンターの専門職採用も問題はないのかなというふうにも考えますが、先ほど述べた不安材料というものは、こっちの対処策であれば、今の業務が増えてしまうということも、素人による不安というものも無いのかと思いますが、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 急な質問で、今どうこうと答えることができませんので、そこら辺も含めて調査・研究をしてまいりたいというふうに思います。

○1番（久井仁貴君） はい、分かりました。

まだ幾つかあるんですが、時間がありませんので、もう一つだけ。もう一つの解決策として、本格的に有害鳥獣被害対策実施隊制度というものを利用して、より積極的に有害鳥獣捕獲に取り組んでくれる方を市の非常勤職員として採用すること。この非常勤職員というのは、消防団のようなものを想像していただければいいんですが、有害鳥獣被害が出たときに出勤してもらい、消防団のように日当も出すと。そして、今までと同様、成果報酬も出す。消防団と同様に、ここには志布志市の公務員も有志で入ってもらいます。消防団同様に人数が多くなりすぎなければ、原則誰でも入れるようにします。人選に不平不満が出ないように誰でも入れるように。これは、さっき説明した山口県萩市と、さっきの長野県の小諸市も最初は公務員のハンターさんを導入していたんですが、結局今言った非常勤、消防団のような、こういう組織を編成しているという状態にあります。

この優遇措置というものがあまして、公務災害の適用もあります。これは実施隊員のうち、民間の隊員については非常勤の公務員となり、「災害による補償を受けることができる」とされています。

また、活動経費に対する特別交付税措置もあり、市町村が負担する実施隊の活動に関わる経費については、その8割というものが特別交付税措置とされています。よって、本格的に鳥獣被害対策実施隊制度を利用して、より積極的に有害鳥獣捕獲に取り組んでいる方を市の非常勤として採用することで有害鳥獣による被害を小さくすることができると思いますが、市長、この制度を導入する考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり実際やっているということでございますので、その実態を調査・研究して取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（久井仁貴君） はい、ありがとうございます。

二つ目の早期対応策については、これくらいで。

三つ目の予防対策についてなんですが、少し時間が無いんですが、今、志布志市は電気柵というものをやっていると思います。この電気柵について補助の内容を教えてください。

○農政畜産課長（重山 浩君） 電気柵につきましては、主に事業費の3分の1ですが、1基当たり上限2万5,000円を支援しております。

○1番（久井仁貴君） はい、ありがとうございます。

この件に関しましては、行政側も有害鳥獣被害に遭わないための予防について、しっかりと考えているという結果なんだろうなというふうにも思います。

しいていえば、この電気柵というのは安全面とか、知らないという方もいますので、広報活動に力を入れていただきたいなということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、久井仁貴君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

18日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時35分 散会

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成30年9月18日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

八 代 誠

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（18名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	7 番 八 代 誠
8 番 小 辻 一 海	9 番 持 留 忠 義
10 番 平 野 栄 作	11 番 西江園 明
12 番 丸 山 一	13 番 玉 垣 大二郎
14 番 鶴 迫 京 子	15 番 小 野 広 嗣
16 番 長 岡 耕 二	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行

欠席議員氏名（2名）

6 番 野 村 広 志	20 番 福 重 彰 史
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学校教育課長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	茶業振興推進監 樋 口 雅 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） 改めまして、こんにちは。微妙な時間で、おはようございますから、こんにちはに変わる時間帯ということで、本日のトップバッターです。時間も長くありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、近年大規模な災害が毎年のごとく発生しております。豪雨、台風、地震と内容は様々でありますけれども、これを見ますと自然の脅威、これには驚かされるばかりで、我々人間としては非常に太刀打ちができないんだと本当に痛感をする思ひです。

それともう1点は、やはりこういう自然災害に対しては、立ち向かうのではなくて、やはり避難する、自分の身を守る。この体制の確立が今後急がれていくのかなというのを感じました。

これまでの災害で多くの方々が被害を受けられ、また犠牲者が出ております。これらの方々に對しまして、被災されました皆様方に改めてお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興と日常生活が取り戻せることを願ひたいと思ひているところです。

それでは、通告に従ひまして、質問に移らさせていただきます。

久しぶりに環境行政というものについて質問するんですが、今回この環境行政について思っている点というのが、これまで当市においては、環境面については全国トップクラスのリサイクル率等を誇って推進してまいっておりますが、我々のごく身近な所で不法投棄が後を絶ちません。今回発端となったのは、ほんと家の近くの200mぐらいの所なんですが、市道の交差点付近、そして側溝のすぐそば、そこに人から見えるようにコンビニの袋に入れて置いてありました。いつものことで拾おうかなと思ひて拾いかけたんですが、そしたら、ちょうど近くで草取りをしていらっしゃる方が、地主さんなんですけれども、その方が「この頃、毎回のようにある」ということを聞きました。ああそうなんだと、私もたまたま散歩をした時に見つけたもんですから、そういうのを聞きましたもんですから、とりあえずちょっと置いておこうということで、一定期間置いていたんですけれども、そうすると、また2個と増えております。そして、次にまた見てみると、1個に減っていたもんですから、あれ誰か拾ったのかな、でも1個余っているよねと思ひて側溝を見たら、側溝に落ちておりました。天気も不順な中だったもんですから、これで天候が悪化する

ると側溝に入ってしまったって、また河川に流れていくのかなというのを危惧して拾ったんですけども、その後も定期的にある程度の期間を置いて、多分昼食後のものだと思います。コンビニ袋に入れたものが、その場所に置いてあるんです。一方では、一生懸命回収して、中には分別をして洗浄して洗う方もいらっしゃる反面、誰か人が拾ってくれるだろうということをあてにしてか、そういう形でごみのポイ捨てをしている方もいらっしゃる。この格差というものは非常に大きいよねと思ったところでした。

ほとんどの市民の方々というのは、本当自分のごみは自分で適正に処理して、かつ「おじゃったもんせクリーン大作戦」とか、「マイロード大作戦」等において、市道あるいは地域のごみを回収して、それを適切に排出をしていらっしゃる。そういう方がほとんどだと思います。ただ、その中でも、そういう形でごみのポイ捨てをしている方、それも人をあざ笑っているかのごとく同じ所に毎回捨てていらっしゃる。どういう気持ちでそういうことができるんだろうかなと思ったことがきっかけで、この質問を今回取り上げてみたいと思っております。

それとまた、本市においては合併前からごみ分別、ごみ問題、これには先駆的に取り組んでいった自治体でした。それが十数年経過しても一部の方々については、そういうことが継続して行われている。この点を何か改善できないだろうか、もう1回市民の皆様方も一緒になって考えていただきたいなという思いで質問をいたします。

本市においては、平成20年4月1日から環境基本条例が施行されまして、翌平成21年10月1日からポイ捨て防止条例も施行されております。施行から十数年が経過しようとしていますけれども、施行当初と現在では、その背景、そういうものも若干変化してきていると思います。

そこで、まず現時点において当局で把握していらっしゃる不法投棄の現状及びポイ捨て防止条例施行規則にもあるまち美化推進指導員、あるいは担当部署による違反者の検挙というんですかね、違反をされた方々の該当件数、そういうものがお分かりでしたら、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平野議員の質問にお答えします。

この条例は、空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等、ポイ捨て防止を図るため、平成21年3月議会で議決していただき、その年の10月から施行をしております。

不法投棄の現状については、環境パトロールでの回収量を平成21年度と平成29年度を比較してみますと、約60%減少している現状から、ポイ捨ての量としては少なくなってきているのではないかと考えております。しかしながら、いまだにポイ捨てはなくなっていないことから、今後も取り組みを進めていかなければならないことと考えております。

条例第9条による5万円以下の過料を徴した例は過去ございません。ただ不法投棄者が判明した場合は、呼び出して注意指導を行ったりは、今年度に入って10件、平成23年度からは157件でございます。

○10番（平野栄作君） 10件、本年度あったということ、これまでは157件ということで、これが多いのか少ないのかというのは、それぞれなんだろう。私、今回こういうのを出して、罰則

を強化しなさいという意味で、これを質問しているのではないんです。やはり、このごみ問題というものについては、お互い一人ひとりが真摯に取り組んでいかなければならないし、我々が生きている限り一生涯つきまってくる問題でもあります。

ということで、やはりどうしても人は忘れていきますので、途中途中やはり意識を高めるためにも話題にあげた方がいいのかなと思っております。

今、件数とかがありましたが、これまでこういう摘発というんですかね、発見した例、発見に至っては中身を見て住所等が分かったというようなことだろうと思いますけど、この中で最も悪質だと思われるようなものがあれば、どういうものがあるのか、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○市民環境課長（西川順一君） おはようございます。

今回、平成30年度に入って、1件ではなくて10件ございます。

悪質と申しますか、例えば分別をせずにごみステーションに出している件とか、あるいは、それはそんなに悪質ではないんですけれども、谷底に指定ごみ袋以外の物で人の山に捨ててあるというような、そういうような事例もございます。そういう物については、中身をちゃんと確認し、それが分かったら、その本人を呼び出しているというような現状はございます。悪質と申しましたら、そういうものがございます。

○10番（平野栄作君） それでは、近隣市町村の袋で出されるとか、1か所に大量に不法投棄をする。そういう現状というのは無いという形でもよろしいんですかね。

○市民環境課長（西川順一君） 隣の町の袋で、指定ごみ袋で捨てられているというケースもございます。それについても、市内で発見された物については、しっかりと対応したいと思っております。

また、大量に捨てられているというような所もございます。それは産業廃棄物、例えば、家を取り壊したごみをどこにか仮置きしているとかいうようなことも、本人さんに言わせるとそうなんですけれども、やはり長時間あったりすると、それについては県と連携をとって指導、注意をしているというような状況でございます。

○10番（平野栄作君） このごみ問題は、やはり一人ひとりの意識の違いから、いろんな形で捨てられる方がいらっしゃるようです。特にまた、道路の周辺であれば環境パトロールの方々が回収するんでしょうけれども、よくよく見てみると、我々の多面事業で管轄しているほ場地域においては、本当、法面の下の方に捨ててあるもんですから、それと特に冬場、伐採した草を焼いたりして、その中から燃えかすが見つかるということで、本当どれぐらいの人が捨てているんだろうかなというのを本当危惧するところです。

話は変わりますがけれども、アピアの前の集合収集がありますけれども、今年度からその前夜に昼間と夜にかけてパトロールを実施するようになっていると思いますけれども、そのパトロールの状況というのはどうなんでしょうか。

○市民環境課長（西川順一君） この前の15日の日の土曜日でも第3土曜日というようなことで、

その前日の午後4時から夜の10時まで職員、そして衛生自治会の方、五、六名でパトロールをしております。

その中で、その時間帯に持ってこられた方が二人ほどいらっしゃったと、その時間帯にですね。二人ほどいらっしゃったということで、「時間内に7時から13時までに出してくださいね」ということで注意をしたというようなことをごさいますて、昨日がそういう例でございました。6月から11月まで、いわゆる計画ですけれども、そのような状況で最初に比べたら、だんだんそういうのは少なくなってきたというような状況でございます。

○10番（平野栄作君） 初めての試みということで、私なんかは11月に当番があるみたいですので、今の現状がどうなのかなと思ってお聞きしたところでした。

もう1点なんですけれども、このパトロール員としては、市の衛生自治会の評議員が当たっているということになるんですが、このポイ捨て防止条例の施行規則には、まち美化推進指導員というのがありまして、市民か、あとは職員かというような形でうたってありますが、なぜ、このまち美化推進指導員として活用されなかったのか、その理由を教えてください。

○市民環境課長（西川順一君） その推進員につきましては、今この環境政策部門に属する職員をまち美化推進員として任命しているような状況でございます。まだ他の市民にまで、推進員をお願いしているというような状況ではございません。今、まち美化推進委員、これは職員なんですけれども、職員を1人配置をしまして、その指導に当たっている。そして、他にあと四、五名の衛生自治会の評議員も加わっていただいて指導をしているというようなところでございます。

○10番（平野栄作君） この施行規則の中の第1条第2項には「指導員は職員及び市民のうちから市長が任命し、又は委嘱する」というふうになっていますよね。なぜこれをもうちょっと活用しないのかなと思うんですよ。衛生自治会という組織もあるわけですよ、その中の理事でもいいです。そういう方々を年間を通して、こういう役割を果たすことによって、各地区でも活動ができると思うんですよ。なぜこれをなさらないのか、そこをちょっとお示してください。

○市民環境課長（西川順一君） この点につきましては、非常にちょっと厳しい場合も想定されるのかなというようなこともありまして、一応今のところ職員にだけこれをしているところです。

今後につきましては、このポイ捨て条例を更に有効的な条例として発揮するために、そのようなことも、今御提案のあった、そういう方についても今後お願いしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） いつも思うんですけど、せっかくの条例が条例として機能してないのかなと、せっかくこんだけうたってあって、身近にですよ、今は防犯パトロールなんかでステッカーを貼って回っていらっしゃる。それとあと、シルバー等でポイ捨ての回収業務等をしていらっしゃる。そういうので環境のステッカーを貼っていますよね。ああいう物を地域の方々の車両にもちょっと貼って、地域は自分たちできれいにしましょうよとか、そういう形。

そして、これ捕まえる、過料を課すということになると大変抵抗があると思いますけれども、やはり地域の実態を把握する。そういう意味合いからもですよ。

それと各地域で、多分ポイ捨ての多い所があると思うんですよ。だから、そういう所を言えば情報をもろう、そういう意味からも機能すると結構役立つんじゃないのかなと思うんですよ。ただ、なぜこれを、せっかくこの中に定めていらっしゃって活用していないかという、多分経費的な問題だと思うんですね。でも実際ですよ、衛生自治会という別組織があって、衛生自治会は資金はありますよね、結構。その中で衛生自治会の事業の中にも、そこの経費から支出するのはどうなのかというのは、またちょっと検討しないといけないんでしょうけど、やはり、これを機能化させていくためには、そういう財源等も検討しながらやっていけばいいんじゃないですか。せっかく日本一という形でやってきているのに、本当実態は日本一なのかな、取り組みは日本一なのかな、結果として日本一のものを出ているけど、取り組み自体は最初旧町時代に取り組んだものが、そのまま継続してやっているだけじゃないのかなという、非常にそういう気持ちがあるんですけども、市長、そこあたりどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、それに関わる衛生自治会等々を活用していくべきだというふうに思っております。

それと、お話にありました地域で自分たちの地区は自分たちで守るんだと、そういう取り組みをすることも大きな意義があるんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺をもう1回原点に戻って取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） やはりこの問題というのは、本当に一人ひとりの問題です。また地域においては、不法投棄をされやすい場所とかがあって、そこには大量に捨ててある。そして衛生自治会の方でも、一応注意喚起の看板等を掲げていますけれども、なかなか少なくなっていないのが実情であります。ですから、やはり、自治会、そういう小さな組織の中でも、こういうものが日常話題となるように取り組まないといけないのかなと思っています。

それと今資源ごみの搬出については、ほとんどの方々が適正に分別して出していらっしゃると思いますけれども、若干焼却の跡、そういうものもあります、実際。でも、ここについても「焼却はいけませんよ」という言葉自体も聞かなくなっている。そういうことも若干懸念しているところなんです。ですから、やはり原点に戻って、何が今必要なのか、最初取り組んできたところからもう一回見つめ直して、我々がやるべきこと、やってはならないこと、そこをもうちょっと事細かに定期的にでも発信をしていけば意識の高揚にもつながっていくのかなと思います。

その点、市長、最初から環境行政には携わっておられますので、非常にこの問題については詳しいと思います。今後の環境行政についての取り組みの中で、また、そういう形での周知喚起、また新たなPR方法とか、今後考えていかれると思いますけれども、市長はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 最初取り組んだ、その背景は、やはり美しい地球を次の世代へという、いわゆる現状でいいのかと、今おっしゃるようにリサイクルの目的、やはりそれを原点に戻ってしっかりと市民の皆さんにも再度お伝えしていくと、そのためには広報等を利用して取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ぜひですね、やはり周知、これを繰り返すしかないのかなと思います。

それと、後でまた述べますけれども、やはり地域のあらゆるものを活用しながら取り組んでいかざるを得ないのかなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、これはちょっとお尋ねなんですけど、基本条例の第4条第5項かな、「市は環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」とありますけれども、具体的に「財政上の措置」というのは何を指しているのか、ちょっと教えてください。

○市民環境課長（西川順一君） 環境基本条例の第4条というようなことで、これにつきましては不法投棄はもちろんですが、各いろいろな環境に関するそういうごみ収集とか、そういう全てのもろもろのことについてのそういう位置付けをここに基本というようなことで記しているところでございます。

○10番（平野栄作君） はい、分かりました。

なぜこの質問をしたかという、家電等が不法投棄されているんです。でも、それをどうすればいいかと尋ねたら「見つけた人が処分してくれ」と言われたんですよ。そうした時に、こういう条項があるということは、そういうところについても予算措置が講じられているのか、でもこれを公にすると、多分また変な方向に行くといけないと思うんですけれども、そう感じたものですから、ただ、山林とかそういう所に行くと、自転車であったりテレビであったりという物が捨ててあります。さっきも言いますが、我々の水田の所のある一角にも、もう5年来そのままの状態テレビが置いてあります。動かせない状況であるんですが、こういう家電品等の不法投棄についての処理、これについては今まではどういう形で対応されていたんですか。

○市民環境課長（西川順一君） そういう私的な土地に捨てられているというような所については、やはり自分の土地の管理上、自分でやってくださいねというふうにお願いはしてきました。ただ、そういう道端とかいうような所にあるような物については、こちらで回収をして、しっかりと法にのっとって処理をしてきております。

ケースバイケースがあります。それについては、こちらも市民に大きな負担の無いような、しっかりとこの美化という、ポイ捨て防止という観点から十分話し合いをしていって対応をしてきているし、対応していきたいというふう考えております。

○10番（平野栄作君） これは全額、市が負担とかというのは、なかなか厳しいと思うんですよ。1か所認めてしまうと、ほかどんどん出てくると思いますので、そこらあたりはケースバイケースということで届けというか、相談があった時には相談に乗ってあげて欲しいなと思います。でないと、なんというか、自分の土地に置いてあって、自分がそれをお金を出してまで処理をしないといけない、すごく矛盾を感じるんですけれども、そこらあたりについては、やはり経費もですし、これが市全体に広がっていくと相当な予算になると思いますので、そこらあたりについては、市民からの相談に今後も乗ってあげていただきたいなと思います。

それでは、2点目なんですけど、この2点目については、事業所の責務ということで質問しているんですけれども、結局は我々家庭で出るものは家庭で処理する、事業所で出るものは事業所で多分適正に処理をしないとというようなことで、基本条例の中と、あとポイ捨て防止条例の中に二

つに分けて企業の責務というのがあって、どっちかという、ポイ捨て防止条例の方がやわらかい言葉で責務を、こうなさいよというのをうたっているんですけども、我々も勤めれば、会社の支配下というか、そこの中に入るわけなんですよ。そういう企業がたくさんある。今ほとんどの方々が、そういう形で、農業を除いては、ほとんどの方々がそういう形で仕事をしていらっしゃる。そうになっていくと、そういう事業者の方々の御理解もいただきながら、ただ、その事業者のごみを適正に処理しなさいよという意味合いだけではなくて、そこにいる従業員の方々もポイ捨てはやめましょう、家庭でのごみは適正に分別して出しましょう。そういうことを周知していただくことによって、相当数の方々に対して行き届くのかなというのを思ったんですよ。

いろいろ最初は書いていたんですけども、この中身はいいと思いますので、多分そういうことだと思えます。それで本市としては、事業者への責務としては、どのようなことを求めて、そして、どのような協力依頼をこれまでしてこられたのか、そこだけお尋ねをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 内容については、このポイ捨て条例の第5条で、今おっしゃったとおりでございます。

具体的には、例えば従業員のポイ捨て防止教育の取り組みとか、それから自動販売機等を設置する所であれば、しっかりと、その隣に飲み終えた空き缶を入れるかごを設置するなど、そういう今おっしゃったような事業者の取り組みは、大変必要であるというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 今市長がおっしゃった、ポイ捨てへの取り組みとか、自動販売機への空き缶を捨てる場所の設置、そこを要請しているということでもいいんですか。要請しているんですね。

○市民環境課長（西川順一君） 今そういうことを事業者にはお願いしているかということですが、具体的な要請活動というところについては、平成25年8月に1回、そういうことはやった記憶がありますけれども、それ以降毎年やっているということではございません。

○10番（平野栄作君） 読んでみますね、事業所の責務、ポイ捨て防止条例第5条です。「事業者は、その社会的責任を認識し、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない」、非常に大きく包んでありまして、なかなか中身が見えづらいんですよ。他の自治体についても、どういう形で作っていらっしゃるのかなと思って、いろいろネットで検索をしてみました。そうしたら、たまたま相模原市の「ごみ散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」というのがヒットしまして、その中の事業者の責務、第5条なんですが、「事業者は、きれいなまちづくりの推進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺地域において行われる美化活動等に協力するよう努めなければならない。」第2項に「飲食物等、その製品またはその製品の容器、もしくは包装が、ごみの散乱の原因となるおそれのあるものを販売する事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、消費者に対する意識の啓発等を行うよう努めなければならない。」そして、3項目として、「市が行う施策に協力をしなければならない」と。非常に具体的に、かつ要点を集約した形で、これだと事業所の責務というのは非常に分かりやすいのかなと思うんですが、どうでしょうか、こういう形に改めて、もうちょ

つと。改めなくてもいいんですけれども、やはりこういう形で事業者にもコンビニであっても、今見てみるとコンビニの袋に入れたまま捨ててあるということは、それを拾う側はですよ、またコンビニの袋だと、非常に悪いイメージを持つわけですよ、その業者に対しても、どこの店かは分かりませんが。そういうのを回避するためにも販売店がやはり自助努力をしながら、うちのものについては、ポイ捨てはやめてくださいねというような啓発をしていくことが、少しでも減少につながっていく、そういう要因になればいいと思うんですけれども、どうでしょう。

○市長（下平晴行君） ただいま紹介いただきました相模原市の第5条は具体的に指示がしてあります。そういうものを参考にして、本市も取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 要は、どうやったら意識を高められるかということになると、一方じゃなくて多方面からの啓発というものが必要になるんじゃないかなと思います。そういう意味合いの中で、日常物品を買う所でもそういう啓発をしていただく。そして勤めている事業所でも、そういう形での事細かな取り組みをしていただくことによってレベルは相当上がっていくんじゃないかなと思っております。

それともう1点なんですけれども、第8条というところに、「重点地区の指定」というのがあるんです。これは多分ごみ捨ての多い所、そういう場所を特に指定としてあると思うんですけれども、「市長は、きれいなまちづくりを推進するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止を特に積極的に図る必要があると認める地区を、空き缶等散乱防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる」と。

そして、第9条で「重点地区の変更等」とありまして、「重点地区を変更し、又はその指定を解除することができる」、これって結構面白い取り組みじゃないかなと。結局、市長が指定して、改善されれば市長が取り消すことができる。それと、1回指定されると、やはりその地区の市民は、あまりいい指定ではないですよ。この地区って、やはり努力をするんじゃないかなと。そういう意味合いからも、ただ条例があるだけではなくて、みんなが取り組んでいくような方向付けをするような条例でないと、本市の条例を見て、環境問題をどうのこうの言う人はいないと思うんですよ。ポイ捨てを改善しようとする人はいないと思うんですよ。せっきくの条例ですから、これを有効に活用して取り組みやすくするような方向に、やはり市は持っていけないのかなと思うんです。

ですから、せっきくある条例をより具体的にかみくだいた形で地域にもお示しをしながら、そしてまた、こういう指定をすることによって、住民の危機意識も高まると思うし、またそこに対して改善をみんな考えていこうという機運にもつながるような気がするんですけど、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、第8条では重点地区の指定、そして、それがうまくできたら、第9条で変更、解除というような取り組みをしているようであります。まさにそういう形で市民の皆さんが実際頑張ったら、この指定、いわゆる重点地域じゃなくなるんだと、

そして解除できるんだという、そういうことを含めて市民の皆さんに、その条例を設置することで理解が得られるんじゃないかなというふうに感じたところでもありますので、そこら辺は内部で十分検討して対応してまいりたいというふうに考えてます。

○10番（平野栄作君） よろしくお願ひします。

といっても、やはり市民一人ひとりの意識の持ち方ということと、それと市外の方が市内を通られるときに、やはりそこにどうやって啓発を高めていくかということ、そこをもうちょっと具体的にやっていっていただけたらなと思います。

それでは、3番目なんですけど、取り組みから10年というような形なんですけれども、この取り組んだ時点からすると、人口も減少してきております。そしてまた、少子高齢化という形で、高齢化も進展してきております。そういうものが背景にある中で、やはり、こういう条例等についても、少しずつその背景を生かしたものにしていけないといけないと思います。

まず、今回我々も選挙戦ということであちこち歩かせてもらいましたが、やはり高齢化によりまして、ごみの持ち出しというんですか、家からごみステーションまで持っていく、自治会においては大体1か所にごみステーションが置いてあるんですが、今は自治会についても非常に広域というか、前みたいに小さい所に自治会としてまとまっているんじゃないかと、あちこち点在して、結構他の集落の中に他の自治会員がいるというような所も見受けられます。そうなっていくと、ごみステーション自体が自分の集落のごみステーション、何百m先にあるんだけど、隣の集落の、そこ50mの所にある。だけれども実際捨てられないんですよね。自分の所に持っていかないといけない。ただ、そうしますと衛生自治会としては自治会で作っておりますが、大きな枠でいくと、市の衛生自治会の中の各集落の自治会ということになります。そうすると、やはりそういう時代背景を受けて、同じ衛生自治会に属していれば共有できるようなシステムというものも、これはすぐやれということじゃないんです。早い段階でどうやったらそういうものが構築できるか、そういうことも考えていかないといけないと思うんです。

ですから、そういうことも考えた形で、それをまた条例化していく、そういう取り組みも必要ではないのかなと思うんです。実際これがあと5年したら高齢化率が改善するということはないわけですよね。高齢化率は、このままでいくとどんどんどんどん進展していきます。あとでは、それを阻止するという質問があるんですけども、そういうのを見据えた中で、やはりそれに合わせた形で、こういう条例というの、やはり見直しをかけながら、そして、その条例以外で動いている衛生自治会の組織の中の動き自体も、そういうのを見据えた形で、また何らかの取り組みをしていく。そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるようにポイ捨てをしないためには、そういう近い所に出せるような、それも一つの考え方かなと。そこら辺は総体の衛生自治会員の取り組み、そして地域の、集落の取り組み等がありますので、その辺は十分検討していかなきゃできないだろうというふうに考えておりますが、それは一つのいい考え方でもあろうかというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） これは現に市民の方がおっしゃったんですよ。本当、相当離れているみたいで、いつも車で持っていかないといけない。なんだけど隣にあるんですよ、集落が違うということで、衛生自治会の縛りの中で捨てられない。だから、そこは同じ衛生自治会、大きくみれば市の衛生自治会の中にあるのであれば、そこらあたりは名簿上の整理とか、この人は、ここに捨ててもいいよとかいう理解が得られれば、衛生自治会の経費というのは自治会に入ってもいいかもしれませんし、そういう中で改善されていくと思いますので、そこについては、すぐということは難しいとは思いますが、やはりこういうものも議題に乗せていただきたいなと思います。

それと、もう1点なんですけど、今「おじゃったもんせクリーン大作戦」とか、「マイロード大作戦」とか、いろいろ実施をされておりますが、当市においては、こんだけ環境と言っている割には、環境の日というのを大きく設定はしていないんですよ。「ごみゼロの日」で、この日が環境の日当たるのかなと思うんですけど、この時にグラウンド・ゴルフ大会等が開催されております。

ただ一般の市民について、もうちょっとPRをできるような、そして、全市的に取り組めるような日として展開をした方がいいのかなと思って、できれば、そういう環境の日、志布志市版の環境の日というものを設けると。そして、市か衛生自治会が主体となって、市全域を網羅するような取り組みをすると。これは一つの案としまして、5月30日に、いろいろ大会もされておりますので、5月30日は「ごみゼロの日」でもありますので、この日を環境の日として制定して、それと6月が環境月間になっています。6月5日が環境の日だったですかね。環境の日を5月30日として、6月5日までを志布志版の環境週間とかいう形に位置付けるとか。そういうことで特にまた、この環境週間については、ポイ捨て防止の情報等の共有、そして防止策をどうするか、そういうものを各自治会、校区で検討してもらおう。そして、より積極的にこの環境行政を進めていくのも一つ必要ではないか。そういうことで対外的にも志布志市の取り組みというのは評価が高まっていくのではないかなと思いますけど、そこについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、やはり環境の日がいつになるか分かりませんが、そういうのを設定することで、市民の皆さんの意識啓発が図られるんじゃないかというふうに思っております。そのことについても内部で十分検討してまいりたいと思います。

○10番（平野栄作君） 6月5日は、全国的な環境の日ということですよ、確か。私もちょっとうっかりしておりました。そういう形で取り組むことによって、志布志市がこんだけやっているんだよというのが見えると思うんですけども、なかなかそれが伝わってこないのかなと。そうすると、通過される方々についても、目に見える看板としては「ポイ捨て防止条例制定のまち」というのが広域農道、大明橋の大崎側に1か所あって、あと広域農道にあと1か所どっかあったと、字尾の交差点でしたか、あの辺にあるぐらいで、全く看板自体も小さいし、本当にせつかくこれだけやっているのにPRが不足しているんじゃないかと思いますので、ぜひその点については頑張って取り組んでいただきたいなと思います。

それと、この項目の中で最後となるんですけども、教育問題になります。

教育長にお伺いしますが、この環境行政というのは、先ほどから言いますように、人が生きていく中で生まれてから死ぬまでつきまとう問題でもあります。単に、ごみなんですから、今このごみが環境に与える影響というのは非常に大きくなっておりまして、今世界中で問題化されております微細プラスチックごみ、これが海洋生物におきましても多大な影響を与えており、それがまた回り回って我々に影響を与えていくというふうに考えますけれども、そういうところまで発展しております。

今後においても更に利便性の向上ということで、更なる新しい包装、そういう容器等が開発をされ、その中には環境に優しいものも登場してくると思いますけれども、我々一人ひとりの意識の持ち方によって、取り扱いで大きな差を生んでくるんじゃないかなと考えております。

そこで今後、社会を担っていく現在児童生徒の皆さん方に対して適切な学習の場の提供が必要だと感じておりますが、現状の環境学習の在り方と成果、それをどういう形で認識していらっしゃるのかお尋ねをさせていただきます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における環境教育の取り組みについて御答弁いたします。

志布志市の教育行政におきましては、環境教育を重点施策として位置付け、各小・中学校で積極的に推進しているところです。

校内におけるごみの分別をはじめ、社会科や総合的な学習の時間、地域やPTAとの合同による清掃活動、祭り翌日のクリーン作戦や海岸清掃などのボランティアなど、学校内外で体験活動を伴いながら幅広く学習しています。このように、各学校が地域と協力しながら、環境教育を確実に実践することで、自然保護や環境保全への意識が高まり実践につながっていくものと考えています。

また、ごみの投げ捨てが良くない行為であることについては、環境教育で学ぶことであると同時に、道徳科でも学ぶ内容であります。今後は、道徳科の視点から善悪の判断ができ、自然を愛護する児童生徒の育成に努めてまいります。

○10番（平野栄作君） 一生懸命やっという事で安心しておりますが、やはり子供たちが、これはどうなのかよく分かりませんが、親が子供たちを教育をするんですけれども、逆に子供たちから親が教わらなければならない部分ができつつあるのかなと。この点については非常に危惧を感じているんですが、本市においては、そういう事例が無いとは思っているところです。

ところで、環境基本条例の中の第10条の中に環境学習の推進等ということがあります。これで市は特に児童及び生徒の環境学習及び環境教育の推進を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとするんですが、具体的にはどういうことを指しているんですか。学習時間を明確に定めるとか、学習の時間を何時間するとか、そういうことなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 基本条例の中の第10条の件ですけれども、これは、たぶん市の環境教育、市民環境課の環境衛生係等が各学校に行き、ごみ問題のことについてとか、そういうことについて具体的に指導する、そういうことが主な内容だというふうに理解しております。

ただ、教育委員会の立場でいいますと、環境教育というのは、先ほど議員言われましたように、市民一人ひとりが一生考えていかないといけない問題でありますので、学校で教えるべき内容というのは様々多岐にわたっておりますけれども、子供たちがごみ問題について、まず基本的なことを理解するというと同時に、やっぱりごみを捨てない、ごみを拾う、そういう子供を育てていくというのが大事なことでありますので、市当局の市民環境課の立場からの指導と、それから、それぞれの学校における指導、この両方が相まって、この環境教育を進めていこうというのが、この基本条例の主な趣旨だというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 子供たちがしっかりと環境学習してもらって、社会に出ても、この志布志市で学んだ環境に対する取り組みを、焼却施設がある所については、また若干違った取り組みになるのかもしれませんが、やっぱり基本とすれば、この志布志市の取り組みというのがベースになっていければ、そしてまた率先して、こういう環境問題をリードする、そういう人になっていただければ有り難いなと思っております。ぜひその方面については、今後もより一層の取り組みをしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、一応環境の方はこれで終わりました、2番目の指定管理施設の運営についてということに移らせていただきます。

現在、市の指定管理施設を運営する団体については、NPO、特定非営利活動法人、それと株式会社、有限会社、公益財団法人、社会福祉法人、公益社団法人、それと有明だけですけど公民館等があるわけなんですけど、指定管理者制度については、市が設置した公の施設の管理を市の出資法人や公共的団体に限らず、民間事業者等にも行わせることができる制度で、平成15年6月の地方自治法の一部改正により導入され、本市では、平成19年から始まったと記憶しております。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

他の施設の管理者がNPOに移行したり、株式会社化して指定を継続している事例があるにもかかわらず、開田の村管理組合は、これまでも最初からずっと管理組合として継続をしております。事業を安定的に継続性を持たせて施設の持つ特性を生かした活動をこれまで以上に広く展開していくには、経営体も変えざるを得ないし、変えることによって若い人材の育成、そして、若い人材が勤めることによって、またそういう人がこの地に定着してくれる。そういうことも期待できると思うんですけれども、どういうわけでこれまでずっと変わらず、この施設だけが管理組合で運営ができていますのか。

それと、管理組合のトップは市長であったと思っておりますが、市長は指名するとかいう形で指定管理の中では出ておりますけれども、それがあって、ほとんどが経営体を変えてきたと思っておりますが、なぜここだけが変わらずに、今現在も同じような形で運営ができていますのか、そこを教えてください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

志布志市開田の村管理組合につきましては、平成15年10月に有明開田の村管理組合として発足し、平成18年1月の合併に伴い、名称を志布志市開田の村管理組合に変更するとともに、農業歴史資料館及び開田の里公園の指定管理者として管理運営等を行ってきているところでございます。

志布志市開田の村管理組合のNPO化につきましては、平成27年度に鹿児島県共生・協働センターに出向き協議を行うなど、これまで検討された経緯もあるようでございます。

議員御指摘のとおり、本市のこの施設の指定管理につきましては、NPO、公益社団法人等であることも踏まえますと、そのような方向にあるとは考えておりますが、まずは組合長等の見直しを検討しまして、NPO化につきましては、どのような形態がいいのか調査・研究をしてみたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 管理組合組織については、前蓬の郷が管理組合ということで、市と農協という形で組合を作っていた経緯がありますが、開田の村につきましては、市だけですよ。市だけで構成しているわけですよ。トップが市長ということですよ。

契約上どうなのかということがいろいろあって、そういうものもあって、他の団体についても、前は市長が理事長だったのが、その団体の長ができてきたという経緯があったと思いますけれども、ここだけが、今現在も変わらずにこれまでやってきた。なぜこれまで、そういう平成27年に検討があったにも関わらず移行ができなかったんでしょうか。

○市長（下平晴行君） NPO化も含めて検討はされた経緯があるようでございます。開田の村管理組合は設立当初、事務局が教育委員会ということで職員が派遣されていたことや、事業そのものが青少年教育、生涯学習など、教育的事業が主で、行政と密接な連携が必要なことから、これまでこのような組織体制で運営がされてきているようでございます。

○10番（平野栄作君） 志布志市の生涯学習センターもNPOになっていますけど、ここの整合性は。志布志市生涯学習センター、これがNPO化してますよね、途中から。

○教育長（和田幸一郎君） 生涯学習センターの方もNPO化されていますが、ここの有明開田の村の場合は、より親密に子供たちとの関わりが多い行事が御存じのようにあります。例えば、1週間の通学学舎とか、それから体験活動の場とか、そういう生涯学習センターに比べれば格段に子供たちの活動、そういうものが多い、そういう機関でもありますので、多分NPO化にあたっては、そこら辺をどうしていくのかというのが、ずっと課題としてあったんだろうと思います。

他のNPO化された事業所に比べれば、先ほど言いましたように子供たちとの関わりが非常にたくさんあるということで、多分にNPO化が遅れてきている、そういう状況ではないのかなというふうに理解しております。

○10番（平野栄作君） 中身は分かりますよ、十分分かっているんですけども、それは中身であってですよ、その外側、外側というか団体としてはNPOでもいいわけですよ。事業をそういう形でやればいいわけですよ。なぜそれがNPOにできないのか。そこが私はよく分からないですよ。事業は大変、児童たちも率先して来ているし、本当に楽しく活動している、そういうのも分かります。我々もシルバー人材センターにいた頃、一緒になって竹の子山の整備とか、

ああいうもの、そして、上の段々畑の耕うんをどうするかということで、機械を融通したり、そういう取り組みをしてきたんですよ。ですから、中身は十分分かるんですが、その外枠をなぜここだけNPOにできないのか。その事業は、どこも継承しているわけですよ、外側が変わったにしても、中身自体は変わってないと思うんですよ。ただここは、そういう中身があるだけであって、NPOになることによって、なぜその中身が変わることになるのか、そこがちょっとよく理解できないんです。

○市長（下平晴行君） 平成27年度の検討時点におきまして、開田の村管理組合の残余金の取り扱いや、収益事業である売店経営の取り扱いなどについての課題があり、現在に至っているようでございます。

○10番（平野栄作君） そこは、移行に当たっては、いったんそこを精算なりして、結局指定管理を受けて独自事業もできるわけですから、独自事業の分野で、そこは収益事業としてみなされるわけですよ。ですから、移行すること自体に何ら問題もないし、ただあとは運営上の資金繰り、そこになるかと思えますけれども、そこぐらいですよ。今、私思っているのが、大変児童生徒が利用しているんです。なんだけれども、あそこの施設は今後もう少し我々も利用すべき施設だと思うんですよ。展示物にしても、あのままで置いておけば、貴重なものがたくさん外に展示してあります。ああいうものも本来であれば屋内展示をして、農工の歴史を学ぶには非常に貴重なものがたくさんあるんですよ。ただ、そこが全く活用されていない。ですから、そういうことに移行することによって、そういう方向への取り組みも一つ喚起されて、利用率も上がっていくんじゃないかなと思うんです。

今教育長がおっしゃったように、子供たちに対する、そういう体験活動の場としては、非常に有用な場です。ただそこだけに終始していいのか。そういうことが非常に危惧されるものです。

我々も多面的事業の中で、蓬原開田を管理をしております。我々の祖先がどういう思いをして、あの水路を掘ったのか。そういうものがどんどん忘れられていって、小学生は学んでおります。ただ我々大人が、もう少し学ぶべきところがあるんじゃないか。そういうもので大いに活用していくべき施設ではないかと考えているんです。

ですから、あの施設は、まだ拡充していつてもらいたい。そういう意味合いの中からも、やはりそういう独特な発想ができるような人材が経営側に回る必要があるんじゃないかと、そういうふうに考えておりますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、これは今まで取り組まなかったのがどうなのかということも含めて、おそらく平成27年度の検討時点で何か問題があったというふうに、先ほど言いましたけど、あったというふうに思います。

私としては、おっしゃるように今後の見直しをしていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ぜひ、もう少しせつかくある施設を子供たちのもいいんですけど、やはり我々地域に住む、特に今現在、我々の地域にも、よそから移ってこられた方々がたくさんいらっしゃるんです。そういう中で、我々の事業に参加することによって、我々は先祖伝来受け継い

だ田畑を今後どうやって継続していくのかということで、一生懸命汗を流しております。

そういう中に入ってもらうにあたっては、一番きっかけとなる施設なんですよ、教育施設なんです。ですから、そういう意味合いの中でも、今後は非常に有益な施設であって、まだまだ拡充をしていってほしい。そういう中で、やはり若い方々が入っていただいて、そういう新しい発想、子供たちと大人との接点を見つけるとか、そういうものでもいいと思うんですよ。だから、そういう形でまだまだ拡充できる施設である。その中で、やはり管理組合という形で市長の下に置かれておくと、どう見ても命令系統の中でしか動けない、そういう組織づくりになっているんじゃないかなというのを危惧します。

ですから、そこは早い段階で改めてもらって、やはり指定管理になるということは責任も発生しますけれども、その指定管理を受けたところは、より良い施設になるように努力をしていって、より深い内容になるように施設を改善していくと思うんですよ、提案していくと思うんですよ。それが無い以上は、ただあるだけで、今後も何も変わらない施設で終わってしまう。そういう形に思うんです。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 開田の村管理組合の運営委員会がありますので、その委員会の意見等々を聞いて、できるだけ早く取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ぜひお願いします。

今の運営が悪いということではないんですよ。まだいい形で活用ができると思うからこそ言っているだけであって、そしてまた、よりそこに勤めていらっしゃる方々の発想を事業に生かしていける。そういう仕組みをつくるには、やはり独立した形でやられた方がいいのかなと思うんですから、ぜひ早い段階で検討していただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、今年3月にも若干これに類似した質問をいたしました、市長も就任間際ということで、明確な答弁はいただけなかったものですから、再度今回質問をさせていただきます。

志布志港を中心とする市街地地区においては、今後相当数発展し、また人口も集中していくのかなと。そしてまた、高規格道路とか、東九州自動車道等が整備されると、またそれに加速度を増していくんじゃないかなと思われま。

一方、その後背地にある我々の地域というものは、ますます高齢化が進展し、少子化、そして、ひょっとすると小学校の統廃合問題、そういうものも近いうちに話題に上がるような形になるんじゃないかと、非常に心配をするところです。そういう中におきまして、そういう後背地、私は地域という言葉を使っております。校区という言葉はあまり好きじゃないものですから、やはり一つの校区じゃなくて、その地域一体となった活動を今後、私はどうしても進めていきたいという思いで「地域」という言葉を使わせていただいておりますが、そういう地域の中には各地域特性があります。共通している問題は、家を建てられる土地が無いということ。

そして、不動産業のそういう方々も入って来ない。あるのは空き家の売却の先が不動産屋さんになっているぐらいです。新たに土地を開墾して貸家を造るとか、そういうこともまず無いでし

よう。そういう地区におりますけれども、我々としても、やはり今市に、いろいろな施策で移住・定住を進めていらっしゃると思いますが、全くとは言いませんけれども、我々の地区においては、さほど効果が上がっていないのが実情です。そういうのを、ここ数年来見ていると、やはりそれぞれの地区に住む我々が、立ち上がって、我々の地区にあるものを活用して、そういう移住・定住に結び付けていかないといけないんじゃないかというような考え方になりつつあります。

ですから、何ができるのかということは、また今後各地区で検討されていかれると思いますが、やはり高齢化、これが本当歯止めがきかない状況。そして、少子化、これも進展をしております。その中で、いかに人を呼ぶか、そこを今後は各地区でも考えていくことになろうかと思っています。

そこでお尋ねなんですけど、そういう地区で、いろんな、ここでは校区としましょう。校区でいろんな形で、そういう移住・定住策、それから空き家の解消問題。そういうものを話し合われると思いますけれども、そういうものを基にしながら、市の施策に乗っけていく、そういうことは市長は考えられませんか、今後。市民の意見を聞いて、そのものを具体的に市の施策に乗せていく、そういうことができれば、我々もまだ検討がしやすいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

地域活性化の取り組みにつきましては、志布志市総合振興計画の中で、「人と地域が輝く共生・協働・自立のまち」を基本目標として四つ掲げております。

一つ目は、地域コミュニティ活動への支援。二つ目に、新たな地域コミュニティの形成。三つ目に、市民参加型のまちづくり。四つ目に、共生・協働・自立によるまちづくりについて、それぞれの施策、事業を展開しているというところでございます。

そして、市内各地区の皆様におかれましては、それぞれの地域の特長を生かして、活発に活動していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、先ほどありましたように、人口減少、少子高齢化、自治会未加入等の課題も多いことから、現在、新たな地域コミュニティとして、モデル地区を指定して研修会や、アンケート調査等を実施しながら、地域の問題解決のために行政としてどのような支援策が必要なのか、協議を進めているところでございます。

その中で、ソフト部門につきましては、地域支援員の配置や団体への補助事業等についても検討を始めております。

一方、ハード事業等につきましても、全庁的な取り組みの中で地域公共交通網形成計画の策定も進めているところでございます。

また、定住促進につきましては、定住促進住宅用地整備の団地造成についても、現在の尾野見地区造成でいったん計画が終了しますので、新たな定住促進計画のための庁内検討会をスタートしたところでございます。

今後も地域の皆様の声を聞きながら、ソフト面、ハード面、そして共生・協働の面からも地域、

行政の役割を大事にしながら事業の推進を図ってまいりたいというところでございます。

○10番（平野栄作君） 市全体的な取り組みということで、いろんな形で改善しなければいけないことはありますが、ただ、今我々も思っているのは、高齢化対策の中で一番重要なのは、やはり人が少なくなることへの対応なのかなと思っています。

何回も言いますがけれども、家を建てたくても建てられない現状がある。そして、空き家はあっても貸してもらえない現状もある。空き家等についてはなかなか難しいところがありますので、そういうものについて、今市はいろんな施策を打っていらっしゃるんですけども、なかなかこれは大変厚みのある冊子等が我々にも配られますけれども、我々の地区では、ほとんど中身を見ても該当するものが無いんですよ。

表面、言葉ではありますけれども、結局これが計画に乗ったからといって、2年後に我々の地区はどうなったかと、全く変わっていないんですよ、これまで。じゃなくて、我々の地区で何ができるのか。もし、これは我々の地区ではできる。だけど、どうしても100%は無理だ、行政の力がある。それは、行政がバックアップすればできるわけですよ。そういう意見の吸い上げとか、そういうものに基づいて実施していく、そういうことって今まで無いような気がするんですけども、今後ですよ、我々としても切羽詰った段階、ここ数年の間に学校についても、本当に児童数が少なくなる。多分これは、大きな枠で捉えれば、他を見ると仕方のない部分もあるのかもしれない。ただ地域の中に、Uターン・Iターンありますけれども、帰って来たくても家を建てられないという現状もあります。そういうものを、もし我々の中で、こういう改善策があって、ここまではできるんだけど、そのあと、ここを市がバックアップできないのか。そういうものをどんどん吸い上げてもらって、それを施策の中で生かしていただく。そういうことにすると、相当やりがいもあるし、地域としても一生懸命活動を展開して行って、地元のことですからね、いろんなアイデアが出てくるような気がするんですけど、そういうものは考えられないですか。やはり、市の計画にのっとって、何々計画があるから、これにのっとっていくと難しいですよとかいう、やはりそういう回答になるんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、いわゆる地域コミュニティ組織では、やはり地域の課題を整理して、その地域の活性化計画として、市として提案をしていくと。そういう考え方も持っておりますので、そういう地域での考え方、そういうものがあれば、そういう要望等も入れた、そういう集まり等でもしていただければ、それについて検討していくということは可能だというふうに思っております。

○10番（平野栄作君） 地域コミュニティについては、今後またモデル地区の選定とか、新たな形が生まれてくるんでしょうけれども、本当我々の地区におきましては、多分そのコミュニティの新しい組織をやれと言われたときに、実際やれる方がいるのか、そういうレベルになるんじゃないかなと危惧しているところです。

今でさえ公民館役員のなり手がいない現状がずっと続いております。こういうモデルケースができたから、これをやってくださいと言われたときに、はいと手を挙げてくれるような人がいれ

ば非常に助かりますが。ですから、我々が言うのは、そういう人を今確保したいという意味合いから、今市長に言っているんです。いずれ高齢化は進展していきます。人は何もしなくても減っていくんです。ですけど、何かすれば増える可能性もなきにしもあらず、そこを我々がやりたい。何か改善策を話し合って実現していきたい。そして、こういう実現の方向が出てきた時に、どうしても校区単位では難しい部分が出てくる、個人単位では難しい部分が出てくる。そうした時に、その構想自体がですよ、定住策または人口増、コミュニティの活性化、そういうものに非常に貢献度が高いということになった時に、市はバックアップをしてくれる。そういう形であれば、まだまだ活性化をする話し合いの余地、そういうものも残されるのかなというものがあるんです。ただ市が示す施策で補助金等もありますけれども、幾ら餅があっても食いついてくれないんですよ。だから我々は、まずそこに食いついてもらう、その後にコミュニティとか、そういう問題が、また付いてくるだろうと思うんですけれども、それを一生懸命、今探している。

だから、それに対して市が、それだったらバックアップができるよねと、市の方向と合うよねというようなことになれば、非常にやりがいがあるし、また、いろんな団体と連携しながら、取り組んでいけるような気がするんですけれども、今までそういう事例がないもんですから、ぜひとも今後そういうことを考えていただきたいと思うんですが、もう一度お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたのは、地域コミュニティ組織の在り方です。だから、それと同等のことが、今おっしゃった、その地区地区での考え方の要望、そういうのが取り入れられるような、体制をつくる必要があるかなと思います。

そこら辺も含めて、内部で十分検討して、できればさっきおっしゃったように、総合計画の中の計画書はそのまま、そういう計画書は当然立てなければいけないわけでありますので、それを実際実現するための対応の仕方をどうしたらいいかという御質問であろうかというふうに思いますので、それは内部で十分協議して取り組みができるようなことはないのか、調査・研究をしてまいりたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） これまでも移住・定住策、空き家バンク、いろいろあります。でも空き家バンクも、今朝も見てみましたが、件数も少ない状況。有明が2件でしたか、出ているようでしたけれども、そして新規で帰ってくる方、そういう方の声は聞いても家が建てられないよねということ。

そして、我々の地域の魅力ですよ、これをやはり今住んでいる方が実感して欲しいと思うんですよ。そして、それをまた、そこに住む人に伝えていく、そういう役割が我々なんだろうと思うんです。ですから、我々は、ただそこに人を寄せるということではなくて、その地区ごとの魅力というものがあると思うんです。人との連携であったり、自然であったり、いろんなものがあります。そういうものをですね、そこにやはり居着いてもらって、そういう環境をずっと維持していただきたい。そういう思いで我々は働かないといけない。

そしてまた、今ある各地区公民館等についても、こういう施策がどんどん進められていくと、そこに何を魅力が見出せるのか、そういうことをしていくこと自体がコミュニティの活性化にな

と思うんですよ。ただコミュニティの組織を作るんじゃなくて、そういうことを進めることによって、各地区のコミュニティが深まっていくし、それが大きな要因になるのかな。ただコミュニティを作れと言っても形式だけじゃ駄目なんですよ。そこで何をするのか、なぜ我々は今ここで話し合いをしないとイケないのか。そういうものがコミュニティの原点ではないのかなと思うんです。

そしてまた、我々も今まで子供さん方にもアピールもしてきませんでした。ぜひ地元に戻れというぐらいの意気込みで、我々は地域の活性化を進めていく。そういう意味合いの中でも、我々は今いろんな汗を流して膝を寄せ合わせて、いろんな意見を集約して地域の今後を見据えた構想を我々がつくって、それを市に提案して、そして市がそれを受け入れていく。そういうものがあると、各地区もまた一層そういう方向について燃えると思うんですが、ちょっと市長の答弁では弱いのかなと。やりますと一言ぐらいで言っていたら非常に終わりやすいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） なぜ地域コミュニティに取り組んだかと。これは私はやはり今までは公民館という組織の中で縦の流れで動いてきたと。そうじゃなくて、志布志市は情報基盤整備事業等で整備されておりますので、その地域でできることは地域で、あるいは、その中に例えば任用職員なんかも配置ということになっておりますので、その取り組みが市役所まで行かないでもできることもいっぱいあるというふうに思っているわけです。そういうことを地域で、今議員がおっしゃったように地域の魅力を生かすためには、やはり地域の人たちが一番動いてもらわなきゃいけない、また地域を一番分かっていらっしゃるといふふうに思うわけですね。

ですから、地域コミュニティの在り方というのは、今おっしゃったように、まず地域に住んでいらっしゃる方が取り組みをしていただかなければ、これは実現しないわけでありまして、ぜひですね、「どげんすっか」と言われますと、ぜひ取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆さん方の御協力も、よろしく願いをいたします。

○10番（平野栄作君） 我々がこう言うと、ある1地区だけとかいう、いろいろな意見もまた出てくるんでしょうけれども、市全体で見たときに、どうしても活性化していく、黙っていても活性化というか、現状を下回らない所と現状を下回っていく所は、はっきりと分かっております。そこに住んでいる我々も十分理解しております。

ただ我々がこのまま黙っていれば、ますますその格差というのは大きくなるだろうということ、そういうものを各地区では、やはり認識をしていただいて、どうすれば市の施策にタイアップしながら、我々の地区を活性化できるのか。そういうことを本当に考えないとイケない時期にきているのかなと思っています。

我々も一生懸命考えますので、市としても最大限のバックアップをしていただけるといふ方にとりましたので、よろしく願いしたいと思います。

今回は、いろいろ3項目について質問しました。大きな問題としましては、やはり今後、生きていく上で一人ひとりの意識の持ち方、これをどうしていくのかということですよ。ごみにつ

いてもどんだけ捨てても一生捨てていかないといけない。大きいもの、小さいもの。一人ひとりが分別をすれば捨てる人もいなくなって、捨てる人は他の所の介護とか、お世話もできていくだろうと思います。どうか一人ひとり、自分のことをちゃんとすることによって人に迷惑をかけない。そしてまた、やる気のある人は別な方向に手を差し向けられるとっております。児童生徒の皆さん方の教育もそうです。我々もまた、もう一回見直しながら生きていく上ですね。やはり自分のことは自分がちゃんとできるような形で今後もやっていきたいなと思っております。

今日は明確な答弁をいただきましたので、これで質問を終わりたいと思っております。

○議長（西江園 明君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

10分間休憩します。11時35分まで休憩いたします。



午前11時23分 休憩

午前11時33分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。

まずは、先の九州北部豪雨、西日本豪雨、更には台風21号及び北海道地震により被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げます。また、犠牲になられた方々と、その御遺族や関係者の皆様に対して深くお悔やみを申し上げたいと思っております。

被災地では、いまだに避難生活を強いられている地域、更には北海道では今でも余震が続いているようでございます。被災地の方々が一日でも早く元通りの生活ができますことを強く願います。

私には、20歳近く年上のいとこ、女性なんです。岡山県倉敷市真備町に住んでいます。テレビや新聞を見て聞いて、いとこだったんですが、小さい頃から姉ちゃんと言っていたので、姉ちゃんとおじさんは大丈夫かなと思って、本当に心配でなりません。7月6日、7日の豪雨により被災したわけなんです。翌々日の9日になって、やっと携帯電話で、いとこの無事な声を聞くことができました。いとこの家は、被災した地域より少し高台にあって難を逃れました。しかし、家の前は辺り一面水に浸かった家や車が散乱しているとのことでした。地区では、いとこ夫婦は長寿会に所属していたわけなんです。仲良くお付き合いさせていただいていた方々が何人も亡くなり、その日も被災されて家を放棄しなければならなかった奥さんが、いとこの家に避難されており、旦那さんは行方不明で見つからないと電話口で聞かされました。

私たちが暮らすこの志布志市も、いつ何時、自然災害の脅威にさらされるか分かりません。政

府の地震調査委員会は南海トラフ地震に関して、今後30年以内に発生する確率は70%程度としておりましたが、その表現を70%から最大80%という表現に変えまして、その確率は高まったというふうにはっきり述べています。今日、今、こうやって地震発生しなくて良かったと感謝する半面、その確率は確実に日々高まっているんだということを私たちは認識しなければならないというふうに考えています。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答により質問してまいります。

今回は雇用についてということで、1点のみでお伺いしてまいります。

まず、志布志市の雇用創出状況及び就業の実態について伺います。

本市では、「志布志まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」が、平成27年10月に策定されました。このことについては、今定例会開催日の議員全員協議会において、平成29年度の検証結果が担当課により説明がありました。このことについて、少しお尋ねしていきたいと思います。

基本目標1では、「志布志市に仕事をつくり安心して働けるようにする」とあります。更に、その中に企業を誘致し、新規雇用の創出をしていくというふうに明記がしてございます。そこで、企業進出はどれくらいあったのか、また「ころざし創生戦略」では、平成31年度末までの新規雇用者数について、平成27年から平成31年までの目標値を550人と、はっきり数値を明記してあります。実績として企業進出数及び新規雇用者数の数字について把握されていれば、お示しいたきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代誠議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、人口減少と地域経済縮小の克服を目指し、平成27年度に5か年計画で「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」を策定したところでございます。その中でも「仕事の創出」につきましては、将来に向け安定的な雇用の確保・拡大を目指し、新規就農に対する総合的な支援、農林水産業の成長産業化、企業誘致、志布志港輸出拡大や利用促進、創業や経営の支援、商店街の活性化などを通じ、取り組みを進めているところでございます。

立地協定を行った企業進出数及び工場等増設数については、平成27年度は3件、平成28年度3件、平成29年度は6件、今年度は、これまで1件の計13件となっております。

また、戦略で示しております新規雇用数の実績については、企業誘致の立地協定に基づき、新たに創出される雇用の受け皿を新規雇用数として示しておりますが、平成27年度が34人、平成28年度が101人、平成29年度が111人、今年度は、これまで10人の計256人となっております。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、この平成31年度末までの新規雇用者創出数としての目標値を550人と掲げてあるわけなんですけど、この550人、目標値達成していけると見込んでおられるのか、その見解についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今後も志布志港、東九州自動車道及び都城志布志道路の整備が進み、物流アクセス面で優位となる安楽大迫工業団地や志布志港新若浜地区の港湾関連用地等が分譲されれば、企業進出による更なる雇用の創出が見込まれることから、目標値の達成は可能ではないか

と考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

ただ、本市内では、今、市長が言われたように、鹿児島県が都城志布志高規格道路を整備して、国が東九州自動車道を整備し、また志布志港は国際バルク戦略港湾関連事業が本格化しつつあります。そのことを見込んで、本市でも臨海工業団地の整備が着々と進んでおりまして、本市ではなかなか実感することができませんが、世の中では景気が少しずつ良くなって、更に少子高齢化で、私ちょっと鹿屋市内の高校の先生からお話を聞いたんですが、来春卒業予定の就職希望者には2倍強の求人があるとお聞きしました。1社当たり複数、うちは2名、3名くださいよというところもあるかと思いますが、卒業生1人当たりに対して2社以上の求人があるということになります。

そういうことで質問をしようかなというふうに思っていたところ、昨日地元の新聞に、そういう関連記事の掲載がありましたので、少し紹介したいと思います。「来春卒業予定の高校生を対象にした企業の採用選考が16日解禁され、鹿児島県内でも選考が始まった。7月末現在、県内の高卒求人倍率は前年同月比0.28ポイント増の2.49倍で、平成ですから、1989年以降最高の水準を示したと、売り手市場が続く中、生徒らは真剣な表情で試験に臨んだ」ということで、かなり売り手市場になっているのかなというふうに考えます。

また、つい先日も財界トップの経団連会長が就職活動指針の見直しを口にされ、「学生は勉学に打ち込めない」とか、「ルールに翻弄され学生が置き去りにされていく」との報道がありました。こういった発言によって、企業の新卒高校生、あるいは大学生、学生獲得競争は更に激化していくのかなというふうに私は感じています。

そこで質問になるわけなんですけど、当局は本市における雇用創出数と就業数のバランスについて、どのように分析されているのか。現在の実態、そして、今後5年後10年後、どんなふうに分析されているのか。つまり、雇用に対する需要と供給のバランスですよ、ここら辺をどんなふうに捉えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市では、志布志市雇用促進運営協議会を設置し、市役所の関係各課のほか、大隅公共職業安定所や厚生労働省鹿児島労働局、シルバー人材センター、市社会福祉協議会にも出席をいただき、様々な方面から雇用促進について協議を行っております。

御質問の雇用創出数と就業数のバランスにつきましては、有効求職者に対する有効求人数の割合である有効求人倍率を見ますと、大隅公共職業安定所管内における平成25年度の有効求人倍率が0.86倍であったものが、平成28年度には1.10倍、そして、平成29年度については1.21倍の売り手市場となっているようでございます。

雇用創出数と就業数のバランスとしては、いわゆる人手不足の状態となっており、均衡が取れていない状況でございます。

今後の見通しにつきましては、経済の動向もありますが、本市の15歳から64歳までの生産年齢人口の推計人口動態から考えても、この労働力、人手不足の状態は、今後も続くと予想がされてお

ります。

○7番（八代 誠君） 私もそうやって人手不足になっていくんではないかなというふうに考えます。

それで、この雇用について、2項目目に移りたいと思います。

財務省による2017年度の法人企業統計は、企業が蓄えた、いわゆる内部留保にあたる利益剰余金が金融保険業を除く全産業で前年度比9.9%増の449兆4,844億円となって、6年連続で過去最高を更新したと発表いたしました。

私、この数字というのが想像ができないんですが、ちなみに2018年度の我が国の一般会計当初予算約97兆7,100億円ということで、日本の国内の一般企業が内部留保している利益剰余金というものが、日本の国家予算の約4.5倍程度留保されているということになるわけです。

ここで本題に入りますが、そのことを受けて厚生労働省が示す、これは発行年月日が平成30年10月1日ということになっています。「平成30年度地域別最低賃金改定状況」に示されている鹿児島県の最低賃金は761円と示されておりました。ただ、これは全国最低であります。ちなみに全国の最低賃金の平成30年10月1日から効力を持つとされる最低賃金の平均が874円になります。鹿児島県は、そのマイナス113円ということになっていきます。また、総務省が示す市区町村「ラスパイレス指数及び平均年齢・平均給与月額等」の表においては、全市、全地方公共団体の平均数は99.2、全市区町村の平均指数は98.6を示しています。これに対し、志布志市の指数は97.1。これは私が調べた数字なんですけど、鹿児島市は100、霧島市は98.6、曾於市は98.5を示しています。繰り返しになりますが、全市区町村の平均指数は98.6です。霧島市は98.6、曾於市は98.5、ほとんど同水準なんだなということです。

しかし、志布志市は97.1です。私は国が示す、この鹿児島県での最低賃金が全国で最低であることと、本市のラスパイレス指数が近隣の自治体に比べて、僅かですが低いなということ。これは正直残念だなというふうに、私は思います。市長は、この数値をどんなふうに捉えておられるのか、率直な市長の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 全国の最低賃金の平均額は、議員がお示された874円ではありますが、九州・沖縄の最低賃金を見えますと、福岡県の814円を除く6県が762円となっております。

鹿児島県の761円が九州のみならず、全国でも最下位となっている状況でございます。

これにつきましては、鹿児島地方最低賃金審議会において、鹿児島県内の様々なデータを元に検討された結果だと思われま。最低賃金について、率直に申し上げますと、最低賃金の全国最下位というのは大変残念であります。都市部の景気回復が地方に十分波及されていないのではないかと考えております。

本市としましては、今後も様々な事業を実施することで、市民の所得向上につながるよう努めてまいりたいと思います。

また、昨年度の本市のラスパイレス指数につきましては、おっしゃったように97.1でございます。全地方公共団体の平均指数が99.2、全市区町村の平均指数が98.6、鹿児島県内19市の平均

指数が98.4、県内市町村の平均指数が97.4でございますので、高い数値ではないというふうに思っております。

○7番（八代 誠君） はい、こういった事実が背景にあつて、やはり若い者に「残らんか」と言っても、「給料が安いから」というようなことになっていくんじゃないかなというふうに、私自身は考えています。

先ほど、企業内部留保については御案内いたしました、これ労働分配率というのものもあるんですね。このことを調べてみると、前年度より1ポイント下がったということなんです。内部留保は9.9%増えたのに労働分配率については、前年度より1ポイント下がったと。その低さというのは、1974年以来の低さだったというふうにメディアでは報じていました。

国同士の貿易摩擦、米国と中国間においては、摩擦を通り越して貿易戦争というような表現をされています。我が国も人ごとではないのかなと。

今朝もNHKの速報で、米国が更に輸入品に対しての関税を、第3弾をやるんだというような報道がありましたが、米国が、あのトランプさんが、また日本に対して追加関税をやってくるといふことになると、やはり445兆円の内部留保も放出できない、そういった理由、様々あるかと思いますが、その一つになってくるのかなというふうに思います。

しかし、志布志市内に進出してくる企業が、先ほど質問いたしました県の最低賃金や本市職員の給与水準を基本に、その給与の水準設定をするのであれば、更に激しさを増すであろう働き手の確保というのは、これなかなか解消ができていかないんじゃないかなというふうに私は思っています。

市長は、働き手の確保という観点から、この最低賃金と、市の職員の給与水準という課題をどんなふうに捉えておられるのか、率直な、先ほどはですね、最低をどう思いますかという話でしたが、そういった背景を踏まえた時に、どんなふうに考えられるのか、見解をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地域別の最低賃金は、一つ目に労働者の生計費、二つ目に労働者の賃金、三つ目に通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようということでございます。

賃金単価、そして給与水準につきましては、企業の経営方針、経営状況に基づき設定されるものと思っております。

また、非常勤職員である職員、臨時職員の賃金単価につきましては、今回の最低賃金の改定に基づき、10月1日から引き上げを行う予定でございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午前11時55分 休憩



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○7番（八代 誠君） 最低賃金と、ラスパイレス指数ということで、本市の職員の給与について、どう思われますかということをお尋ねしたわけなんですけど、私たちが住む、この志布志市、鹿児島県もそうだと思うんですが、全国では景気が上向いたということなんでしょうけど、なかなか自分たちの住むこのまちでは、そういったこともほとんど感じる事ができない。そういった中で最低賃金、私は残念だなという表現をしたんですが、民間の経営者の方々からは、感じないのに給料を上げちゅうこっけというようなことで、お叱り受けるかなというふうを感じるんですが、しかし、私は課題ではあるなという気がしています。

それとラスパイレス指数についても、近隣の霧島市、あるいは曾於市に比べれば、若干低いというふうには私は感じますので、やはりこれから、この大隅4市5町、あるいは隣の串間市、あるいは日南市を含めた形の中で、志布志市が、この地域を牽引していくということであれば、こういった給料面についても、ぜひ工夫をしていかないと、若者たちというのは、どうしても地元に残らないんじゃないかなという気がしております。

そこら辺について、ぜひこの志布志市においても、ラスパイレス指数について、いろんな障害があると思いますが、検討しなくてはならない時期なのかなというふうには私自身は考えています。

ということで、ここは労働力不足ということで質問してきたわけなんですけど、そういった労働力不足を解消するために、志布志市でも労働現場においては、外国人技能実習制度により外国人を受け入れている農家が増加しつつあります。

今年の3月議会では、市内農家の農業従事者確保というテーマで質問いたしまして、担当課の方に市内農家の実習生の実態についてお尋ねしたところでした。

その回答として、市内には76人の外国人技能実習生が農業に従事されて、この志布志市に住んでいるということになるわけです。今回は、この農業従事者だけではなくて、志布志市内に住んでいる外国人の方々の推移について伺いたいと思います。推移について把握されているのであれば、5年置きぐらいで構いません。その推移の実績についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市に居住している外国人の推移につきましては、住民基本台帳の数値によると、平成20年度末が男性が20人、女性が165人の合計185人となっており、平成25年度末においては、男性が22人、女性が189人の合計211人、平成29年度末が男性49人、女性252人の合計301人となっております。

平成29年度は、平成25年度と比較しますと、90人の増、平成20年度と比較しますと、116人の増となっております。

○7番（八代 誠君） 前回は、外国人技能実習生として、外国人の方々がこの市内には、どれだけいるんですか、という聞き方だったんですが、今回は今市長からありましたように、平成29

年度末で301人の方が、この志布志市に住んでおられるということです。

市長は3月の所信表明において、今後の志布志市の人口について、4万人を目指す意気込みで移住・定住という課題については取り組んでいくんだということで記されております。

また、6月の施政方針では、本市の人口4万人の目標に対して、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」をキーワードに移住・交流の仕組みづくりを検討するプロジェクトづくりに取り組んでいくんだよということが記されておりますが、この仕組みづくりを検討するプロジェクトチームなんですけど、市長のプロジェクトと書いてあるんですけど、私は、あえてプロジェクトチームという表現をしますが、立ち上がったんですかね。そのことについてお示してください

○市長（下平晴行君） 本市の人口減少対策につきましては、様々な面から取り組みを進めていきたいと考えておりますが、今回特にプロジェクトを立ち上げて実施していきたいと考えておりますのは、移住・定住を最終目標とした観光やスポーツ合宿などで訪れる方や、本市に過去に勤務、あるいは居住されていた方、ふるさと納税寄附者などを対象とした交流人口、関係人口を増やして、移住・定住につなげていこうとするものでございます。

現在プロジェクト立ち上げに向け、情報収集などの準備作業を行っておりますが、様々な形で本市の魅力を感じてもらえるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） ここで政府は、かねてから検討していた外国人労働者の受け入れ拡大策について、今年6月5日に開催した経済財政諮問会議において、人手不足が深刻な建設、あるいは農業、介護など、5業種を対象に2019年、来年になるわけなんですけど、4月に新たな在留資格を設けることを表明しました。報道では、今秋、この秋、臨時国会において入国管理法改正案を提出する予定であると報じていました。

現時点では、この外国人労働者が働ける対象職種というものが77職種あって、139作業に限られています。これを見ていくと、例えば、農業関係の畜産産業では養豚に養鶏、酪農に限られていますので、私たち、この鹿児島県和牛日本一ということだったんですけど、牛の繁殖肥育の作業等は含まれておりません。耕種農業についても、水田作業は含まれていません。畑中心になっているようです。ですから、来年政府が示す拡大策がどんなものになるのか確認しなければなりませんけど、ここで私の提言になるんですけど、市長が言われる移住・交流、さっき交流というのは観光やスポーツということで交流というふうに言われたわけなんですけど、私は、国に対して外国人実習生を受け入れられる職種の拡大、そういう意味での雇用特区を提案することを研究し、検討していただきたいというふうに考えています。

先日、私たち議員と港湾業者の方々との意見交換会がありました。市長も最初は出ていただけのんだということだったんですけど、公務が入ったということで来られませんでしたけど、そういう中で、やはり港湾業者の方々も人手不足で本当に困っているということで、口をそろえて言われました。市内には、様々な業種が存在します。どんな業種、作業に人手が不足しているのか、今後生じていくのか、ここは調査・研究して志布志市独自の雇用特区提案をしていただきたいという

ふうには考えています。

先ほど、お聞きいたしました移住交流の仕組みづくりをする検討プロジェクトチームで、ぜひこのことについて取り組んでいただきたいというふうには私は考えるんですが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市における外国人労働者の受け入れにつきましては、外国人技能実習制度による受け入れ農家及び研修生が増加しているという状況でございます。

国では、この外国人技能実習制度に加えて、我が国の農業経営者の規模拡大や成長産業化の推進による強い農業を実現し、農業の国際競争力の強化を図る観点から国家戦略特別区域内において、新たに農業支援外国人受け入れ事業の制度をスタートしております。

また、外国人就労の拡大についても、建設や農業、介護等の人手不足が深刻な業種において、平成31年4月に新たな在留資格が設けられるなど、新たな動向が見られるところでございます。

国策に依存する部分もございしますが、活用できる施策については、積極的に活用しながら、どのような国籍の方であっても働いてみたいと思っただけのようなまちづくりが重要であると認識をしておりますので、労働力の確保に資する策として、もう少し調査・研究、勉強してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 市長の方から「働いてみたいまちづくり」という言葉が出てきましたが、どうして住んでみたいまちづくりという言葉が出てこないのかなというふうにちょっと思ったところなんですが、ここで私個人の意見です。国が示す外国人技能実習制度なんですが、大きなタイトルに「人づくり」というふうに書いてあるんですよ。しかし、私は、この制度というのは、ただの外国人出稼ぎになっているのではないかなというふうに私自身は考えています、感じています。この制度は、安価な単純作業の労働者受け入れ、ローテーション政策としか機能していないという、専門家もそういった批判をしている方もおられます。一定期間働いてもらって、また次の人材を探していく。技能実習というのは名ばかりで、技術を伝えるという本当に、そういう意味での人づくりには、ほど遠いなという気がします。

ですから、先ほど市長も「強い農業」ということで言われたんですが、強い農業をどうやって継承していくんだろうということなんですね。短期間のローテーションで、そういうのって匠（たくみ）というか、そういった技術力といったものは継承できていくのかなというふうには私は考えます。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口が減少するんだという課題に対して、どこの自治体も真剣に取り組み、この課題解決に対しては躍起になっています。人口が減少すること、それは地方の力を弱体化させ、更には国力の低下に確実に繋がっていくと考えます。

今回、同僚議員からもありましたが、市内の伝統芸能や地域の伝統行事継承などの課題、先ほど平野議員からは「自治会、地域が崩壊していく」、もうしょっちゅう彼の場合は、この場でそういう課題をぶつけています。本市においても人口減少は喫緊の課題だなというふうには考えています。

ここで私ちょっと広島県安芸高田市の取り組みについて紹介したいと思います。このまちの人口は、平成30年1月1日現在で2万9,273人になっています。現在は、ちょっと違うと思いますが、ということで、ほとんどこの志布志市と規模は変わりません。このまちが移民の受け入れを推進するために、今、「第2次安芸高田市多文化共生推進プラン」こういうものを平成30年3月に策定しました。

基本目標には「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」とあり、その具体的施策には国内外からの定住外国人人材確保、外国人雇用促進体制づくり、高校留学生受け入れ促進等があります。この我がまちでも県立志布志高校の存続には、本当に課題があって、様々な議員から支援をせよというようなことで、市長をお願いしているわけなんですけど、この安芸高田市、詳しく案内していくときりがありませんので、私は外国人を労働者としての受け入れだけではなく、外国人の方々に移住・定住していただけるようなまちづくりはできないかなというふうに考えています。

市長が言われる「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」、また先ほど言われた「移住・交流」と表現されています。この志布志市は国際バルク戦略港湾を有しています。真の国際都市へ変貌させる絶好のチャンスだというふうに私は考えます。市長が提案されるプロジェクトチームにおいて、多文化共生、つまりは外国人の移住・定住を積極的に推進することについても調査・研究し、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに考えます。市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 本市における多文化共生の取り組みについてでございますが、平成25年度から都城広域定住自立圏の事業として、構成市町の職員を対象とした専門アドバイザーによる職員研修や圏域内で外国人向けの日本語ボランティア活動を行っている住民を対象とした日本語ボランティア養成講座を実施しております。

御指摘の広島県安芸高田市の取り組みにつきましては、地域コミュニティや教育面における支援、雇用に対する支援など外国人向けの幅広い取り組みを行っており、外国人と日本人が互いに協力しあった地域づくりをされているようでございます。

多文化共生につきましては、今後本市で進める新しいプロジェクトにおける人口減少対策の検討課題の一つとして調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） この安芸高田市が進める多文化共生推進プランは、先ほど第2次という表現をしたんですが、基本プランとしての第1次計画を5年前に立ち上げられて、5年間かけて様々な調査・研究を重ねて、いわば今回この第2次計画、計画書は研ぎ澄まされた中身になっています。先ほど平野議員からもありました、これまでどおりの施策プラスアルファ、ちょろちょろっと推進しても、いずれは壁にぶつかって人口減による様々な問題や課題を自らが、もう減っていくのは、しょうがねえがと、もうよかがということで享受する、諦めるという言葉はちょっと使いたくないので、享受し、過疎に対応した低密度社会、そういったものを想定して、コンパクトに考えていく方法しか多分なくなってくるのかなというふうに、平野議員も言われましたよね、「2年経っても何も変わらんのお」と、私もそういうに感じます。なので何かここは、他と

違った対策を打っていかなければ、何も変わっていかないというふうに私は思います。

私たちの、この日本の多様な地域の伝統・文化、あるいは今回「自治会」という表現ではなくて、あえて「集落」という言葉を使わせていただきますが、集落機能の消滅を、もしかしたら、この外国人の移住によって食い止めることができるかもしれません。その手法の一つとして、ぜひ調査・研究をしていただきたいというふうに、私は考えます。

実際301人でしたね、もう実際住んでおられるわけなので、301人、平成29年度末で男性が49人、女性が252人、合計301名という方が、もう既に志布志市に住んでおられる。仕事の関係もあったりすると思いますが、そういった方々が働いてるところがたまたま志布志市やっでしょうがねたいがということではなくて、外国人の方も市長が言われる「行ってみたいまち・住んでみたいまち」と思っただけのようなまちづくり。そして、更には「住んでよかったまち」と言っただけのようなまちづくりに向けて、少子高齢化という課題に対して先ほども言いましたが、一つの指標として、ぜひここは前向きに考えていただきたいというふうに思います。

再度、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） 多文化共生ということでは、先ほど議員からも話がありましたとおり、日本の文化を、逆に外国の方が関心を持っておられるというのは、よくテレビ等でも拝見をしているところでございます。

そういうことを踏まえますと、やはりこの多文化共生の在り方というのは、もうちょっと原点に戻って取り組む必要があるのかなというふうには感じているところでございますので、そこら辺は今後、先ほど安芸高田市の前例もありますので、そこら辺の研究をさせていただいて、いいところを志布志市のものとしてできるか、今後研究をさせていただきたいと思います。

○7番（八代 誠君） 先ほど少ししか紹介しませんでしたでしたが、今回この安芸高田市を紹介させていただきましたが、高校にも留学生を迎え入れるんだという取り組みもしています。

神奈川県は、県を挙げて、その場合は横浜市内に中華街があったり、横須賀米軍基地があったりということだと思んですが、多分ハイスクールとかあったりするんでしょうけれども、それでも地元の県立、あるいは私立の日本の高校への留学をかなり真剣に取り組んでいる自治体もあります。3月定例会では、尖議員が「専門学校をふるさと納税の企業版で」という話もされたんですが、この安芸高田市は留学生だけではなくて専門学校も作っていくんだというようなところも書いてあります。なので、すごくいろんなところにリンクした形の使い道というのが見えてくるのかなというふうに私感じたところでした。

それと、よく言語というか、20か国ぐらいの人たちの言葉に対してのということもあるんですが、通訳については、今は携帯なんかのアプリがすごく発達してまして、私たち党派で東京の方に研修に行かせていただきましたが、晩ご飯を食べに、ちょっとラーメン屋さんに行きましたけど、隣が多分中国人の方で発音が悪かったですよね、英語で聞いたつもりだったんですが、「えっ」という顔をされて、何を言ってるのというようなことで携帯を差し出されました。私が日本語でどこから来たんですかと言ったら、ちゃんと訳して。彼らが中国語で話したことを日

本語に変換してくれて、普通に会話できました。いろんなそういうハイテク機器というものを使っていけば、今後本当に言語については障害は無くなるんじゃないかなと感じたところでした。そういったことも取り入れながら、志布志市ができること、私は本当に本市も少子高齢化に向けて、いろんな対策をやっていただいていると思うんです。だけど、労働力不足ということも抱き合わせて考えた場合に、今、あるいは5年後、若い子供たちは今子供が生まれても5歳の子に労働力として対応ができるかということになると、やっぱりどうかなと。ここは今、国が施策を打っている外国人実習生の方々に少しでも多く入って来ていただけるような特区制度みたいなもので、まず提案していただきながら、更には移住・定住に進んでいければなということで今回御提案いたしました。そういうことで、せっかく市長が変わられてプロジェクトチームというものも作ったよということで、これは市長独自の発想だと思いますので、そういったところで、いろんな方面から少子高齢化が及ぼす課題というものに対して本当に熱心に調査・研究していただきたいというふうに思います。

私も、このことに対して質問をしましたので、更に、安芸高田市の取り組みについても勉強して、さっき平野議員、同じ会派ですので「うちよったち2年経っどん何も変わらんのお」ということでしたので、あらゆる面から議員同士手を取り合って、ここはちょっと研究していきたいと思いますので、市当局も前向きに検討していただければというふうに思います。

市長、もう1回お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり外国人材の必要性は年々高まっているということでございます。それを考えますと、国の動向等を見守りながら、本市に必要なものが何なのか、外国人材の確保策について、どういった取り組みがあるのか、そういうことも含めて検討してまいりたいと、調査・研究してまいりたいと思います。

[八代誠君「議長、終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、9番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○9番（持留忠義君） 皆さん、改めましてこんにちは。いつもこの時間になるわけですが、まだまだ御飯を食べてから、ちょうど胃が今は疲れていると思います。上まぶたと下のまぶたが仲良くなる時間になりましたけれども、そんなことは言っておられません。どうか皆さん、私の質問に誠意を持って答えていただきたいと思います。

会派、真政志の会の持留忠義でございます。

まずはじめに、8月下旬から9月上旬にかけて台風や地震などの被害に遭われた方、心からお見舞いを申し上げます。

一日も早く平穏な生活が戻るよう、お祈り申し上げます。

私事でございますが、2期目の当選をさせていただいて初めての質問でございます。少しでも地元の声を届け、実現できればと考えております。まだまだ不慣れでございますが、誠意を持って臨みたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、通告に基づきまして、一問一答方式で質問してまいります。毎年そうなのですが、今年も本当に暑い猛暑の夏でございました。農業にとっては非常に大変な年であると。猛暑といっても、5年前は35℃以上は二、三回しかなかったと、テレビ、新聞などを見ますと、今年は35℃以上が6回以上もあったと、非常に農業にとっても人間にとっても体力のいる年であると、これからやはり21世紀も体力の時代であるということで、私も農業をやっていますけれども、非常にいろんな高齢化が進みまして、みんな大変な時期になっております。

まずはじめに農業振興について申し上げます。

皆さん御承知のとおり、志布志市は全国的にもお茶の主要産地として、旧町時代から長い歴史を重ね続けています。また、お茶は常に話題性があり、生活習慣病の予防が期待される、現代の社会から切っても切れないものとなっております。しかし、ここ数年、価格が低迷を続け、お茶農家を苦しめている状況でございます。

平成29年度の生産額は、前年度と比較した場合に115%程度と聞いておりますが、緑茶の販売額は消費の停滞などの様々な要因により、依然として厳しい状況にあります。農家の方々もそれぞれ新たな販路拡大などの様々な努力をされておりますが、限界にきているとの声を聞きます。

それでは、通告に基づきまして、リーフ茶、ドリンク類・インスタントティー、てん茶、発酵系のお茶のそれぞれの現状認識と、その対策についてお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 持留忠義議員の質問にお答えをいたします。

茶業情勢については、急須で飲むリーフ茶の消費低迷により、荒茶単価が軟調傾向であるため、大変厳しい状況であると認識をしております。このような厳しい状況であることから、市内各生産者はリーフ用茶葉から需要の高いペットボトル用茶葉への転換、海外で需要が高く収益性の高い加工用抹茶原料のてん茶の生産、少量ではありますが、紅茶等の発酵系茶の製造など、需要に応じた取り組みが行われております。

また、製造に加えて小売りをされる事業者においては、リーフ茶離れが顕著な若い世代をターゲットに急須を使用しない、必要としない粉末茶やティーバッグ等のインスタントティーの商品開発や販売に取り組まれております。

茶業振興の対策といたしましては、生産コストの低減対策として国庫事業等を活用した茶園管理機械の導入や、荒茶加工施設の整備に取り組んでおります。

消費拡大対策として、市内外における各種イベントへの参加や大都市圏での消費宣伝活動に取り組んでおります。従来の活動に加えて、志布志市産茶に親しみ、その魅力を市内外に情報発信していただく志布志茶アドバイザーを養成する志布志茶消費拡大促進事業を新たに実施し、市民と生産者が一体となった消費拡大対策を展開してまいります。

○9番（持留忠義君） 今年が一番茶の概況なんですけど、今年が一番茶につきましては、秋、冬、春先にかけて非常に低温でしたが、2月下旬から気温が上昇して新芽が早まり、昨年より2週間ほど早かったんですけれども、それでも4月上旬になりますと、摘採直前の冷え込みを受けまして、一番茶の被害が見られたということで、量的には非常に減量したということです。やは

り一番茶というのは、県内一斉に始まったんですけれども、いろんな早期、早生の品種とか、晩成品種の差が非常に増してきたということでございます。

そのようなことで、市況につきましては、一番茶平均が1,644円で、昨年度の実績を見た場合1,862円、前年度が83%で、今年は12%下回ったということで、一番茶としては見込みの95%に対して、前年度より5%低かったということです。

そのようなことで、やはり依然として厳しいということで、先ほど市長が申されましたけれども、リーフ茶に対しての現状と課題ということなんですけれども、その中でやはり農家としては、10%程度の優良農家でない限りは、収入と言うと価格なんですけれども、量と価格がとれなかったということで、非常に大変だという、そういう実状でございます。

それでリーフ茶に対しての支援とか、ドリンク類、それから、てん茶、発酵系茶、これについてもいろんな事業がなされております。ただ、この茶の指導に対して、これは茶業振興会からデータをもらってるんですけど、まず、やはり何といても茶技師の人的支援が非常に困難であるということで、市が今やっている指導というのは、どの程度されているのか、それをお願いしたいと思います。茶に対しての指導ですね。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） 議員の質問にお答えいたします。

今言われたとおり、一番茶の現況は非常に厳しい状況が続いています。

市としても、それぞれ国・県主体の事業を活用していろいろ取り組んでいます。

それと技術面に対しても、なるべく現場に出て茶の管理指導、工場での指導等を行っています。

それとあと関係機関、県、農協と一体となり、茶業振興を図っているところでございます。

○9番（持留忠義君） 先ほど市長が申されましたけれども、技術指導については、今現在されているということなんですけど、農業関係にしても非常に技術員が育たないということで、技術面で非常に大分苦慮しているということですので、今後、市としても、そういうことはやっぱり農協とか茶業と連携しながら少しでも助言をしていただければ、いいお茶の生産もできるんじゃないかということで、よろしくをお願いしたいと思います。

次は、先ほど市長が申しましたけれども、ドリンク茶につきましては、比較的安定はしてるけど、高齢化で非常に作業が回らないということでございます。この中でいろんなことがございます。工場の老朽化というのもございます。そういうことで、今後、工場に対しての支援とか、特定の手の方なんかは、いろんな事業をしていますけれども、普通の中規模の農家についても、施設に手を入れるにも、非常にコストがかかると。今の茶の価格ではなかなかできないということでございますので、その点、今後特定の人だけじゃなくて、大体今、お茶農家は戸数的には238戸ぐらいあると思うんですけれども、かなり減りましたので、その中でできれば普通の中規模農家の方にも、そういう助成はできないか。

これは市に要請すればいいんでしょうけれども、これは農家の方の申し込み順でやっているわけですか、この機械設備への支援というのは。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） お答えいたします。

事業については、一定の要件がありまして、皆さんの御期待に応えられないこともあります。

なお、補助事業については、前年度に全茶工場、生産者に対して通知を出して、計画を立てております。それによって、事業の計画を立てて取り組むようにしています。

国・県レベルの事業になりますと事業費も大きくなります。要望どおりいかないこともありますが、近隣市町の動向を見ながら、また検討していきたいと考えています。

○9番（持留忠義君） 今度、市長も変わられましたので、あえてまた、こういう茶業のことについて、質問するわけですが、以前はちょうど価格も非常に厳しかったということで、10年来厳しかったので、前市長にも補填はできないかということで、一般質問を行ったんですが、なかなかそれは厳しいと。そういうことで、これを解決するために、スターバックスに行かれましたよね、前市長は。それも成立できなかったということですので、今後、市長が新たにいろんな対策をしたいと思いますので、市長の見解を、今後どのようにしていくか市長の意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

今後市長は、茶に対してどのような対策を、価格が低迷しておりますので、これを今後どうしていくかという市長の姿勢を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 価格保償のことだろうというふうに思いますが、収入保険制度の活用を図る必要があることから、市単独の価格保償は考えていないということでございます。

ただ、先ほど技師の問題がございました。私は、やはりこれは生産者等々、やはりその現場に入り込んで、その実態にしっかり対応することが必要じゃないかということで、先ほど生産者、農協関係ということがありました。そこの中に、やっぱり現場に入り込んだ取り組みの在り方をもうちょっと注視して取り組むべきじゃないのかなというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 先ほど、リーフ茶生産、それからドリンク類、てん茶、発酵系茶の生産ということで、いろいろと要請をしましたが、この中で、例えば、リーフ茶については、以前からいろんな支援はあるんですけども、今いろんな補助事業で茶機械については、それぞれあるんですが、ただ普通の中規模の農家については、やはり投資というのは、なかなか厳しいということで全部はされないわけです。そこで、やはり少しでもコストを下げるためにも、肥料とか、管理機、防霜施設についての支援というのは、今までなかったのか、それをお伺いしたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） お答えいたします。

肥料等につきましては、数年前でございますが、燃油等、資材が高騰しましたときに一部助成をした経緯もございます。

若干今は落ち着いておりますので、今はしてないところですが、あと国の補助事業、県の補助事業いろいろございまして、管理機械等につきましては、県の支援を受けまして、3分の1の支援を行っております。平成29年度で2件の農家さんが導入されているところでございます。

あとは茶工場等につきましても、加工施設を国の支援で、平成29年で2件導入されているような状況でございます。

○9番（持留忠義君） やはり、かつて238戸あった茶農家が、現在は170戸で、かなりやめて、工場を閉めているわけですので、今後、志布志市の基幹産業ですので、何か一つでもいいですので、志布志市独自のそういう事業というのを、先ほど言ったように肥料の助成とか、抜根の助成も前はありましたけど、それをしていただければ有り難いと思っております。これは要望をしておきます。

それと今後やはり販路拡大ということがあるんですけど、お茶についても非常に価格が、以前スターバックスに行っても、なかなか価格の協議が成立しなかったということで、今アジア方面とかやっているんですけど、輸入の量に対しては、今どのぐらいの実績なんでしょうか、それを願いたいんですけど、すみません、輸出でした。ごめんなさい、間違えました。輸出です。

○茶業振興推進監（樋口雅彦君） お答えいたします。

輸出の量ですが、平成28年度で志布志市で70.2tです。平成29年度が261.1tとなっています。輸出先として多いのが、EU、米国、メキシコ等になっております。

以上です。

○9番（持留忠義君） いろいろ申し上げておりますけれども、非常になかなか、価格というのは、ちょうど10年前から4割程度下がっているわけですので、今のお茶農家の生き残った方が、お茶で生活していく人が170戸もいるわけですので、やはりぜひですね、価格をある程度、なかなか価格がこれ以上上がるというのは、なかなか厳しいでしょうけど、これを維持するためにも、皆さんが積極的に、今後いろんな角度から支援をぜひしていただきたいというふうに思います。

そういうことで、お茶については終わりたいと思います。

次に、畜産振興について申し上げたいと思います。

やはり、この畜産振興につきましては、現在、肉用牛の価格というのは、非常に枝肉が上昇しまして、平成22年度から全国的に上昇しています。その中でも鹿児島県の子牛は上位の価格で取引されています。

鹿児島県の黒毛和種は、従来から状態が良く枝肉がたくさん取れ、あわせて肉質も良い系統を選択して改良が進んでいることが高く評価されていることが要因だと思います。

しかし、飼料代や資材の高騰により、繁殖経営、肥育経営ともに生産に係る費用が増加しています。これに加えて高齢化や後継者不足などの問題もあって、平成23年度、市全体で770戸あった繁殖農家戸数は、平成27年には565戸に減っています。もちろん農家戸数の減少に伴って飼養頭数も減っております。そこで減少対策と増頭対策についての見解を伺います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

志布志市内の肉用牛の現状につきましては、平成30年1月現在で、繁殖牛の農家数は505戸で、頭数は7,062頭でございます。1年前と比較しますと、戸数が11戸減少していますが、頭数は159頭増加しております。

しかしながら、10年前の平成20年1月の調査からしますと、繁殖牛の頭数は1,207頭減少し、戸数も469戸減少をしております。

頭数、戸数の減少は、高齢化による廃業が原因と考えられます。

支援策については、繁殖雌牛導入資金や高品質生産対策事業等により、導入の支援を継続して行ってまいります。

特に、繁殖雌牛導入の資金については、市場の動向を勘案し、平成27年9月から子牛の貸し付け上限を60万円から70万円とし、導入資金を活用しやすくしたところがございます。

飼養頭数は増加傾向でございますが、資材高騰や経済連携協定の発効など、予断を許さない状況であるため、情勢を見極めながら迅速な対応をとってまいりたいと思います。

○9番（持留忠義君） 志布志市としては、3地区ありますけれども、有明町は確かに維持していますけれども、志布志町と松山町については、確かに頭数が減っていますよね。そのようなことで、10年間を見ても、このデータを見ましても、50%近く飼養戸数も減っているわけです。ここにきて、いろんな新規参入の大型の方の影響で、維持はしているんですけど、今後、高齢化が進みまして、志布志市を全部入れた場合に農家の平均年齢は69.7歳ぐらいで、70歳近くになっております。あと10年もすれば、恐らく5年もすれば、かなりやめる農家もいると思います。

そこで、いろんな事業はあるんですけど、ああいう振興事業とか、やっぱり70歳以上の方については、もう二、三頭しかやらんから、もうやめようかという人が増えてきているんですよ。ですので、若い人たちが、うちの農家たちがやっているから頭数はあまり減っていませんけど、おそらくあと5年もすると、まだ減ると思います。

それには、やはり今度は肥育も影響してきますので、生産農家にとっては非常に、これは後でも出てきますけど、価格はいいのはいいんですが、今後あまり価格が高騰しますと、肥育農家も大変ですので、70歳以上ぐらいの方への何かそういう支援策というのはないものだろうか、そのことに市の何か考えはないか、それをお願いしたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） お答えします。

現在70歳以上の繁殖牛農家の割合が55%ということで、過半を占めてございます。

その中で、なかなか大きな支援は打てないところですが、競り市等の出荷に対しまして、1頭当たり4,000円の出荷の運賃の支援をしているところがございます。

○9番（持留忠義君） 今、子牛の展示があるんですけど、その中で一応申し込みがあるんですけど、その牛の中で仮に有明町が10頭行っても、その場で外れる牛もいるんですよ。その場合に、今は少しはあるみたいですけど、最優秀賞とか優秀賞とかの場合、大分金額の差があるんですよ。最優秀賞は10万円、優秀賞の場合は確か4万円ぐらいだと思います。その差というのがあまり大きいなど、それ以外の農家の方が、やっぱりやっていることは、経営とか、いろんな資材とかは一緒、あまり変わらないと思うんです。50万円する牛も100万円する牛も。

その中で特に高齢になりますと、そこまでみんな生産の意欲が無くなっておりますので、品評会にも行かないという人が多いわけです。

それで、私が思うのは新規参入事業をするといっても、振興事業ですか、もう今更そんなのしないと。大きな農家の方は、そういう事業をどんどんやりますけど、今、頭数を維持するために

は、中規模農家で70歳以上の方が頑張ってもらわないと頭数は減るわけです。

その点、先ほど4,000円はあると、それは聞いていますけど、その他にやっぱり出展した場合には、品評会に行って、審査に外れたのも確か3万円ぐらいくるんじゃないですか、行った人はですね。展示に出た人は、多分出ると思うんですよ。

そういうことですので、行かない人も生産をやっているわけですので、そういう人に対しての助成というのは考えられないかということなんです。

実際に今、子牛展示が毎月ありますよね、あそこに行って、10頭行っても外れる牛もいるんですよ。その場合には普通、最優秀賞が10万円ですか、優秀賞が4万円ですよ。すると今度は、外れた場合に金額が低いもんですから、そういう人たちと行かなかった人も、やっぱり生産をやっているわけですから、経費はかかるんですよ。それに対しても何か独自の助成というのはできないかということなんですけどね。

○農政畜産課長（重山 浩君） お答えします。

月初めの子牛展示につきましては、最優秀の評価をいただきまして、月末の競り市に出荷しますと、購入した方に10万円の支援がいくというようなことで、要は、いい血統の牛群を残そうということでの支援でございますので、出荷者に10万円がいくという話ではないのかなと思うことが、まず一つでございます。

ただ、このことについては、特に高齢者ということではなく、展示をしていただければ、ある程度の能力の牛であれば、事前の下見の中で出展できますので、まずは出展の方をお願いしたいと思っております。

それから、当然導入保留につきましても、やはり買った分については、支援がございますので、展示に行かなかったということに対しての支援はいかがなものかなと思うところでございます。

○9番（持留忠義君） 課長が今言われましたように、確かに、私は以前もそういう質問したんですけど、今、頭数の維持をするためには、もちろん展示に行かれる方は、特定の良い牛、全部が全部そういう牛をなかなか飼育はできないわけなんですよね、それが牛の生産ですから。

そういうことで、いろいろ聞いてみますと、「行たって、どうせやっせんでよ」と言う人が結構多いんですよ。だから、せっかく生産するのに、経費は変わらないわけですから、5万円する牛も10万円する牛も、経費が違うわけじゃない、それはほとんど変わりません。そういうことにしても生産意欲を維持するためにも、できれば、そういうのを今後検討していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今の最優秀賞、優秀賞については、畜産農家の努力、そういうのがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺がどういう形で支給ができるのか、そこは内部で十分検討していかなきゃいけないことだろうというふうに思いますので、こちらで検討させていただきたいと思います。

○9番（持留忠義君） 分かりました。

志布志市もですけど、畜産、お茶、園芸は、やはり基幹産業ですので、どうしてもこれを、今

も現に北海道、東北から結構購入に来られるんですよ。もう既に北海道から抜かれておりますので、頭数的にも。

近くの肝付地区も迫っているし、志布志市は曾於地区ですけど、頭数が減るということは非常に、日本一と言われていた時代はあったんですけど、今でも日本一には変わらないと思うんですけども、今後、頭数を維持するために、いろんな市のそういう施策をしていただきたいと。それはやっぱり今後、頭数の減少を食い止める、そういう策をぜひしていただくことをお願いしたいと思います。

次に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、これは前も申し上げましたけれども、市長も変わられましたので、また市長の見解をお聞きしたいと思います。

新マルキン事業についてですけど、この事業は、皆さん分かっているとおり、私も知っていますけれども、なかなか以前は国が発動しなかったものですから、この事業については発動されると聞いておりますけれども、この事業は生産者の積立金と、県の助成金によって造成された基金を県畜産推進機構が管理し、肉用牛生産時に粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割相当を肥育経営農家に補填する事業で、肉専用種、交雑種、乳用種が対象品種と聞いております。つまり、この制度は肥育農家にとってみれば、全国統一の補償制度なのです。事業の事務局は、各農協になると思うんですが、市内でこの事業の実績、また発動している現況を教えてください。

○市長（下平晴行君） 肉用牛肥育経営安定特別対策事業は、鹿児島県全体の平均で肥育牛の1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、その差額の一部を補填し、経営の安定を図ろうとするものでございます。

相場に影響を受けやすい肥育経営においては、必要な制度であると認識をしているところです。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補填金の発動状況についてでございますが、黒毛和種について、平成29年度では8月、9月、10月、11月、2月、3月の6回発動をしております。

平成30年度では、4月に2万6,800円、5月に5万3,400円、6月に7万5,100円発動されております。なお、平成30年度の補填率は9割でございます。

○9番（持留忠義君） この事業については、前も国会議員の先生たちとも話をしたんですけど、今の農協とのそういう打ち合わせは、ちゃんとされているんですか。この事業は農協でなくても直接国から受けているわけですか、このマルキン事業については。前に農協さんが全然しないということだったものですから、そういうことをちょっと聞きたいと思いますが、農協じゃなくても、これは国から出たら市が補填をするということだけですかね。

○農政畜産課長（重山 浩君） 肉用牛の肥育安定対策特別事業、通称マルキンでございますが、これにつきましては、県の畜産協会の方と農家さんの方でやり取りをしている事業でございます。市の方もお金が通るとかという話ではございません。

○9番（持留忠義君） 今、補填が発動されて、肥育農家もかなり減っておりますので、肥育農家にとっては、高い方がいいんですけど、肥育農家にとって今は非常に大変な時期だと、おそらく今は採算割れをしているわけですので、発動されたと思いますので、今後これをずっとしてい

ただいて、肥育農家がなくては生産農家も成り立っていきませんので、ぜひ皆さん今後引き続き、そういう事業はやっていただきたいというふうに思います。

以上のようなことで、今回は、短い時間でしたけれども、茶業振興と畜産振興について、2点ほど申し上げました。

今後やはり、今、農家は非常に、こういう災害の多い年でございます。やはり昔から自然との戦いと言われておりますので、今後やっぱり体力も必要です。ぜひ少しでも志布志市の農業が1円でももうかる農業をしなければいけませんので、市の農政畜産課のいろんな支援をいただいて、今後ますます農家が少しでも良くなるようにお願いしたいと思います。

非常に要を得ませんでしたけれども、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

15分間休憩して、2時25分から再開いたします。

○

午後2時09分 休憩

午後2時26分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 改めまして、こんにちは。会派、公明志民クラブの鶴迫京子です。平成30年は市長、そして私ども議員の選挙戦に始まり、そして、早いもので、もう9か月過ぎようとしております。すっかり夏の猛暑も終わり、秋の気配も感じさせる今日この頃ですが、彼岸花も庭先では咲いています。今年の春から夏にかけて、本当に西日本豪雨、そして台風による災害、そしてまた大阪地震、北海道地震と、本当に日本列島は想定もしていなかった大災害に見舞われました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表すとともに、また、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、一日も早く日常生活に戻れますように、早い復興を本当に心よりお祈りいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

できるだけ短い時間で終わりますように、お付き合いください。市長の分かりました、やりますの言葉をいただけたならば幸いです。簡潔で前向きな答弁を期待いたします。

今回は、観光行政と福祉行政についての2点ほど質問いたします。

それでは、まず1点目の観光行政についてであります。

今から10年前の平成20年6月の定例会において、陣岳の国際の森について、「水道施設が無いので、何とか水を引いて整備し、本市の観光の目玉にできないか」という一般質問をいたしました。その時、当時の市長の答弁をいただく前に、その財源は、平成20年度にふるさと納税が始まって

おりますが、その年に始まったふるさと納税の使い道を、この国際の森に水を引くということに特化してできないかという私の質問でありました。

その時は、ふるさと納税も動き出したばかりでしたが、あれから10年経過して、平成29年度には寄附総額が30億円を超えました。

そこで、再度お伺いいたします。

国際の森をはじめとしたダグリ岬周辺を一体的に捉え、本市の観光の目玉として、総合的に取り組む考えはありませんか。このことは、全く約10年前の質問と同じ内容になろうかと思いますが、市のかじ取りが下平新市長に変わりましたので、下平新市長に、このことをどのように捉えておられるのか、率直な見解をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 鶴迫京子議員の質問にお答えをいたします。

ダグリ岬周辺については、観光振興計画の中で重点整備エリアに位置付けており、ダグリ岬公園周辺整備基本計画において、その整備の方向性等を示したところでございます。その計画においては、国際の森は含まれておりませんが、限られた財源の中で、まずは危険箇所の排除、景観の改善を最優先事項として位置付けております。

今年度は旧夏井荘の跡地購入、解体撤去を行う予定でございます。現時点では、観光振興計画で重点整備エリアと位置付けた、ダグリ岬周辺の整備を進めてまいりますので、御理解いただきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今答弁をいただきました。今回の質問で同僚議員が、このことにつきまして、少し視点は変わりますが、お二方ほど質問をされました。その時の市長の答弁によりまして、大体は理解しているところではありますが、今答弁されたことは、そのことではなかったかと思えます。もう10年にもなりますから、内容的には古くなるかも分かりませんが、質問通告をいたしておりましたので、市長、10年前に国際の森に水を、オアシスをとということで質問しておりますが、会議録を再度御覧になられましたか。

○市長（下平晴行君） はい、見て、聞いております。

○14番（鶴迫京子さん） 見て、聞いております、見るのと聞くのと、どちらか一応想像をしたいと思いますが、この水の施設を設置してくださいということで、同僚議員が質問された市長の答弁は、まず1年を通して利用できるものであるか、安心して利用できるものであるか、また周辺環境の整備をまずしなければいけないとか、低コストで安定して運営できるようにならないといけないとか、四つの視点で答弁をされました。

そして、限られた財源の中で整備していくというお答えでありました。今は下平新市長の答弁であります。当時の本田市長は、その当時、10年前、商工戦略会議というのがあるので、その商工戦略会議の中で、いろいろと、このダグリ周辺一帯の整備も含めて観光をどうするんだということで提案がなされ、提言がされるだろうから、その中で今真剣に協議をしているところですので、待ってください、検討させてください、国際の森に水を引くということもあわせもって検討させてくださいという答弁でありました。

10年間、私もそのまま質問をせずにおいておいたということも反省の材料ではありますが、そのことも含めまして、10年前のことですが、商工戦略会議の経緯、そして今、事態は怎么样了のかお知らせください。それが、今の市長の答弁になっているんだらうと思いますので。

○市長（下平晴行君） 先ほど答弁しましたとおり、ダグリ岬公園周辺整備基本計画の中には、国際の森の事業は入っていないということでございます。

水の問題でございますが、国際の森周辺については水道事業における給水の区域外になっているということで、水道事業での給水工事は行うことはできないということでございます。給水工事を行うとなると、市の一般財源で市の財産扱いということで行うこととなります。

また、工事内容につきましては、水道本管から、国際の森までの高低差が約250mありますので、加圧施設を2か所設置しなければならないということで、この費用が概算で2,000万円かかるということでございます。

更に延長が3kmございますので、安価な水道用ポリ管の口径25mmを埋設した場合、費用が4,000万円かかるということでございます。

また、維持費として概算ではございますが、加圧施設2か所の電力料、年間約50万円と試算をしております。国際の森まで仮に給水した場合、最も懸念されることが、管の延長も長く使用水量も少ないため、水が腐敗するのではないかとと思われます。このことは、この前もお話ししました衛生上、管理のできない水を偶然飲用され、健康被害等の事故が発生した場合は、市の責任になります。

○14番（鶴迫京子さん） 今、6,000万円ほど設置費用がかかる、維持管理も含めまして、いろいろ、維持管理は1年間に50万円でしたか、かかりますということでお話いただきました。

その中で、前の同僚議員の答弁にもありましたように設置費用は、その時には精査されていませんでしたが、今は発表していただきましたので、先ほどの答弁も同僚議員の答弁と変わりなく、結局1年間を通して利用できないので、その飲料水の安心・安全、安全性ですね。水が腐敗しないとか、そういうことも含めまして、という答弁を再度されました。私的には鶏が先か卵が先かというような問題ではないかなと思っています。

結局、水を引かないから、そういうことになるのでありまして、最初の水を引いた段階で、水を引かないことには何も始まらないわけですね。いろんな利用法を提案されました。そういう提案されたことを行うためには、まず水ですね、水が無いことには水道施設が無いことには、いろんなイベントにしる、花を植えることにしろ、いろいろもろもろ議員の方がアイデアを考えついても、そのことは描いた餅にしかありません。ですので、まずはその水を6,000万円かかる、その水道施設を造るということが、ゼロから始まる、1人から始まるというものの、まず旗印ではないかと思えます。

そして、そのことが結局ここに振興計画なり、もうありますよね、これ、平成30年3月の都市計画マスタープラン。そして、ここに志布志市の第2次志布志総合振興計画、そして第1次にもあったらうかと思えます。どうしてかといいますと、合併する以前の旧志布志町からの、これは

国際の森に水を引いて欲しいというのは、住民の願いでありますので、そこから、もう27年経っているんです。質問してから10年経っていますから、その時で17年でしたので、27年、30年近く経っています。30年近く経っても、その答弁は一緒だと思います、30年前と。お金がかかる、お金は増えています。10年前は4,600万円と答弁されています。その前は旧町の時代ですかね、最初にちらっと聞いたところ、2,000万円とか、何かそういう金額ではなかったか、しっかり覚えていませんが、そういうことだったろうと思います。

10年も経っていますので、4,600万円が6,000万円になったということは、いろいろ社会情勢、経済的な状況とか、いろんな状況がありますので理解できますが、その答弁自体は何ら変わっていません。そういうことをどう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは上に施設でも何かあれば、そういう人が常時対応して、その水を使うということであれば、水の腐敗というのは無いわけであります。

先ほど言いましたように、いわゆるたまっている水を飲んだ場合、もし、そういう健康上の問題、これは市の責任でございますので、一番心配しているのはそこなんです。鶏が先か卵が先か、それじゃなくて、水を引いた場合の人の動向がどうなのかという、そこを考えて今答弁しているところです。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、また視点を変えまして、いろいろ同僚議員もおっしゃいました。フラワーパークにしたらどうだろうか、春夏秋の色彩を、花を植えてとか、そして、今度はある議員は、さんふらわあ就航、新造船がありますので、関西方面からの方とかがいるので、クルーズ船を使ったほんわか温泉ツアーとか何かそういうので、そして、夏井駅から国際の森までシャトルバスですかね、そういうのをしたらどうかとか、いろんなアイデアが出るわけですね。それは国際の森に水を引いた時の話であろうかと思います。その場合、多分ここにいらっしゃる議員さんも、それぞれ、もし、もしも、たればで、こういう議場で質問したらいけないのかも分かりませんが、もしそうなった場合、一人ひとりの思い入れがありまして、アイデアがあると思います。そして、こうしたらいいんじゃないかな、ああしたらいいんじゃないかというアイデアがいっぱいあると思います。そして、職員の方も、いっぱいアイデア、提案がなされるのではないかと思いますし、志布志市民の方も、いろんな団体もありますし、また個人でもあります。そういう方々が、いろんなアイデアを出されて、国際の森に水が引かれて、そして、そういう植樹なり植栽、花、そしてまた、いろんなロープウェイなりとか、いろんな角度でコンサートができるとか、いろんなことがあろうかと思いますが、私もその中の1人ですので、例えば、今現状としまして国際の森に地球儀があります、世界の地球儀がありまして、そして近代俳句の俳人である藤後左右さんの句碑もあります、市の。そういう形であります。そういう所に、まず三つの提案をしたいと思いますが、後でまた水のところに入りますけど、なんとなく答弁が変わりませんので、こういう思いを皆さんもいろいろ提案されましたので、三大の火祭りではないですが、志布志市の火祭りということで、火ですね。4月24日は志布志の日ですね。そして志布志憲章の句碑、志布志憲章というのができましたね。その志布志憲章というのも、ただできただけだと思

いますので、志布志憲章の碑を、あそこの国際の森の陣岳に句碑を立てる憲章の碑。

そしてもう一つ、お盆の頃、京都にいきますと、大文字焼きといって、五山の送り火といって、五つの山で、「大」という字を送り火、盆の送り火の時に焚かれますね。京都ですので日本の観光名所になっていますから、その送り火の大文字焼きを見るために、私の知っている友人ですが、マンションまで買って、祇園祭りとか、そういう大文字焼きも見えるしという、そういう友達もいます。ですので、そういうことは歴史的に全然違いますが、やっぱり新しい志布志市のシンボルは何かといったときに陣岳の国際の森として、そして、そこに志布志市の「志」という言葉がすごく素敵だなと思うんですよね、「志あふれるまち」というのを標榜していますので、大の字ではなくて「志」という字をあの人に松明ではなくて燃やす、燃やすのが危険とか、いろんなことがあるかもしれません。その時には電気なり、要するに「志」というのを盆の送り火の頃にともす、そうすると盆に帰省していらっしゃった方々が、そこで、その「志」、自分は志布志市民だということも含めまして、志をその火を見て、また送り火とは、全然京都のとは違いますが、そういうことを一から始める。始める地にするという思いですね。

そして、4月24日の日「しぶしの日」は、24日から29日、1週間ぐらいお釈迦まつりウィークといって、そういう企画がありましたが、その企画はまだお釈迦まつりウィークが残っているかどうか。

そして、その志布志市、4月24日の「しぶしの日」というのも、そんなに市民全体に浸透してないと思うんです。そのことも浸透させる。

ですので、三つの「ひ」のワードで志布志市を打って出るというか、まずネーミングからそういうことをするとか。

そして、花いっぱい運動ということで、フラワーパークも提唱されました。本当に同じ思いであります。

そして、平成27年9月に、私、一般質問をしています。花いっぱい運動、市の花はひまわりだということで、ひまわりの花を国体に向けて、2020年はすぐに2年後に迫っていますが、市道、県道沿いに植えたらどうかとか、市の花ひまわりが、もうあんまり見かけなくなったよねということで、平成27年に質問をしております。

そして、国体に向けて機運が盛り上がっていくので、そういうところにあわせて、ひまわりの花などを植えましょうというような、ちょっと弱い答弁が返って来ていましたが、そういうことも、いろいろひっくるめまして、花いっぱいのまち、あそこ辺は花で春夏秋冬の四季咲きのいろいろな花を植えて、そしてまた、1年中を通して花の森にする、国際の森にするという案も出ましたので、そういうのか。そういうアイデアをいっぱい取り込んで、いろんな形に国際の森が活用できると思うんです。そして、コンサートも言いましたが、陣岳マラソン、箱根マラソンとかありますけど、陣岳マラソンとか銘打って、マラソンをしたらどうかとか、いろんなアイデアがいろいろ出てくると思うんですが、市長、そのためには、まず水となりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今議員がおっしゃった、そういう国際の森の景観も含めて活用の問題、

これは私も、あそこほどこの市に比較しても大変すばらしいところだというふうには感じているところでございます。

このことと水と言われますと、先ほど言いましたように、やはり私たちは、行政としては、市民の生命・財産を守る義務があるという観点から、そういう見えないところでの投資の仕方はどうなのかということで考えておりますので、水の設置については、あらゆる角度から検討をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、水については、先ほど答弁したとおりでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 第2次志布志市総合振興計画をつくるにあたって、市民アンケートですが、3,000人ぐらいに配布されて、1,053人の回答がありました。回答率は35.8%ということでありました。その中に、ちゃんと当局がまとめていらっしゃいますね、ここにありますが、「観光客の増やすために力を入れること」という中で、1番の回答41.7%の方々、「観光施設の整備」、「さんふらわあの利用促進」と回答されています。そして、「地域ブランド化への期待」ということではどういうことか、「観光客の増加」ということで、そして「地域知名度と誇りの向上」というものもあります。誇りの向上、ブランド化することによって、誇りも向上しますよというアンケート回答もありました。

そしてまた、ダグリ周辺環境整備ということで国際の森は入っていないということですが、一帯となった捉え方をして欲しいという思いがあります。夏井荘も取得されました。

そこでお聞きしますが、周辺一帯の観光整備ということで、夏井荘を取得されましたが、どのような形で、あの周辺一帯の観光整備が進んでいくのでしょうか。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬公園周辺の整備、これは基本計画に基づいて整備をしていくということになるというふうに思っております。

周辺の土地の集約の検討も必要であると思えますし、また一帯を活用したいという話も市民の方からいただいておりますので、総合的に勘案しながら、限られた財源の中で効果が発揮できるように全体を整備してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長の中には、いろいろ案があるのかも分かりませんが、まだしっかり見えてない、届いていないところがあります。やはり、こういう国際の森、陣岳、その活用の方法というか、そこを整備してというのは、一議員の質問ではなくて、皆さんもそう思っていると思いますので、市民の思いというのは、しっかりアンケートなどにも出てきていますが、そういう思いをやっぱり形にする、そのために市長は挑戦されて、今市長の座に座っていらっしゃると思えます。やっぱり、そういう財源が一番大事ですが、そういうこともひっくるめて、10年前にふるさと納税を特化してということですが、そのことはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） それも含めて、この財源の活用の仕方というのは、本当にしっかりした方向性を見据えた取り組みをしていかなければならない。まして、ふるさと納税の使用につきましては、やはり納税される側の立場も必要でございますし、その貴重なお金を、おっしゃるようになどどのような形で活用していったらいいのか、そこら辺も十分内部で検討していかなければいけ

ないというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 納税される方の気持ちが、使い道が、どのようにお願いされているのか。まずそこをしっかりと把握されているんですか。ふるさと納税で税の手立てとして納税されている方だけではなくて、根本的なふるさと納税の在り方、本当に志を込めた贈物として、寄附としてされているということのすみ分けがしっかりとされているのでしょうか。全く内容、ふるさと納税をしっかりと、そういう温かい篤志の寄附ですので、それをしっかりと考えて使いたいという答弁でありましたが、そこをしっかりとすみ分けてらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう納税者の立場に立った取り組みをしていくという、今、私が確認しているかどうかじゃなくて、納税されている側に立ったことを踏まえて、今後取り組みをしていかなきゃいけないということを言っているわけです。

○14番（鶴迫京子さん） 本当は、ふるさと納税が10年にもなりますので、最初的时候から使い道というのをしっかりとその時点で、前質問の時にも書いていますが、ちゃんと目的別に五つの項目に分けて、それはされているんですかね。納税された方の思いをしっかりと振り分けて、最初からやっているという。そして、どの方向でもいいというのは、また別ですが、そういうふうにしっかりと最初からやっていたらいいと思いますので、そういうのも踏まえて質問していますが、本市では、どうですか。

○市長（下平晴行君） はい、その把握はしているということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） その中で国際の森と具体的には言っていないかも分かりませんが、観光整備、志布志市のそういうことに使って欲しいというのは、どれぐらいのパーセントですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税の目的、大きく五つ項目を掲げているところです。

納税をしていただいた方々からも、いろいろなメッセージ等もいただいているところであります。そういった、とにかくふるさと納税につきましては、寄附をいただいた方々からの希望に応じた使途というのが一番大切だというふうに認識しておりますので、使途についての在り方、報告等も丁寧にするようにしているところです。

ただ、今観光についてのパーセントということでありましたが、その数字は今把握していないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 少し細かいことになろうかと思いますが、参考にしたいので質問しています。どういう形で、それは使途を、お手紙なり、ただそこに書いてあったから、その方は、こういう方向だということですか。

それとも、アンケート用紙などありまして、そこから○×式で記入するようになって、そして、ふるさと納税の使い道がすみ分けられているのか。まず、その寄附者の方の篤志は、どうやって把握されているのかお聞きします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 納税をしていただく際に納税の使途について、大きく五つに分けているところでございます。その中で、詳細はちょっと今確認中ですが、教育、福祉、観光、

その他市長が必要と認める事業ということで5項目掲げておりますので、納税される方は、希望される用途の項目を報告していただいているところです。

また、その納税につきましては、志基金に積み立てをいたしまして、その基金から財源充当をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 観光については、どれぐらいあるのかというのは、後でまた御報告していただければと思いますが、先ほど「財源を考えて」ということで、一步も進みもしないし、30年近く変わらない答弁ではなかろうかと思いますが、そのことに対しまして、市長が個人的感想というとな話になるかも分かりませんが、市長自身は、あの夏井周辺の一帯、そういう計画には国際の森はないよということでもあります、やっぱり思いのあられる市長ですので、そのことに関しまして、もう27年間ずっと言われ続けているわけですね、国際の森に水を。そして、整備してということ言われ続けています。そのことに関しまして、合併する前、旧志布志町時代も役所にいらっしゃったわけですので、そういうこと経緯も御存じじゃなかろうかと思いますが、本当に商工戦略会議なり、そういうところで、それこそ市民の民意が吸い上げられてこなかったのかどうかですね、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も行政の中に、その間、12年ぐらい入っておりませんので、その中身については分かりませんが、議員おっしゃるように、私は国際の森の景観というのは、大変素晴らしいものだ、先ほども言いましたとおりでございます。

ただ、先ほど言いましたように、整備基本計画というものが、議員も思っいらっしゃるとおり、それに基づいた実施をしているということでございます。これはあくまでも計画に沿って、そのままずっといくわけではございません。当然見直しも出てくるだろうというふうに思いますので、そういう今議員の提案等もありました。先ほども言いましたように、大変素晴らしい所だと私は思っておりますので、その活用の仕方、これをどうしていくかというのは、やはり計画に沿った取り組みでないと、それに基づいた、財源も付いて回るわけでございますので、そこら辺も含めて、やはり計画書との整合性のとれた整備の在り方にしていくべきだろうというふうに考えております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 志布志市の商工観光戦略会議については、平成18年12月に設置されまして、その中で商工業振興部会と観光振興分科会において、にぎわいのある観光、商業、物流の港町年間入込客数100万人を目指すことを基本コンセプトに提言がなされたところです。その提言に基づきまして、観光振興計画を策定いたしまして、その観光振興計画に基づきまして、先ほど市長が答弁いたしましたように、その重点エリアであるダグリ岬周辺の一帯を現在整備しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 計画の中に目指す将来像と申しますか、今計画に沿って整備していくところでありましたが、その目指す将来像は、あの一帯はどのようになるのでしょうか、絵なり青写真なり何かあるのでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほどのふるさと納税の用途について、五つの項目を掲げて

いるところでございます。その中で「観光及び生活環境に関する事業」、それから「福祉に関する事業」、それから「教育・文化に関する事業」、「その他市長が必要と認める事業」、「指定なし」、という項目に分けているところでございますが、「観光及び生活環境に関する事業」は、全体の34.1%の数字となっているところでございます。

それからダグリ岬の公園周辺整備については、平成28年3月にダグリ岬公園周辺整備基本計画を策定しておりますので、その基本計画に基づく実施計画に基づいて、旧夏井荘跡地等の購入をしておりますので、まずは景観整備を図るという観点から着手をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。ここに志布志市都市計画マスタープランというのがあります。これは今年の3月に志布志市ということで策定されてありますが、ここに「四つの基本理念」というのがあります。志あふれるまちの四つの基本理念、市長、四つの基本理念です。

ここに書いてありますので、一応、「継承」「挑戦」「活力」「共生・協働・自立」という四つの基本理念が掲げられております。最初のページです。まちづくりの基本理念と方針ということがあります。

先ほど、いろいろな計画に沿って、計画、計画っておっしゃいます。その計画は、この基本理念に沿っていると思います。

志あふれるまちということで、四つの「挑戦」「継承」「活力」「共生・協働・自立」という基本理念が大事ではなかろうかと思いますが、その中で「継承」、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、高い目標や夢と慈愛の精神を持ち、郷土愛を育むまちづくり。

そしてまた「共生・協働・自立」、ここに掲げてあるとおりであります。

そして「活力」、生き生きと暮らせるにぎわいのあるまちづくり、この三つの「継承」「共生・協働・自立」「活力」という三つは、本市では、それこそ平均以上にしっかり、この基本理念というのは行き渡っているのではないかと思います。一番本市に、私が個人的には思うんですね、この基本理念を見まして、「挑戦」というのがあります。この「挑戦」という四つの基本理念の中で、一番足りないのは、この「挑戦」ではなかろうかと思いますが、この「挑戦」というところに、まちづくりの基本理念、「挑戦、誰もが志を抱き、その実現に向かって挑戦することができるまちづくり」とあります。この四つの基本理念の挑戦というこのことについて、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） これは議員からもありましたとおり、やはり誰もが志を抱き、その実現に向けて挑戦することができるまちへの挑戦だということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） まちづくりの基本理念にしっかりうたわれてあります「挑戦」という言葉、本当に生きていく上でも大事なことではなかろうかと思いますが。挑戦されて、市長も今そこに座っていらっしゃいます。そういう意味では挑戦という言葉は何にも代えがたい基本理念ではなかろうかと思いますが、先ほど計画に無い、計画に無い、無い理由を探せばいっぱいあります、出てきます。もう100も200も出てくると思います、できない理由。やっぱりそういう時にこそ、志あふれるまちをつくるには、やっぱり「泣こよかひっ飛べ」という鹿児島県民の言葉も

ありますが、挑戦ということは大事ではなからうかと思えます。そこがないことには一步も進みません。いろんな卓越したアイデアも、もうそれで終わりです。皆さんがいっぱい、この職員の方もいっぱいアイデアを持っていらっしゃると思えます。個人的にいっぱい、仕事を何十年とこなしていらっしゃるから一番詳しいと思えます、いろんなことが。

そういう中で提案したかったり、提言したくても、この挑戦という、ここがどこかで寸断されたり、いろんなところでできなかつたら前へ進まないの、まちは変わりません。まちづくりも、この基本理念の一番ここ、大事にしなければいけないのではないかと思えますので、変化がなく、計画、計画に沿って、石橋を渡るように行政、まちづくりを進めるのも大事でしょうが、やっぱり挑戦というこのキーワードをちゃんと掲げてありますので、これをもって、そして、その中で検証しながら、失敗したところは、じゃあ次はどうしようとか、そういうところをやっていくということも大事ではないでしょうか。

本当に、この水の6,000万円かかる、あとまた5年、10年したら、8,000万円、1億円となるのではないのでしょうか。やっぱり、その時期という、今という時があると思えます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは「共生・協働・自立」「挑戦」と、確かにそのとおりでございます。ただ挑戦というの、何でもかんでも挑戦していいのかということ、ここも大きな問題があるかというふうに思いますが、ただ、水の問題については、先ほどから言いますように、そういう、いわゆる腐敗している水を飲んだ場合に、もし事故等が発生したらどうなるのか。そこを考えるものですから、お金がどうこうということも大事なんですけれども、まずはやはり市民の生命・財産を守るというのは、基本的な義務というのは、基本的な考え方でございますので、そこは十分取り組みについては検討させていただきたいというふうに思っています。

○14番（鶴迫京子さん） 安全ということは、挑戦以上に大事で、市民の生命・財産を守るということは、一番大事であると思えますが、不安に思ったり、不安材料といいますか、そういうのは、みんなの知恵で少しでも削って無くしていくというやり方、それを一生懸命研究なりしたらできると思うんですね。そういうことが不安だから、どうだからって、安全でないからってなったら、本当に行政も、また市民の方も、そして国もというか、いろんな現場でそういうことはできなくなりますね。家から一步も出れなくなりますね、安心・安全をいいましたらですね。

ですので、しっかりそこを含めまして、そういうことは危険はあるよ、マイナスはあるよって、だけど、そこにあるのは、やはり志、思いというのが挑戦ということの形になっていくのではないのでしょうか。

もちろん私、挑戦ということで、何でもかんでもって、それは自明の理で、皆さんもう分かっていますよね、何でもかんでも挑戦したらいいということではありません。

そして、そうやった場合、そこに少しリスクを負ってでも返ってくるもの、高いリターンがあると思うんです。いろんな方向に広がっていく国際の森に水を引くということは費用対効果というか、そういうことでお金ではないよと、おっしゃいますが、費用対効果で申しますと、大変な

効果があるのではないかと思います。

そういうことを一つひとつ、どういう効果があるのかということはこの部門、この部門、専門分野のシミュレーションをしていく、まだそういう段階ではないかと思いますが、そういうことまでやって駄目ですよということなら分かりますが、もう最初から駄目ですよということに、計画に載ってないから駄目ですよということになっていましたら、もう27年前も合併しない時から一緒であります。時は変わっておりますので、ぜひその検証の仕方、シミュレーションの仕方という方向性も今の外の環境にあわせて変えていただきたいと思います。

そして、アンケートにもあります。市民参加のまちづくりについてということで、皆さん市民のまちづくり参加について、どういうことに参加したいですかということで、アンケートを取っていますね。その時に、ここに表れていますね、志布志市の本当に元気な市民の姿が。美しいまち、景観づくり活動に36.1%の方が丸をされていますね、1番ですよ「美しいまち、景観づくりの活動に参加したい」、「自然環境を守るための活動がしたい」ということで、1番、2番であります。

これ当局の1,000人に聞いたアンケートであります、1,000人ではあります、結局は市民の思いは、そこから台形的に広まって大体の思いが、ここではなかろうかと思います。皆さんボランティアということで、本市のボランティア活動は大変盛んです、健康づくり、子育て支援、環境、いろんな分野でボランティアの方がいろいろ活動されています。

本当にエネルギーがあり余ってるんですね、市民参加のまちづくりについて協力しますよ、活動しますよという方がいっぱいいらっしゃるんです。だから、そういう時にこそ、アンケートの結果で、市が旗を振って、こういう方向にあの一带はするよって、皆さんの協力をお願いしますと言ったら、ここの基本理念の一つの「共生・協働・自立」ここに関わってきて、皆さんがこぞって喜んで、そしてまた自分の健康や、いろんなことのために、まちづくりに参加されていくのではないかと思います。そうなった場合は、費用はそんなにかかりません、思いがありますので、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、市民参加のまちづくりが、私は基本だというふうに思います。

一つは美しい景観のまちづくり、二つ目に自然環境のまちづくりというようなことで、いろんな事業を進めるときに一番大事なのは、今おっしゃいましたとおり、市民の考え方、参加していただく、そういうことの取り組みをしながら、もちろん計画にも、先ほど課長がお話ししましたダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づいて実施計画をしていくんだと、これはあくまでも計画です、やはり計画は計画でないと、もちろん先ほど言いましたように財源も伴うわけですので。それとあわせて、そういう今ダグリ周辺の景観整備をしていくと、次の段階になったとき、そういう国際の森の、いわゆる景観整備もしていかなきゃいけないだろうというふうに思っておりますので、やはり段階を踏まえた整備の在り方が必要じゃないかというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長の答弁は、よく理解いたしました。

「旭川市の眺望よりも、国際の森からの眺望は素晴らしいよ」という答弁もいただいておりますので、そのことが、今質問したことが、いい方向に見えてきますように、これは再度再度質問を続けてしていきたいと思っておりますので、答弁もありましたように、計画は計画だということでもありますので、少し期待いたしております。

簡単でいいですが、私も行ってきましたが、今の現状、整備状況はどうですか。

○市長（下平晴行君） 国際の森につきましての前の質問でございますが、給水タンクの設置や国際の森周辺については、管理委託を行っております。

委託については、シルバー人材センターに委託しており、月1回トイレ清掃、給水の維持管理を行っております。

また、みなとまつりの前などに周辺の伐採、国際の森へ上がるための林道の伐採を年4回行っております。

更に、平成29年度においては、地域振興事業、おおすみ山の景観ポイント整備事業の採択を受けて、国際の森の展望施設の看板設置、改修、トイレの改修を含む修景整備、ということで、それから林道陣岳支線の法面保護工事を行ったところでございます。

平成30年度においても同じく地域振興事業の採択を受け、平成29年度に法面崩落等で改修できなかった所を行うこととしております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、大体の整備状況が分かりましたが、小さなことですが、トイレ内の窓ガラスが割れていました。そして、腐れかけた木製の手すり、手すりというか遊歩道の柵が腐れかけていて、10年前もそうで、それは撤去しますということですが、多分あのままではなかったらと思うんですが、それがありません。

そして、あずま屋の奥にあったトイレの場所、まずトイレの場所の看板ですね、トレイはここにありますよという場所を知らせる案内板が、あずま屋のトイレの前にあったんですね。やっぱり場所をお知らせする案内板というのは、駐車場あたりにないと、全然知らない方々が来られるわけですので、まず車を止めてからトイレはどこかなって見渡しますので、まずトイレはどこにありますよという周知、案内板の場所というのがどうかなという思いもしました。

そして、先ほど整備状況ということで、もし水が引かれて、国際の森が本格的に整備されとなりました場合は、トイレなども、ああいう奥にあるのではなくて、駐車場のあたりにトイレは完備されたらいいのかなとも思いました。

そして、県の案内板というか、担当課ではそうおっしゃったんですが、落書きがされておりました。そして、すごく汚れていて、本市の陣岳の案内板は、すごくきれいに磨きがかかってきれいになって、しっかり案内が分かるようになっておりましたが、そこらあたりはお気づきになられませんでしたか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられておりました窓ガラス、遊歩道については、現場の方を確認いたしまして、早急に対応したところでございます。

落書きも確認して、県の方には一応連絡しております。

遊歩道につきましては、先ほど述べましたとおりに入れないような対応をしております。

○14番（鶴迫京子さん）　そういう大きな、水を引くという前に、そういう現状がどうなっているかという、現状も相当そういう状況でありました。ですので、やはり整備も大事ですが、現状をしっかり把握されて、その都度、いい場所に、国際の森ってうたわれるほどの場所にしたいなと思いますが、この坂道を登っていきまして、右左とか陣岳ですので、その森林の中といますか、中だったら見えないのかもしれませんが、陣岳の近辺で不法投棄とか、そういうことはないんですよね、午前中、不法投棄の問題もありましたが、いかがですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君）　たまにパトロールで林道を上がっていくことがあります。その中では、ごみの放置というのは確認しておりません。

○14番（鶴迫京子さん）　今回、国際の森に水を、水道施設の設置をとということで質問をいたしました。これはいろいろやり取りいたしました。まだ全然見えてきていませんので、これは諦めずに、また次回に質問したいと思います。

それでは、次に移ります。

福祉行政についてであります。その中でも今回は高齢者の福祉についてです。

昨日は、敬老の日ということで、多年にわたり社会に尽くしてきたお年寄りの方をいたわり、長寿を祝う行事が各地域や施設、家庭などで行われたことと思います。

昨日の南日本新聞にありましたが、進む高齢化社会、高齢者が子供の2倍以上になったということで、こんなふうに、「オセモコ」という新聞、大人も子供もということで、「オセモコ」というので出ていました。御覧になったと思いますが、そういうことで、高齢者人口が14歳以下の子供の2倍以上になったということで、本当に高齢化社会なんだなということであります。

総務省の8月時点の人口推計では、我が国の総人口が1億2,649万人、ここに書いてあるわけですが、それをちょっと読んでみます。65歳以上の高齢者が28.1%の3,551万人、15歳から64歳は、59.7%の7,551万人、14歳以下の子供は12.2%で、1,547万人ということです。このように高齢化社会になりますと、そういう人口が増えたと、一方では結局亡くなられる方、死亡する人も増えるということでもあります。

人口は今度は違う意味では減少していくということでありまして、そういう社会現象のことを「多死社会」と言うそうですが、厚生労働省によりますと、2016年に2年前ですね、年間死亡者数は、約131万人。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2025年、団塊の世代が全員75歳以上になりますが、死者は150万人を超え、2040年、団塊世代全員がピークを迎える年は、死者は約167万人になる見込みだと推計しております。このような多死社会では、誰にもみとられず、長期間発見されずというような孤独死の増加が懸念されております。そこで、このように団塊の世代の高齢化による多死社会を迎える前に、高齢者が亡くなった後に自治体が納骨など、人生の締めくくりを手助けする終活支援事業が広がってきています。これまでは、冠婚葬祭の「葬」の部分、生老病死の「死」の部分のことは、家族間であっても、なかなか話しづらく、

どちらかというと後回しにされがちでタブー視されてきたという長い経緯があります。

しかし、最近社会の風潮が少しずつ変わってきていると、私自身も感じております。「断捨離」とか、「エンディングノート」や「終活」などの言葉がテレビ、新聞、雑誌などで取り上げられ、自分たちにも耳慣れた言葉として身近なものとなってきています。現に、市民の中では「断捨離してるよ」とか、「エンディングノートを書いたよ」とか、「終活に対して今少しずつだけやっているよ」というような声を聞きます。

見渡しますと、ひとり暮らしの高齢者や、お年寄りだけで暮らす家が増えております。相談者の中で不安なことという、自分が亡くなった後のこと、葬式をどうしようかという「葬」の部分で悩みを抱えている方は大変多いです。私の周りでも、何かあったら、昔は病気、年金、そういうことの話でしたが、今はこの「葬」の部分が入ってきます。死んだ後どうしようか、葬式はどうしようかとか、自分は病気になった時、どうしようかとか、その部分が話題の大半であり、最後は、そこになってくるんですね。

そして、頼る人がいない、また頼れる人がいても、なおさら頼れる人には頼りたくない、迷惑をかけるからねということで、「生活が大変だから迷惑かけたくないからね」という方も中にはいらっしゃると思います。日本人特有の気質もあるのかも分かりません。お年寄りの方々が安心して、最後のその時を迎えられるように、多死社会になる前に自治体としても何らかの準備、取り組みが必要ではないのでしょうか。

全国的にも、そういうことに対して敏感になって取り組んでいる自治体があるわけです。終活支援事業ということで、先進事例としまして、神奈川県大和市は、平成28年度から葬儀生前契約支援事業を開始しています。主に身寄りがなく、経済的に困窮している人が対象です。契約の上限額は20万6,000円の生活保護の葬祭扶助基準と同じ金額を設定しております。そして、この大和市の連絡先と葬祭事業者などを記載した登録カードを作り、スムーズに連絡が取れるようにし、大和市による定期的な安否確認も受けられる事業だそうです。

また身寄りがあり、一定以上の収入がある人にも葬祭事業者や司法書士会、行政書士会の紹介などの情報提供を行っております。

また、千葉県千葉市は、今年から市民向けの終活セミナーや相談事業を開始し、葬祭事業者と協定を結び、地域包括センターが窓口になり、相談を受け付けています。

病院や施設入所の際の身元保証、遺言信託、生前整理などの契約も可能です。事業開始の経緯として介護現場から亡くなるまでのケアはできても、その後は何もできない、本人の希望をかなえてあげたいという声が挙がって、そういう事業を開始したということでありました。

また、神奈川県横須賀市では、公費で火葬した後に引き取り手のいない遺骨が急増したということがきっかけになり、平成27年度から納骨先などを決めておく、エンディングプラン・サポート事業が開始されました。

親族がいても断られる例が多く、生活が苦しくても十数万円程度の蓄えがある人もおり、生前に希望していれば、本人の希望をかなえられるとの担当者の話です。

一方では、費用が出せないなどの理由で、利用者はそんなに多くないかもしれませんが、事業があるということを知っているだけでも、安心につながりますとのこと。安心の心につながるということで、まさしく福祉の心というのが、ここにあると私は思いました。

今、三つの市の事例を紹介しましたが、きめ細やかに事業を実施されています。担当課では大変な事業量になると思いますが、そこをあえてやっていらっしゃると思います。

本市でも先進事例に倣って納骨まで公的支援事業に取り組む考えはないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者等の終活を自治体が支援するという事業の先進事例につきましても、希望する対象者が、この事業の協力葬祭業者との間で葬儀、納骨等の生前契約を交わし、生前契約締結後に市の支援事業になったことを示す登録カードを発行します。

そして、緊急時にはあらかじめ用意していた登録カードによって、関係機関に連絡が入り、迅速な伝達や葬儀の円滑な進行が実現される事業でございます。このことは、本市においても高齢化社会を迎え、避けて通れない課題であると認識をしております。先進地の状況等を踏まえ、包括的に調査・研究をしております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長が前向きな答弁で「調査・研究してまいります」ということで、先進事例を研究されて、より良い本市に見合った、そういう自治体に沿って、一番より良い利用法で、この支援事業に乗り組んでいていただきたいなと思いました。

そして、もう一遍確認ですが、本当に前向きな答弁と捉えてよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、先ほど申しましたように、先ほどの先進事例等の状況を踏まえて、包括的に調査・研究をしていくということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 大変有り難く思います。この質問通告をしまして、女性の方ですが、何人かといいますか、20人ぐらいですが、このことを質問しながら、どんな感じで市民は捉えられるかなと思って、シミュレーションをいろいろしてみました。こういうことを今度は質問するよということで、そしたら、本当に頼れる人がいる方も、それはすごく気にされていまして、やっぱりしっかり市長に届けないといけない、市民の声を届けないといけないという思いが強くなって、勇気ももらって、この質問台に立ちましたので、今市長の答弁で本当に前向きに捉えていらっしゃると思いますので、またそのことも市民に返したいと思います。

そして、新聞にこういうことが出ていました。これは9月4日の南日本新聞ですが、身元保証サービス利用ということで、高齢者への注意喚起ということで、厚生労働省が手引きを作成したということでありました。

担当課でもいいですが、こういう手引書が地域包括の方に、手引書を回したというようなことが書いてあるんですが、もう入手できているんですかね、来ているんでしょうか。

ちょっと説明が不足していますね。入院時の身元保証や死後の遺品整理といった民間の高齢者向けサポートサービスをめぐり、いろんなトラブルが起こったりしますね。そういう民間の方々

と高齢者の認知度の差があったりして、そして、そういうところで契約を無理にしたりとか、そういうことが起こらないように高齢者へ注意喚起する、そういう手引書、こういう時には、こうするんですよという一つのモデルみたいな手引書があって、事前にそういう方、家族の方でもいいですが、書いておく。そして、それを家に保管しておくということで、何かあった時に、誰でもそれを見たら、先ほどのこの話にも通じるんですが、葬儀とか、いろんな入院した時の連絡、そういうのが分かるように、ここにまとめておくんですよというのを厚生労働省が手引書として出したということで、そして、その窓口は介護に関する自治体の相談窓口である地域包括支援センターなどで入手できる。利用の際の注意点として業者への要望を整理し、日常生活支援や身元保証など、自分が何をしたいか明確にする。2番、自分の資産と照らし合わせ、利用料が支払えるか検討する。3番、事業者ができないことは何かを確認し、納得した上で書面に残す。という高齢者の方が納得した上で書面に残すということで、そういうことを列挙してあるんです。

そして、認知能力などが衰えた時にもサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているのか書面に残し、連絡先とともに分かりやすい所に保管することも勧めているということで、こういうふうに、新聞に出ていました。本当に、これ大事なことではなかろうかと思いますが、こういうことが書いてある手引書をその窓口においてありますよというお知らせですが、市としては、担当局は、ただ置いてあって、いろんな所でお話ししたりされるかも分かりませんが、このことの周知方法、それは周知しないと結局知らないで終わってしまいますね。とっても大事なことで、これは申請主義ではないですが、周知して市民が一人ひとりがやっぱり分からないといけないと思うんですね。

いかがですか、このことは担当に届いてるんでしょうかね、どのような形で、このことは処理されているんでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 先ほどの議員の指摘がございました通知文については、確認しております。

手引書につきましては、手元にあるかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） 確認をするということでもあります。もし届いていなかったら、またおい届くと思いますので、その手引書が届いているとしまして、そのことをしっかり周知することが大事と、先ほど言いましたが、その場合、今質問しているわけですが、どのような形で周知されていきますか、方法論として。

○市長（下平晴行君） やはり市民の皆さんが一番見られるのは市報で、そういうことで取り組みをしていきたいというふうに考えています。

○14番（鶴迫京子さん） 市報で周知していくということでもあります。そうですね、市報は皆さんは手にされますので、できるだけ字を大きくして分かりやすく、簡単明瞭に、難しいことかも分かりませんが、高齢者の方が見られますので、この欄は少し分かりやすく明瞭に周知、広報をしていただきたいと思います。これは要望です。

今回、観光行政ということで、国際の森に水を、そして志布志市の観光の目玉として。先ほど

の福祉行政については、いい回答をいただきましたので、最後になりますが、もう一遍戻って観光行政であります。

市長、市長になられまして、この志布志市、それを最初に聞くべきでしたが、最後になってしまいました。志布志市となった場合、大崎町といったらモニュメントとしてカブトムシがありますね、志布志市といったら何にも無いじゃないかと、創年市民大学でもそういう質問がありましたよね。その場合、前本田市長は「港」とおっしゃいましたが、下平市長は、志布志市を表すとしたら何だと思いませんか、形のものとして。

○市長（下平晴行君） 志布志市はいっぱいいろんなのがあって、何というかと、今聞かれてもちょっと答えにくいんですが、もちろん港もあり、志布志の駅もあり、今おっしゃった国際の森、ダグリ周辺等々、あるいは文化財、いわゆる歴史のまちづくりという、そういうもの。

私は、やはり先人たちが培ってくれた、そういうものを本当に次の世代にしっかりと残していくという、先人たちが作ってくれたものを残していくということでは、やはり歴史のまちづくり、文化財等じゃないのかなというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） いろんな所に研修に行きまして、一番思うことは、研修して良かったなと思うんですが、研修して思うことは、そこの市なり町なり村なり、区なり、一番そのトップリーダー、旗を掲げているトップの首長が情熱を持って、そして理念を持って、そして、さっきおっしゃいました志布志市はまちづくり、歴史を後世に伝えて、そして50年も100年も後世にずっと残していきたいという思いの言葉ではなかったかと思いますが、そういう方々がいっぱいトップリーダーになっていらっしゃると思います。本当にそのことはすごく大事だと思います。教育長もいらっしゃいますが、本当に自分たち、高齢者のことを今日言いましたが、やっぱりこれからの未来ある子供たちに何を伝えていくか、何を残すか、50年、100年、200年経っても朽ちないもの、消えないもの、そういうものを残さないといけないと思います。その中であって、やっぱり志布志市は何だといったときにはっきり、あまりにもありすぎるんですね、志布志市は、いろんなことがあるとおっしゃいました。それではいけないと思うんですね。あるのはある宝がある、だけど、これっというのを一つ、やっぱりみんな共感して共有して、これだよというものを持っていないと、日本のいろんな所に出たとき、世界に出たときに、やっぱり通じないと思います。そして残らないと思います。そこで熱く語っても、いろんなところで熱く語っても済んだ後、1年後、5年後、10年後は何だったんだろうか、志布志市ってどこにあったんだろうかというぐらいなことになってしまいます。

ですので、ぜひ志布志市は何ですかと聞かれた時に、これですというものをしっかりみんなが共有できるように何かできたらいいなという思いがありまして、その一つとしまして、志布志市を象徴する国際の森、日本の森ではなくて、国際の森というのがついていますので、そして陣岳という日本名の陣岳も素晴らしいですね、相撲力士もいました。だから陣岳というのも素晴らしいと思いますし、そういう地を残す、いろんな意味で、そして観光、歴史の拠点、国指定とか県指定、町指定のものが残っています、宝が。そういうものが点でいっぱいあるわけです。ぜひ何十

年、いろんな方が口酸っぱく言われます。「点を線にして線を面にして」と言われますが、全然線になってません。まだ点でしかありません。私はそう思っています。だから、ぜひ点から面にはすぐなりません。

私も生花を教えています、点と線と面を教えています。ですので、点から線になる努力をして、そして将来像として面になるということを強く思って、今回2点の質問いたしました。

あと3分ということで、これで終わりますが、最後に点と線と面、市長どう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは当然、点があつて線につながっていくわけでありますので、そういう一つひとつの点を線につなげるような取り組みをして、活性化を図ってまいりたいというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） それでは終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 本日の日程は、終了しました。

明日は、午後1時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時44分 散会

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成30年9月19日（水曜日）午後1時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	7 番 八 代 誠
8 番 小 辻 一 海	9 番 持 留 忠 義
10 番 平 野 栄 作	11 番 西江園 明
12 番 丸 山 一	13 番 玉 垣 大二郎
14 番 鶴 迫 京 子	15 番 小 野 広 嗣
16 番 長 岡 耕 二	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

6 番 野 村 広 志

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午後1時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

まず、この夏起こりました台風、豪雨、そして地震、それぞれによってお亡くなりになった方々に心からのお悔やみを申し上げたいと思います。また、あわせて被災された方々にお見舞い申し上げます。

そして、復興に向けて国や、それぞれの自治体で早期に普通の生活が取り戻せるように心を尽くしていただきたいものだというふうに思います。

今、自民党の総裁選挙が行われております。街頭やら、またテレビ、そしてSNSを使った、そういったいろいろな所で討論形式でされております。最初は、ちょっとびっくりしましたが、日本の総理大臣を選ぶ選挙というふうにはなるわけですけど、その公約に、「正直、公正」という、そういった文字が踊っているということに、本当に驚きを持ったものであります。明日投票ということですけども、それぞれの自民党の総裁を目指される方、ひいては総理大臣ということになるわけですけど、国民のために、何をなすべきかという、そういったものを大いに議論していただいて、選挙の結果どちらかが総裁になられるんでしょう。そういうことを大にお願いをしたいものだなというふうに思います。また、私たち議員も、この地方議会ですけど、住民の皆さんの立場に立って当局の皆さんと、より良いものを作り出していく、そういった議論を大いに尽くして住民の皆さんの負託に答えていく、そういう姿勢で、今回も質問をさせていただきたいというふうに思います。

通告していました点について、順次質問をいたします。

まず、福祉行政についてということで、この間、国における障がい者雇用の水増し問題が明らかになりました。これは、今から4年ほど前だったと思うんですけど、独立行政法人で1回こういうことがあったんですね。その時に、きちんとした対応がされていると、こんなにまで長く、こういうことになっていなかったんじゃないかというふうな思いがあります。そういった意味で、それぞれ今国が発表されたり、いろいろしてますけど、この障がい者雇用の国の機関における水増し雇用についての問題をどのように受け止めておられるのか、市長、教育長にお伺いをしたいと思います。

あわせて市長には、本市及び民間事業所の障がい者雇用の現状がお分かりであれば、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 小園義行議員の質問にお答えいたします。

平成30年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられ、地方公共団体につきましては2.3%から2.5%となったところでございます。

本年度の本市の障がい者雇用率は、2.84%であり、法定雇用率はクリアしているところでございます。市内民間事業所の障がい者雇用の状況につきましては、本市独自の調査等は行っておりませんので、鹿児島労働局に報告され、公表されている平成29年6月1日時点の数値をお答えいたします。

平成29年度までの報告義務がある事業所は、従業員数50人以上で、法定雇用率は2%であります。

志布志市内には、報告義務のある対象事業所が19社あり、うち15社が法定雇用率以上雇用されているようでございます。

なお、対象事業者19社の合計で、61人が雇用されているようでございます。また、報告があった事業所のうち、障がい者雇用率が最も高い事業所が4.76%となっているようでございます。

国や地方自治体において障がい者雇用数を水増ししていた問題については、民間企業には法定雇用率が達成できない場合、納付金が課されたり、企業名の公表というペナルティーがある中で、国や地方自治体ではペナルティーは課されておられません。また、本来採用されたかもしれない障がい者が、雇用の機会を奪われたことについては、誠に遺憾でございます。民間企業の手本となるよう、改めて認識をしたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 中央省庁による障がい者雇用の水増し問題についての考えを答弁いたします。

今回の障がい者雇用の水増し問題については、中央省庁で相次いだこと、また全国的にも公共団体において相次いだこと驚きと残念な思いを感じているところであります。

今回の問題は、障がい者雇用の水増しという、ずさんな処理などが指摘されているところですが、結果的に、障がい者の就労機会が奪われていたことが大きな問題であると認識しており、障がい者の気持ちに寄り添う姿勢が乏しかったことが残念であります。

今後、この問題については、検証がなされていくものと捉えておりますが、その中で根本的な問題が洗い出され、原因究明と改善が図られることを願うものであります。教育委員会としましては、今回の問題を重く受け止め、障がい者雇用促進法の理念でもあります、差別を禁止し、障がい者の就労機会を広げ、障がい者が、その有する能力を有効に発揮することができるよう、障がいに関係なく希望や能力に応じて働ける環境づくりに努めていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長、教育長の方から、それぞれ今回のこのことに対して、非常に遺憾であると、認識を新たにしたと。そして教育長の方からも原因究明、そういったものがされることを願いますよという、差別を無くしていく、そういった社会にしないといけないという、

本当に一生懸命頑張っているまちの市長、教育長として、そういう答弁がされるということを非常に私はうれしく思います。

そして、あわせて本市の行政も、きちんと法定雇用率を達成しているという現状も安心したところでは。

そして、あわせて民間の事業所についても、それぞれ努力されていることが、ここに報告されておりますが、国が今回33機関のうちで3,460人、いわゆる水増しがされていたということですね。

これでは、障がい者雇用率の義務化が始まった1976年、それと全く同じ水準であるというのが、実際に雇用されていた人は、そういうことだというふうに国が自ら証明しているわけです。そういうことではどうなんだろうねという思いがあります。

本市の実情は、先ほどの答弁で達成されているということではありますが、今回、本市は職員適正化計画がずっと実施されて、人が減らされて、減らされるというと、ちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、少なくなってますね、そういう適正化計画で。こうした中で、法定雇用率を守るのは大変であるというふうに思うわけですね。人が少なくなっていく中で、障がい者の雇用をきちんとしていくというと、一方で、先ほど市長の答弁からありましたように、法定雇用率は上がっていきますから、そうした時に大変だろうと。特に教育委員会では、直接教育長が採用できるわけじゃないわけですし、これは市長部局のしっかりした対応が必要だろうというふうに思います。

あわせて、県の方にも先生方の採用というのを含めて、しっかりした対応が求められるというふうに思うんですね。先ほど教育長の方からもありました。ぜひそういった立場で、教育長は採用することはできないわけです。人事異動、そういったもので、教育委員会としては、きちんと達成しているよということと理解をするわけですけど、今私が言いました、この適正化計画で職員が減らされていく中で、法律が求めている障がい者雇用率を達成するとしたときに、市長の姿勢が私は大変大きく関わってくると思うんですね。そういったことで、今後このことに対する考え方等、対応をしっかりやるということだとは思いますが、教育委員会に対する人事異動の在り方とか含めて、そこらについての考え方と対応をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 障がい者の採用については、平成24年度に採用試験の募集を行ったところですが、応募者がいないということでした。現在は、受験資格の中で「身体障害者手帳1級から6級の交付を受けている者で、受験を希望するものは、点字や拡大印刷問題による試験は行わないので、これらによらず受験が可能な者、自力による通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者」としているところでございます。

今後は、厚生労働省が発出しております合理的配慮事例集や障がい者採用枠を設けている自治体から情報収集し取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） あわせて、民間のところ、少し先ほど答弁があったところでしたが、対象を市長は50人とおっしゃったんですけども、45.5人以上だったと思うんですが、私の理解とちょっとあれですけど、50人以上でいいでしょう、そういうことで。4社ほど、ちょっとそこに

達成してないところもあったと、それぞれあったんでしょう。

ここで、我がまちの過疎自立促進計画の平成33年3月31日までの中で、「障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり」ということで、そういうまちを目指しますよということ、一般企業への雇用促進や障がい者施設開設の支援など、就労の機会の確保に努めるとともに、障がい者自身の自立への自覚や就労の意欲、各種技能の習得などの自主努力の啓発を図り、障がい者の経済的自立や就労による社会参加を促進しますというふうに述べられています。そういう努力をしますよということですね。

そういった意味で、ぜひ民間の方々の経営者に対しても、市としても、そういったことの努力をお願いをして欲しいものだと、今市長の方から答弁がありましたように、ぜひここについてもしっかりとした視点をもって、誘致企業等々たくさん来られるわけで、そのことについては、きちんとコンプライアンスの精神というものはあると思いますけど、市として、民間企業にもきちんとした対応をしていただきたいものだというふうに思いますが、そこについてもあわせていかがですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほどを言いましたように、民間企業が逆に言うと手本となるような取り組みをしているということでありますが、今議員がおっしゃるように、それとあわせて雇用の拡大をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） ちょっと具体的なことを少しお聞きしたいと思います。

本市は、いわゆる障がい者雇用をどういうふうに判断しているんだろうねと思って、いわゆる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と三つ手帳があるわけですが、この中で手帳を所持しているということで判断をされているのですか、ということをお聞きさせてください。

○市長（下平晴行君） これは現在、障がい者雇用義務制度の対象となる障がい者の範囲というのは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者であって、原則障害者手帳等によって確認するというごさいます。

○19番（小園義行君） 手帳は、福祉目的で所持しているというのが本来の目的であります。この障がい者雇用率の達成、障がい者の雇用とした時に、私は手帳を持ちたくないよという、そういった方もおられるんですね。私は、知的障がい者相談員をさせていただいてますけど、「小園さん、うちの子はそういう子ではありません」というお父さん、お母さん方もおられるんですね。だから、あえてその人に手帳を何で取らんのって、持たんのということは、私も言うことはありません。

そういった意味で、例えば、車椅子で仕事をされていた人を採用した時に、手帳が無いからごめんなさいねというふうには、私は勢いならないと思うんですね。

そういった意味で、本市の障がい者雇用の在り方というのを考える時に、手帳を持っている、持っていない、そこでアウトにするとかいうことではなくて、そうした特性を私は、自分で障がいがあると思っているけど、手帳を持ちたくありませんという、そういった方々もあるというふ

うに思うんです。そうした時に、あなたは手帳を持っていないから駄目よということではなくて、少し実際の状態を見たりして、本人もそのことを自認をされていれば、きちんと障がい者として、志布志市としてはカウントしていくと、そういった採用の在り方もあるのではないかというような思いがあるんですよ。そこら辺については、今後のことですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今議員おっしゃるように、様々な事情や思いにより手帳を申請していない方や、障がいの程度が軽く、該当する障害者手帳を取得できない方もいらっしゃるのではと思います。

現在のところは、国の通知に従い障害者手帳の確認を行うこととなりますが、手帳の有無だけで判断するのではなく、障がい者の実態に即した制度となるよう、国や県に対しても働き掛けていけたらというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひそうした立場で、対応していただきたいものです。

教育委員会のことで、教育長は採用できませんよね、職員の人を。だから、教育委員会として、例えば、その障害者雇用率を達成するという意味では、市長部局の方で教育委員会の方に人事という時に、きちんとそこを達成されているという状況を絶えず意識しながら、そのこともないといけないと思うんです。

そこについては、先ほど私が言いましたように、教育委員会に対する配慮というのは、しっかりとしてやるというふうに認識していいんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、特に教育委員会は生涯学習、あるいは、そういう人事、人に関わりを持つ課でありますので、私は特に必要ではないかと、雇用の必要性が感じられるので、そういうことを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この障がい者雇用の達成というのは、いわゆる正規職員に関してのそういうことだというふうに理解していますが、ぜひ嘱託職員、そういった人たちに對しても、ぜひ採用等々を含めてやっていただきたいものだなというふうに思うところです。

今、9月は発達障害福祉月間ということで、全日本手をつなぐ育成会、私たちは鹿児島県手をつなぐ育成会の志布志支部ということで活動をしているわけですが、そういったことを理解してくださいよということで、お願いをしながらパンフレットを配布したり、いろいろやっているところです。

今回のこの出来事は、先ほど教育長の方からも答弁がありましたように、働く場が奪われていたと、全くひどい人権侵害だというふうに思うわけです。障害者権利条約は、障がいは障がい者本人ではなくて社会の側にあると、こういうふうに着目しています。ぜひそこについては、先ほど教育長の方からもありましたけど、今回の水増しに対して、検証や今後の対応というのをしっかりと国に要求して明らかにしていく、対応を今後どうするのかということをお市としてもやっぱり求めていくべきだというふうに思うんですが、そこについては市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる国の指示に現状は従って対応しているというようなことをございます。そういうことも先ほど言いましたように、手帳の有無だけで

判断するのではなくて、やはり障がい者の実態、それに即した対応をやはり求めていくべきだというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、国にはそういう今回のことがなぜ起きたのかということを含めて、よく検証して、今後の対策等も明らかにしていられるように、ぜひお願いをしたいものだと思います。

幸い、私事ですけど、私の長男は今40歳になります。知的障がいというA1、A2、そしてB1、B2という四つの段階があって、鹿児島県はAとBが、その間に一つあって、6段階になっているんですけど、うちの息子はB1で、6歳から7.5歳のところにある、実年齢は40歳ですけど、心の年齢が6歳から7.5歳という人としての生き方をしています。現在、大隅衛生企業さんにお世話になって、「お父さん」と、朝早く起きるんですよ。私を起こして「仕事行くよ」と言って、6時45分とかその近辺、早い時は40分ぐらいから「仕事行くよ」と言って、私をせかすんですね。僕も「伸ちゃんが頑張るから、お父さんも頑張れるよ」と言って毎日そのことをして、「あと20年だね、伸ちゃん定年まで。お父さん86歳だけど、そこまで送ってこれるかね」って、「でも頑張るよ」という話を毎日同じことをしながら大隅衛生企業さんに、本当に感謝の気持ちでいっぱいなんです。

そういった意味で、ぜひそういう子供たちが安心して働ける場、この実施計画にも書いてありますので、そういったまちづくりを一緒になって取り組んでいけたらというふうに思います。ぜひ今後についても市長、そして教育長の配慮をお願いしたいなというふうに思うところです。

この件については、市長の方からもいろいろ答弁が出ました。教育長の方からも答弁が出ましたので、次の問題に移りたいと思います。

次は、障がいのある子供たちが通う放課後等デイサービスの現状を問うということで通告しました。現在の状況、放課後等デイサービスに通われている子供たちの現状、そういったのを含めてちょっと答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

放課後デイサービスにつきましては、小・中・高等学校通学中である障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立の促進や放課後等の居場所づくりを目的としたものでございます。

障がい児通所支援の一つである本サービスは、平成24年の児童福祉法の改定により整備された事業であり、本市においては、平成25年10月から社会福祉法人愛泉福祉会が運営を行う「にこにこはうす」にて、平成29年4月からNPO法人愛訪（あいわ）会が運営を行うワークセンター藤の森にて開始されたところでございますが、平成30年4月からはワークセンター藤の森の1か所となっております。

なお、市内施設に11名、市外施設に6名、合計17名の児童が利用しております。

本市といたしましては、障がいのある学齢期の子供の健全育成に寄与する本サービスの運営につきまして、今後も関係機関と連携を図り、子供たちの個性に合ったサービスを提供されるよう、

継続的な支援を図ってまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） はい、分かりました。

これ議会でも取り上げて、今市長が答弁されたように愛泉福祉会と、藤の森で始まっているわけですが、4月に放課後児童デイサービスの報酬が改定されたわけですが、本市の法人に対しての影響というのが、どのようなものだったんだろうかという心配があるものですから、4月に報酬改定されたその影響はどうですかということで、お示してください。

○市長（下平晴行君） お答えします。

平成30年4月の報酬改定において、放課後等デイサービスについては、これまでの一律の単価設定を、利用者の状態に基づき勘案するよう基本報酬の改定がなされたところでございます。

障がい福祉サービス報酬の改定率は、障がい福祉サービス全体では、0.47%の増加でしたが、放課後等デイサービスの報酬については、児童発達支援管理責任者加算が基本報酬に反映された上で改定されたことから、基本報酬の実質的な引き下げとなったところでございます。

その反面、医療的ケアが必要な利用者への対応など、サービスを利用する障がい児へのきめ細かい対応等については、加算の拡充が図られたところでございます。

○19番（小園義行君） 今そういうふうにも市長の方から答弁がありましたが、障がいの重い子供を受け入れる割合に応じて事業所の報酬が、今市長が答弁されたように二つに区分されたわけですね。今回、藤の森さんが一つしか実施主体がなくなったわけですけど、愛泉福祉会がおやめになった理由というのは、人がいないとか、対象者がいないとか、いろいろ理由はあるでしょう。そこについては、どういうふうには理解をしたらいいんですか。

○市長（下平晴行君） サービス休止についてでございますが、スタッフの人員調整が困難なことから、平成30年3月末で休止する旨の報告を事業所から受けております。

○19番（小園義行君） 人の確保は難しいという、これは働く人なんですよね、そういうことです。藤の森さんに、それまでもされてて、報酬改定では、さっきのあれだと私たち素人にはよく分からないんですね。実際に報酬が、藤の森さんが以前からやられたものと、4月の報酬改定でプラスになったのか、マイナスになったのかというのがちょっと心配をするところですが、そこが具体的に分かりませんか。

○福祉課長（折田孝幸君） 報酬改定がありまして、全体的に平成30年4月1日からの事業分については、減額になったということで、市長の方から答弁したとおりでございますが、人数の増減とかございますので、一般的なそういった比較的生活支援の少ない児童が大半を占めるという前提に立った時、利用定員10名程度という試算で申し述べますと、月当たり、利用者1人当たり1万7,100円程度の減額ということになるようでございます。

○19番（小園義行君） それは、実施されているところでは、そういう減額であったということですけど、これの判定をですよ自治体でやるようになってるんですよね。本市は国が示している、その新指標で判定をして、この子はこうですよという区分の中に置いたのか。それ以外に本市独自の判定基準でやられているのか、どちらですか。

○福祉課長(折田孝幸君) 判定につきましては、国の方から示された部分でやっていきますが、そこにつきましては、利用者はもとより、事業所の児童発達支援管理責任者、それから計画策定担当者の意見も十分に拝聴しながら状態等を把握し、指標に該当するかどうかを判断しているということでございます。

○19番(小園義行君) この7月26日に、今福祉課長の方からありましたように、事務連絡がきてるんですね。「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取り組み」ということで、再判定を積極的にやれと、やれという言葉はあれですけど、やりなさいということで、そういうふうにしていくわけです。

でも、私から見ると、この判定というのは国が基準を示しているんでしょうけど、放課後等デイサービスですよ。絶えず育って変化していく子供を判定して、報酬を決めること自体が私は大変難しいのではないかと思います。なぜかというと、私の子供も40歳ですけど、生まれてから保育園に入る、そして小学校に入る、この中で毎日同じじゃないんです。とどまっているということじゃないんですよ。障がいというのは、あくまでも固定しますけど、やっぱりその中で学びをしたりいろいろして変化していくって、その子供をひとくくりに大きくくくって、この子はAだよ、この子はBだよという、その判定をして、その子を決めること自体の方が、何か少し僕は違うかなという思いがあるんですよ。

やっぱり、たくさんの中で育って、心豊かに育って欲しいというお父さんお母さんの思いの中で学校に行って、その中でも特別支援学級で学んで、普通の一般の教室とはちょっと違う中で学び、また交流しながら、放課後は放課後で、また学びをしていくという意味からしたら、国が示しているそれをそれでやっているから悪いということではなくて、基本は、そういうこっちの側が、やっぱりせつかくこういう事業をやっているんであれば、公費を抑えるということを目的に、この7月26日の事務連絡というのは出ていると思うんですけど、そういうことじゃないよねと言って。お父さんお母さん方は、自分の子供を見る時に、やっぱり絶えず変化して育っている子供を更に成長を促したいという思いで見られるんですね。

私も、この放課後等デイサービスのこれを一般質問で今から三、四年前に取り上げたときに、小園さんって、一般の子供たち健常者ですね、その子供たちがいる放課後児童クラブ、そこだと何かうまくいかない、だから、どうにかならんけみたいなのがあって取り上げて、本市は早速そういう事業を取り入れてされたんですよ、障がい児だけのね。そういった意味からしたときに、この国が示している、この再判定でこうだというのは、私は少し親の思いからすると違うかなという思いがあって、ぜひですね、このことで、例えば判定が軽くなって報酬が下がっていく、そうすると法人は、勢い事業を展開できなくなる。こういうことにならないようにして欲しいというのが、私が今回質問をしている大きな理由です。

そういった意味で、ぜひ今後の支援というのを含めて、今課長の方からありました。国は、そういうふうを示しているわけですからね、減額になっていく、1万7,100円ですよ。ぜひですね、そういう場を無くさないでいただきたいという、その思いに、どう応えていくのかということで、

市長にお願いを、質問しているわけですけど。

そういった子供たちが、健やかに育つ場を無くさないで欲しいという、そういった思いにどう答えていくのかと、今後の支援というのは頑張っている法人に対して、しょうがないですね、はい終わりですよってしちゃうのか。それとも頑張っていてくださって、そこに、そういう子供たちが通ってくるという実態があれば、そこについては、しっかりとした支援が必要だと思うんですよ。そこらについては、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことは、先ほども説明したところでございますが、いわゆる基本報酬の実質的な引き下げが原因ではなかろうかというふうに思いますので、そこら辺は、やはり担当課と十分協議して、そのことが対応できるのかどうか詰めてまいりたいというふうに思います。

○福祉課長（折田孝幸君） 先ほども答弁しましたが、この判定につきましては、市の担当者のみで判定するのではなくて、利用者はもとより各種関係機関と、その判断をやっていきたいと考えております。

それと今市長も申しましたが、その事業所の適正な施設運営が図れるよう、また広域的な施設がどうなのかという検証もしていく必要があるかと思っておりますので、まずは、そういった方向でさせていただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この放課後等デイサービス、これ本当に必要で、皆さんが待って望んでおられる事業ですので、先ほど市長、そして福祉課長の方からありましたように、そういう立場で、これが報酬の改定によって、なくならないように対応していただけるという答弁もありましたので、このことについては、ぜひ努力をしていただきたい。

次に、敬老祝金のことを少しお願いします。

これ毎回のように取り上げているんですが、敬老祝金を今の予算の範囲内で、全ての人に支給した方が、私は効果が大きいというふうに思うものですから、これまでも、そのことを節目支給ではなくてということやってきました。

今回、私も初めて市長と一緒に高齢の方々のお宅を約9軒ほどでしたかね、一緒させていただいて感じるがありました。やっぱり、その人たちは、お庭の掃除から中も掃除をして、心待ちにしておられたんですね。私も初めて直接行きましたけど、本当に有り難いと、その感謝の気持ちがひしひしとこっちに伝わってくる。別に金額が幾らですよとか、そういうことは一切無いわけですからね。そのことに対して、ぜひ1,500万円ぐらいの予算を全体の中で、金額はそれぞれ2,000円とか、3,000円とかいうことになるんでしょう。今の予算だと全体でいくと2,000円ぐらいになると思うんですけど、それぞれが役所の職員、民生委員の方々が75歳以上全ての人に、ああいう思いを感じていただけたら、そっちの方が私は当然、この敬老祝金という事業の趣旨に沿っていると。いつも言っていますように、感謝の気持ちを届ける事業だというふうに私は思って、今回訪問させていただいた方々に本当に長い間、志布志市のために頑張ってきていただいて、ありがとうございますという気持ちで、私はお渡しをさせていただきましたけど、そういったものを約300名からおられる職員、そして民生委員の方々も力を借りて、全員に私は、あの気持ちで届

けると、役所に対する見方、そういったものも変わってくるのではないかなという思いがしたところでは。

やっぱり、この敬老祝金事業というのは、これまで長いこと志布志市を守り発展をさせてこられた方々に感謝の心を届ける事業だというふうに私は本当に確信をしたところでした。

そういった意味で、予算の範囲内ですよ、増やせとか言いませんよ。その中で来年度以降、こういうふうにするというのは3月、6月議会のそれで出てますけれども、全県のそれを調べて、やっているとところは二つぐらいしかないですよ。でもね、私は本当に、この敬老祝金事業の趣旨に基づいた形でやるのであれば、職員の皆さん方も、かねては怒られるでしょう、いろいろなことで。でも、訪問して怒られ、「ないごて来たとか」と言う人は多分おられないと思うんですよ。ぜひですね、そういう感謝の心を届ける事業として、少し見直しをして、来年度からどうなんだろうねという思いがあるんですが、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

このことにつきましては、前回の6月定例会においても御提案をいただき、「議員の提案内容を含め、内部でしっかり検討して取り組みをしてまいります」とお答えをしたところでございます。

その後、所管課である福祉課が県内の直近の状況等を調査し、あわせて75歳、77歳、80歳以上に2,000円、もしくは3,000円の支給をした場合の支給人数及び支給額を試算した情報等をまとめ、8月31日開催した政策調整会議において協議したと報告を受けているところでございます。

私としましては、高齢者対策も含め、本市の喫緊の課題である公共交通施策についても、現在その方向性を検討しておりますことから、その事業の実施開始時期や事業費等も勘案しつつ、敬老祝金の支給金額、支給年齢、そして変更時期について、今後更に調査・研究してまいりたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） ぜひ今市長が答弁されたように政策調整会議ですか、そこでいろいろ議論していただいて、これまでのその方の人生を含めて、感謝の心を届ける事業なんだという、そういう思いですね。我が自治会も、この前の15日の日に敬老のお祝いをしたんですが、それぞれ大半が、もう敬老になってるんですよ、敬老というか高齢になって。そこでも、いつも言うように、もらう人と、そうでない人いろいろあるわけですけど、ぜひ同じ思いで、そういう日を迎えられるような事業になっていくといいなと、そう思います。そういうふうに、いろいろ検討するということでもありますので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、農業振興についてということで質問をさせていただきます。

これまで丸山議員の方からネオニコチノイド系農薬のこれをやめるべきではないかということで早期水稲について、これまでも何回か質問されて、現実には、そういうふうに早期水稲ではなっているということですが、我がまちの普通作の状況は、このネオニコチノイド系の農薬で、どういう状況だろうということをお聞きしたいと思います。

早期水稲は、丸山議員の質問でよく理解し、実際そうになっているということですので、普通作での使用状況はどういうことなんですか。

○市長（下平晴行君） 本市の水稲航空防除の平成30年度の散布回数については、早期水稲が無人ヘリによる防除を2回、普通期水稲は、無人ヘリによる防除を3回実施しており、松山地区においては有人ヘリによる防除を1回実施しております。

使用している殺虫剤の農薬については、早期水稲では2回ともピロスロイド系のトレボンエアーの農薬を使用しております。普通期水稲の殺虫剤については、無人ヘリの1回目及び2回目をピロスロイド系のトレボンエアーの農薬を使用し、3回目及び有人ヘリ防除は、ネオニコチノイド系のスタークルの農薬を使用しているところでございます。

普通期水稲については、特にいもち病、紋枯れ病、ウンカへの防除を強化するため、3回散布を実施しているところでありますが、殺虫剤については、同じ薬剤を複数回使用すると、害虫が耐性を持ち、薬剤効果が発揮されない可能性があることから、3回目の薬剤については、ネオニコチノイド系の農薬を使用している現状でございます。

○19番（小園義行君） 2017年度の国の食料自給率を農林水産省が8月の初めに出したんですね。38%です。カロリーベースですよ。これは6年ぶりに1ポイント下がっているんですね。国は2015年に閣議決定をしているものがあるんですけど、食料農業農村基本計画で、2025年には自給率を45%に引き上げるといふふうに目標を掲げているわけですけど、それがなかなかうまくいってないよということの下がっているということです。高齢化による農業者の引退、そういったことを考えたときに、この2015年までの10年間で農業経営体というのは全国で33%も減少しているという、農業をされているそれがですね。

そして、ピーク時には600万haを超えていたものが、2017年度には440万haと、こういうふうに変化をされているわけです。

今後は、農業の担い手は更に減って、高齢化等々を含めて、条件の不利な農地が切り捨てられていくと、そういうこと等も考えると、ますますこの自給力というのは弱体化していくのではないかなという思いがあります。

そういうことを考えたときに、小さな農家も安心して家族経営が成り立つような、就農できるような、そういう所得補償、そういったものも必要だろうと思いますけど、できるところから始めるとしたときに、このネオニコチノイド系農薬、これは、今、市長の方からありましたように、早期水稲では、きちんと終わってます、やってないんですけど。普通作では今ありましたように、スタークルというネオニコチノイド系のそういったものを散布してますよということですね。これEUやフランス、韓国はどういうことかということ、向こうは、きちっとそこに関しては、EUは、ほとんど屋外全面禁止だとか、そういったもの、この三つの薬についてはそうです。フランスは、9月以降全てのネオニコチノイド系全面禁止と。韓国も2014年3月にEUに準拠して禁止をしている、三つの農薬ですね。

日本は一方、これを一部残留基準を緩和してるんですよ、逆にね。何を考えているんだろうという思いがありますけど、少しでも就農される人たちを守っていくというために、1自治体では難しい部分もありますよね。

そこで、米の認証制度というのを国が決めているわけですがけれども、カメムシが稲を食べて1,000粒当たり斑点が1粒であると、これが1等米です。黒い斑点ができるわけですが、私の米は、たくさんカメムシが食っているから、黒いのがたくさんあります。私は薬を振りませんのでね。1,000粒で1粒が1等米です。2粒あると2等米ですね。6粒までは3等米です。7粒以上あると買い取ってもらえないという国の基準ですね、斑点米。食べても健康上は全く問題は無いという、そして味もほとんど影響無いわけですよ。1等級下がると買い取り価格が1俵当たり600円下がるんですね。米農家にとっては、大変ですよ。だから、斑点米の割合による国の等級判定制度をやっぴり変えるという、そういうことで、一方薬を使わないと、その斑点米が多くなっちゃうからやると。そうすると、農家としてもなかなか難しくなっていくという点で、斑点米の判定制度を変えるようにすると、ネオニコチノイド系の農薬も使わないで、安心して米が作れるという状況にしないと、今年から食に関する、そういう援助も無くなっているわけですよ。まさに、どんどんどんどん農業をしなくなると。食料自給率、先ほど言いましたけど、こんなに減っているというのを少しでも食い止めるために、国に斑点米による制度を少し見直しをすべきじゃないかという、声を挙げていく必要があるんじゃないかと思うんですが、市長、今そこらについての考え、私がそう述べましたけど、どうですか。

○市長（下平晴行君） 私も農薬を一切使わないでお米を作っているんですが、先ほどおっしゃいますように、米の等級につきましては、いわゆる着色粒や心白米、胴割米の混入や含有水分の量等により判定され、先ほどありました1等級から3等級、そして規格外に分類をされております。

しかし、この等級は食味を表す指標ではありませんので、規格外であっても食することに問題があるものではないと思います。

等級基準の見直しについては、農業経営にどのような影響があるのか。また、流通販売まで含めた影響等もあると思いますので、関係機関の意見を聞きながら、判断をしていきたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） 市長あわせて、そういうふうに国に対して声を挙げていくべきじゃないですかという、このネオニコチノイド系の農薬、普通作については、従来どおり今後もやっぱりやっぴりやっぴりやっぴりというふうに斑点米のこともあるからって、そういうふうにお考えですか。

私自身は、それをすると今後ますますまた、農家としては自分たちが米を作っていくという点で、難しくなっていくかなという気がするんです。強い農薬を使わないと、いい米ができない、でもそれは何かおかしいよねというものがあって、丸山議員がいつもおっしゃるように、この薬によってミツバチがいなくなるとか、交配ができないという、そういう現状が学者の間でも、そうじゃないかというのもちろん指摘されているということであれば、我がまちとしては、この普通作においても、早期水稻と同じような対応をすべきだというふうに思うんですが、そこについては、やっぱり今までどおりというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたけれども、そのことが、実は私もこの薬は、農薬は

使うべきではないという考え方は一緒でございます。

ただ、そのことで農業経営にどのような影響があるのか、ここら辺が先ほど言いました流通販売まで含めた、そういうものが現状ではちょっと分かりませんので、そこら辺をもうちょっと調査して対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長も一緒に有機農法で私と同じですけど、米を作っておられると。市長になってからは、なかなか大変でしょう、正直言って。

でも、基本的に今おっしゃったような立場で、環境や生態系の多様性を壊すような、そういったものって、やっぱり本来国がきちんと基準を和らげるんじゃないかって、やめていくという、そういうことが大事だというふうに思うんです。そこらについては、ぜひそういういろんな人の意見も聞くということとあわせて、国に対しても、このことについては、しっかりと声を上げていただきたい。そういうふうに思います。そういう立場だということでしたのでね、ここについては終わります。

次に、青年就農給付金事業ということで、新規就農の若い人たちに、若いというのは取り下げます。

新規就農をされる方々に、150万円の支給をされているわけですが、この新規就農者の推移がここ五、六年の間で、どういうことですかということで、ちょっとお示しをいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

青年就農給付金は、平成24年度から始まり、平成29年度からは農業次世代人材投資事業に名称が変わりましたが、次世代を担う農業者となることを志す方の就農前の研修を後押しする準備型と、就農直後の経営確立を支援する経営開始型がございます。

準備型については、県が交付主体となっております。経営開始型については、市が交付主体となっております。

市が交付主体となる経営開始型については、就農後、最長5年間、年額最大150万円を受給できる制度であります。制度が始まった平成24年度が20人、平成25年度7人、平成26年度5人、平成27年度5人、平成28年度4人、平成29年度8人の合計49人に支給をしております。

○19番（小園義行君） 今、市長の方からありましたように、それぞれ年度ごとに約49名の方が、この事業に取り組んで新規に就農されているということでもあります。

ところが、ここに対して、国が中間評価制度というのを出したんですよね、そういうふうに制度を変えたわけですね、評価制度ですね。これが3年目に実際どういう状況になっているかという、計画どおりいっていますかというようなことをやっているわけですが、就農3年目の経営状況を評価して経営改善が図られない場合には、支援も打ち切りますけど、それまでに交付した資金の返還を求める中間評価制度というのを導入したんですね。これではなかなかたまったものではないというふうに思うんですが、現状、この中間評価制度を導入するということでの影響が本市の新しく就農されている方々へどんなふうに出てるんですか。今後なんですかね、それは。

○市長（下平晴行君） 中間評価制度は、平成29年度以降の農業次世代人材投資事業、これは経営開始型でございますが、交付対象者が交付2年目を終了した時点でやられるということでございます。

平成29年度に認定された交付対象者が、交付2年目を終了するのは、平成31年度であるため、まだ中間評価は実施しておりませんが、平成30年度の試行実施を行うこととされているため、平成30年3月23日に志布志市農業次世代人材投資事業中間評価会実施要領を制定し、あわせて評価項目・基準についても設定しているところでございます。

評価は原則として、A、良好、B、やや不良、C、不良の3段階で行われ、A評価の場合引き続き交付を継続いたします。

また、B評価の方については、重点指導の対象者として1年間指導を行いつつ交付を継続し、再度中間評価に準じた評価を行います。

C評価の方については、資金の交付が中止されます。本制度により、A評価を受けた対象者は、更なる経営発展につながる取り組みが期待できる一方、C評価を受けた場合、交付停止となり、所得確保が困難となり、離農へつながる可能性があると考えられます。

市としましては、就農前の計画作成の段階から助言を行っており、また就農後も関係機関と連携しながらサポートし、C評価となることがないように取り組んでいるところでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長からありましたように、これ国の方としては、国が経営改善を認めがたいとするような判断基準をつくってるんですかと言ったら、それは交付するのは市町村だから、市町村で決定しなさいということを、今、市長がおっしゃったような基準が、ここに私もいただきましたけど、そうなってますね。

こうすると、今、平成29年度の方々が平成31年度にそうなるわけです。平成28年度の方は、この平成28年度の方は対象にならないというふうに理解しているの。

○農政畜産課長（重山 浩君） 平成29年度以前に受給開始の方は対象になりません。

○19番（小園義行君） それ以前の方は対象でないということで安心しました。これをやられたらね、3段階でC判定が出たらですよ、支援も打ち切るけれども、前のやつを返しなさいと、300万円返さないといけないじゃないですか、簡単に言うとね、このまま理解するとですよ。

これを私もずっと見ましたけど、やっぱり農業というのは計画立てますけど、私も何十年と農業をやっています。計画どおりいったことないのよね。天気があったり、全然雨が降らなかったりとかいろんなことで、そうした時に、この中間評価の評価項目基準、これをきちんと農家、新規就農者に寄り添った基準でなければいけないという思いがあるんですよ。簡単に言うと、計画どおりかって、やや不良とかいったら1点ですよ。そこをあやふやにやれとは言わないけれど、この基準を何とかして我がまちで農業をしたいということで取り組んでいる、その人たちに寄り添った形での対応というか、そこをして欲しいと。なぜかという、私の知っている人が、この認定年度で、いろいろどこという言うと個人情報もありますので言いませんけど、これを受けていた青年がですよ、途中で自死をしてしまったというのがあります。僕は、その人が自死する3

日前に会ってたんですけど、何を悩んでいたのかというのをいまだもって私は後悔をしているんですけど、全然しゃべらなかつたもんですからね。だから、ぜひそういったことが起こるとまずいなと。せつかく農業をやって、これから頑張ろうという時だったのにとこの思いがあつて、ぜひ市長、この評価項目基準はこれでしょう。この中で、ぜひ新規就農者に寄り添った形での指導、そういうものにしていくという基本のところがないといけないと思うんですよ。そこについては、ぜひ新規就農をされた方々に寄り添って判定をしていくよという、そういう立場は間違ってますかね。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように関係機関と連携して、就農前の計画作成の段階から助言を行い、就農後も相談対応、指導等のサポートが必要と考えられます。

年2回の書類による就農状況の確認のほか、最低4回の現地での確認を行い、適切な農業経営の指導・助言等を行っていかねばいけないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、今市長がおっしゃったような形で、始まる時から、新規就農をされるその人に寄り添った形での無理のない計画を立てて、きちんとそれをして、中間年の3年目の評価で変なことになるように、日常的な支援、そういったものをぜひ今、市長が答弁された立場でやっていただくというふうに理解をして、このことについては終わりたいと思います。

次に、四つ目に男女共同参画についてということで質問をさせていただきます。

まずもって、この4月から男女共同参画の所の担当は、私は以前から思っていましたけど、男性の職員をあそこに課長補佐という、室長ですかね、形で合併以降配置をされました。今、村山さんという方が、その立場で仕事を一生懸命されている。

これ市長にね、本当にこれは大きく評価したいなと思います。ずっと女性だったんですね。何で男女共同参画社会の室長に女性なんだろうと、女性が悪いという意味じゃないですからね。今回男性を配置されたということは、とても評価をいたしております。ぜひ今後もそういう立場でやっていただきたい。

このことについて、これまで男女共同参画社会の実現ということで、国のこと、動きを考えてみますと、麻生財務大臣がマスコミの女性記者と財務省の事務次官とのやり取り等々を含めて、「セクハラ罪という罪はない」という発言をしました。僕もびっくりしましたが。

また、安倍総理大臣が育児休暇に関わる「3年間、抱っこし放題」発言。また、自民党の萩生田光一幹事長代行は、「赤ちゃんはママがいいに決まっている」、これはセクハラと直接関係ありませんとも見えますが、育児や子育ては女性の仕事と決め付ける偏った考え方だなど、そういう思いがあつて女性進出の障害になっているんじゃないかという思いが私にはありました。こうした発言を市長や教育長は、どういうふうを受け止めておられるんだろうと、我がまちのそういうトップの方々がですね、そこについて答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 発言については、被害に遭われた方の心情を思いますと、非常に残念に感じたところでございます。

市役所全体として、このようなセクシュアル・ハラスメント事案を起こしてはならないという

ことを認識したところでございます。

本市におきましては、志布志市職員の懲戒処分等の指針にのっとり、厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 何人かの国会議員の発言というのがありますが、私たちがいろいろと生活していく上で、最も大事にしなければいけないのは、基本的人権の尊重、これは日本国憲法の原則にもなっているわけで、この基本的人権の尊重というのを基本に、いろんなことは、学校教育も含めて、行政も進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに思います。

そういうことを考えると、先ほどの三つの発言の例を申し上げますと、やはりそういう基本的人権という部分で、どうなのかなという部分を感じますし、また差別や偏見、そういうのもその中に、どうしても含まれてしまっているのです、このことによって、本当に気持ちを害する方が、たくさんいらっしゃったんだろうなということも感じます。

あわせて、やっぱり行政を進めていく上で、こういう発言がもし出て多くの方々に不快な思いをさせるということは、やっぱり行政そのものへの信頼、そういうものも無くなっていくのかなということを感じておまして、私自身も、この基本的人権というのを基本に据えながら、やっぱり学校教育を含めて、行政も仕事をしていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに感じております。

○19番（小園義行君） そういう立場でお仕事をされているということで、安心をしたところがあります。

この間、男女共同参画に関する法律がたくさん成立してきております。男女雇用機会均等法、政治分野における男女共同参画推進法、こういったものが成立しております。先ほど言いました麻生大臣、「セクハラ罪という罪はない」と発言されたんですが、全く不勉強で、男女雇用機会均等法第11条にうたわれています。そして、その第11条を基に、きちんとした指針が述べられて、こうですよ、というものがうたわれているにもかかわらず、それを周りにいた官僚の人たちも、「セクハラ罪という罪はない」ということを堂々と言うんですよ。とんでもない発言だと思う。男女雇用機会均等法第11条にきちんと書いてあります。そこから、この「事業主が雇用管理上講ずべき措置についての指針」ということで、全てこの第11条から発生して、きちんと法にあるんですね。全然これは不勉強で、国の大臣があんなことを堂々とマスコミに向かって、「名乗り出る、おまえは」って、こんなのは許せないという思いがあって、今、市長や教育長の答弁を聞いて安心したところであります。

セクハラというのは、人権侵害であると同時に女性に対する差別であります。それを防止するには、今、教育長の方からもありましたように、根本的には社会的に弱い立場にある女性、男性、どちらもですね。弱味に付け込む行為を許さないという規範意識を育てることが大事であるというふうに私は思います。そういった意味で、昨年12月議会でパワハラやセクハラに関する質問をしました。セクハラ被害にあった人に対する窓口の対応や、第三者委員会の委託、そういったものをどのように我がまちとしては対応されているのか、お伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本年2月26日付けで、職場におけるハラスメント防止について通知を行い、4月23日付けでセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント相談窓口について、課長会において通知をしたところでございます。

4月18日付けで職員が認識すべき事項、苦情相談に対応するに当たり、留意すべき事項を定めたセクシュアル・ハラスメントに関する指針を通知し、4月27日付けでセクハラに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために、志布志市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を改正したところでございます。

また、それに合わせ、志布志市職員の懲戒処分等の指針の改正も行い、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、セクシュアル・ハラスメント事案について処分量定を決定するにあたって、参考に供する処分基準を定めたところでございます。

8月20日に庁内掲示板において、職場におけるハラスメント防止について通知を行ったところでございます。

○19番（小園義行君） 12月議会で「きちんとした対応をしたい」という答弁をされて、その後、そういうふうにして職場におけるパワハラやセクハラに対しての対応というのが、きちんと処置してありますよということで理解をしたところであります。

ぜひこのことに関しては、本当に被害に遭われると、やっぱりずっと残ってしまうんですね。なかなか仕事に復帰できないとか、そういうことも起こり得るわけで、現に、なかなか仕事に向き合えないという状況が起きていますので、ぜひ今後きちっとした対応をしてやっていくということでもありますので安心をしました。

今後も、そのことを絶えず機会あるごとに、いろいろ話をしていただきたいものだなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後にLGBT、ここに対する認識とか、本市の啓発対応を問いますよということで、通告をしておきました。

自民党の杉田水脈という女性が、「LGBTは生産性がない」って、堂々とまたこれも言うんですね。「生産性がない」、要らないというような趣旨に聞こえるわけですけど、そしてまた、衆議院議員が、それはいわゆる趣味みたいなものだというようなことも発言をされているわけでありまして。多くの批判を浴びているわけですが、いまだに自らの口から、そのことに対して何ら、謝罪をする必要がないと本人が思っているんでしょう。そういうことがありますけど、こうしたLGBT、性的少数者に対する考え方というのは、どういうふうにそうした発言を受け止めて、市としては、この啓発、そういったものをどういうふうに具体的に組み込まれているのかということを含めて、あわせて市長、教育長に答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） LGBT当事者は、日常生活に差別を感じており、内閣府の人権擁護に関する世論調査によると、49%の人が「性的指向に関して差別的な言動をされる」と回答されております。子供を産むか産まないかを生産性に置き換えることは、人権に関わる配慮を欠いた発言であると認識をしております。

男女共同参画に関する情報発信として、毎月の広報紙掲載、DV防止啓発用リーフレット、職員向け情報紙発行、男女共同参画週間にパネル展示等を行っております。

また、毎年市民講座や職員研修等を開催し、啓発活動を行っております。

○教育長（和田幸一郎君） 杉田議員の発言のことについてですが、先ほど答弁したのと全く共通する部分があるのではないかなと思います。

一つは、やっぱり人権ということを十分配慮した発言でないといけないということと、私が一番感じたのは、そういう生産性がない、そういう人たちに対して支援をする必要がないということまで述べておりますけれども、いろんな方がいらっしゃるわけで、例えば夫婦であっても子供さんがいらっしゃる、そういう方もいらっしゃるわけですよ。そういうことも含めて、子供がいない人たちに対して、生産性がない、そういう人たちに対して支援をする必要はないと、そういう短絡的な考えというのが非常に何か理解ができないなという、そういう思いがございます。

このことによって、偏見とか差別が更に助長されるということも心配をしているところであります。

いずれにしても、やっぱり私ども行政、議員の皆様方もそうですけれども、自分の発言によって、多くの方が傷つくような、そういう発言というのは、本当に気を付けなきゃいけないと、改めて自分自身もまた感じるところでした。

教育委員会の方としましては、児童生徒が抱える問題が非常に多様化して、また複雑化している中、学校教育では一人ひとりの心情に最大限の配慮を行う必要があります。

平成26年に行われた学校における性同一性障がい、すみません、LGBTの中の性同一性障がいということで行っていきます。学校における性同一性障がいに関わる対応に関する状況調査において、性同一性障がいに関する教育相談が、全国で606件あったことが報告されましたが、性同一性障がい悩んでいる児童生徒への支援については、各学校において児童生徒の心情に十分配慮した対応が必要であると考えています。

教育委員会としましては、人には、それぞれ個性があるように、性の在り方についても様々であること、偏見や差別を無くしていこうとする人権尊重の理念を深める教育を進めてまいります。児童生徒に深く寄り添い、その子供の立場になって、一緒に考えていこうとする姿勢を基本にしながら、性同一性障がい悩む児童生徒の相談体制や支援体制を家庭や諸関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今それぞれ市長、教育長の方から答弁がありまして、市としても、そういう啓発活動、そして学校においては、そういうこともやっぱり組んでいますよということでもあります。

これ、まさしくLGBTというのは、なかなか私たちも以前は、そんなことをあまり気にもしなかったんですね。私の家に、うちの息子の友達が来られました。私も見た時、女性ですのでね、スカートをはいてるし、髪長いし、お化粧されてて、いろいろ話して言葉も女性ですよ。お酒を

飲みながらいろいろ話したら、「おじちゃん家の近くで育ったんだよ」と言うもんだから、「小学校の頃一緒に通ってた」と言って、「名前なんて子かね」と言ったら、その時、男の子だったものですから、小学校の時はですよ。でも来た時に違って、私は「ああそうかって、あなたの選んだ人生だし、それでいいじゃない」と言って、お酒を一緒にさせてもらったわけですけど、それぐらい身近にありました。

また、もう一つは、ある時お父さんから小学校の制服を無くしてくれて相談があったんですね。私は小学校の制服を簡単に無くすとしたら、どういう意味で言われたかは、深くそこまで聞かなかったんですけど、学校の先生と、ちょっとお話させてもらって、制服を無くすとした時、どういうふうなことになるのかねと言ったら、いわゆるそれで生業をされている人もおられるわけで、最終的に、小園さん、今、教育長がおっしゃったように性同一性障がい、トランスジェンダーという出生時の性とは異なる自分を認識している人。そうした時に、毎日辛いよね、その人はねって。それは無くなったら、自分は女として生まれてきたけど、男性だったらズボンでいいし、男性として生まれてきて女性と認識してるんだったらスカートでいい。そういったものは、やれるよねみたいところで終わったんですけど、今回いろんなことが、ずっとその後、何年も経った中で、こういうことが、どんどん出てくるものですから、非常にこれは、しっかりそういう、まさしく性的少数者としてカミングアウトできないんですよ、なかなかね。そうした時に、誰に相談していいか分からないという時に、最終的には行政に頼ったり、学校の現場に、先生たちに頼ったりという、そういうことだろうというふうに思うものですから、今回少し質問をさせてもらって、本市は、こういうことでやっているということでありました。

憲法第13条は、個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉ということで、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というふうに、憲法第13条が個人の尊重、幸福追求権とうたってます。これを読み解くと、志布志市も、この立場でないといけないということであるわけですし、市長、教育長から答弁がありましたように、ぜひその立場で取り組んでいただきたい。

なかなか言葉に出して言えないという、その環境をどう救っていくのかといたら、まち全体がそのことを受け止められるという社会にしていく。子供さんたちがいる学校では、学校が深い理解者になっていくというのが必要だろうというふうに思うわけです。

本市の行政としては、そういう啓発活動をやっているということで、学校現場では、相談の教職員配置をちゃんとしてますねという通知も来たりして、調査もやっているわけですが、なかなかそれを周知をしていなかったというのが、この前、毎日新聞等でもちょっと取り上げておられまして、そんなもんだらうかというようなことがあったんですけど、学校として、例えば義務教育の場合志布志市の小学校、中学校になるわけですが、そこにおいては、きちんとしたそういう性的マイノリティーの子供たちの悩みが相談できる教職員が配置されて、そういう時に悩みがあったらここだよということが、教育委員会としても、きちんとそういう対応が取られているとい

うふうに、先ほど教育長の方からちょっとありましたが、ちょっと具体的でごめんなさいね。そういうことについては、どういった対応をされているんですかということでもあります。

○教育長（和田幸一郎君） この性的マイノリティーのことは、非常に難しい部分があります。先ほど議員言われましたように、本人は自覚をしていますが、なかなか表に出せない、出たくない。自分を出したいけど、保護者が出たくない。保護者も子供も出たくない。そういう状況なので、実態調査というのもまずできない。したがって、やっぱり本人が相談できるような体制をつくっていくというのは、すごく大事なんですけども、しかしそれにしても、まず大事なことは教職員が、この性的マイノリティー、性同一性障がいについて理解がないと、たぶんに子供に対して差別的なことでついつい言うてしまうというような状況がありますので、優先すべきは教職員がLGBT、性同一性障がいについて、基本的な理解をきちんとしておくというのが前提にないと、多分子供は相談にも来てくれないだろうと思いますので、私が今、最優先すべきは、教職員に対して、LGBT、性同一性障がいについての基本的な理解を深めるというのが、まず第一で。校長研修会等でも、あえてLGBTについても触れるようにしております。

そのことが第一にあって、そして二つ目に、今、議員言われましたように相談体制ということで、なかなか本人から、私はこういう思いを持っているというのを言い出しにくい、それが事実だと思いますので、子供たちが本当に相談ができるような体制というのをつくっていくというのが二つ目だと思います。

現在のところ、子供から直接そのような相談というのは無いわけですけども、しかしながら内面は、そういう思いを抱えている子供がいけないとは言えない。全国的な調査で約6%から8%が性同一性障がいだというような実態調査もあるようですので、本当に子供たちの心に寄り添うような相談体制というのを築いていくことが、非常に大事なことだなというふうに感じております。

○19番（小園義行君） 今、教育長の方からありましたように、学校側が深い理解者になるという、その前段として共通認識に立った上でという、全くそのとおりだと思います。ぜひそういった対応を志布志市の教育委員会としても取り組んでいただいて、声を挙げたくても難しい、親にもなかなか言えないという部分があるわけですから、ぜひそこらについては対応を、先生たちの理解を深めるということとあわせてやっていただきたいと思います。

そういう調査をされている大学の先生なんか、小学校、中学校になると、いわゆる自分は何者かというのを認める時期になって、いじめの対象や不登校になりやすいという、その要因であるよということも述べられておられますので、ぜひ今、教育長が答弁された立場で、ぜひ先生たちと一緒に、こういう性的少数者という表現になっていますけど、そのことに取り組んで欲しいなというふうに思います。

今回それぞれ4項目にわたって、いろいろなことを質問をさせていただきました。

もう少し時間がありますので、このLGBTに対しては、市も教育委員会も取り組んでいきますよということでしたので理解をしました。

最後に、一般質問で、この間いろいろやられました。昨日も「市長は何を目指すんですか」というようなことで、少しやり取りが鶴迫議員との間でもあったところでしたが、実は、私は、わがまちは市民憲章を制定していますね。「志あふれるまち」をやりますよと。大変ここで失礼なんですけど、ビックコミックオリジナルという漫画本ですよ、ここで「釣りバカ日誌」とか、そういうのが載っている漫画本で、変なヌードが載っているとかがそうじゃないですよ。ここの「テツぼん」というのをやって、志布志市が載ってるんですよ、このビックコミックにね。

国会議員が視察に来て、お父様の墓参りとかに行行って、桜島の向こうに志がたくさんあふれているまちがあるということから始まっていくんですね。そして、見事に書いています。日南線終着駅、志布志、その通りに書いてあります。それをSNSじゃないですよ、本当に紙文化で全国にこれが発売されていますからね。志のまち志布志というのが、どんなふう映っているんだろうかと、志布志というのを志布志市役所志布志支所のあるのも志布志駅も同じ、志布志市志布志町志布志なんですということ、見事にこれね、お金かけないでPRしてくれています。ぜひ我がまちは「志のまち」、これを目指していっているまちですので、私達も志を高くして、これからも皆さんと一緒に議論して、いいまちづくりに突き進んでいきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 本日の日程は、終了しました。

明日から9月27日までは、休会とします。

9月28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時35分 散会

平成30年第3回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成30年9月28日（金曜日）午前10時02分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 土地改良事業の変更について
- 日程第5 議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第61号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 報告第2号 平成29年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第14 報告第3号 平成29年度志布志市資金不足比率について
- 日程第15 認定第1号 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第8号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第9号 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第63号 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第25 議員派遣の決定
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（20名）

1 番 久 井 仁 貴	2 番 南 利 尋
3 番 尖 信 一	4 番 市ヶ谷 孝
5 番 青 山 浩 二	6 番 野 村 広 志
7 番 八 代 誠	8 番 小 辻 一 海
9 番 持 留 忠 義	10 番 平 野 栄 作
11 番 西江園 明	12 番 丸 山 一
13 番 玉 垣 大 二 郎	14 番 鶴 迫 京 子
15 番 小 野 広 嗣	16 番 長 岡 耕 二
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭
情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜	港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人
教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時02分 開議

○議長（西江園 明君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

日程第2 議案第52号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容については、上位法である地域再生法の一部改正に伴うもので、本社機能の東京一極集中を是正するため、移転型事業の固定資産税の特別措置に課税免除が新たに追加され、本市では、志布志港の外港地区、若浜地区、新若浜地区及び臨海工業団地が対象地域として指定されているとの説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正により、事業所等からの問い合わせはあったのかとただしたところ、今のところ、まだ問い合わせ等は無いと回答でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第52号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例では、市営墓地の利用者に対し、使用許可後20年が経過するごとに許可の更新を規定しているが、その手続きは確実に実施されているのかとただしたところ、合併前の旧町時代である平成13年度に町営墓地の管理に関する条例が制定され、20年ごとの使用許可の更新が規定されている。13年度の条例制定から20年が経過する平成33年度に初めて使用許可の更新手続きが必要になるとの答弁でありました。

平成13年の条例制定以前からの墓地利用者の使用許可の更新手続きについては、平成33年度までに必要になるのではないかとただしたところ、平成13年に制定された条例が施行される時点での墓地利用者については、使用許可の時期を問わず、その時点で使用許可の更新がされたものとみなす経過措置を附則で規定している。現在、現地調査の結果と台帳との照合作業をしながら、承継の手続きをお願いしている。相談に来られる中には、70歳代の方も見受けられ、90歳代となる20年後に適正な管理は難しいとの声が多かったことが、今回の改正の要因であるとの答弁でありました。

管理がされていない、いわゆる、放置墓に対する取り扱いを条例で規定しているのかとただしたところ、具体的な条文は無いが、放置墓については利用者の戸籍等を調べながら特定し、条例に従い原形に復して返還することをお願いする。利用者が特定できない場合については、官報で1年間、改葬を公告するとともに、現地にも同じ内容の看板等を建て公告し、申し出がなければ行政により処理できる手順となっているが、現地の原形復旧にかかる予算が必要になると考えて

いるとの答弁でありました。

高齢化が進展する中で放置墓が増加することが懸念されるが、使用者に対する公平性を保つためには、条例に規定された20年後の使用許可の更新を確実に履行してもらう必要がある。平成33年度までに放置墓への対応が可能なのかとただしたところ、現在、承継手続きを通知しているのは、承継が見込まれる後継者とし、志布志市内に在住している方を中心に処理している。放置墓については、使用者が不明、名碑も無い、台帳に記載された使用者も亡くなられ、その後の管理者も不明といった状態であるため、承継すべき方を特定するには、相当の年数、時間を要すると思われるため、平成33年度に全ての使用者の許可を更新するのは難しいと考えている。使用者等が特定できる墓地の承継手続き、更新手続きを優先しながら、放置墓の使用者等についても、なるべく早く特定できるよう努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号、志布志市営墓地条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

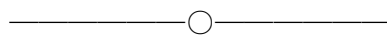
これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第54号 土地改良事業の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第54号、土地改良事業の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第54号、土地改良事業の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、中山間地域総合整備事業（生産基盤型）有明地区山重柳井谷団地の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当

職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当初の土地改良事業計画から農業用排水路の延長が増えているが、その経緯についてただしたところ、当初計画の段階ではある程度の現地確認も行うが、地形図等を用いて設計する。事業採択後に現地の詳細測量を行った結果、変更となったものや、当初計画では用排水路が入っていなかった部分に、現地調査の結果、整備の必要性が生じたことなどにより、用排水路の延長が増えているとの答弁でありました。

受益面積は17haから16.6haに減少しているが、逆に区画整理の面積は11haから12.2haに増えている。受益面積と区画整理とは何かとただしたところ、受益面積とは道路、水路、法面等を含む土地改良事業計画内の全ての面積を指す。区画整理とは、実際に耕作する面積を指す。受益面積については詳細測量の結果で0.4haの減となっている。区画整理の面積については1.2ha程度の増になるが、当初の設計段階で考えていた道路、水路、ほ場の位置や高さ、法面などから、なるべく耕作面積を多く取ろうとして設計した結果、増となったものであるとの答弁でありました。

今回の計画変更以後の変更は想定していないのかとただしたところ、ほ場整備する4団地のうち3団地は既に整備が完了しており、残り1団地も本年度完了予定であるため、今回変更する数値に近い形で実施していくとの答弁でありました。

倉ヶ崎団地の水路の完成後の管理は、どこが行うのか。中山間部では少子高齢化により水路の管理が大変だという声を聞くが、管理について地元水利組合との協議はできているのかとただしたところ、倉ヶ崎団地の水路については、倉ヶ崎水利組合の管理になる。管理が難しい場所については、地元水利組合との協議により管路にするなど、維持管理の軽減を目指した設計としているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号、土地改良事業の変更については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

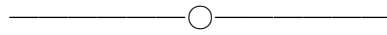
お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告

のとおり可決されました。



日程第5 議案第55号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本庁別館1階空調設備更新事業において、空調設備が故障し、応急的な修繕を実施したが解決に至っていないとの説明であったが、どのような状況だったのかとただしたところ、本年6月に実施した定期保守点検の際、屋内配管の一部にフロンガスの漏れが確認され、漏えい箇所を特定するまでの間にフロンガスの圧力が低下したことにより、別館1階の室外機4基のうち3基の基盤が故障し、応急処置を行った。漏えい箇所の特定には特殊な調査を数度繰り返し実施しても特定できない可能性もあること、また、本設備は13年を経過しており耐用年数の10年を超過していることから、設備更新工事を実施したいとの答弁でありました。

こういった不具合については、これまでの定期的な保守点検時に更新の必要があること等の報告はなかったのかとただしたところ、保守点検報告書には耐用年数経過による更新の必要性については、報告はなかったとの答弁でありました。

今回購入する公有財産は、戦跡遺構として貴重な文化財遺産となる第二次世界大戦時の通信指令所を含む防空壕跡施設とのことだが、当該土地の所在地はどこか。また、取得後はどのように管理していくのかとただしたところ、所在地は志布志町安楽にある平床公民館隣接地で、取得後は、文化財保護のため行政財産として教育委員会が管理するとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、法人による確定申告に伴い、法人市民税の減額による還付金が発生し、予算の増額補正に至っているが、今後も同様の事由により、補正の必要性が発生するのかとただしたところ、今回の増額補正は、まれなケースであり、当初予算と合わせ、本定例会

で計上している予算で対応可能であると判断するところであるが、法人市民税に限らず、その他の税目においても、いついかなる理由で還付金が発生するかは予測できないため、再度増額補正を計上する可能性は否定できないとの答弁でありました。

また、還付加算金とはどういったものかとただしたところ、税金の還付金に付ける利息のことで、税金の還付金または過誤納の税金は、遅滞なく金銭で還付しなければならないが、その際、還付金額には、その税金の納付があった日の翌日から還付のための支払決定の日までの期間の日数に応じて、その金額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付額に加算するものであるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、田之浦四浦分団詰所整備事業において、新築工事にあたり、約3,000万円の補正予算が計上されているが、金額はおおむね見込みどおりの金額だったのかとただしたところ、直近で整備した安楽分団詰所が3,564万円であり、その安楽分団詰所よりも今回整備する田之浦四浦分団詰所は建築床面積が小さいことから、おおむね見込みどおりの金額であるとの答弁でありました。

県道日南志布志線道路改良に伴う代替消火栓設置における消火栓の設置場所及び形状等についてただしたところ、設置場所は福島渡地区になり、現在ある防火水槽を撤去し、新たに消火栓を設置するものである。設置箇所は県道歩道内で、地上高80cm程度になるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ブランド推進事業の一つとなる志布志の夏そば事業において、そば生産組合が設立されており、当該組合の自立に向け取り組んでいくとのことだが、何年ぐらいをめどに自立を考えているのかとただしたところ、そば生産組合を設立したことで、一部ではあるが、転作に係る直接支払交付金も入るようになったことから、より一層、組合との連携を図りながら生産性の向上を目指し、市内における経済効果を高めながら、3年をめどに自立へ向け進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

また、市内外において夏そばの知名度は向上しており、PR効果・経済効果があるように見受けられる。関係課とも協力し、今後も、志布志市の食文化の発信として、引き続き力を入れていくべきではないかとただしたところ、事業を開始し10年が経過した。イベント的なPR方法については整理するなど事業の見直しを行い、引き続き生産性の向上を図ることはもちろんのこと、PRについても業界団体や関係課、観光特産品協会、各種メディアとも連携を取りながら行っていきたいとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域経済循環創造事業については、商工会等とも連携し、幅広く事

業の周知を行うべきではないかとただしたところ、事業の周知については、不公平感を与えることのないよう、特に商工会との連携・情報共有が不可欠であると考え。ふるさと納税においては、事業者間連携による研修会等も行っており、今後、あらゆる機会を通じて、商工会会員をはじめ、多くの事業者に情報が行き渡るよう体制を整えたいとの答弁でありました。

ふるさと納税への取り組みとして、(仮称)志布志市“志”サポーター制度を実施することだが、制度の目的や内容はどのようなものかとただしたところ、志布志市民及び志布志市出身者、関係者の方々等から市外在住の友人・知人等を紹介していただき、ふるさと納税の使い道や成果、市特産品の魅力をはじめ、本市のあらゆる情報の発信者になっていただくことを目的としている。紹介者及び紹介され、ふるさと納税の寄附をした方には、特産品等を贈呈するなど、特典を用意するとの答弁でありました。

また、本事業を取り組むにあたり、市民の方々や出身者の方々から紹介していただくための散らしを作成するとのことだが、主旨説明等を分かりやすい内容にすべきではないかとただしたところ、一人でも多くの志サポーターを紹介していただけるよう、市民の方々や出身者の方々が理解しやすい散らし作成に努めたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算(第4号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(西江園 明君) 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(小園義行君) ただいま議題となっています議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算(第4号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました、所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道徳教育総合支援事業に係る県委託金が計上されているが、今年から教科として始まった道徳教育にどのような形で活用されるのかただしたところ、道徳総合支援事業については、平成27年度から取り組み、本年度が4年目となる。地域や学校教育における道徳を総合的に支援する事業であり、小・中学校で行っている道徳の授業の質の向上を図るとともに、地域や家庭まで含めた道徳教育の推進に活用するものであり、27年度、28年度においては、子供たちを対象とした授業の理解度や地域、家庭での道徳に関する意識調査を実施したところである。30年度については、29年度に引き続き、保護者を対象に道徳教育に対する子供の理解度や

家庭での道徳教育の現状についての実態調査を行うこととしており、モデル校である松山小学校、宇都中学校での道徳教育の在り方についての研究に取り組んでおり、6月28日に、それぞれ実施した研究公開で様々な意見をいただいたところである。それらの意見を反映した更なる道徳教育の充実に向け取り組んでいくとの答弁でありました。

教育振興費の大会等出場補助金が30万6,000円増額されているが、その要因についてただしたところ、各競技の大会等への出場にかかる費用に対する補助として、当初予算で135万円を計上していたが、志布志中剣道部が男女ともに県大会を勝ち抜き全国大会に出場することになった時点で、既定予算に不足を生じたところであった。

志布志中剣道部の全国大会出場に係る補助については、開催日の関係もあり、財務課に相談し、8月1日付けで38万9,000円を流用し対応したところである。

今後、開催される駅伝競技等の県大会出場に係る補助金の支出が見込まれるため、今回30万6,000を計上したものであるとの答弁でありました。

学校給食センター費について、嘱託職員報酬の8月までの未執行分の減額であるとの説明であったが、現在の嘱託職員の充足率についてただしたところ、4月時点で2名、5月時点で1名、6月時点で2名、7月、8月時点でそれぞれ3名、9月現在で4名が不足しており、6か月の平均で2.5名が不足している状況であるとの答弁でありました。

嘱託職員の募集に対して応募が無い状況が続いているとの説明であったが、今後も同じ条件での募集を続けるのかとただしたところ、嘱託職員の途中退職に伴う募集については、応募がなかったところであるが、それ以外の募集については、若干の応募があった。嘱託職員の採用については、原則、面接選考と定められているため、面接を行った結果、不採用となったケースもある。それ以降については、応募者が無い状況であり、勤務条件等に問題があるのか、どのようにすれば応募につながるのか、研究していくとの答弁でありました。

小・中学校の空調機整備事業について、設置対象となる教室等の範囲についてただしたところ、今回計上した予算については、市内21校の全ての学校を対象としており、教室については、特別支援教室を含めた153の普通教室の全てを想定しているとの答弁でありました。

今回計上された予算は、設計業務委託に係るものであるが、設置についてどの程度の事業費を試算しているのかとただしたところ、概算ではあるが、設置工事、電気工事、キュービクル設置等を含め、小・中学校合わせて2億7,000万円程度になると試算しているとの答弁でありました。

国においては、17℃以上28℃以下が適当な学習環境と見直され、来年度予算についても500億円が要求され、空調機設置が推進されているが、事業実施については、複数の小学校、中学校でのくくりとなるのか、1校ずつの実施となるのか、国はどのように捉えているのかとただしたところ、国の補助基準については、小・中学校ともに学校単位で予算が付くが、学校単位での事業費について、400万円の下限値を設定し、400万円以下については、補助対象外としている。学校単位での事業費が400万円を超える場合については、補助対象となるため、学校ごとの申請となるが、400万円を下回った場合については、単独事業として実施することになるとの答弁でありました。

普通教室の少ない小規模校については、事業費が400万円を超えないことが想定されるのではないかとただしたところ、概算ではあるが、市内で事業費が安価な小学校の場合でも、設置費については90万円の5教室で450万円、電気工事については75万円、キュービクル設置については400万円、全体で925万円と試算していることから、市内において事業費が400万円を下回ることはないの見込んでおり、400万円を下回った場合においても、市の予算としては、小学校費として総額で予算化するため、国の補助金は若干減るが、事業としては特に問題ないと考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域循環型・エコタウン低炭素化促進事業により、最終処分場の長寿命化を図るとしているが、どれくらい延命できると予想しているのかただしたところ、最終処分場へ搬入される紙おむつを除外することで、約13年の延命化につながると試算している。昨年度実施した本事業での調査により現在の搬入でも59年間は搬入可能との結果が出ており、紙おむつを除外できれば、今後72年間の搬入が可能となる。

県内の自治体における最終処分場建設に関する反対運動が報道されていたが、本市においても、新たな処分場を建設できる状況にないと考えている。

最終処分場について、衛生面の改善を図るとともに、最新の分別ステーションというイメージに変えていければと考え、昨年度に引き続き本事業に取り組むものであるとの答弁でありました。

事業内容については、固形燃料適正化調査業務、事業化可能性調査業務が計画されているが、その実施主体についてただしたところ、固形燃料適正化調査業務については、固形燃料の原料となる品目の分別や固形燃料化に係る調査可能な民間の業者を想定している。

事業化可能性調査業務については、固形燃料の需要等の調査が可能なコンサルタント会社を想定しているとの答弁でありました。

国においては、焼却炉整備等への支援もしながら、本市が取り組む再資源化等にも理解を示しているということ、本事業の補助率が100%であることから認識できるところであり、本事業の成功を国も期待していると感じる。2年間の事業期間との説明であったが、事業終了後における国の関わり方について、どのような感触を得ているのかとただしたところ、焼却炉整備等については3分の1を補助する一方で、通常の廃棄物管理に関する国の補助は無いのが現状であるが、パリ協定の達成に資する地球温暖化防止等の事業については、本事業の補助率が100%であることから、高い関心を持っていると感じている。この取り組みの成功は、国内のみならず、廃棄物管理に苦慮している途上国へ波及することも見込まれることから、環境省が力を入れている事業であると感じているとの答弁でありました。

事業化可能性調査業務の中で、協議会の運営支援が計画されているが、どのように組織化され、どのような役割を担うのかただしたところ、議決後において組織化することになるが、収集運搬業者、清掃センター、行政機関の関係者での構成を想定している。

役割については、本事業に係る計画等について、協議、調整等を指定いただくこととしているとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、助産師の確保については、厳しい状況にあるのではと認識しているが、子育て世代包括支援センター事業で、嘱託職員として採用する助産師の報酬が計上されている。助産師の報酬として、今回計上された金額で大丈夫なのかとただしたところ、子育て世代包括支援センターについては、母子保健コーディネーター2名、子育て支援コーディネーター1名の3名体制とし、母子保健コーディネーターについては、嘱託職員を想定していたが、人材確保ができず、臨時職員で対応してきた。

今回、計上した報酬等の条件での就業が可能な助産師が見つかったため、10月からの就業に係る報酬を計上したものである。助産師の1か月の報酬額は、18万2,000であり、保健師、管理栄養士と同額であり、一般の事務職の嘱託職員報酬額より高く設定してあるとの答弁でありました。

自殺対策計画策定事業については、全額を減額補正し、また、計画案の作成についても健康づくり推進協議会で行うとの説明だが、当初予算編成時点では、策定業務の委託先として、どこを想定していたのかとただしたところ、外部の事業所への委託を想定していたとの答弁でありました。

計画策定業務を行う健康づくり推進協議会とは、どのようなメンバーで構成され、どのような役割を担う組織なのかとただしたところ、健康づくり推進協議会は、市が実施する保健事業等についての助言、評価等を行い、円滑かつ効果的な事業推進を図ることを目的に設置されている。委員については、医師会、歯科医師会、保育園、公民館長会、青年団連絡協議会、老人クラブ、地域女性連絡協議会、食生活改善推進員、JAあおぞら、JAそお鹿児島、商工会女性部、校長会、PTA連絡協議会の代表者で構成されているとの答弁でありました。

県の自殺対策計画の策定が、平成31年3月に先送りされた要因についてただしたところ、県の計画策定が遅れている理由については、策定作業の立ち上がりの遅れが要因であると認識している。市町村の自殺対策計画については、国の大綱、県の計画を勘案して策定することを法律で規定しているため、九州内の他県では、市町村の作成時期より早い時期に策定されたのだろうと思われる。鹿児島県では30年1月時点で、パブリックコメントを経て、31年3月に策定するとしている。市町村の計画については、県の計画を勘案した策定と規定されているため、県の計画を勘案する期間を設け、策定すべきであろうと判断している。策定に係る業務が停滞することはないが、県の策定時期を考慮し、本市の策定時期については、年度明けに設定したため、予算を減額することとしたとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について、報告をいたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、市単独道路維持事業高尾地区流末排水工事の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、産地パワーアップ事業（茶振興対策）については、海外での需要が高く、抹茶の原料となるてん茶用の被覆資材の導入費を補助するため、今回2者分が増額して計上されているが、それぞれの茶農家が所有する茶園の全体面積と、てん茶の今回の受益面積についてただしたところ、有限会社なべやまは、約41haの茶園のうち今回2.88haの計画、有限会社上室製茶は、約20haの茶園のうち今回5.78haの計画となっているとの答弁でありました。

現在の市内のてん茶の栽培面積についてただしたところ、現在市内では4戸の茶農家がてん茶の栽培に取り組まれており、面積は約160haであるとの答弁でありました。

てん茶は海外で需要が高い抹茶の原料となるとのことだが、現在どの程度輸出されているのかとただしたところ、直接輸出と商社等による間接輸出があり把握は難しいが、せん茶やてん茶など、平成29年度で約260tを輸出しているとの答弁でありました。

2番茶、3番茶もてん茶として加工できるのか。また、てん茶の取引価格についてただしたところ、2番茶、3番茶までてん茶に加工されている所がある。取引価格は、通常国内の1.5倍～2倍の価格で取り引きされている。2番茶、3番茶も同様に1.5倍～2倍で取り引きされているとの答弁でありました。

今後、この事業に手を挙げる予定の事業者がいるのか。また、てん茶の輸出が増えていくという見通しの下、この補助事業に取り組んでいるのかとただしたところ、来年度以降の計画は、今のところ有明地区で1件、玉露での計画がある。また、現在、県内では12のてん茶工場が稼働しており、今年度更に1工場が稼働する。抹茶の原料になるてん茶は、海外での抹茶ブームにより需要が高いが、需要と供給のバランスがあり、たくさん作っても全て売れるというわけではない。生産量が増えればバランスが崩れて単価が下がるのは当然であると考えているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業の高尾地区流末排水工事について、公共土木施設災害復旧事業の補助対象にはならないのかとただしたところ、通常、公共土木施設災害復旧事業の補助対象に該当するのは道路、河川である。前回平成27年度に被災した時もいろいろ調査したが、宅地造成した所の流末排水であり公共土木施設ではないとのことで補助対象にはならず、維持事業として合併特例債を充てている。今回の工事も同様の取り扱いであるとの答弁でありました。

シラス台地であることから特殊な工法であるとのことだが、市内業者も受注が可能な工法なのかとただしたところ、工法についてはモルタル吹き付け、現場打ちであり、施工については市内業者でも十分対応できるとの答弁でありました。

シラス面は崩れやすいため、なるべくモルタル吹き付けはしないと認識していたが、強度的には問題ないのかとただしたところ、前回の27年度工事は、急斜面を利用した排水路とするために軽い材料のハウエル管を使った。今回は、下流の保全施設を避け、緩斜面を利用した3面張りの排水路を設置する。現在県のシラス対策事業においても、同様の工法を取っており、「地山シラスの判断分類に基づく切り土工の設計施工指針」に基づき、今回の工法を採用したとの答弁でありました。

現地調査では付近に竹や木などが多かったが、3面張りの排水路に倒れてくれば柵などに詰まって越水してしまう。施工後の管理が大変ではないかとただしたところ、倒竹木を想定し、全面モルタル張りのなだらかな斜面の間に3面張りの排水路を設置する。排水路を超える倒竹木があっても、その上に更にモルタル張りがあることになる。施工後の管理については定期的な見回りと倒竹木の除去を行っていくとの答弁でありました。

今回の被災を含め、近隣の民間事業者等に対しては、早急で丁寧な対応を心がけているかとただしたところ、近隣の民間事業者等の営業に影響が出ないよう、災害協定を結んでいるふるさと協議会により、土砂の除去や碎石散布を行うなど、今回も早急に対応をした。また、下流の道路が封鎖になると、影響が大きいため、速やかな土砂の除去を行っている。民間事業者等にも直接おわびを伝えているとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業について、今回の増額で何棟分が対応可能と積算しているのか。また、本年度はあと6か月あるが、この増額で足りるのかとただしたところ、今年度は、既に住宅21棟、付属家23棟の解体撤去について助成している。これまでの推移から、今回の増額で住宅10棟、付属家3棟分と積算している。解体撤去については、計画から完了まで4か月から6か月かかるため、基本的には今年度は最後の増額と考えているとの答弁でありました。

解体撤去は4か月から6か月かかるという説明だが、12月以降に申請があった場合の対応をただしたところ、この事業については随時問い合わせがあるが、11月以降に問い合わせがあった場合、来年度に申請されるよう案内しているとの答弁でありました。

未登記処理業務について、突発的な未登記が発生し、今回補正しなければならない理由についてただしたところ、民間の不動産取り引きの中で、境界がずれて市道が入り込み、所有権移転が

できないケースなどが突発的に発生している。また、有明町で実施していた「農村環境改善対策事業」による未登記の解消について、当初予算に例年同額で計上して取り組んできたが、相続の手続きが完了したことなどで昨年以上に処理が進んでおり、7月26日現在で既に測量30筆、分筆24筆の実績が上がっているため今回補正をお願いするものであるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用施設災害復旧事業については、建設業界も従業員の確保などに苦慮していると聞くが、発注の見込みは立っているのか。事業数が多いので、業者側にも配慮して欲しい。建設課の災害復旧事業とも重なるので、早めの発注に努めるべきではないかとただしたところ、議決後は、早急に入札執行したいと考えている。できるだけ、業者が施工しやすいように工夫していくとの答弁でありました。

農業用施設の災害については、水路の管理が悪いため、草が繁茂して水の流れが悪くなり、詰まるということが起きてしまう。通常の維持管理の必要性について周知徹底していく考えはないかとただしたところ、水路のオーバーフローは設計以上の降雨や、管理不足により発生するようである。通常の維持管理は隣接する田畑の地権者や耕作者が行っているが、不十分な箇所も見受けられる。毎年6月頃、自治会回覧に災害発生時の連絡先を載せているが、通常の維持管理の啓発についても今後掲載していきたいとの答弁でありました。

特用林産物（枝物）振興事業のうち、消費拡大推進事業の対象者についてただしたところ、消費拡大推進事業については2つの推進方法があり、県産原木しいたけを給食センターに提供し、それを小・中学校に給食として出してもらうものと、しいたけの菌の駒打ち体験を潤ヶ野小学校で予定しているものであるとの答弁でありました。

分収林分収交付金事業について、分収林の場所、面積、立木の種類、本数、樹齢をただしたところ、志布志町の提口集落、市、国の3者契約となっており、今回国において競売が完了したため、契約に基づき提口集落に分収林分収交付金として支払うものである。面積は111,699㎡、スギ5,887本、ヒノキ3,840本、植栽時期は昭和38年から39年となっている。国有林の分収林であり、売り払いについては国の森林管理局の収穫調査に基づき最低制限価格を設けた入札で価格が決定される。市はその入札結果により、3者契約に基づき集落に分配するものであるとの答弁でありました。

農道維持事業で予定されている土地改良事業の8地区とはどこか。また、この事業が必要な場所は、まだ他にもあるのかとただしたところ、新橋2地区、泰野6地区の水田について、暗きょ排水工を予定している。この地区は、平成24年以前に県営中山間総合整備事業で区画整理や水路の整備などを行った場所であり、水はけの悪い湿田にネトロンパイプを敷設した物が、少しずつ目詰まりを起こしているものを更新する事業である。経年により排水が悪くなる所は今後出てくると想定しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案

第55号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

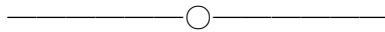
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第55号に対する各所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第56号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第56号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第56号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、2億円以上の繰越金となった要因についてただしたところ、平成29年度の一人当たりの医療費については、平成28年度と比較して概算でマイナス0.71%となったこと、前期高齢者の交付金が増加したことが要因と認識しているとの答弁でありました。

一人当たりの医療費、マイナス0.71%は、金額で幾らなのかとただしたところ、一人当たり医療費については、平成28年度が37万6,019円、29年度が37万2,151円となっており、3,868円の減となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号、平成30年

度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

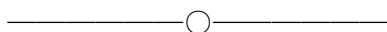
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第57号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第57号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第57号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費について、事務機器借上料2万1,000円が計上された理由についてただしたところ、今回、計上した事務機器借上料については、広域連合の電算処理システム機器の更新に伴うものであり、運用が開始される平成31年3月の1か月分である。更新機器については、スケールメリットを生かすため、県内市町村の必要台数を広域連合が共同購入するものである。7月11日に入札が実施され、各市町村の月額使用料の額が確定したため、補正するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

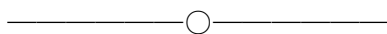
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第58号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第58号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第58号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から保健課長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、総合相談事業費で修繕料が減額され、保険料、自動車重量税が計上されているが、本特別会計で管理すべき公用車を保有しているのかとただしたところ、車両自体は、一般会計で購入したものだが、介護保険事業での支出も可能であることから、介護保険事業で使用している公用車に係る燃料費、修繕料等については、総合相談事業費で支出するものであるとの答弁でありました。

特別会計からの支出が可能であっても、一般会計で購入した公用車であれば、管理等に係る費用は一般会計で負担すべきであり、あえて特別会計で負担することは無いと思うが、負担については、一般会計と按分しているのかとただしたところ、包括支援センターで使用している公用車にかかる費用については、一般会計と総合相談事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

で按分しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

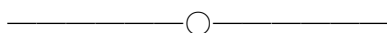
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第59号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第59号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第59号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、全体の予算額は変わらないが、一般会計からの繰入金が減額となっているが、1億7,000万円程度の繰入金が毎年計上されている。一般会計からの繰入金が少なくなっていかなければならないと考えるが、本会計の運営については苦勞されていると認識する。繰入金を減らすため、どのような取り組みをされているのかただしたところ、使用料の徴収に向け、1週間に5件以上の訪問徴収に昨年の7月から取り組んでいる。また、下水道への接続促進について関係事業者との連携を図っているとの答弁でありました。

高齢者の死亡等により、下水道に接続されてはいるが使用されていないといったケースが増加するのではないと思われるが、どのような状況かとただしたところ、接続戸数と使用されている加入戸数で管理しているが、加入戸数が少なくなっているが、過去5年間においては、大きな変動は無く推移しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

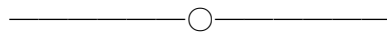
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第60号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第60号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第60号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書により、今回の補正予算は、平成29年度繰越金が確定したことから、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はないとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、議案に関する質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第60号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、全

会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

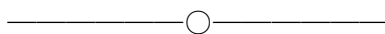
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第61号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第61号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第61号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地4工区については、用地交渉の難航により、当初の3.7haから2haに規模を縮小し、造成着手計画であるとのことだったが、今後は用地買収の再交渉等を行わないということなのかとただしたところ、用地交渉を行う土地開発公社とともに連携を図りながら、交渉が成立した場合には工業団地として整備したいとの答弁でありました。

臨海工業団地5工区における用地買収等の進捗状況についてただしたところ、5工区については、現在、59%の用地買収率となっており、既に数社からの問い合わせがあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第12、議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、(仮称)安楽大橋上部工工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、(仮称)安楽大橋上部工工事のため、指名競争入札により3億5,292万7,368円で、鹿児島県鹿児島市伊敷五丁目17番5号のコーアツ工業株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

詳細については、担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申

し上げます。

○建設課長（假屋眞治君） それでは、議案第62号、工事請負契約の締結について、補足して説明申し上げます。

現在整備中の市道香月線は、志布志駅から国道220号と平行して安楽川を渡り、尚志館高校前交差点まで延びる路線であり、平成27年度から道路改良工事や、橋りょうの下部工工事等に着手しているところでございます。

先の平成30年3月定例会におきまして、平成30年度一般会計当初予算で継続費として、社会資本整備総合交付金事業、市道香月線（仮称）安楽大橋上部工工事について、平成30年度で2億円、平成31年度で2億円の年割額を定めた予算を可決していただき、今回本工事の工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

指名業者の選定においては、橋りょうの上部工は特殊工事であり専門的な知識と技術を必要とすることから、プレストレスト・コンクリート橋りょう工事を専門的にを行い、鹿児島県大隅地域振興局建設部が発注する都城志布志道路のプレストレスト・コンクリート橋りょう工事の入札に参加実績のある10業者を選定しております。

指名業者の営業所等の所在地は、鹿児島市7社、始良市1社、福岡市2社であります。入札につきましましては、8月9日に指名競争入札通知書を郵送し、同月30日に開札を行いました。

開札の結果1社の辞退があり、9社に応札していただき、そのうち8社が競争入札により同額となったため、9月3日に抽選を行い、コーアツ工業株式会社に落札者が決定し、9月7日に仮契約を締結したところであります。

（仮称）安楽大橋の工事概要につきましましては、付議案件説明資料の2ページから4ページでございます。

橋の長さ108m、両歩道を含んだ道路幅員が12.8m、有効幅員12mのプレストレスト・コンクリート橋です。上部工形式は、PC3径間連続ポステンション少主桁であり、工場で作られたセグメント桁部材を現地に運搬して、組み立てヤードで連結後、PC鋼線を挿入し、緊張させた主桁を桁吊り装置で据え付ける工法でございます。

工事の発注につきましましては、橋台、橋脚、護岸工事など、地元業者で施工しておりますが、橋の橋面の防水工事、伸縮装置工事、舗装工事等は、今回の上部工工事から分離しており、来年度以降、地元業者へ発注する予定でございます。

工事期間につきましましては、工事の性格、現場の実情、工事の工程等を考慮し、議決の日から平成32年1月20日まで、約16か月とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議方をよろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 報告第2号 平成29年度志布志市健全化判断比率について

○議長（西江園 明君） 日程第13、報告第2号、平成29年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、平成29年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましても、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.9%、将来負担比率につきましても、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、34.1%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成29年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。

—————○—————

日程第14 報告第3号 平成29年度志布志市資金不足比率について

○議長（西江園 明君） 日程第14、報告第3号、平成29年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第3号、平成29年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度志布志市資

金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は、算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

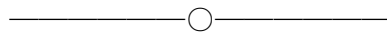
よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成29年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第15 認定第1号 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第15、認定第1号、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成29年度決算につきましては、第2次志布志市総合振興計画の初年度及び過疎地域自立促進計画の2年目であり、それぞれの実現に向けて鋭意努力するとともに、施策優先度評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額272億7,604万6,458円、歳出総額266億3,123万1,344円、差引残額6億4,481万5,114円となり、翌年度へ繰り越すべき財源476万1,000円を差し引いた実質収支額は、6億4,005万4,114円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、112億718万1,000円、構成比41.1%、平成28年度と比較しますと、19億2,862万9,000円の増額となっておりますが、ふるさと志基金繰入金、ふるさと納税による寄附金の増加等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、160億6,886万6,000円、構成比58.9%、平成28年度と比較しますと、4億1,868万9,000円の増額となっておりますが、地方交付税が減額となったものの国庫支出金、地方債が増額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、104億1,536万7,000円、構成比39.1%、平成28年度と比較しますと、1億8,614万2,000円の減額となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金が、平成28年度限りで廃止になったことに伴う減、特別職、一般職の職員給与の減等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、45億7,351万7,000円、構成比17.2%、平成28年度と比較しますと、10億2,923万4,000円の増額となっておりますが、森林整備・林業木材産業活性化推進事業、志布志運動公園人工芝サッカー場整備事業等の増があったこと等によるものであります。

物件費、補助費等、その他の経費は116億4,234万7,000円、構成比43.7%、平成28年度と比較しますと、14億6,605万7,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税推進事業の実施に伴う役務費、委託料、積立金等の増等によるものであります。

7ページをお開きください。

平成29年度末地方債残高につきましては、236億3,030万1,000円で、平成28年度と比較しますと、2億2,832万7,000円、0.96ポイントの減少となっております。市民一人当たりで換算しますと75万1,000円の残高となっております。

8ページをお開きください。

本市の財政指標について申し上げますと、経常収支比率は88.8%で、平成28年度と同じ数値となっております。これは、数値の分母となる経常一般財源のうち、普通交付税が減少したものの、歳出の抑制や基金の活用により、分子となる経常一般財源充当事業もあわせて減少したことによるものであります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書をお目通しくださいますよう、お願い申し上げます。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、今後、交付税の減少等による厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきていることから、新たな財源確保に最大限の注意を払うとともに、貴重な財源を有効に活用するなど、市民への説明責任を念頭に置き、事業内容の見直し、整理統合、廃止等による経費及び事業削減や真に必要な事業の選択、また、公共施設の維持管理に必要な費用については、その機能を維持しつつ、建物の統廃合を推進することにより費用の圧縮を図るなどの手法を最大限に活用し、「入るを量りて出づるを制す」健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成29年度志布志

市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま設置されました平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、久井仁貴君、南利尋君、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、持留忠義君、平野栄作君、小野広嗣君、東宏二君、以上9人を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第2委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 再開します。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の報告します。

委員長に青山浩二君、副委員長に市ヶ谷孝君、以上であります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後は、1時から再開します。

—————○—————

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 認定第2号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第7号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第8号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第9号 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、認定第2号から日程第23、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額53億4,704万7,239円、歳出総額50億3,969万9,395円、実質収支額は3億734万7,844円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成29年3月31日現在で、977円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億1,052万5,863円、構成比を15.2%、国庫支出金が11億9,037万8,847円、構成比22.3%、前期高齢者交付金が、11億5,620万525円、構成比21.6%、共同事業交付金が11億8,132万1,245円、構成22.1%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は7億6,731万1,928円で、収納率は94.8%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が28点、6,696万6,550円、構成比56.9%、後期高齢者支援金等が4億9,944万4,779円、構成比9.9%、共同事業拠出金が13億2,942万6,468円、構成比26.4%となっております。

平成29年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、一般会計から法定外繰入金を

4,000万円繰り入れることで、財政運営をすまいりました。

結果的には、前年度より療養給付費及び被保険者一人当たりの医療費が減少したことに伴い、実質単年度収支は1億247万4,139円の黒字となっております。国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して高齢者を多く抱えており、更に医療技術の高度化などに伴い、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。平成30年度から財政運営の責任主体となった県と一体となり、引き続き国保財政安定化のために国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上、並びに健康増進事業を積極的に展開し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額4億56万8,414円、歳出総額3億9,909万5,804円、実質収支額は147万2,610円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢医療保険料が2億2,233万6,135円、構成比55.5%、繰入金が1億7,185万7,604円、構成比42.9%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億9,048万2,300円、構成比97.8%、保健事業費が611万6,525円、構成比1.5%、諸支出金が155万8,256円、構成比0.4%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額42億7,301万5,157円、歳出総額38億9,894万130円、実質収支額は3億7,407万5,027円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億7,707万5,139円、構成比15.8%、国庫支出金が10億9,272万9,801円、構成比25.6%、支払基金交付金が10億4,556万9,617円、構成比24.5%、県支出金が5億6,825万3,961円、構成比13.3%、繰入金が5億1,535万8,210円、構成比12.1%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が37億464万9,943円、構成比95%、諸支出金が1億344万3,448円、構成比2.7%、地域支援事業費が8,239万686円、構成比2.1%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとともに、地域社会の課題の把握及び地域介護の在り方を模索しながら高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第5号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額2億9,389万9,029円、歳出総額2億8,947万2,872円、実質収支額は442万6,157円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,307万1,490円、構成比24.9%、一般会計繰入金が1億7,300万9,000円、構成比58.9%、市債が4,070万円、構成比13.8%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費の他、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が8,522万8,967円、構成比29.4%、公債費が2億424万3,905円、構成比70.6%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額282万1,577円、歳出総額252万6,112円、実質収支額は29万5,465円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.4%、繰越金が29万6,568円、構成比10.5%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.9%となっております。

次に、認定第7号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,956万1,441円、歳出総額1億1,956万648円、実質収支額は793円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比16.7%、一般会計繰入金が9,803万9,000円、構成比82%となっております。

歳出の主なものは、管理費が1,637万8,920円、構成比13.7%、公債費が1億318万1,728円、構成比86.3%となっております。

次に、認定第8号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億439万9,001円、歳出総額1億438万4,778円、実質収支額は1万4,232円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、財産売払収入が4,436万円、構成比42.5%、基金繰入金が3,916万3,000円、構成比37.5%、市債が2,001万円、構成比19.3%となっております。

歳出の主なものは、事業費が5,780万1,267円、構成比55.4%、管理費が4,459万8,671円、構成比が42.7%となっております。

事業の成果としましては、3工区1.3haについて、港湾物流企業に土地を売却しました。今後は早期に4工区及び5工区の造成工事に着手できるよう、用地取得や関係者協議など所要の手続きを進めてまいります。

次に、認定第9号、平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市水道会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が6億1,953万7,662円、総費用が5億2,022万2,947円となり、9,931万4,715円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億2,281万3,798円、構成比84.4%、営業外収益が9,288万6,964円、構成比15%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,398万6,316円、構成比95%、営業外費用が2,609万5,307円、構成比5%となっております。

平成29年度は、第2次志布志市総合振興計画との整合を図りながら、志布志市水道ビジョンを改定しました。

本計画は、地方公営企業としての経営戦略として位置付けるものであります。

また、建設工事の成果としましては、冠水防止のため、西部水源地の改修工事を行い、老朽管対策工事として、市内4.3kmの水道管布設替え工事を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明を申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

3か所、読み違えをしておりますので訂正いたします。

国民健康保険税のところの歳出の主なものは、保険給付費が「28点」と言ったみたいで、「28億6,696万6,550円」ということでございます。

それから、認定第8号の決算額は、歳入総額「1億439万9,001円」と言ったみたいで。総額「1億439万9,010円」で訂正をしてください。

それから、真ん中辺で市債が「2,010万円」というところを「2,001万円」と読んだみたいです。「2,010万円」ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま設置されました平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、八代誠君、小辻一海君、丸山一君、鶴迫京子さん、長岡耕二君、岩根賢二君、小園義行君、福重彰史君、以上9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成29年度志布志市特別会計決算審査

特別委員会を招集します。

ただいまから、第2委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。

—————○—————
午後1時25分 休憩

午後1時35分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に鶴迫京子さん、副委員長に尖信一君、以上であります。

—————○—————
日程第24 議案第63号 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第24、議案第63号、平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市水道事業剰余金について、当該剰余金の一部を資本金として組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

それでは、平成29年度志布志市水道事業会計決算書の9ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億41万4,468円のうち、その一部の109万9,753円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

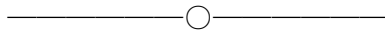
ただいま議題となっています議案第63号については、先ほど設置されました平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会

中も継続して審査することに決定しました。



日程第25 議員派遣の決定

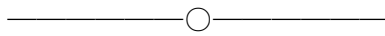
○議長（西江園 明君） 日程第25、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配布してある内容のとおり決定しました。



日程第26 閉会中の継続調査申し出について

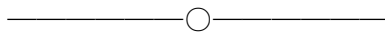
○議長（西江園 明君） 日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（西江園 明君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成30年志布志市議会第3回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時40分 閉会

